

福島県応急仮設住宅記録集

東日本大震災に係る「住まいの応急救助」

福島県土木部



応急仮設住宅記録集の発刊にあたって

平成23年3月11日14:46に東北地方太平洋沖地震が発生し、最大震度6強の大地震と津波により、県内の被害は死者4,134人、住宅被害は全壊が1万5,435棟、半壊が8万2,783棟に上りました。

さらに、その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当県の地震災害は複合災害となり、これまでに前例のない災害対応が必要となりました。

避難者は、ピーク時に16万5千人に及び、県民が県内外に避難しました。

平成23年4月22日に福島第一原子力発電所からの距離と放射線量に応じて警戒区域等を設定、翌年4月1日以降には警戒区域及び避難指示区域について放射線量等に応じた3区域(帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域)への見直しが行われました。このため、7町村が役場機能を移転せざるをえなくなりました。このうち、双葉町役場はまだ移転先のいわき市にあります。

発災後、住まいの応急対策は、主に「応急仮設住宅」の建設と民間賃貸住宅を仮設住宅とする「借上げ住宅」の2本柱での対応となりました。

応急仮設住宅は、発災直後の3月22日に第1段を発注し、最大16,800戸を建設しました。災害協定を締結していた(一社)プレハブ建築協会だけでは、東北被災3県が希望する要請数の供給が難しくなったことにより、4月11日に県内事業者に対し応急仮設住宅建設の公募を実施し、第2段の公募も含めて約6,800戸を建設しましたが、そのほとんどが木造でした。これは国内の木造応急仮設住宅数としては最大の戸数となっています。

借上げ住宅については、県が借主となって斡旋する通常型と被災者自らが物件を探し契約する特例型があり、通常型を先行して対応しましたが、後発の特例型が借上げ住宅の多くを占め、合わせて最大25,554戸を供与しました。

これらの対応もひとえに関係者の皆様の御理解と御支援、御尽力の賜であり、深く感謝申し上げます。

現在、沿岸部を走る常磐線が震災発生から9年ぶりに全線再開されるなど、着実に復興しておりますが、いまだに県内外に約4万人の方が避難生活を継続されています。当県の応急救助は継続中ではありますが、次年度、住まいの応急救助開始から10年目を迎えることを節目とし、応急仮設住宅等の取組内容を、供与から撤去(契約解除)までの一連の経過を取りまとめて記録集としました。

東日本大震災の後も、熊本地震、平成30年7月豪雨などの災害において、多くの応急仮設住宅と借上げ住宅が提供されています。

当県でも令和元年東日本台風では新たに借上げ住宅を供与しています。この際、住まいの応急救助の主体となる借上げ住宅と応急仮設住宅の組み合わせをどうするかが求められました。今後の災害においても、災害規模等に応じてこれらをどのように組み合わせていくかが重要であり、この記録集を全国自治体等における災害への備えに役立てていただければ幸いです。

結びに、これまで御支援していただいた国や自治体、関係団体等の皆様をはじめ、貴重な用地を長きに亘り御提供いただいた地権者の方々や、建設に携わった皆様の御尽力に心から感謝申し上げます、発刊に寄せる言葉とします。

令和2年3月

福島県土木部長 猪股慶藏

応急仮設住宅記録集

目 次

はじめに

第1章 東日本大震災による福島県の被害状況

第1節 地震・津波による被害状況

1.1	H23.3.11 14:46 地震発生の概要	1
1.2	福島県の震度分布図	1
1.3	津波の概要	1
1.4	建物被害状況	1

第2節 福島第一原子力発電所事故による被害状況

2.1	事故発生、政府対応及び警戒区域等設定の経緯	2
2.2	警戒区域等における被害状況	3
2.3	避難状況	3

第2章 応急仮設住宅供給に伴う組織体制及び災害救助法適用通知

第1節 組織供給体制づくり

1.1	災害対策本部組織体制	5
1.2	災害対策本部内応急仮設住宅組織体制	5
1.3	管理市町村との役割分担	5

第2節 災害救助法適用通知

2.1	災害救助法関連通知	8
2.2	応急仮設住宅関連運用通知	9

第3章 福島県における応急仮設住宅の供給の経緯

第1節 応急仮設住宅供給戸数等の設定

1.1	応急仮設住宅供給目標戸数、種別	12
1.2	応急仮設住宅の供給	12
1.3	応急仮設住宅の構造等	13
1.4	応急仮設住宅用地の確保	14

第2節 応急仮設住宅の供給

2.1	配置計画基本方針	16
2.2	供給に係る事務手続き	18
2.3	追加工事の対応状況	18
2.4	維持管理状況	19

第3節 民間借上げ住宅の供給

3.1	民間賃貸住宅供給方式	21
3.2	福島県借上げ住宅に関する基本協定書	21
3.3	契約事務処理要領・フロー及び契約書	23
3.4	遡及事務処理及び再契約事務処理	30
3.5	借上げ住宅の住み替え及び自主避難者への借上げ住宅の提供	33

第4章	応急仮設住宅の再利用と撤去	
第1節	応急仮設住宅の再利用について	
1.1	応急仮設住宅の無償譲渡等に関する要綱	34
1.2	再利用の周知	34
1.3	無償譲渡の実施状況	35
1.4	再利用を可能とする応急仮設住宅撤去業務の入札	35
1.5	移住促進住宅提供事業の目的・流れ	37
1.6	事業実績(提供先各町村において平成30年度末現在のもの)	38
1.7	平成30年7月豪雨災害時の岡山県総社市への無償譲渡	40
第2節	応急仮設住宅の撤去業務について	
2.1	撤去業務発注方式	41
2.2	撤去業務内容	41
2.3	リース団地の撤去業務	41
2.3.1	追加業務	41
2.3.2	戻入手続き	41
2.4	撤去戸数の推移	41
第3節	復興公営住宅への再利用事例	42
第5章	応急的住宅対策の課題と対応	
第1節	これまでの課題と対応	
1.1	県議会における質問と答弁	44
1.2	仮設建築物許可申請、延長申請	46
1.3	応急仮設住宅の需要と供給のミスマッチ	46
1.4	移築	46
1.5	応急仮設住宅の生活環境改善	48
1.6	応急仮設住宅の維持管理(一斉点検、修繕)	49
1.7	応急仮設住宅における事故等事例	50
1.7.1	かみきた団地床上浸水	50
1.7.2	がんご屋強風被害	52
1.7.3	四倉町鬼越木片	54
1.7.4	好間工業団地第3火災	54
1.7.5	その他のクレーム	55
1.8	退去に係る訴訟事例	56
第2節	応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会	
2.1	研究会の設置	61
2.1.1	設置要綱	61
2.1.2	研究会実施状況	62
第3節	応急仮設住宅のライフサイクルコストの算出と分析	
3.1	応急仮設住宅のライフサイクルコストの算出	68
3.2	応急仮設住宅のライフサイクルコストの分析・考察	68
第6章	応急的住宅対策を振り返って(担当者からの寄稿)	72
第7章	資料(応急仮設住宅写真、団地配置図等)	77

応急仮設住宅供給等の時系列

平成 22 年度	H23.3.11	東北地方太平洋沖地震発生 ◇庁内仮設住宅供給体制を整備	◀ P5
	H23.3.12	○(社)プレハブ建築協会へ応急仮設住宅の建設を要請	◀ P12
	H23.3.14	◇応急仮設住宅供給戸数を20,000戸と想定 ○応急仮設住宅の用地確保開始	◀ P12 ◀ P14
	H23.3.16	◇建築基準法第85条第1項に基づく区域指定(仮設建築物に対する制限を緩和する区域)	
	H23.3.23	○応急仮設住宅(第1弾)着工	
	H23.3.23	○県による民間賃貸住宅の借上げ制度の運用を開始	◀ P21
平成 23 年度	H23.4.14	◇応急仮設住宅供給戸数を35,000戸と想定(15,000戸追加)	◀ P12
	H23.4.16	○応急仮設住宅(第1弾)完成	
	H23.4.21	○応急仮設住宅入居開始	
	H23.4.22	○応急仮設住宅建設事業者第一次公募12団体選定	◀ P12
	H23.4.22	○借上げ住宅の特例措置制度を創設	◀ P21
	H23.5.13	○応急仮設住宅の用地(民有地)確保、建設開始	◀ P14
	H23.7.26	○応急仮設住宅建設事業者第二次公募15団体選定	◀ P12
	H24.3.末	〔建設型16,464戸／借上げ住宅25,522戸〕	
平成 24 年度	H24.4	◇仮設・借上げ住宅入居期間延長措置 ○応急仮設住宅の移築を実施	◀ P46
	H25.3.6	○応急仮設住宅全戸完成	
	H25.3.末	〔建設型16,800戸／借上げ住宅24,503戸〕	
平成 25 年度	H26.3.末	〔建設型16,800戸／借上げ住宅21,658戸〕	
平成 26 年度		○使用終了した応急仮設住宅の撤去を開始	◀ P41
	H27.3.末	〔建設型16,607戸／借上げ住宅17,397戸〕	
平成 27 年度		○復興公営住宅へ再利用	◀ P42
	H28.3.末	〔建設型15,758戸／借上げ住宅13,366戸〕	
平成 28 年度	H28.4.1	○応急仮設住宅の無償譲渡制度の運用開始	◀ P34
	H29.3.末	◇檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市、川俣町、川内村以外の市町村の供与期間終了	
	H29.3.末	〔建設型14,604戸／借上げ住宅8,706戸〕	
平成 29 年度	H29.4.1	○移住促進住宅提供事業を開始	◀ P37
	H30.3.末	◇檜葉町の供与期間終了	
	H30.3.末	〔建設型11,968戸／借上げ住宅4,283戸〕	
平成 30 年度	H30.8	○平成30年7月豪雨災害被災地へ無償譲渡を実施	◀ P40
	H31.3.末	◇南相馬市、川俣町、川内村の供与期間終了	
	H31.3.末	〔建設型7,866戸／借上げ住宅2,330戸〕	
令和 元 年度	R2.3.末	◇富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村の供与期間終了	
	R2.3.末	〔建設型3,506戸／借上げ住宅1,067戸〕	

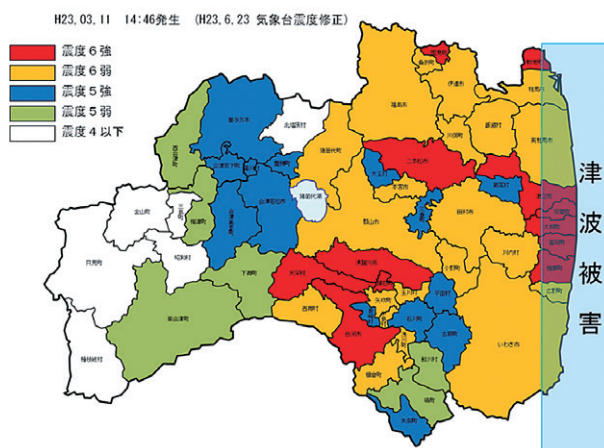
第1節 地震・津波による被害状況

1.1 H23. 3. 11 14:46 地震発生の概要

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としてマグニチュード9.0という国内では類を見ない巨大地震が発生した。この地震で、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、福島県、宮城県、岩手県、茨城県、栃木県で震度6強を観測するなど、東日本の広い範囲で強い揺れを観測した。気象庁は、国内観測史上最大規模であったこの地震を「平成23年東北地方太平洋沖地震」と命名した。

県内では、震度6強を最大として震度5強を超える大きな揺れを広い範囲で観測し、浜通り地方は震度6強から震度6弱の強い揺れに襲われた。須賀川市内で藤沼湖（農業用ダム）の決壊による土石流が発生、福島市内の国道4号で大規模な土砂崩れが起きたのをはじめ、各地で道路の陥没や橋が崩落するなど大きな被害を受けた。

1.2 福島県の震度分布図



1.3 津波の概要

「平成23年東北地方太平洋沖地震」により、東北地方太平洋沿岸をはじめ全国の沿岸で津波が観測された。

気象庁の発表によると相馬には午後3時51分に高さ9.3m以上、いわき市小名浜で3.3m(午後3時39分)の大津波が押し寄せた。この津波による浸水面積は112km²にも達し、甚大な被害が発生した。

表-1 市町村別津波浸水範囲と土地利用別割合

市町村名	浸水面積 (A) km ²	市町村面積 (B) km ²	浸水率 (A/B) %	浸水面積構成率 (%)				
				建物用・緑地・ 遊歩地	その他の農地 うち 建物	その他の農地 田・その他の農 用地・森林・荒 れ地・ブナ林	河川・湖沼・ 沼澤・干潟 ・海水浴	
新地町	11	46	24	15	10	25	55	6
相馬市	29	197	15	9	8	9	55	27
南相馬市	39	398	10	10	8	2	79	9
浪江町	6	223	3	15	15	3	66	16
双葉町	3	51	6	7	7	5	74	13
大熊町	2	79	2	13	13	7	57	23
富岡町	1	68	2	14	11	12	58	17
楢葉町	3	103	3	6	6	4	77	13
広野町	2	59	3	10	9	38	42	10
いわき市	15	1,231	1	31	30	19	22	28
計	112	2,456	5	13	12	9	60	17

(資料：国土院 平成23年4月18日 津波浸水範囲の土地利用別面積について)

1.4 建物被害状況

福島県災害対策本部発表(平成31年2月5日現在)によると、住家被害は全壊・半壊・一部損壊の合計が237,071棟に上った。県内の全壊棟数は15,224棟であり、地域別にみると、津波による被害が目立った相双地区(5,372棟)といわき地区(4,644棟)の合計が10,016棟と県内の65.8%を占めた。次いで多いのは震度6強、6弱を記録した県中地区の4,005棟であった。

半壊・一部破損も含め被害棟数が最も多いのは県中地区で「全壊・半壊・一部破損」の合計の被害棟数は91,109棟と県内全体の38.4%を占めた。

次いで多いのはいわき地区の63,569棟であり、いわき地区と県中地区の合計が154,678棟と県内全体の65.2%に上った。

また、海岸線に位置する相双地区では「床上浸水・床下浸水」の合計の被害棟数は1,350棟(県内浸水棟数の95.6%)と大きな浸水被害を受けた。県内の公共建物被害は、1,010棟に及び、地域別には、県中地区434棟、県北地区276棟と中通りに集中した。また、住宅、公共建物に属さない「その他」の建物被害は県内全体で36,882棟に上った。

[福島県内の住家等被害の状況] (単位：棟)

地域別	住家被害							非住家被害	
	全壊	半壊	一部破壊	計	床上浸水	床下浸水	計	公共建物	その他
県北	536	5,725	19,748	26,009	0	0	0	276	4,049
県中	4,005	26,715	60,389	91,109	32	30	62	434	4,872
県南	643	4,156	14,208	19,007	0	0	0	180	3,485
会津	24	162	6,796	6,982	0	0	0	28	764
南会津	0	0	0	0	0	0	0	0	16
相双	5,372	11,124	13,899	30,395	1,029	321	1,350	92	10,960
いわき	4,644	32,921	26,004	63,569	0	0	0	0	12,736
計	15,224	80,803	141,044	237,071	1,061	351	1,412	1,010	36,882

資料：福島県災害対策本部「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第 1750 報）」

第 2 節 福島第一原子力発電所事故による被害状況

2.1 事故発生、政府対応及び警戒区域等設定の経緯

大熊町と双葉町にまたがって立地する東京電力福島第一原子力発電所は、震度 6 強というかつてない大地震に見舞われ、この地震及びその後に発生した巨大な津波により、発電所施設が大きな影響を受けた。

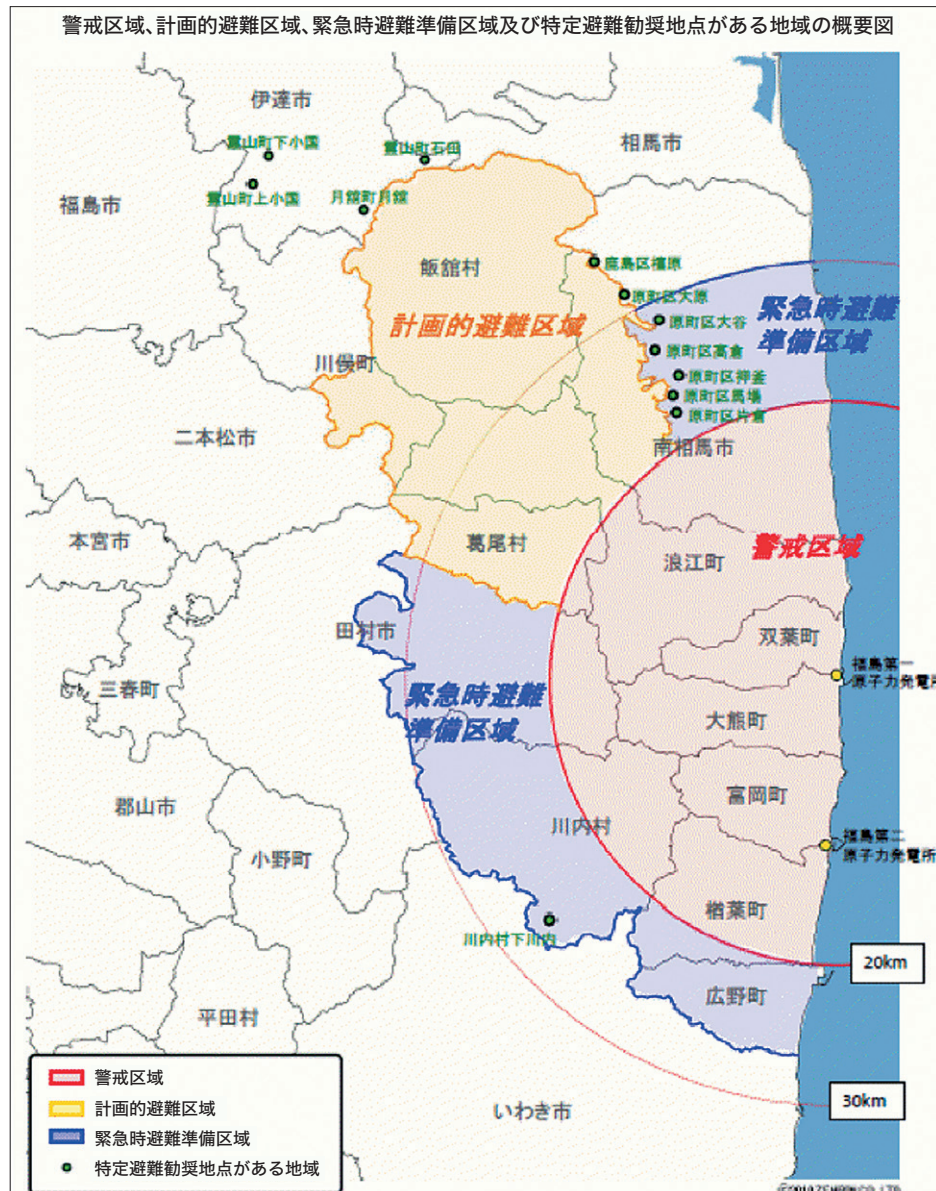
3 月 11 日の地震直後、福島第一原発の原子炉は自動停止（4 号機～6 号機は定期検査で停止中）したが、地震等の影響により外部電源を喪失し、また、当初、非常用発電機が作動したものの、その後の津波により、6 号機を除いて非常用電源も使用できない状態となり、1 号機～3 号機の原子炉を冷却する機能を失った。

こうした事態を受け、同日 19 時 03 分、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した。

原子炉への注水ができず燃料が露出したことで、事態はさらに悪化し、3 月 12 日に 1 号機が水素爆発を起こした。3 月 14 日には 3 号機で、翌 15 日には 4 号機で水素爆発が起きた。2 号機も格納容器に大きな損傷を受け、大量の放射性物質が放出された。この原発事故に伴い、緊急事態応急対策に従事する者以外の立入を規制する「警戒区域」が設定されたことにより、災害復旧は大きな制約を受けることとなった。

〈福島第一原発事故の概要・経過〉

所在地	福島県大熊町
	(震度 6 強。15m の津波が襲来と推定)
事故の重大度	国際原子力事象評価尺度のレベル 7
主な経緯	
3 月 11 日	緊急事態宣言、3 km 圏に避難指示・ 3～10km 圏に屋内退避指示
3 月 12 日	1 号機水素爆発、20km 圏に避難指示
3 月 14 日	3 号機水素爆発
3 月 15 日	4 号機水素爆発、20～30km 圏に屋内退 避指示
4 月 21 日	警戒区域を設定
4 月 22 日	計画的避難区域、緊急時避難準備区域を 設定
6 月 16 日	特定避難勧奨地点の対応を発表
9 月 30 日	緊急時避難準備区域の解除



出典：「警戒区域、避難指示区域等見直しについて」(経済産業省)

2.2 警戒区域等における被害状況

特に被災の大きかった沿岸部は、福島第一原子力発電所の事故直後、避難指示区域や屋内退避指示区域となり、半径20km圏内はその後、立ち入りが制限される警戒区域となり、救助、捜索活動は困難を極めた。

地震や津波により被災した人々、また福島第一原発事故により国から屋内退避および避難勧告のあった住民たちは、中通りや会津地方をはじめ全国各地への避難を余儀なくされた。

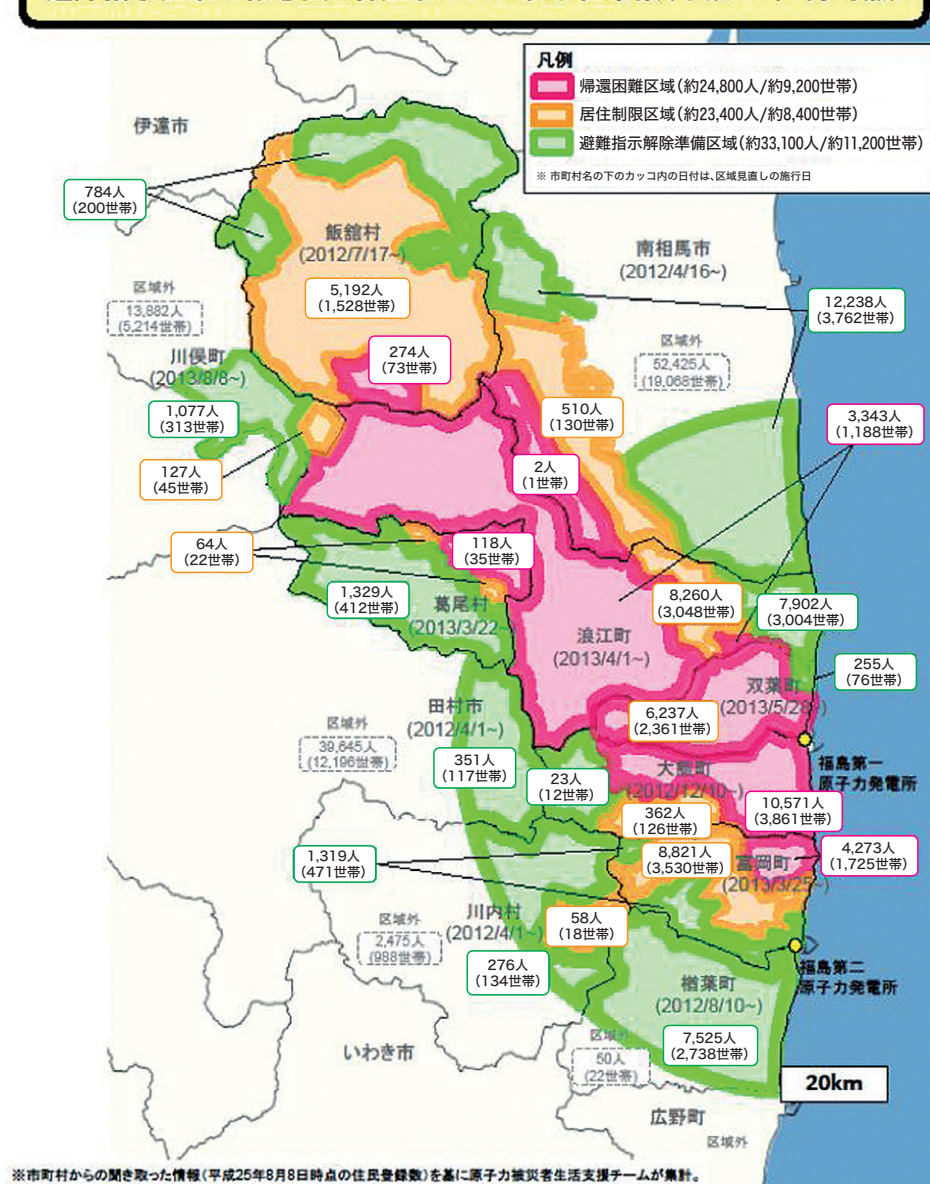
震災の当日は、各地の学校や公民館などが臨時の避難所となり、一人暮らしのお年寄りをはじめ多くの人々が近隣の避難所に身を寄せた。ガス・水道・電気等のライフラインもストップした地区も多く、避難所に避難する家族の姿も見られた。

2.3 避難状況

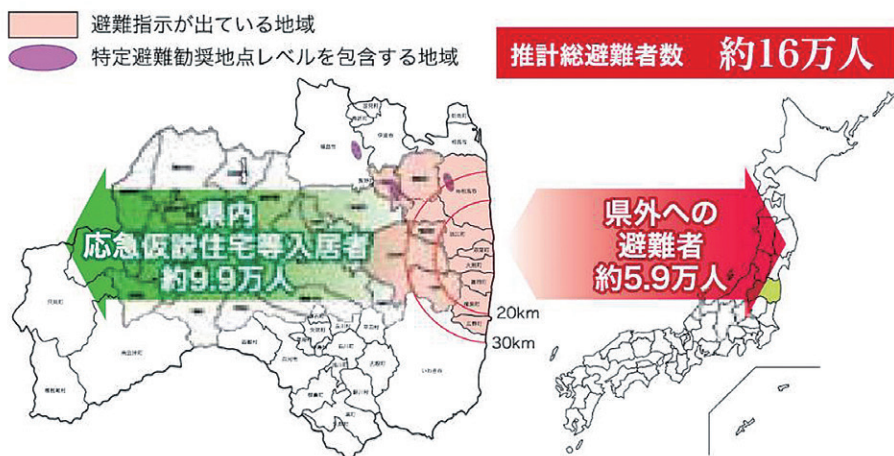
平成24年4月1日以降、警戒区域及び避難指示区域について放射線量等に応じた3区域(帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域)への見直しが行われ、平成25年8月8日の川俣町の区域見直しにより警戒区域や計画的避難区域に指定された11市町村全ての区域再編が完了した。

この間、7町村が県内外の地域に役場機能を移転せざるを得なくなったほか、ピーク時には、自主避難者も含め16万5千人に及ぶ県民が県内外に避難した。

避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数(平成25年8月時点)



出典：経済産業省ホームページ



出典：「東日本大震災記録写真集」平成24年11月県調べ

第1節 組織供給体制づくり

1.1 災害対策本部組織体制

東日本大震災により、県は災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した。

- (1) 設置日時 平成23年3月11日 14:46
- (2) 設置場所 県自治会館 3階 大会議室
- (3) 班体制

班名	主な所掌事務
総括班	本部員会議運営、対策方針に関すること。救助応援等各種手続き、各班への指示・連絡調整等に関すること。
情報収集班	被害・生活等情報の収集、市町村・消防本部その他の機関の応急活動の把握、本部各班・地方本部への情報提供に関すること。
通信班	防災行政無線の管理統制、気象情報等の収受及び通信に関すること。
広報班	災害に関する広報、関係機関等に対する情報提供、報道機関の取材対応等に関すること。情報及び記録の整理及び保存に関すること。
渉外班	政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。政府及び国会の視察団の対応、激甚災害法の各部調整に関すること。
活動支援班	災害対策本部の庶務に関すること。災害対応要員等の安全確保、食料・宿泊先の確保に関すること。
救援班	応急救助に関すること。避難所等の開設、医療及び医薬品の確保に関すること。ライフラインの確保に関すること。
物資班	食品、生活必需品等の確保・供与等、支援物資等の受入配分に関すること。

班名	主な所掌事務
住民避難・安全班	被災住民の避難に関すること。避難路及び緊急輸送路等の確保、避難手段・輸送手段の確保に関すること。社会秩序の維持及び安全の確保に関すること。
原子力班	事故状況の把握及び連絡に関すること。環境放射能モニタリング、汚染物質の除去等に関すること。

1.2 災害対策本部内応急仮設住宅組織体制

応急仮設住宅の建設や応急住宅の確保の役割を担うため、土木部に住宅対策本部を設置した。

1.3 管理市町村との役割分担

災害救助法に基づく応急仮設住宅の実施にあたり、「福島県応急仮設住宅実施要綱」を定め、県及び管理市町村の役割を規定した。

(1) 県の役割

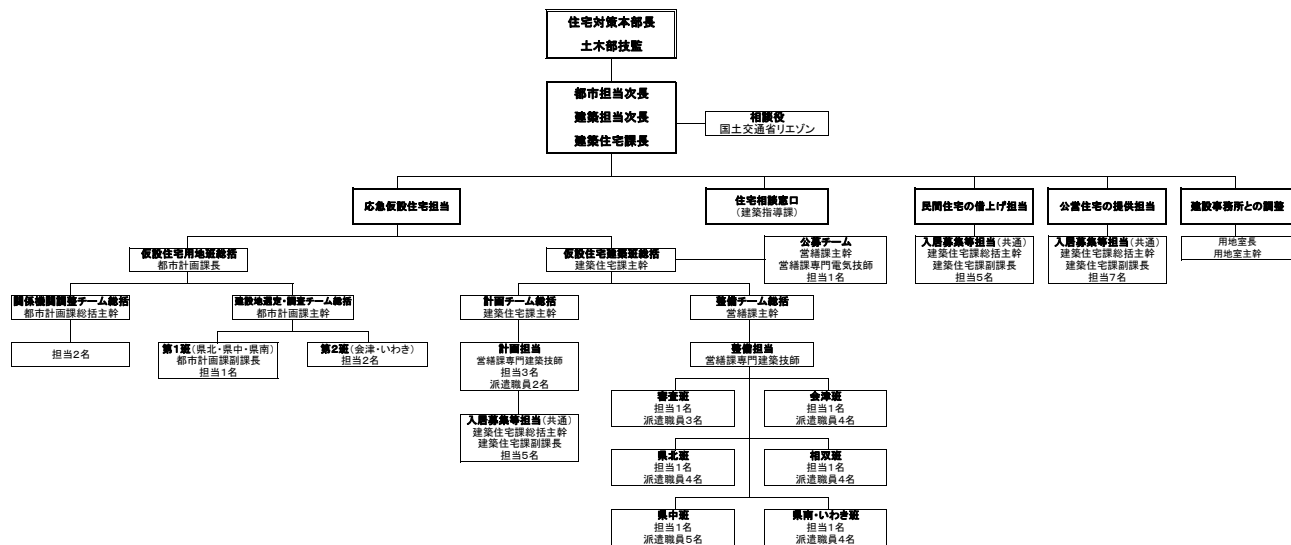
- ア 建設用地の調査、選定、土地所有者等との協議に関すること
- イ 用地造成、建設・撤去の設計・工事監理に関すること
- ウ 協会・市町村との調整に関すること
- エ 建設・撤去等費用の支払いに関すること

(2) 市町村の役割

- ア 応急仮設住宅建設の要請に関すること
- イ 建設用地確保の支援に関すること
- ウ 入居者の許可及び退去に関すること
- エ 住宅の管理・修繕に関すること

応急仮設住宅に係る事務を、この役割分担に応じて県から市町村へ委任するために、県と管理市町村は基本協定を締結した。

■土木部住宅対策本部体制(応急仮設住宅の供給・民間住宅の借上げ・公営住宅の提供)



福島県応急仮設住宅実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「東北地方太平洋沖地震」による津波及び原子力発電所事故等で住宅を失い、自らの資力では住宅を得ることのできない県民の一時収容を目的として、福島県が、市町村の要請に応じ、災害救助法(以下「法」という。)に基づく「応急仮設住宅」を供給するための必要な事項を定めるものである。

(供給計画)

第2条 供給戸数は、被災状況を勘案し、14,000戸を目標とする。

2 供給は、福島県、市町村、社団法人プレハブ建築協会(以下「協会」という。)等が協働して円滑かつ速やかに行う。

(県の役割)

第3条 県は、被災の状況及び市町村の要請を踏まえ、応急仮設住宅を供給するとともに、応急仮設住宅に関する以下の事務を行う。

- 一 建設用地の調査、選定、土地所有者等との協議に関すること
- 二 用地造成、建設・撤去の設計・工事監理に関すること
- 三 協会・市町村との調整に関すること

(市町村の役割)

第4条 市町村は、被災者及び避難者等の状況を勘案し、応急仮設住宅を供給するとともに、応急仮設住宅に関する以下の事務を行う。

- 一 応急仮設住宅建設の要請に関すること
- 二 建設用地確保の支援に関すること
- 三 入居者の許可及び退去に関すること
- 四 住宅の管理・修繕に関すること

(基本協定)

第5条 福島県と市町村は、より円滑な応急仮設住宅の供給と適正な管理を行うため、役割を定めた基本協定を締結する。

(応急仮設住宅の条件)

第6条 応急仮設住宅には、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がないもの、若しくは原子力事故による避難指示等が発令されている地域から避難しているもので、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。

2 室内面積は、法に基づく基準室内面積(29.7㎡)を標準とし、20㎡タイプ、30㎡タイプ、40㎡タイプの3種類とする。

3 応急仮設住宅を設置するために支出する費用は、1戸あたり6,000,000円以内とする。(※国調整中)

(入居許可)

第7条 入居の許可は、被災住民の意向、家族の状況を勘案し、市町村が公正に行う。

2 県は市町村の要請に応じて、関連資料の提供、住民意向確認、入居者の選定、その他関連する事務を支援する。

なお、入居要件及び入居手続き等の募集に必要な事項については、別に定めることとする。

(経費の負担)

第8条 応急仮設住宅に必要な経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建設に関する費用は県が負担する。
- 二 撤去及び買い取りに関する費用は県が負担する。
- 三 損害賠償保険料は、福島県が負担する。
- 四 光熱費、共益費等及び修繕費は、入居者が負担する。

附 則

1 この要綱は、平成23年3月28日から施行する。

福島県応急仮設住宅に関する基本協定書

(趣旨)

第1条 この基本協定は、市町村の要請に応じ、災害救助法(以下、「法」という。)に基づく、「応急仮設住宅」の実施に際し、法第30条第1項に基づき、福島県知事の権限を〇〇市(町村)長に委任する場合において、福島県(以下「甲」という。)と〇〇市(以下「乙」という。)の責務、住宅の基準等に関して必要となる基本的事項を定めるものとする。

(福島県の責務)

第2条 甲は、乙の要請に応じて、応急仮設住宅を供与する。

(〇〇市の責務)

第3条 乙は、被災者、避難者等の状況を勘案し、応急仮設住宅の供与を甲に要請するとともに、応急仮設住宅に関する以下の事務を行う。

- 一 入居者の調整に関すること
- 二 入居者の選定および入退去に関すること
- 三 住宅の管理に関すること
- 四 入居者の支援に関すること

(家賃等の負担)

第4条 甲、乙及び入居者の家賃等の負担は下表による。

項 目	負担の内容
建設費(買取)	甲が負担する。
賃料(リース)	甲が負担する。
撤去費用	甲が負担する。
損害賠償保険料(買取)	甲が負担する。
共益費	入居者が負担する。
光熱水費	入居者が負担する。
町内会費等	入居者が負担する。
修繕費	入居者が負担する。

(住宅の要件)

第5条 応急仮設住宅は、以下の基準に合致する住宅とする。

- 一 住戸の床面積は、29.7㎡を標準とし、入居予定者の世帯の状況に適した床面積を有する住宅であること

(入居の期間)

第6条 応急仮設住宅への入居期間は、原則1年間とする。

ただし、入居者の生活再建の状況により、さらに1年間延長することができる。

(入居者の資格)

第7条 入居対象世帯は、以下のとおりとする。

- 一 住宅が全壊し、又は流出し、居住する住宅がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯。
- 二 原子力事故による避難指示等が出ている地域内で避難しているものであって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯。

(入居者の選定)

第8条 入居者の選定は、第7条に定める資格者から、乙が選定基準を設け、公平に行うものとする。

(住宅の管理)

第9条 応急仮設住宅の管理は乙が行う。

(協定の解除)

第10条 全ての入居者が応急仮設住宅から退去したとき、または、甲及び乙の協議が成立したときに、この協定は解除される。

(その他)

第11条 この協定の定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

(適用)

第12条 この協定は甲、乙が押印した日から適用する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 福島市杉妻町2版6号
福島県知事 佐藤 雄平 印
乙 〇〇市 町
〇〇市長 〇〇 〇〇 印

福島県応急仮設住宅事務処理要領

平成23年3月28日

福島県土木部建築住宅課

I 総則

本要領は、福島県内の応急仮設住宅の設置に伴う福島県応急仮設住宅実施要綱(以下「実施要綱」という。)を円滑に実施するために必要な事務処理に関する事項を定める。

II 協定

応急仮設住宅の基本協定について、以下のとおり定める。

- (1) 福島県と市町村の基本協定の締結については、市町村が福島県応急仮設住宅に関する基本協定書(市町村用)(以下「協定書」という。)を2通作成し、記名押印したうえ、福島県へ送付する。
- (2) 福島県は、(1)の協定書を確認し、記名押印のうえ、その1通を当該市町村へ返送し、もう1通を保管する。

III 建設

応急仮設住宅の建設について、以下のとおり定める。

- (1) 市町村は、福島県に建設候補用地と要望戸数等を通知する。
- (2) 福島県は、建設候補用地の調査、土地所有者等の協議等を市町村の支援を受けながら行い、建設用地を選定し、応急仮設住宅を建設する。

IV 募集

入居者の募集について、以下のとおり定める。

- (1) 入居者の募集は、原則、市町村が公募により行う。また、福島県は市町村の要請に応じて、関連する事務を支援する。
- (2) 福島県は、市町村が募集する応急仮設住宅の情報発信に関し、県外へ避難した住民にも配慮し、以下の媒体を幅広く活用するよう努める。
- (3) 募集に当たり市町村は、入居条件・応募申請書・誓約書を参考に、適宜様式等を追加し募集を行う。

V 入居者の選定について、以下のとおり定める。

- (1) 入居者は、原則、市町村が世帯人員、家族構成、地域コミュニティ等を勘案し、公平、適正に選定するものとする。また、福島県は市町村の要請に応じて、関連する事務を支援する。

- (2) 入居者は、「応急仮設住宅及び借上げ住宅の入居条件(案)」の対象世帯とする。
- (3) 市町村は、下記世帯を優先的に入居させるよう努めるとともに、市町村の状況等に応じ、適宜優先的入居に関する基準を定めることができる。
 - ア 75歳以上の者がいる世帯
 - イ 重度の障がい等を有する者がいる世帯
 - ウ 妊婦、3歳未満の乳幼児がいる世帯
 - エ 3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯

VI 入居

入居について、以下のとおり定める。

- (1) 市町村は、入居者が決定した場合、決定した旨を直ちに入居予定者へ通知する。
- (2) 市町村は、入居予定者に契約書の内容及び使用上の注意事項等を十分に説明し、誓約書等の提出を求める。
- (3) 市町村は、上記(2)の誓約書等と引き替えに、入居を許可し、引き渡しを行う。
- (4) 福島県は入居予定者への通知を市町村が送付する際に、入居者が県外にいるなど通知困難である場合はⅢ-(2)を準用するなど、市町村の要請に応じて関連する事務の支援を行う。

VII 家賃等

家賃等について、以下のとおり定める。

- (1) 家賃(駐車場1台分含む)に関しては、無料とする。
- (2) 光熱水費、共益費、自治会費、修繕費に関しては、入居者負担とする。
- (3) 損害賠償保険料は、福島県が全額負担する。

VIII 管理

管理に関しては、以下のとおり定める。

- (1) 市町村は、応急仮設住宅の管理を行う。

IX 退去

退去に関しては、以下のとおり定める。

- (1) 市町村は、退去者に対して、使用終了届を提出させる。
- (2) 市町村は、入居者が退去する場合には、私物や不要物等を撤去し、入居時と同じ状態にさせる。

X その他

- (1) 市町村長は、入居者が入居期間の延長を申請する場合は、使用期間延長申請書を提出させる。

第2節 災害救助法適用通知

2.1 災害救助法関連通知

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第二十三条第1項第一号で規定されている救助の種類の一つであり、災害救助法施行令第九条に基づく平成12年3月31日付け厚生省告示第144号等により程度、方法および期間が定められており、災害のため住家が全焼、全壊または流失したなど、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保できない方に対して2年間を限度に、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものである。また、今回の震災では、長期間に渡って家に帰ることが難しいと見込まれる方についても対象としている。なお、告示第144号において「応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することもできること。」とされており、建設されるプレハブ仮設住宅だけではなく、民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として提供することも規定されている。

国は応急仮設住宅の供与に関して、次のとおり数回にわたって災害救助法の弾力運用を行う旨の通知をした。

3月19日、厚生労働省は応急仮設住宅の供与に関し「地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借上げにより設置することも差し支えないので留意されたい。」とし、災害救助法の弾力運用により民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として供与することを可能とする旨の通知をした(社援総発0319第1号)。

次に、3月25日には、公営住宅等を応急仮設住宅として使用する際の補修費用について国庫負担の対象となる旨の通知を、4月15日には「(前略)応急仮設住宅の更なる供給を促進するため、都道府県の建設計画に支障が生じるなどの弊害がない場合には、応急仮設住宅の建設を市町村に委任することも可能である。(後略)」(社援総発0415第1号)との通知を行った。

さらに4月30日、厚生労働省は被災3県の知事宛に民間賃貸住宅の借上げに関する通知を出した。この通知により、都道府県が民間賃貸住宅を借上げ、現に救助を要する被災者に対して提供した場合、災害救助法の対象となり国庫負担が行われることおよび災害発生以降に被災者名義で契約したものも同様とする旨が示された(東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱について(社援発0430第1号))

2.2 応急仮設住宅関連運用通知

国が発出した応急仮設住宅に関連する通知の主なものは次のとおり。

- (1) 平成23年度(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(以下「弾力運用通知」)

(H23.3.19 社援総発0319第1号)

①特別基準の運用について

ア 応急仮設住宅の供与

供与に当たっては、寒冷地仕様にも配慮すること。また地域の実情に応じ、民貸住宅、空き家の借上げにより設置することも差し支えない。

イ 応急仮設住宅の着工期間

着工期間については災害発生の日から20日以内とされているが、被災状況をかんがみ、この期間を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えない。

- (2) 弾力運用通知(その3)(H23.3.25 社援総発0325第1号)

- ①被災地でない都道府県が公営住宅等を活用して、災害救助法に基づく避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも、国庫負担の対象となる。民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等以外の種類の建物についても、避難所又は応急仮設住宅として活用可能なケースもありうる。

- ②現在使用されていない公営住宅等について、避難所又は応急仮設住宅として使用する際の補修費用についても、合理的理由が認められる場合は、国庫負担の対象となる。

- ③公営住宅等を避難所として利用した後、応急仮設住宅に入居することも可能である。

- (3) 弾力運用通知(その5)(H23.4.4 社援総発0404第1号)

①災害救助法の適用対象について

救助に要した費用は、福島第一原子力発電所周辺区域からの避難者であるか否かに、求償することができる。

②応急仮設住宅について

ア 「居住する住家がない」ことについて

住家について直接被害がなくても、市町村長の避難指示等を受けた場合など、長期にわたり自らの住家に居住できない場合には、全壊等により居住する住家を喪失した場合と同等とみなすことができる。

イ 「自らの資力をもってしては住宅を確保することができない」ことについて

資力要件については、応急的に必要な救助を行うという制度の趣旨に則って運用することとし、必要と考えられる希望者にはできる限り応急仮設住宅を供与すること。

- (4) 弾力運用通知(その7)(H23.5.6 社援総発0506第1号)

①応急仮設住宅について

ア 応急仮設住宅の早期入居について

イ 応急仮設住宅建設用地の造成費及び原状回復経費について

- (5) 弾力運用通知(その8)(H23.5.30 社援総発0530第2号)

民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等を借上げにより応急仮設住宅として供与する場合についても、附帯設備が設置されていない住宅について、その住宅の所有者管理者が新たに設置した場合には、家賃等の中で相当な費用を国庫負担の対象とする。

このような対応が困難な場合には、都道府県が住宅の所有者・管理者に対して当該附帯設備の設置に係る相当な費用を支出した場合も国庫負担の対象となる。

- (6) 東日本大震災に係る応急仮設住宅について

(H23.4.15 社援総発0415第1号)

①着工期間

早期の着工を依頼

②借地料

今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、短期的に用地確保が困難な場合には、土地の借料についても、個別の状況に応じて、通常の借料の範囲内で災害救助法の対象となる。

③広域調整

都道府県の建設計画に支障が生じるなどの弊害がない場合には、応急仮設住宅の建設を市町村に委任することも可能である。また、各県の仕様・規格を公表し、建設及びアフターサービスの条件を提示して、地元建設業者による住宅を活用することも可能である。

④住宅の仕様

ア バリアフリー仕様

物理的障壁の除去された(バリアフリー)仕様となるよう配慮すること。

イ 福祉型仮設住宅

必要設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置すること。

⑤集会施設

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

⑥入居決定のあり方

入居決定は、機械的な抽選等により行わないこと。単一世帯ごとではなく、従前地区での数世帯単位での入居方法も検討すること。また、高齢者・障害者等が集中しないよう配慮すること。

- (7) 東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて

(H23.4.30 社援発0430第1号)

- ①現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。

- ②県の委任を受けた市町村が借上げて提供した場合も、県借上げの場合と同様とする。

- ③発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県名義の契約に置き換えた場合は、災害救助法の適用となって国庫負担が行われる。

- ④民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益

費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。

- ⑤月ごとの家賃については、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額6万円としたことを参考とされたい。
なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。

- (8) 東日本大震災に係る応急仮設住宅等について
(H23.5.18 社援総発0518第1号)

- ①緊急時避難準備区域における民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与について

応急仮設住宅(民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借上げによる場合を含む。)の供与及び応急修理の対象地域決定に当たっては、対象地域決定時点において、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域以外の地域を応急仮設住宅の供与及び応急修理の対象とする。

- ②公営住宅等に一時入居した避難者の地元の応急仮設住宅への入居について

被災三県について、甚大な被害により、県外など遠方の応急仮設住宅(民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借上げによる場合を含む。)、公務員宿舎、雇用促進住宅等に一時的に入居されている方々について、避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ないと認める場合には、地元の応急仮設住宅への入居を認めることとしても差し支えないものとする。

- (9) 東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その2)
(H23.5.24 社援総発0524第2号)

- ①応急仮設住宅の早期入居について
②県外避難者の把握について

県外への避難者に対して、応急仮設住宅の募集情報等必要な情報を提供できる体制を構築すること。

- ③民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の家賃について

民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として供与する場合の家賃は、次のような点を勘案し、柔軟に対応すること。

- ・実勢賃貸料等の地域の実情
- ・家族構成員数の多寡
- ・専用寝室を必要とする要介護者等の有無 など

- (10) 東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その3)
(H23.6.21社援総発0621第1号)

- ①応急仮設住宅のバリアフリー化について

簡易スロープや踏み台の設置等のバリアフリー化の補修や応急仮設住宅敷地内通路を砂利敷きから簡易舗装化する場合についても相当な経費が国庫負担の対象となる。

- ②地域の特性に応じた仕様について

地域や入居者の実情の応じた追加的に対応した場合に必要となる相当な経費の増加額についても国庫負担の対象となる。

- (11) 東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その4)
(H23.7.15 社援総発0715第2号)

都道府県において、民間賃貸住宅を借上げる場合の

家賃について、「参考金額」はあくまでも参考であり、柔軟な対応を願いたい。

- (12) 東日本大震災に係る雇用促進住宅の応急仮設住宅としての具体的な取扱について(H23.7.15 職発0715第3号)
エアコン等の附帯設備について、雇用促進住宅も県等が借上げた場合には「弾力運用通知(その8)」と同様の取扱となる。

- (13) 東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その5)
(H23.8.12 社援総発0812第1号)

- ①空き住戸を活用する際の留意事項について
②空き住戸の活用について

- (14) 東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における暖房器具の設置について
(H23.10.7 社援総発1007第1号)

建設された応急仮設住宅の寒冷地仕様の一つである石油ストーブ等の暖房器具の設置に要する費用については、災害救助法による国庫負担の対象となる。

- (15) 東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等の徹底について
(H23.10.26 社援総発1026第1号)

建設された応急仮設住宅の防火対策を強化するために、次の設備、備品を整備した場合には、これに要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象となる。

- ①応急仮設住宅の屋外に設置されている消火器に加えて、各住戸内への消火器の設置
②応急仮設住宅の屋外に設置されている消火器について、追加設置や交換の実施
③集会所、談話室へのAED(自動体外式除細動器)の設置
④各住戸、集会所及び談話室内への非常ベルの設置

- (16) 建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について
(H24.1.23 社援総発0123第1号)

入居希望者が現れるまでの期間に限り、他の自治体からの応援職員、地元自治体等からの要請や委託を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用を可能とする。

- (17) 東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について(H24.4.17 社援総発0417第1号)

応急仮設住宅の供与期間については、1年間延長する。
なお、民間賃貸住宅等を借上げて供与している応急仮設住宅についても、2年間の供与期間を1年間延長する。

- (18) 東日本大震災により建設した応急仮設住宅における更なる居住環境改善について
(H24.4.17 社援総発0417第2号)

- ①お風呂の追いだし機能の追加について
ア 給湯器の交換又は追いだし専用機の追加
イ 温度設定等のリモコン設置
ウ 必要な配管(給水、給湯・ガス)、配線工事

エ その他必要な附帯設備に係る経費については、国庫負担の対象とする。

②物置の設置について

応急仮設住宅に入居されている方々の共同利用としての物置を設置した場合には、国庫負担の対象とする。

- (19) 建設された応急仮設住宅の集会所等の活用について（H24.11.9 厚労省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室発事務連絡）

集会所等については、自習室を始めとする学習支援の場として活用することを可能とする。

- (20) 東日本大震災に係る建設された応急仮設住宅の他用途への活用について（H25.2.28 社援総発0228第1号）

処分制限期間（2年）経過後に他用途へ活用する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産処分の手続きは不要であり、他用途活用後に生じる各種売却収入等については、国庫への納付

は不要である。（2年経過前に他用途へ活用する場合は、財産処分の手続きが必要であり、活用する用途によっては国庫への納付が生じる。）

- (21) 東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について（H25.4.5 社援総発0402第1号）

応急仮設住宅の供与期間については、特定行政庁の判断で存続期間の延長を可能とする。

なお、民間賃貸住宅等を借上げて供与している応急仮設住宅についても、災害救助担当主管部局の判断で供与期間の延長を可能とする。

- (22) 東日本大震災により建設された応急仮設住宅の空き住戸の更なる活用について

（H25.11.12 府政防第1100号）

地域コミュニティの再生や離散した家族の再統合など、被災自治体において必要性があると判断した場合は、空き住戸への住み替えを可能とする。

全国各地からの応援職員

○応急仮設住宅建設にあたり、全国から延べ300名余りの応援をいただきました。



朝の打合せの状況



日中は現場に出かけるため、審査や調整を行う職員の方だけが残し、室内は閑散となる

第1節 応急仮設住宅供給戸数等の設定

1.1 応急仮設住宅供給目標戸数、種別

最終的に16,800戸を供給するが、そこに至るまでの供給目標は以下のとおり。

月日	被害想定	応急仮設住宅	借上げ住宅	公営住宅
3.14	罹災世帯2万世帯と想定	14,000戸 (リース3,300戸：東北被災3県全体10,000戸の供給を見越したもの) (買取り10,000戸：東北被災3県全体30,000戸の供給を見越したもの)	5,000戸 (想定)	1,000戸 (想定)
(3.22)	被災者向けに20,000戸の住宅供給を決定	3.20時点の罹災世帯2,100戸と避難指示区域戸数18,100戸を合わせて20,000戸と推計。		
4.14	避難状況を踏まえて15,000戸の追加供給を決定	24,000戸	10,000戸	1,000戸
7.15	避難者へのアンケート調査を実施し35,000戸	16,000戸	18,000戸	1,000戸

1.2 応急仮設住宅の供給

福島県における応急仮設住宅は、各被災市町村の要請に応じ県が建設している。

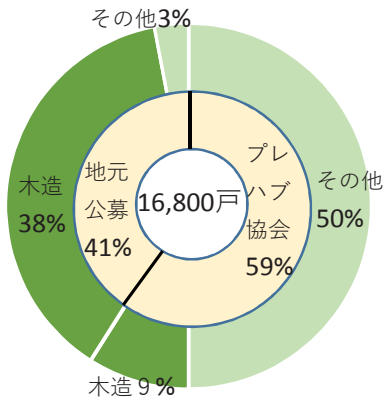
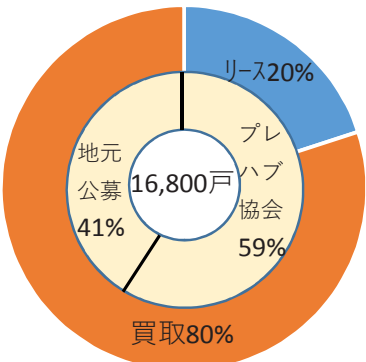
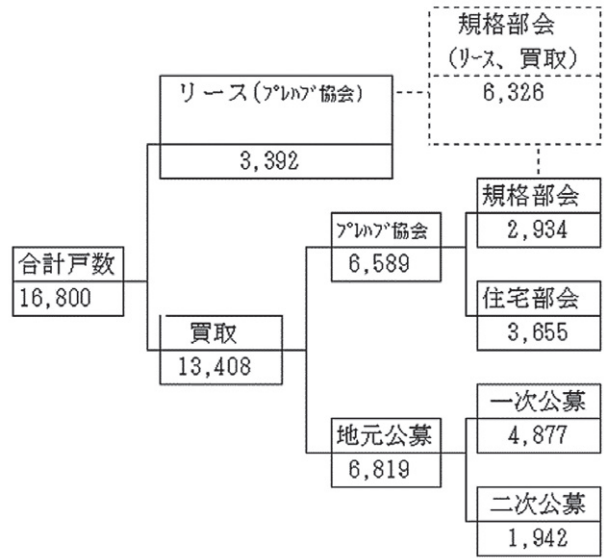
当初、供給予定の14,000戸の応急仮設住宅を災害

協定を締結している社団法人プレハブ建築協会へ要請しようと考えていたが、応急仮設住宅建設の迅速化を考慮し、うち4,000戸を地元建設事業者を対象に第一次公募を実施し選定した12団体に要請した。

その後、原子力災害による計画的避難区域の設定等に伴って、応急仮設住宅の供給戸数が2,000戸余り増加したため、第二次公募を行い、15団体を追加選定した。

○16,800戸の供給戸数

	プレハブ協会		地元公募		計
	買取	リース	1次	2次	
木造	1,629		6,319		7,948
	1,629	0	4,377	1,942	
その他	8,352		500		8,852
	4,960	3,392	500	0	
計	9,981		6,819		16,800
	6,589	3,392	4,877	1,942	



1.3 応急仮設住宅の構造等

プレハブ建築協会については、リース物件取り扱い事業者がプレハブ鉄骨造、及びハウスメーカーが木造(在来・2×4・パネル各工法)・鉄骨造・PC造で施工した。

第一次公募で選出された地元建設事業者は、鉄骨造(500戸)、木造(在来・ログハウス・板倉造等工法)(3,500戸)で建設した。

また、入居者のコミュニティ形成のため、10～

50戸の住戸に対し談話室(約40㎡)、50～100戸の住戸に対し集会場(約100㎡)を建設した。その他に、玄関の対面配置、居室の掃き出し窓へさらに、高齢者サポートセンターや店舗等の建設にも対応できるように、住戸数が200戸を超える大規模団地には、広い多目的広場も確保した。濡れ縁の設置、腰壁のみの住戸に対しては屋外の空地にテーブル・ベンチのセットを配置しコミュニティに配慮した。

第一次公募事業候補者

事業候補者名	分類	構成 員数	代表者の 地域	構造	供給依頼 予定戸数 (戸)
株式会社 エコ・ビレッジ	単体企業	－	いわき	木造	400
株式会社 工房夢蔵	単体企業	－	県中	木造	100
ジャープネット ビルダー連合 福島	団体等	5	県北	木造	100
島和建設株式会社	団体等	3	県中	木造	150
中村・クサノ特定建設工事共同企業体	団体等	2	相双	木造	500
株式会社 ニーズ	単体企業	－	相双	鉄骨造	150
一般社団法人 日本ログハウス協会東北支部	団体等	5	南会津	木造	500
フェニーチェふくしま	団体等	36	県中	木造	500
水中・ファースト特定建設工事共同企業体	団体等	2	いわき	木造	100
社団法人 福島県建設業協会	団体等	96	県北	木造A	300
				木造B	230
				木造C	200
				木造 (パネルB)	220
				鉄骨造 (プレハブB)	350
三春町復興住宅つくる会	団体等	5	県中	木造	100
株式会社 悠二十一	単体企業	－	会津若松	木造	100
合計					4,000

第二次公募事業候補者

事業候補者名	分類	構成 員数	代表者の 地域	構造
会津建築総合協同組合	団体等	16	会津若松	木造
株式会社 エコ・ビレッジ	単体企業		いわき	木造
陰山建設株式会社	単体企業		県中	木造
菅野建設株式会社	単体企業		県北	木造
桜田・丸金福島県応急仮設住宅(2次)建設事業協同企業体	団体等	2	県中	木造
佐藤・福浜大一特定建設工事共同企業体	団体等	2	県北	木造
株式会社 清水工業	単体企業		県中	木造
庄司建設工業株式会社	単体企業		相双	木造
関場建設株式会社	単体企業		相双	木造
東洋ハウス工業株式会社	単体企業		いわき	木造
福産・ばんだい東洋特定建設工事共同企業体	団体等	2	県中	木造
福島おらが街ふるさとを創る会	団体等	6	県中	木造
水中・ファースト特定建設工事共同企業体	団体等	2	いわき	木造
福島ログハウス共同体	団体等	5	南会津	木造
南相馬市小高建設業建築協会	団体等	6	相双	木造

■供給方法を振り返って

プレ協に対し発災からわずか11日後の3月22日に第1弾を発注し、1年半後の第55弾までの長い仮設住宅建設が始まりました。プレ協には迅速な対応をしていただき、それまでの災害対応経験があるとはいえ、当時の原発事故による放射能への不安や警戒、ガソリン不足、道路通行止めなど状況を思うと、事業者の皆様は大変なご苦勞をされたと思います。

その後、公平性、透明性を確保しながら迅速な地元公募方式を採用しましたが、地元の建設会社、工務店、設計者、製材所、研究者等が力を合わせ全6,819戸となり、そのほとんどが木造仮設で、国内の木造応急仮設住宅としては最大の供給戸数です。今多くの自治体は当県が実施した公募の時間を省略するため、木造応急仮設住宅建設事業者との協定を締結しており、迅速な提供が可能となっています。

また、16,800戸の仮設は約20タイプほどに分かれており、住宅部会と木造仮設は入居募集の際にも人気が高かったと聞いています。「あのタイプの仮設の方が良かった」とのお電話も頂戴しましたが、緊急の対応でありご理解をいただきたいとご説明していました。



プレハブ協会



地元公募(木造)

1.4 応急仮設住宅用地の確保

応急仮設住宅の用地確保の経緯

年月日	要請(戸)	建設戸数 (発注)	建設用地の 公民の別	用地確保の状況	備考
2011. 3. 11			公共用地 のみ		
2011. 3. 14	14,000			・公共用地のみで用地情報収集	プレハブ建築協会へ要請
2011. 3. 19				・市町村へ市町村敷地及び自治体以外の敷地情報提供を依頼	
2011. 3. 22		【第1弾】290			
2011. 4. 14	24,000			・多くの民有地の情報が寄せられる	
2011. 4. 15				・土地借料も災害救助費で対応可能の情報	希望建設地の用地が不足
				・要請市町村の希望建設地と県の確保用地のミスマッチが課題	
			公共用地 + 民有地	・避難指示区域町村の建設先が固まらない状況	
2011. 5月		9,697		・民有用地を建設用地として発注開始(5月13日)	
2011. 7. 15	16,000				
2011. 9. 20	(半年後)	15,526			
2011. 3. 2	(1年度)	16,683			
2012. 9. 28		【第55弾】16,800			

敷地要件

- ①建設戸数×120㎡のまとまった土地で避難者の生活に支障ない土地及び電気・ガス・水道の供給可能な土地。
 - ②用地確保の優先順位、公共用地→民有地(無償)→民有地(有償)の順で選定した。
 - ③要請市町村の希望建設市町村における用地確保を優先した。
- ※②の民有地(無償)の場合、市町村により固定資産税の免除がされる。

■用地確保を振り返って

毎朝、土木部技監を筆頭に仮設住宅チームの打合せが行われ、仮設建設の最大の課題である用地確保を協議した。5月までに約1万戸の仮設住宅を発注しましたが、このとき発災から懸命に集めていた仮設住宅用地が底をつきました。最終的に64団地設置(全189団地)する民間用地の本格的な搜索が必要となりました。このころから、用地を探し、要請市町村の確認・了承を得られた敷地から発注ということを繰り返しました。(本県では避難が長期化するとの判断から学校の校庭には建設しませんでした。)

圧倒的に敷地が不足しており、また原発事故により広域避難を余儀なくされた方の要請も地元に近いわき市に集中し、やむを得ず休耕地や田畑も用地としました。6月頃から、仮設住宅用地とするのに住民説明会が必要なケースが多くなりました。急に100戸近い仮設団地が身近にできることには拒否反応もありました。最終的に選ばれた用地は、店舗や学校、病院等の利便性が重要視されました。

用地の原状復旧については、田畑の復旧や競技場はとても難しく、応急仮設住宅の撤去以外に1年程度を要し、できれば避けたいところです。田畑は、営農再開のために地権者に了承していただける客土の確保、競技場は、フィールド整備をやり直すことになり、多くの手間と労力を必要としました。本県でも設置した2階建て以上の仮設を検討するなど、用地が必要となったときに備えて事前検討がとても重要であると思います。

また、台風による床上浸水の被害が発生したとおり(詳細はP50)、洪水ハザードマップの浸水区域内の用地は避けるべきです。

応急仮設住宅の原状復旧

- 二本松市には、学校を除くほぼ全ての地区運動場に応急仮設住宅を設置。7年もの間、他の運動場を利用していただくことになり、ご不便をおかけした。



二本松市岳下住民センター

- 新地町の苗木を植える林業試験場の畑。田畑へ原状復旧するには時間と経費がかかり、客土の仕様承諾や固くなってしまった土の耕耘など、注意が必要である。



新地町林業試験場(苗木圃場)

- 新地町多目的運動場

大震災の直後には自衛隊が拠点として使用していた。4種陸上競技場であったため、竣工図に基づき原状復旧を実施、1年以上の期間を要した。公認については引き渡し後に所有者へ依頼。



第2節 応急仮設住宅の供給

2.1 配置計画基本方針

本県の応急仮設住宅の配置については、以下の基本方針をもとに各事業者へ指示した。

福島県応急仮設住宅配置の基本方針

1 基本方針

(1) 住戸について

- ①住棟は、入居者同士のコミュニティ形成を促進するため、玄関同士を向かい合わせとし、住棟の長手方向を東西方向となるよう配置する。その際、玄関が南側となる住棟においては、居室も可能な限り南向きとする。
- ②玄関同士を向かい合わせに配置することが、入居者(市町村)の意向等により困難な場合には、居室の窓を可能な限り掃き出し窓とし、縁側(またはステップ)等を設けて、入居者同士のコミュニティ形成を促進する住戸とする。
- ③居室の窓が腰窓であり、かつ、居室が全て北向きとなる配置計画の場合には、入居者(市町村)に対して配置図と平面図を提示して説明する。居室が北向きとなる配置計画を、入居者(市町村)が了承しない場合には、個別に課内協議を行い、対応策を決定する。
- ④各住戸タイプの戸数割合は、下記のとおりとする。
ただし、入居者同士のコミュニティ形成に配慮するために玄関を対面して配置する場合には、入居者(市町村)の意見によって12坪型(3K)の割合を増やすことも可能である。

6坪型(1DK) : 9坪型(2DK) : 12坪型(3K)

・プレハブ建築協会 = 1 : 2 : 1
・公募 = 1 : 3 : 1

- ⑤住棟の配置計画においても入居者同士のコミュニティ形成を促進するため、住棟の配置をずらしたり変化させることにより、屋外に人溜まりのスペースを設ける等の配慮を行う。

(2) 駐車場について

- ①駐車場は、各住戸に1台を確保する。
- ②駐車スペースは、2.5m×5.0m/台とし、車路幅員は6.0mとする。

(3) 集会場・談話室について

- ①談話室(床面積=約40㎡)は、住戸数が10~50戸の場合に1箇所を配置する。
- ②集会場(床面積=約100㎡)は、住戸数が50~100戸の場合に1箇所を配置する。
よって、住戸数が150戸の場合には、集会場1箇所と談話室1箇所を設ける。
- ③談話室・集会場の周囲には、原則として床面積と同規模の多目的スペースを配置する。
- ④住戸数が200戸を超える場合は、後日、高齢者用福祉施設(床面積=約300㎡)等を建設できる空地を確保する。
- ⑤集会場(または談話室)の配置は原則として敷地の中心に配置し、複数設置する場合には、適切に分散配置する。

(4) 通路幅・住棟間隔等について

- ①歩行者と自動車の動線を明確に分離する。
- ②敷地内の主要通路幅員は、8.0mとする。
- ③住棟の隣棟間隔は、通常4.0m(有効寸法)とし、車椅子用スロープ設置に対応する通路として6.0m(有効寸法)を適宜配置する。
- ④住棟と敷地境界線、工作物、法面等からは可能な限り5.0m程度の離隔寸法を確保する。ただし、歩道等に隣接し、通行・作業等が可能であれば3.0mとする。

(5) 受水槽・浄化槽・ゴミ置場等について

- ①受水槽及び浄化槽の要否を確認し、必要な場合には配置計画に明示する。なお、受水槽は容量算定を、浄化槽は人槽算定を明記する。
- ②浄化槽の排水は、適切な勾配を確保できることを確認する。
- ③ゴミ置場は、仮設住宅戸数に対して適切に配置する。
注意)配置図作成時には、現地実測を行うこと。(現地に配置できなかった事例有り)

(6) 玄関スロープについて

- ・当初より、一定割合の住戸に対して玄関スロープを設置する。
- ・一定割合は当面10%とし、この比率を超える住戸数に設置する。
- ・バリアフリー化が徹底されていない仮設住宅では、車椅子使用者に介護者が居ることが前提となるため、2DK及び3Kタイプに設置することを標準とする。
- ・高齢者、障がい者を集約しすぎないように、玄関スロープを設置する住戸は適宜分散配置する。
- ・玄関スロープと風除室の納まりについては、各現場ごとに検討が必要である。(片廊下型、個別設置型、その他)
- ・中通り・浜通り地方の玄関スロープには、袖壁と庇を設置し、床面には滑り止め加工を施す。
- ・会津地方の玄関スロープは、積雪時にも機能するよう屋内となるよう計画する。(給湯器や各種ダクトを風除室の外壁に設置する必要がある。)

(次頁へ)

2 図面の表現

(1) 明示する事項について

- ①担当社名、団地名称、地名地番を明記する。
- ②案内図に敷地位置を明示する。
- ③方位を記載する。
- ④縮尺を記載する。(図面のサイズ別の縮尺併記でもよい。)
- ⑤敷地面積を記載する。
- ⑥6坪型(1DK)、9坪型(2DK)、12坪型(3K)のタイプ別戸数を記載する。
- ⑦合計戸数を記載する。
- ⑧集会場(談話室)の戸数を記載する。
- ⑨駐車場台数を記載する。
- ⑩敷地境界および配置基準点または基準線を明示する。
- ⑪市町村等との各種協議状況(給水・排水等、協議中または済)を記載する。

(2) 図面の表現について

- ・周辺道路、通路、法面、主な工作物等を明記し、周辺環境が判断できる図面とする。
- ・敷地への出入口には幅員を明示する。
- ・住棟と通路、敷地境界線、工作物等の接近する箇所の寸法を表示する。
- ・集会場(談話室)の玄関には、スロープを明記する。

○高齢者等のコミュニティ維持への配慮

仮設住宅におけるコミュニティを活性化するとともに、一人暮らしの高齢者が地域社会の中で孤立することを避けるため、以下のハード面での配慮を行った。

- ①集会所や談話室の設置(原則、全団地)
- ②住民が顔を合わせる機会が多くなるよう対面式住戸配置
- ③住戸に縁側を設置



①集会所や談話室の設置
(原則、前団地)



②住民が顔を合わせる機会が多くなるよう対面式住戸配置



③住戸に縁側を設置

	総戸数	コミュニティ対応住戸		
			②玄関向い合わせ	③濡れ縁設置
～H23.5.21発注	10,820	4,740(44%)	251(2%)	4,489(42%)
5.22～H24.5.14発注	5,875	5,630(96%)	2,159(40%)	3,471(61%)
H24.5.15発注	105	93(89%)	0(0%)	93(82%)
計	16,800	10,463(62%)	2,410(14%)	8,080(48%)

■配置計画を振り返って

「玄関対面配置」は各方面から入居者同士の交流を促進するものとして推奨されているが、本県の応急仮設住宅を管理する市町村からは「折角、避難所から応急仮設住宅に避難してきたのに、他人から見られる、見える」、「居室の日当たりに格差がある」という苦情を寄せられることが少なくなかった。結果、玄関対面配置を採用しないでほしいとの要望があった。また、玄関対面配置は計画が難しく、事業者及び審査担当職員が苦勞した。

一方、「掃き出し窓に濡れ縁」は、費用面も含めてコミュニティ対策として優れていた。

また、大きい団地は、歩車道の動線の関係上、駐車場から住戸までの距離が遠くなってしまふ。そのため、入居者が少なくなってくると自分の住戸前に車を駐車している状況も多かった。

2.2 供給に係る事務手続き

1 発注

(1) 現地調査と用地確定

要請市町村が希望する用地を確認(県、市町村及び建設事業者)し、了承された敷地の配置計画(案)の作図を建設事業者へ依頼。

(2) 事前調整

配置計画(案)(A3)を配置基本方針やチェックシートにより審査し、要請市町村へ確認を依頼。

(3) 建設要請と報道発表

了承された配置計画(案)により、建設事業者へ建設要請と報道発表を行う。

災害協定を締結しているプレハブ建築協会には建設業者の斡旋を依頼。

地元公募による県内事業者は各建設事業者へ依頼。

2 監督

応急仮設住宅工事監理・検査要領(案)(7章資料編)に基づき、監理を実施。

(1) 縄張り検査

現地にて配置計画による配置状況を確認。

(2) 中間確認

応急仮設住宅の立て方完成時期に現地にて実施。

3 検査

全戸数の完成状況を確認。

4 支払い

プレハブ建築協会が斡旋した建設業者と随意契約。契約書は省略しないが、見積書は省略する。

買取りは動産(物品)としての買入れ。

プレハブ建築協会に斡旋依頼

プレハブ建築協会から斡旋通知

発注(執行伺い)

参考見積徴取

予定価格決定

↓ (見積書徴取省略)

契約

買取：1億5千万円以上の動産の買入れのため、議会議決が必要(5月9日付け専決処分)

※仮契約締結→専決処分→契約締結

↓

完成・検査・引き渡し

↓

請求書受領

↓

支出負担行為兼支出命令書により支払い

買取：全額精算払い

リース：全額前金払い

2.3 追加工事の対応状況

供給が完了し、避難者の入居した後、様々な要望や改善点について、国との協議を経て、様々な「追加工事」を実施した。

一覧は5章1.5 応急仮設住宅の生活環境改善に記載。

【駐車場の舗装】

当初は、自動車の通行により路面の傷みが懸念される斜路部分等を舗装した。また、積雪地である会津地方においては、除雪のために主要な通路も舗装した。

その後、歩行者の通行を円滑にすることを目的とし、全ての仮設住宅において、敷地の出入り口から各住戸の玄関までの通路舗装、及び駐車場舗装を追加施工した。

【寒さ(暑さ)対策】

断熱性向上、エアコン追加、畳設置等を実施した。

【安全対策】

通路の舗装、消火器の設置、非常用通報装置、床下へのモルタル流し込み(放射線量対策)、消防より指導のあった消火栓(受水槽消防取水口)等を実施した。

【居住性向上】

窓庇、雨樋の設置を実施した。

【非常用通報装置】

管理市町村が必要であると判断した高齢者(65才以上)等を対象に、希望する全ての方の住宅に設置した。

【二部屋目以降の畳設置】

供与期間延長に伴う補修として、床の劣化に対する補修方法として、床材の補修後、その上にカーペットの代わりに畳を設置することは可能とされた。

平成23年度からの年間件数、決算額は次表のとおりです。

年 度	23	24	25	26	27
件 数(件)	1,155	2,010	939	811	193
決算額(千円)	8,040,738	11,054,192	1,390,856	540,824	51,638

2.4 維持管理状況

(1) 応急仮設住宅維持管理センター

建設後の維持管理については、応急仮設住宅維持管理センターを設置し、日常修繕や供与期間延長の根拠のひとつとなる点検を、以下の内容で外部委託している。

(ア) 応急仮設住宅維持管理センター

応急仮設住宅の修繕は、入居者から建物に関する不具合等を受付して修繕、瑕疵、自己負担の判断を行い、それぞれに応じた指示を行う建築の技術的判断力を有していること。

また、供与期間延長検討の基礎要件となっている一斉点検、詳細点検の方針を把握し、委託業者を選定、対応等についての的確に指示し、点検結果によるその後の修繕も優先順位を決め、依頼すること。

(イ) 業務内容

- ①入居者からの不具合の受付・修繕、瑕疵、自己負担の判断
- ②施工業者への対応の指示・施工完了の確認
- ③瑕疵・修繕台帳の整備・市町村への完了報告
- ④県への修繕等の件数、内容等の報告
- ⑤修繕業者への修繕費の支払い
- ⑥一斉点検、詳細点検の業者への依頼、点検内容の指示及び確認

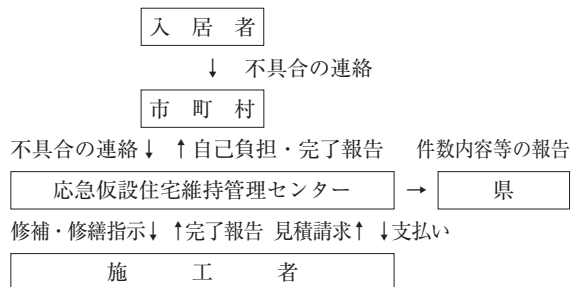
(ウ) 警報待機等費

地震や大雨、暴風により応急仮設住宅に損

傷が発生した場合、早急な復旧が必要となる。このため、警報が発生した場合に市町村からの連絡に対して対応出来るよう体制を確保する。

また、土日祝祭日や夜間早朝など勤務時間外における入居者の修繕要望にも対応。

○応急仮設住宅瑕疵、修繕の流れ



(2) 修繕状況について

国費については、供与期間の延長が行われた平成25年から、応急仮設住宅の「安全上、防火上及び衛生上」支障がある場合、最低限必要な補修を行い建築基準法による応急仮設建築物の要件を満たす状態とすることを目的に修繕している。他の修繕については、県費対応としている。主な内容は、風除室・建物間の雨漏り、アコーデオンカーテンの外れ、外部建具の動きが悪い、外構の不陸、排水詰まり、水道管の凍結、エアコン不具合、退去に伴う修繕等である。

[H23～H29までの修繕状況]

	H23	H24	H25		H26		H27		H28		H29		合計
	県費	県費	県費	国費	県費	国費	県費	国費	県費	国費	県費	国費	
件 数 (件)	11月～ 104	1,066	1,509	464	2,068	1,954	1,823	1,200	1,070	5,005	527	698	17,488
			1,973		4,022		3,023		6,075		1,225		
月平均 (件)	11月～ 20.8	88.8	125.7	38.6	172.3	162.8	151.9	100.0	89.2	417.0	43.9	58.2	
			164.4		335.1		251.9		506.2		102.1		

平成23年5月10日

応急仮設住宅の契約について

福島県土木部住宅対策本部

1 契約方法

- (1) リース契約
- ・仮設住宅を2年間リース(借用)する契約であり、契約期間中の維持管理も含んでいる。
 - ・契約が終了すれば、建物を解体し、敷地を現況復旧するものである。
- (2) 買取契約
- ・仮設住宅を買い取る契約であるが、維持管理はリース契約と同様にプレハブ建築協会の管理センターが行うものである。
 - ・建物の解体工事と敷地の復旧工事は含まず、県が別途施行する必要がある。

2 プレハブ建築協会の各部会の見積・請求書の構成

- (1) 規格建築部会
- ① 本体
- ② オプションA [玄関手摺、給水凍結防止、各断熱材、エアコン等]
- 風除室
- ③ 外構 [外部設備、浄化槽、受水槽、As舗装、スロープ等]
- 「特記事項=オプションA」であり、不要な仕様であれば取り止めることで、請求額が安く済む。
- (2) 住宅部会
- ① 本体 [規格建築部会のオプションA、風除室を含む]
- ② 浄化槽
- ③ 外構 [規格建築部会から、浄化槽を除いたもの]
大規模造成、As舗装等 [県費で支払い]

→ 本体に「規格建築部会のオプションA、風除室」を含んでおり、不要な仕様を取り止めた場合には、1戸当たり単価から差し引いて請求させる必要がある。

3 契約方法

- (1) 契約の数
- ・本体、オプション (風除室を含む)、外構を一つにまとめて契約する。

平成23年5月10日

4 風除室の取扱い

- (1) 現状の取扱い
- ・被災者をできるだけ早期に入居させるため、当初は玄関前に階段を設置すること
で検査・引き渡しを受ける。
 - ・風除室は、引き渡し時に期日を定めて、後日改めて設置する。
 - ・そのため、風除室の完成検査が必要となる。
- ① 玄関スロープの取扱い
- ・入居者決定後に、玄関スロープ設置の要望が出される。
 - ・風除室の代わりに、玄関スロープを設置する。
- ② 風除室と玄関スロープの取扱い
- ・風除室と玄関スロープは、同金額となる仕様とする。
 - ・入居者が、「風除室」と「玄関スロープ」のうち、希望するものを後日設置することとなる。

応急仮設住宅の完成・竣工検査・引渡し・入居
↓
入居者が「風除室」または「玄関スロープ」のいずれかを選択
↓
引渡し時の期日までに「風除室」または「玄関スロープ」のいずれかを設置
↓
県検査員が「風除室」または「玄関スロープ」のいずれかを再検査 (契約額は「風除室」または「玄関スロープ」のいずれを設置しても変動しない)

- (2) 今後の取扱い (開始時期は調整する)
- ・当初より、一定割合の住戸に対して玄関スロープを設置する。
 - ・一定割合は、〇%とする。
 - ・玄関スロープと風除室の納まりについては、検討が必要である。
 - ・支払いは、玄関スロープを含めた請求書に対して1度だけで完了する。

第3節 民間借上げ住宅の供給

3.1 民間賃貸住宅供給方式

災害救助法に基づき、被災者の居住に使用するために応急仮設住宅が供与されるが、建設型の応急仮設住宅に加えて、民間賃貸住宅を民間借上げ住宅として借上げ住宅の供与を行った。

借上げ住宅の制度が確立されていなかったことから、発災直後の3月中旬に、不動産関係団体の協力を得て収集した民間賃貸住宅の空家情報を市町村に送付して、被災等住民の入居が決定した住宅を定期借家契約として県の借上げ住宅とするスキームを構築した。しかし、空家が確保できずに市町村窓口の混乱を招く結果となったことから、4月中旬に、収集された空家物件全てを県で借上げて市町村が避難住民に提供していく制度(以下「通常型」)を構築した。

また、すでに自ら民間賃貸住宅に入居している被災者が多く見られ、市町村等からこれらの民間賃貸住宅を県の借上げ住宅にしてほしいとの要望が多くあったことから、4月下旬に国の通知に先立ち被災者等世帯が自ら手続きを行い入居した一定の要件を満たす住宅を県の借上げ住宅とする制度(以下「特例型」)を立ち上げた。

(1) 通常型

福島県から借上げ住宅とする物件の情報を市町村へ提供し、それに基づき市町村が公募によって入居者を決定し、福島県借上げ住宅賃貸借契約書を締結した借上げ住宅のこと。

(2) 特例型

被災者が自らの手続きで賃貸住宅に入居した又は新たに契約を行うもので、申し出により福島県借上げ住宅賃貸借契約書に切り替えるまたは新規に締結した借上げ住宅のこと。

3.2 福島県借上げ住宅に関する基本協定書

東日本大震災前には、「震災時における民間賃貸住宅の紹介等に関する協定」を公益社団法人福島県宅地建物取引業協会と締結していたが、東日本大震災により借上げ住宅を供与するため、新たに「福島県借上げ住宅に関する基本協定書」を不動産3団体と締結して、それぞれの役割や責務を定めていた。

また、被災元市町村を借上げ住宅の事務代行市町村とするため、県と事務代行市町村でも協定を締結した。

〈基本協定書締結団体〉

- ・公益社団法人福島県宅地建物取引業協会
- ・公益社団法人全日本不動産協会福島県本部
- ・公益社団法人全国賃貸住宅経営協会福島県支部

[不動産団体との基本協定書]

福島県借上げ住宅に関する基本協定書(協会用)

(趣旨)

第1条 この基本協定は、市町村の要請に応じ、災害救助法(以下、「法」という。)に基づく、民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する「借上げ住宅」の実施に際し、福島県の行う業務の一部を社団法人福島県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会福島県本部、社団法人全国賃貸住宅経営協会福島県支部(以下「法人等」という。)に委任する場合において、福島県(以下「甲」という。)と法人等(以下「乙」という。)の責務、住宅の基準等に関して必要となる基本的事項を定めるものとする。

(福島県の責務)

第2条 甲は、被災の状況及び乙の要請を踏まえ、民間賃貸住宅を借上げ、「借上げ住宅」として供給するとともに、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- 一 候補物件の仕分けに関する事
- 二 貸主との契約に関する事
- 三 賃料等の支払いに関する事
- 四 その他貸主、市町村、法人等、宅建業者等の調整に関する事

(法人等の責務)

第3条 乙は、被災者、避難者等の状況を勘案し、借上げ住宅の供与を甲に要請するとともに、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- 一 民間住宅の空き家について、借上げ可能な物件の情報収集に関する事
- 二 借上げ可能な物件について、候補物件のリスト化に関する事
- 三 貸主との契約の取りまとめに関する事
- 四 県への家賃請求の取りまとめに関する事
- 五 その他貸主、市町村、県、宅建業者、入居者等の調整に関する事

(家賃等の負担)

第4条 甲、乙及び貸主、入居者の家賃等の負担は、下表による。

項 目	負担の内容
家賃	甲が負担する。
退去修繕負担金	家賃の2ヶ月分を限度に甲が負担する。
仲介料	家賃の0.5ヶ月分を限度に甲が負担する。
損害賠償保険料	甲が負担する。
共益費	入居者が負担する。

項 目	負担の内容
光熱水費	入居者が負担する。
礼金・敷金	負担しない。
修繕費	貸主または入居者が負担する。

(住宅の要件)

- 第5条 借上げ住宅は、以下の基準に合致する住宅とする。
- 一 昭和56年以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること
 - 二 住戸の床面積は、29.7㎡を標準とし、入居予定者の世帯の状況に適した床面積を有する住宅であること
 - 三 借上げる賃貸住宅の家賃は、原則6万円以下であるもの

(入居の期間)

- 第6条 借上げ住宅への入居期間は、原則1年間とする。
- ただし、入居者の生活再建の状況により、さらに1年間延長することができる。

(入居者の資格)

- 第7条 入居者は、住宅が全壊し、又は流出し、居住する住宅がないもの、又は原子力事故による避難指示等が出ている地域内で避難しているものであって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

(標準的賃貸借契約書)

- 第8条 借上げ住宅の契約は、別紙「福島県借上げ住宅賃貸借契約書」により締結する。

(事務管理)

- 第9条 借上げ住宅の事務管理は、乙が行う。

(協定の解除)

- 第10条 全ての入居者が借上げ住宅から退去したとき、または、甲及び乙の協議が成立したときに、この協定は解除される。

(その他)

- 第11条 この協定の定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

(適用)

- 第12条 この協定は、平成23年3月28日から適用する。
- この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年3月28日

甲 福島市杉妻町2番16号
福島県知事 佐藤 雄平 印

乙 福島市北五老内町1番3号
社団法人福島県宅地建物取引業協会
会 長 安部 宏 印

[市町村との基本協定書]

福島県借上げ住宅に関する基本協定書(市町村用)

(趣旨)

- 第1条 この基本協定は、市町村の要請に応じ、災害救助法(以下、「法」という。)に基づく、民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する「借上げ住宅」の実施に際し、法第30条第1項に基づき、福島県知事の権限を福島市長に委任する場合において、福島県(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)の責務、住宅の基準等に関し必要となる基本的事項を定めるものとする。

(福島県の責務)

- 第2条 甲は、被災の状況及び乙の要請を踏まえ、民間賃貸住宅を借上げ、「借上げ住宅」として供給するとともに、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。
- 一 候補物件の仕分けに関すること
 - 二 貸主との契約に関すること
 - 三 賃料等の支払いに関すること
 - 四 その他貸主、市町村、法人等、宅建業者等の調整に関すること

(福島市の責務)

- 第3条 乙は、被災者、避難者等の状況を勘案し、借上げ住宅の供与を甲に要請するとともに、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。
- 一 入居者募集と選定に関すること
 - 二 貸主との契約に関すること
 - 三 入居者の管理及び入退去に関すること
 - 四 入居者支援に関すること
 - 五 県の家賃支払いの支援に関すること
 - 六 その他貸主、県、法人等、宅建業者、入居者等の調整に関すること

(家賃等の負担)

- 第4条 甲、乙及び貸主、入居者の家賃等の負担は、下表による。

項 目	負担の内容
家賃	甲が負担する。
退去修繕負担金	家賃の2ヶ月分を限度に甲が負担する。
仲介料	家賃の0.5ヶ月分を限度に甲が負担する。
損害賠償保険料	甲が負担する。
共益費	入居者が負担する。
光熱水費	入居者が負担する。
礼金・敷金	負担しない。
通常の修繕費	貸主または入居者が負担する。

(住宅の要件)

- 第5条 借上げ住宅は、以下の基準に合致する住宅とする。
- 一 昭和56年以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること

- 二 住戸の床面積は、29.7㎡を標準とし、入居予定者の世帯の状況に適した床面積を有する住宅であること
- 三 借上げる賃貸住宅の家賃は、原則 6 万円以下であるもの

(入居の期間)

第 6 条 借上げ住宅への入居期間は、原則 1 年間とする。
ただし、入居者の生活再建の状況により、さらに 1 年間延長することができる。

(入居者の資格)

第 7 条 入居者は、住宅が全壊し、又は流出し、居住する住宅がないもの、又は原子力事故による避難指示等が出ている地域内で避難しているものであって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

(入居者の選定)

第 8 条 入居者の選定は、第 7 条に定める資格者から、乙が選定基準を設け、公平に行うものとする。

(標準的賃貸借契約書)

第 9 条 借上げ住宅の契約は、別紙「福島県借上げ住宅賃貸借契約書」により締結する。

(住宅の管理)

第 10 条 借上げ住宅の管理は乙が行う。

(協定の解除)

第 11 条 全ての入居者が借上げ住宅から退去したとき、または、甲及び乙の協議が成立したときに、この協定は解除される。

(その他)

第 12 条 この協定の定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

(適用)

第 13 条 この協定は甲、乙押印の日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成23年 月 日

甲 福島市杉妻町 2 番16号
福島県知事 佐藤 雄平 印
乙 ○○市○○町
○○市長 ○○ ○○ 印

3.3 契約事務処理要領・フロー及び契約書

(1) 事務処理要領・フロー

福島県借上げ住宅事務処理要領

平成23年 3月24日
福島県土木部建築住宅課
平成23年 4月13日訂正
平成23年 4月20日訂正
平成23年 4月22日訂正

I 総則

本要領は、福島県内の借上げ住宅の設置に伴う福島県借上げ住宅実施要綱(以下「実施要綱」という。)を円滑に実施するために必要な事務処理に関する事項を定める。

借上げ住宅に関する用語を以下のとおり定める。

- 1 通常型 福島県から借上げ住宅とする物件の情報を市町村へ提供し、それに基づき市町村が公募によって入居者を決定し、福島県借上げ住宅賃貸借契約書を締結した借上げ住宅のこと。
- 2 特例型 避難住民が自らの手続きで賃貸住宅に入居した又は新たに契約を行うもので、申し出により福島県借上げ住宅賃貸借契約書に切り替えるまたは新規に締結した借上げ住宅のこと。

II 協定

借上げ住宅の基本協定について、以下のとおり定める。

- (1) 福島県と市町村の基本協定の締結については、市町村が福島県借上げ住宅に関する基本協定書(以下「協定書」という。)(市町村用)を 2 通作成し、記名押印したうえ、福島県へ送付する。
- (2) 福島県と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会福島県支部、社団法人全日本不動産協会福島支部または社団法人宅地建物取引業協会福島支部(以下「法人等」という。)の基本協定の締結については、法人等が協定書(協会用)を 2 通作成し、記名押印したうえ、福島県へ送付する。
- (3) 福島県は(1)または(2)の協定書を確認し、記名押印のうえ、その 1 通を当該市町村または法人等へ返送し、もう 1 通を保管する。
- (4) 法人等は、協定の内容について、宅地建物取引業を行う事業者(以下「宅建業者」という。)及び賃貸住宅所有者(以下「所有者」という。)に対し周知する。

III 募集

通常型の入居者の募集について、以下のとおり定める。

- (1) 法人等は、賃貸住宅の空き家をリストアップし、福島県に送付する。
- (2) 福島県は(1)のリストを法人等の情報提供に応じ随時更新していくものとする。
- (3) 福島県は(1)のリストで以下の条件に合致するものを選定し、市町村の要請に応じてリストを提供する。
 - (ア) 借上げ住宅が今後起きるであろう余震等に対し、安全であること。
 - (イ) 応急仮設住宅に比して過度に贅沢でないもの。

- (4) 市町村は(3)のリストを精査したうえで募集住宅を決定し、福島県と法人等に通知する。
- (5) 入居者の募集は原則、市町村が公募により行う。但し、福島県は市町村の要請に応じて、関連する事務を支援する。
- (6) 福島県は市町村が募集する住宅の情報発信に関し、県外へ避難した住民にも配慮し、以下の媒体を幅広く活用するよう努める。
(避難所への掲示・新聞・テレビ・インターネット・モバイルインターネット)
- (7) 募集に当たり市町村は、入居条件・応募申請書・誓約書を参考に、適宜様式等を追加し募集を行う。

III-2 申し出

特例型の申し出について、以下のとおり定める。

- (1) 自らの手続きで入居又は新規契約を行おうとする民間賃貸住宅について、所有者と仲介業者が福島県借上げ住宅とすることに合意する。
- (2) 借上げ住宅を希望する避難住民は、福島県借上げ住宅申出書により、申し込みする。

IV 入居者の選定

入居者の選定について、以下のとおり定める。

- (1) 入居者は、原則、市町村が世帯人員、家族構成、地域コミュニティ等を勘案し、公平、適正に選定するものとする。また、福島県は市町村の要請に応じて、関連する事務を支援する。
- (2) 入居者は、「応急仮設住宅及び借上げ住宅の入居条件」の対象世帯とする。
- (3) 市町村は、下記世帯を優先的に入居させるよう努めるとともに、市町村の状況等に応じ、適宜優先的入居に関する基準を定めることができる。
 - ア 75歳以上の者がいる世帯
 - イ 重度の障がい等を有する者がいる世帯
 - ウ 妊婦、3歳未満の乳幼児がいる世帯
 - エ 3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯

V 入居

入居について、以下のとおり定める。

- (1) 入居者の決定は、市町村が行い、決定後直ちに法人等と福島県(各建設事務所)に通知する。
- (2) 法人等・宅建業者及び所有者は、(1)の通知を受けた後、VI契約事務を行う。
- (3) 入居者への通知は、市町村が入居決定通知書の送付等で行う。その際に、契約書の内容を入居者へ説明する。
- (4) 福島県は(3)の通知を市町村が送付する際に、入居者が県外にいるなど通知困難である場合はIII-(6)を準用するなど、市町村の要請に応じて関連する事務の支援を行う。
- (5) 入居者は、宅建業者及び所有者に連絡し、入居物件の案内や説明を受ける。

VI 契約

借上げ住宅の賃貸借契約について、以下のとおり定める。

- (1) 宅建業者は、所有者に対して福島県借上げ住宅賃貸借契約書(以下「契約書」という。)の内容を説明し、理解を得たうえで、契約書を3通作成し、法人等(各支部)を通じて市町村へ送付する。その際、宅建業者は宅地建物取引主任者を選任する。

- (2) 市町村は以下の点に留意し、適正と認められる場合は記名押印し、3通全て福島県(各建設事務所)に送付する。
 - (ア) 入居決定者や物件情報等が契約書の別紙の内容と整合すること。
 - (イ) 契約書に宅建業者が記載されていること。
 - (ウ) 契約書に宅地建物取引主任者が記載されていること。
- (3) 福島県(各建設事務所)は契約書の内容について、以下の点で審査し、適正と認められるときは記名押印し、1通を市町村へ、1通を法人等(各支部)へ送付し、残り1通を保管する。
 - (ア) 契約書に記載されている宅建業者が許可停止などの処分を受けていないこと。
- (4) 法人等は(3)の契約書を宅建業者へ送付する。その際、契約情報の台帳を作成し、その写しを当該市町村と福島県(各建設事務所)へ送付する。
- (5) 宅建業者は(4)の契約書を所有者へ送付する。宅建業者は契約書の写しを入居者に送付するとともに、契約書の写しを保管する。

VI 契約

借上げ住宅の賃貸借契約について、以下のとおり定める。

- (1) 宅建業者は、所有者に対して福島県借上げ住宅賃貸借契約書(以下「契約書」という。)の内容を説明し、理解を得たうえで、契約書を3通作成し、法人等(各支部)を通じて県(各建設事務所)へ送付する。その際、宅建業者は宅地建物取引主任者を選任する。
- (2) 県(各建設事務所)は以下の点に留意し、適正と認められる場合は執行伺いで決定し、契約書に記名押印する。また、債権者を登録する。その後、契約書を法人等(各支部)を通じて宅建業者へ送付する。
 - (ア) 物件情報等が契約書(の別紙)の内容と整合すること。
 - (イ) 契約書に宅建業者が記載されていること。
 - (ウ) 契約書に宅地建物取引主任者が記載されていること。
 - (エ) 契約書に記載されている宅建業者が許可停止などの処分を受けていないこと。
- (3) 宅建業者は市町村による入居者決定後、契約書に入居者情報を入力し、契約書を3通、法人等(各支部)を通じて市町村へ送付する。
- (4) 市町村は以下の点に留意し、適正と認められる場合は記名押印し、1通を福島県(各建設事務所)に、1通を法人等(各支部)へ送付し、1通を保管する。
 - (ア) 入居決定者が契約書(の別紙)の内容と整合すること。
- (5) 福島県(各建設事務所)は契約書を保管する。
- (6) 法人等は(4)の契約書を宅建業者へ送付する。その際、契約情報の台帳を作成し、その写しを当該市町村と福島県(各建設事務所)へ送付する。
- (7) 宅建業者は(7)の契約書を所有者へ送付する。宅建業者は契約書の写しを入居者に送付するとともに、契約書の写しを保管する。

VII 賃料

賃料等について、以下のとおり定める。

- (1) 賃料等に関しては、入居初回分に限り、法人等、宅建業者または所有者が請求書を作成し、以下の負担区分に応じ、契約日の翌月10日までに送付先に送付する。

契約月の翌々月以降は宅建業者等へ請求を求めず、退去した場合を除き、1月分の賃料を前月末日までに支払うこととする。

(ア) 賃料等福島県が負担するもの(契約日から当該月末までの日割りの賃料、契約翌月及び契約翌々月の賃料、退去修繕費(賃料2ヶ月分)、仲介料(賃料0.525ヶ月分)並びに保険料及び付帯設備負担金(※1賃料0.5ヶ月分)) 送付先:市町村

(イ) 公益費等入居者が負担するもの 送付先:入居者

(2) 市町村は、(1)の請求書を取りまとめ、翌月15日までに福島県(各建設事務所)へ送付する。

(3) 福島県(各建設事務所)は、(2)の請求に応じ、契約書の頭書(3)及び(4)に基づき支払うものとする。

※ア 福島県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)の会員で、イの方針をとらない仲介業者は、宅建協会本部で一括して損害保険に加入するため、福島県は保険料及び付帯設備負担金の全額を仲介業者に支払う。

イ 宅建協会の会員以外の仲介業者または全国賃貸住宅経営協会の会員で宅建協会のアの保険加入を行わない仲介業者は、福島県が契約主となる保険に加入するため、保険料を建物所有者又は仲介業者が指定する損害保険代理店に、付帯設備負担金を建物所有者に支払う。その際、保険料が家賃の0.5ヶ月分を超える場合は保険料のみを支払うこととする。

VIII 退去

退去に関しては、以下のとおり定める。

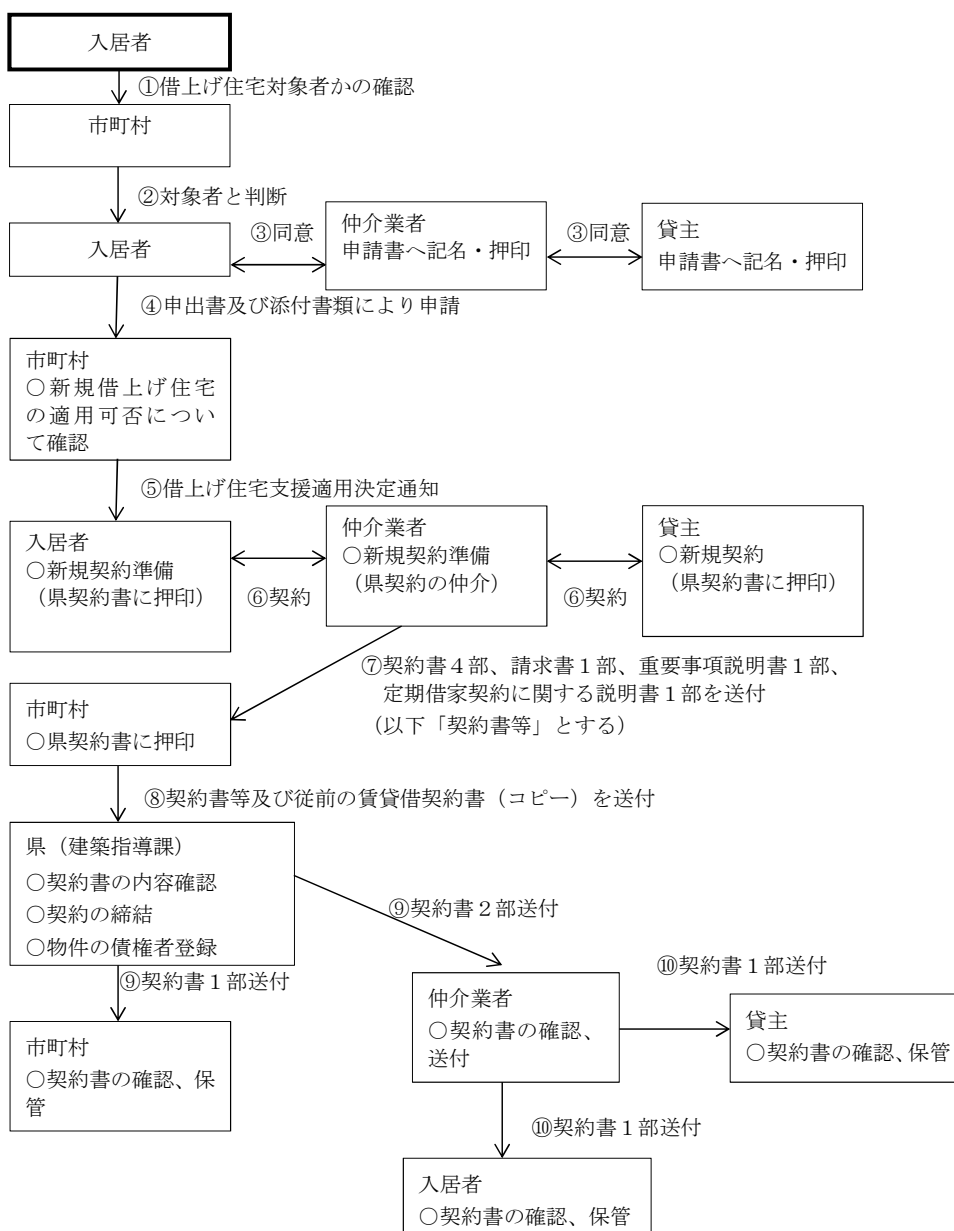
(1) 市町村は、退去者に対して、使用終了届を提出させるものとする。

(2) 入居者が退去する場合、市町村は、法人等に対して明渡し通知書を送付するとともに、福島県(各建設事務所)にその写しを送付する。

(3) 法人等は、(2)の通知書を受け取ったとき、賃貸住宅所有者に送付するものとする。

(4) 退去時の賃料等の支払いは契約書頭書(3)及び(4)の定めに従い福島県(各建設事務所)が支払うこととする。

■借上げ住宅の契約に関する事務フロー



(2) 契約書

頭書 (3) 賃料等

賃料	月額	円	共益費	月額	円
初回支払期限：原則として、契約成立の翌月末まで 第2回以後：原則として、当月分を前月末まで					

その他の条件

※賃料と共益費の合計が賃料の上限（4人以下の世帯は60,000円、5人以上の世帯は90,000円）を超えないように記入し、原則共益費の欄には賃料を含むと記入願います。
 ※入居者が負担する共益費等については記入しないください。

頭書 (4) 一時金等

項目	用途	負担者	支払先	支払時期	金額 (税込)
退去修繕負担金	原状回復（通常損耗、経年劣化を含む）の費用として	乙		契約成立の翌月末まで	円 (定額：賃料2か月分)
仲介料	賃貸借契約の媒介報酬として	乙	仲介業者	契約成立の翌月末まで	円 (定額：賃料0.54か月分)
その他条件					

頭書 (5) 振込指定口座

① 甲が指定する口座

金融機関	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		☐ 普通 ☐ 当座		(7557)

② 仲介業者が指定する口座

金融機関	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		☐ 普通 ☐ 当座		(7557)

※ 口座名義人は銀行口座の名義人を正しく記入してください。通帳の写しを添付してください。

(震・原・自)

地震・津波による被害、原発事故による被害、自主避難の別に○をつけてください。

甲 捺印

乙 捺印

丙 捺印

丁 捺印

福島県借上げ住宅賃貸借契約書 (H27.8以降)

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）及び乙の事務代行市町村（以下「丙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結する。

頭書 (1) 目的物件の表示

名称	部屋番号	号室
所在地 (住所表示)		
構造 (木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他) / 瓦葺・スレート葺・瓦葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / () 階建 / 全 () 戸		
種別	マンション・アパート・戸建・ ()	新築年月
間取り	() LDK・DK・K・ワンルーム	床面積
住戸部分	㎡	
附属施設	ガスコンロ	含む・含まない
	照明器具	含む・含まない
	エアコン	含む・含まない
	冷蔵庫	含む・含まない
	駐車場 (1台)	含む・含まない
	自転車置場	含む・含まない
	物置	含む・含まない
専用庭	含む・含まない	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所

頭書 (2) 契約期間

平成 年 月 日 から	平成 29 年 3 月 31 日まで
-------------	--------------------

※ 契約期間満期は原則平成29年3月31日です。

頭書 (6) 丙の連絡先及び同居者

連絡先	(本契約に基づく借上げ住宅) TEL - - - (会社・部署名)			
	(勤め先) TEL - - - (携帯) TEL - - -	年 齢	姓 名	年 齢
同居者・同居者名		年 齢	姓 名	年 齢

頭書 (7) 事務代行市町村 (丁：乙から事務代行を受けた各市町村 (長)) (丁において記入すること)

事務代行市町村	担 当	TEL
連絡窓口		
代 行 業 務	1. 丙に本物件の使用を許可すること (第1条) 2. 甲に対する解約申し入れ及び丙からの退去通知の受理 (第11条) 3. 本物件の明渡しに係る一切の事務 (第13条) 4. 本契約に関する甲、丙又は関係者との協議 (第18条)	

頭書 (8) 管理業者 (甲から事務代行及び管理の委託を受けた不動産業者) ※ 甲の自主管理の場合は記載不要。

管 理 業 者	商号又は名称
所 在 地	〒 TEL ()
受 託 業 務	甲と管理業者との間の管理委託契約書による
賃貸不動産管理業協会会員番号	
管 理 担 当 者	氏 名

頭書 (9) 特約事項 (※別紙とすることを可とする。)

--

福島県借上げ住宅賃貸借契約書3/8 '15.8

本契約の締結を証するため、本契約書を4通作成し、貸主、借主、同居者及び事務代行市町村が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏 名	〒 TEL ()
	住所 〒	
(貸主代理の場合)	氏 名	〒 TEL ()
	住所 〒	
乙・借主	氏 名	〒 TEL 024 (521) 1111
	住所 〒 960-8670 福島市杉妻町2番16号	
	氏 名	〒
丙・同居者	住所 〒	
	県が借上げ住宅の損害保険に加入する際、同居者氏名等を保険会社に通知することに同意します。	
丁・事務代行市町村	氏 名	〒
	住所 〒	

※ 甲及び甲代理が法人の場合は、代表者職・氏名まで記入すること。

※ 丙の住所欄には、離家時の住所を記入すること。

地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	商号又は名称	代表者職・氏名	代表者職・氏名	〒
	主たる事務所所在地 TEL	主たる事務所所在地 TEL	主たる事務所所在地 TEL	
	免許証番号 () 第 号	免許証番号 () 第 号	免許証番号 () 第 号	
	免許年月日	免許年月日	免許年月日	
	所属団体名	全宅連・全日・全住協・その他	所属団体名	全宅連・全日・全住協・その他
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	〒	氏 名	〒
	登録番号	知事 第 号	登録番号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名		業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL		事務所所在地 TEL	

※ 使用者 (同居者) の入居実態がない場合は契約が解除となります。

※ 契約条項を必ず付けてください。契約条項にも別印は必要です。

※ 所属団体名の略称はそれぞれ次のとおり。全宅連：福島県宅地建物取引業協会、全日：全日本不動産協会、全住協：全住協、全宅連：全宅連、全日・全住協・その他：その他の団体又は所属していない

福島県借上げ住宅賃貸借契約書4/8 '15.8

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）と、借主（以下「乙」という。）は、平成23年東日本大震災により被災した者のうち、乙が本物件の使用を許可した入居者（以下「丙」という。）及び事務代行市町村（以下「丁」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、居住を目的とする借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める定期借家賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結する。

(契約の目的)

第2条 乙は、居住を目的とする住宅を丙に対し供与するため、甲から本物件を賃借する。
2 甲は、乙が本物件を丙に転貸することを承諾するものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲、乙、丙及び丁は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約をすることができる。

(賃料)

第4条 乙は、頭書（3）に記載に従い、賃料を原則として、当月分を前月末までに甲が指定する口座に支払うものとする。ただし、初回支払い分は、契約当月分、翌月分及び翌々月分を契約翌月末までに甲が指定する口座に支払う。ただし、当月分及び翌々月分が当月末に、翌々月分が翌月末に支払われる場合がある。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を末日数で日割計算した額とする。

(共益費)

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、負担限度額の範囲内で共益費を頭書（3）に記載に従い、頭書（5）記載の甲が指定する振込口座に支払うものとする。
2 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を末日数で日割計算した額とする。

(負担の帰属)

第6条 建物所有者は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 丙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(禁止又は制限される行為)

第7条 丙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、修繕、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
2 丙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、炎火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等を搬入し又は搬出すること。
- 三 排水管を破損させるおそれのある液体を流すこと。
- 四 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- 五 騒音、振動、騒音、臭気等の発生を原因とする騒音等を発生させる行為を行うこと。
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員、及び暴力団準構成員、元暴力団構成員、元暴力団構成員及び暴力団構成員等及び暴力団準構成員と取引のある者（以下、「暴力団構成員等」という。）を同居させ、または暴力団構成員等に本物件を使用させること。

七 甲の承諾なしに、頭書（6）に記載した者以外を同居させ、もしくは本物件を使用させ、またはしくは丙を

福島県借上げ住宅賃貸借契約書5/8 15.8

変更すること。

八 その他法令または条約に違反する行為を行うこと。

3 丙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 犬、猫その他小動物等ペットの飼育。
- 二 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
- 三 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(丙の遵守注意義務)

第8条 丙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 丙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 丙は、甲が定める管理規約・使用細則等を遵守するものとする。また、甲が本物件管理上必要な事項を丙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 丙は、甲より貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、丙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。この場合、新たな鍵の設置費用は丙の負担とする。

5 丙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、本条第一号から第四号に掲げる修繕を除き、丙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、丙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、丙が負担しなければならない。

一 壁の取替え、裏返し。

二 障子紙の張り替え、ふすま紙の張り替え。

三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

四 その他費用が軽微な修繕。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。この場合において、丙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 丙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第一号から第四号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、丙は、甲に速やかに届け出て修繕を要するものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、丙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、丙が自らの故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠った場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、丙が次に掲げる行為をした場合において、当該行為により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、乙、丙及び丁に催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

一 本物件を居住の用に以外に使用したとき。

二 第7条のいずれかの規定に違反したとき。

三 その他丙が本契約の各条項に違反したとき。

3 丙が次の各号の一に該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」とみなす。

一 丙又は丙の同居人が、暴力団構成員等であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。

二 丙が、本物件を暴力団事務所として使用したとき。

福島県借上げ住宅賃貸借契約書6/8 15.8

- 三 丙が、本物件の共用部分に反復継続して暴力団構成員等を出入りさせたとき。
- 四 丙が、本物件、共用部分その他本物件建物の周辺において、暴力団構成員等であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 五 丙が、第7条第2項第6号又は第7号の規定に違反したとき。
- 六 丙が暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。
- 七 丙が第8条のいずれかの規定に違反し甲、乙及び丁の注意・勧告等に応じなかったとき。

(乙からの解約)

- 第11条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 第12条 甲は、丙が前条第1項第1号の事由により、甲に対して解約の申入れを行った日から1ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約の申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。
- 第13条 乙は前2項を丙が退去する場合または入居実態がない場合若しくはやむを得ない事由がある場合に適用する。
- 第14条 丙は、本物件から退去しようとする場合は、退去予定日の1ヶ月前までに乙に通知しなければならない。
- 第15条 第3項の規定にかかわらず、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、乙は本契約を解約することができる。

(解約に係る甲の報告義務)

- 第16条 甲は、丙が前条第1項第1号の事由により、甲に対して解約の申入れを受けた場合もしくは退去に伴う立ち会いを行った場合は、丙に対して前条第4項の規定に基づく乙への通知の有無を確認するとともに、通知がされていない場合は、丁に対してすみやかにその旨を報告しなければならない。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第17条 乙及び丙は、明渡し日を1ヶ月前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに貸主又は仲介業者立ち会いにより本物件を明け渡さなければならない。
- 第18条 乙及び丙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 第19条 乙及び丙は、明渡しの際、貸主を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 第20条 本契約終了時に本物件等内に設置された丙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、丙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分要した費用を丙に請求することができる。
- 第21条 本物件の明渡し時における本物件の原状回復工事（延床塗装、延床劣化を含む）に要する費用として、頭書（4）に記載する退去修繕負担金を初回賃料支払い時に合わせて支払うものとし、退去修繕負担金の返還請求は行わない。また、甲は、丙の故意又は過失による損壊に対する修繕費用を除き、乙及び丙に対し、原状回復に要する費用の請求を行わない。なお、丙の故意又は過失による損壊に対する修繕費用は丙負担とする。

(立入り)

- 第22条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の健全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ丙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 第23条 丙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 第24条 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ丙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 第25条 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合において、あらかじめ丙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、丙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を丙に通知しなければならない。

(事務代行市町村)

- 第26条 乙は、頭書（7）記載の業務を丁に行わせることとする。
- 第27条 第1項で定める事務に要する費用は、丁が負担する。

(宅地建物取引業者)

- 第28条 乙は、この取引を代理又は媒介する宅地建物取引業者（以下「仲介業者」という。）に、頭書（4）に

福島県借上げ住宅賃貸借契約書7/8 15.8

- 記載する仲介料を契約成立の翌月末までに、頭書（5）記載の仲介業者が指定する口座に支払うものとする。
- 第29条 仲介業者は、この取引の代理又は媒介を行う。

(免責)

- 第30条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲、乙、丙若しくは丁の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲、乙、丙、又は丁の損害について、甲、乙、丙又は丁は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

- 第31条 甲、乙、丙及び丁は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について協議が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第32条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

- 第33条 特約事項については、頭書（9）に記載するとおりとする。

福島県借上げ住宅賃貸借契約書8/8 15.8

3.4 遡及事務処理及び再契約事務処理

(1) 遡及措置の事務処理

東日本大震災発生以降に、被災者自らが避難のため県内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を結んでいる場合には、その契約を県、貸主、入居者(被災者)間の契約に切り替えることによって借上げ住宅として認められることとなったが、当初、切替契約を行った住宅については、県名義の契約に切り替えた以降(5月1日以降)の家賃等を県が負担することとしていた。

平成23年7月7日の厚生労働省通知「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱の留意点について」(社援総発0707第1号)を受け、東日本大震災発生日から県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間に、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間の家賃等をさかのぼって支払うこととした。

応急仮設住宅としての民間賃貸住宅に係る契約名義置き換え及び家賃等返還の取り扱い(遡及措置)について

○趣旨

東日本大震災による被災者が応急仮設住宅等に入居するまでの間に、避難のため、被災者自らが契約し、民間賃貸住宅に入居していた場合の家賃等については、契約を県名義に置き換えること等について、県、貸主、仲介業者、被災者間の承諾が得られた場合は、貸主、仲介業者が被災者に対し、県から当該家賃等を受領する権限を委任することも可能となった。

このことから、被災者自らが契約した民間賃貸住宅に係る県名義への契約置き換え及び家賃等返還について、福島県内の民間賃貸住宅の取扱いを以下のとおりとし、県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間に被災者が既に支払った家賃等をさかのぼって負担する。

○対象世帯

平成23年3月11日の東日本大震災発生以降に避難のため、被災者自らが契約し、県内の民間賃貸住宅に入居していた以下の世帯で別表のいずれかに該当する世帯

- (1) 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯
- (2) 原子力事故による避難指示等が出ている地域内から避難していて、自らの資力では住宅を得ることができない世帯

○対象期間

東日本大震災発生日の平成23年3月11日から県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間

○対象費用

対象期間内に対象世帯が負担した以下の実費用で別表のいずれかに該当する費用

- ①入居に当たっての実費用(以下入居経費)として、敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用(入居に伴う借家人賠償保険、家財保険等)
- ②家賃等月ごとの実費用(以下賃料等)として、家賃、管理費、共益費
(※家賃には駐車場代を含めることを可とする)
ただし、以下の費用については対象費用から除く。
- ①上記費用のうち県契約に切り替えの際に貸主と仲介業者等から被災者に返還されている費用
- ②県が既に負担した費用と重複する費用

○別表(対象世帯と対象費用一覧表)

	対象世帯	対象費用
①	東日本大震災発生以降、避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅を、県借上げ住宅に切り替えた世帯	県借上げ住宅に切り替えた日の前日までに支払った入居経費、賃料等
②	東日本大震災発生以降、避難のため入居していた県内の別の応急仮設住宅等※に住み替えた世帯	住み替え前の民間賃貸住宅に関して支払った入居経費、賃料等

※応急仮設住宅等とは、応急仮設住宅、借上げ住宅、公営住宅、雇用促進住宅、公務員宿舍のほかには自宅、社宅、知人親類宅を含む。

- ③なお、県内の借上げ住宅(特例措置)で入居した一住戸への入居人数が5名以上(乳幼児除く)の世帯で、5月18日に家賃上限額を9万円に変更するまでの間に、上限額(6万円)を超える管理費、共益費等を自己負担した世帯については、変更日の前日まで6万円から9万円までの範囲内で自己負担していた管理費、共益費等を対象とする。

○申請に必要な書類

- ①家賃等代理受領承認申請書兼契約置換書(3部)
※申請者(入居者)が必要事項を記載、押印し、貸主、仲介業者から承諾印をもらった上で提出してください。
- ②被災された方(申請者)自らが契約した民間賃貸住宅の契約書の写し(1部)
- ③各市町村が発行した入居決定通知書等の写し(1部)
- ④支払先・金額が記載されている領収書の写し、振込明細書等の写し(1部)
(※損害保険に関しては、支払金額の記載がある保険証券の写しでも可とする)
- ⑤振込口座が確認できる預金通帳の写し(1部)
※口座番号、口座名義(フリガナ)が確認できるように写しを取ってください。
- ⑥住民票等の写し(1部)(※申請者と口座名義人の関係が分かる証明書)
※申請者名と⑤振込口座の名義が異なる場合のみ添付してください。

○申請手続きの流れ

- ①申請者(入居者)が「家賃等代理受領承認申請書兼契約置換書」に必要事項を記載、押印し、貸主、仲介業者から承認印をもらった上で、申請に必要な書類①～⑥を必

要部数、下記に記載した申請窓口へ提出(郵送)してください。

- ②窓口で、提出された書類を確認し、不備がなければ申請者(入居者)が既に支払った費用を振り込みます。

○申請受付期間

平成23年8月12日(金)から

平成23年10月31日(月)まで

※平成23年10月31日(月)必着とします

○申請窓口及び問い合わせ先

〒960-8670

福島県災害対策本部 遡及措置担当

(※郵便番号と宛名のみで結構です)

TEL 024-522-6511, 6512

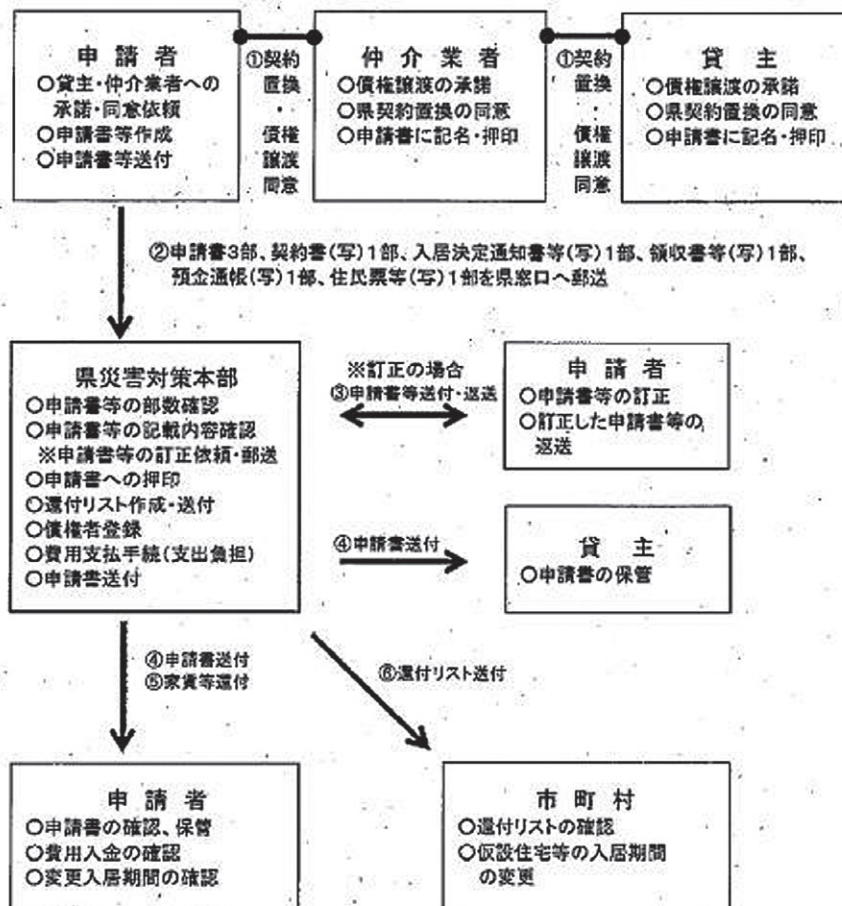
(受付時間 午前9時00分～午後5時00分まで平日のみ)

○その他

- ・県が負担した対象費用の期間については、応急仮設住宅等の入居期間として取扱う。

■民間賃貸住宅の契約置換及び家賃等返還(遡及措置)に関する事務フロー

平成23年8月11日
福島県災害対策本部



(2) 再契約の事務処理

賃貸住宅の契約方法としては、「普通借家契約」と「定期借家契約」がある。

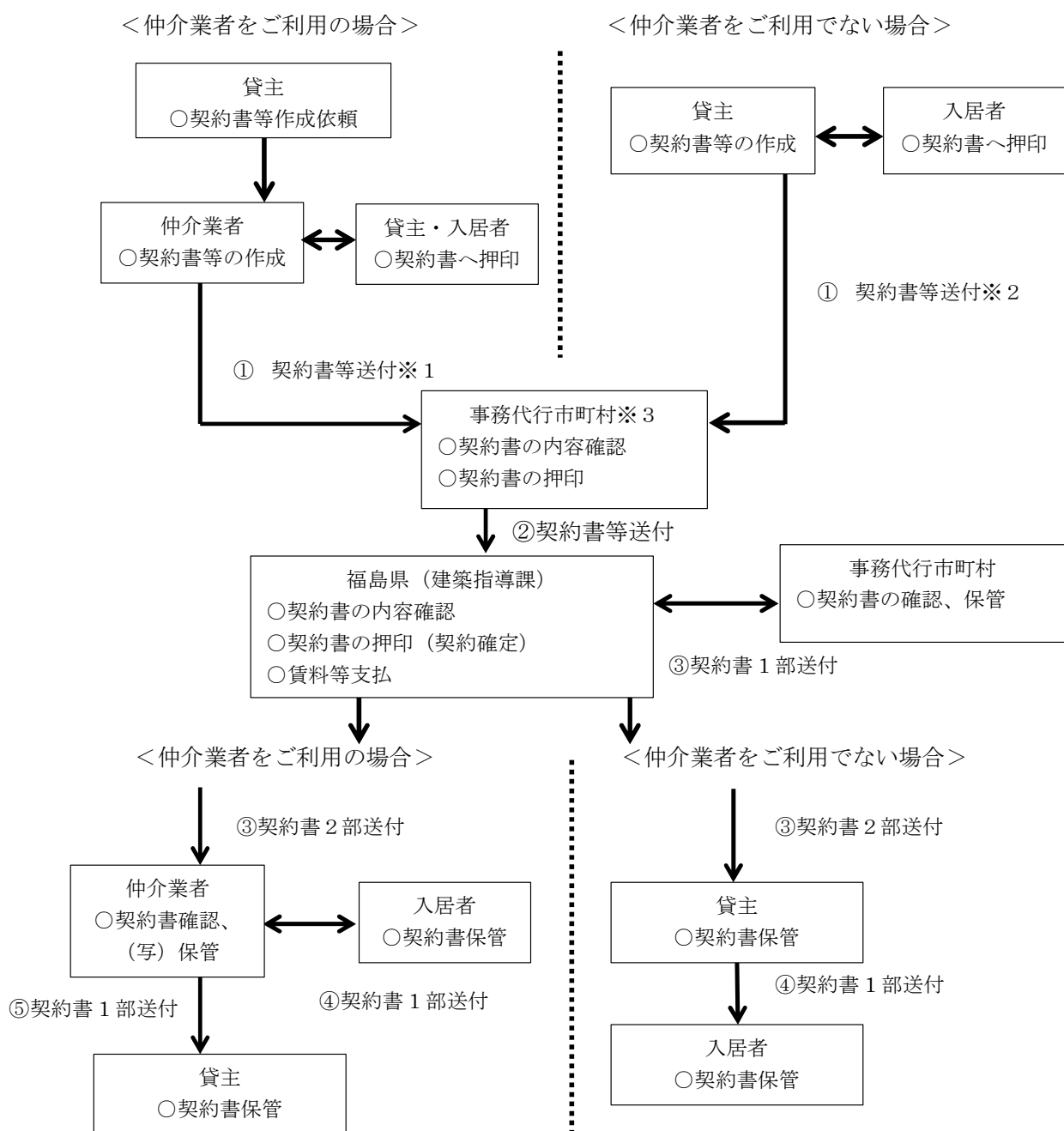
「普通借家契約」は、原則家主が更新を拒否できないため、入居者の権利が強い契約となる。一方、「定期借家契約」は、契約満了の6ヶ月前までに貸主が期間満了で終了する旨通知することで、契約を終了することができる契約となっており、「普通借家契約」より入居者の権利は弱い。

福島県借上げ住宅賃貸借契約は、不動産団体

等からの要望もあり、「定期借家契約」とした。借上げ住宅の契約期間は、当初、入居から平成24年3月31日までとし、その後、再契約を締結して平成24年4月1日から平成26年3月31日まで延長した。以降、災害救助法に伴う供与期間の延長は1年毎となるため、毎年、再契約手続きを行ってきた。

家賃は前払いが原則となるため、地方自治法に定める長期継続契約としている。

■借上げ住宅の再契約に関する事務フロー



※1 契約書等：契約書4部、重要事項説明書1部、請求書1部、定借説明書1部。

※2 契約書等：契約書4部、定借説明書1部。

※3 事務代行市町村とは、入居者が被災時に居住していた市町村です。

3.5 借上げ住宅の住み替え及び自主避難者への借上げ住宅の提供

(1) 借上げ住宅の住み替え

災害救助法では、借上げ住宅等へ入居した避難住民が、別の仮設住宅等へ移ることは認められていなかったが、県外など遠方の仮設住宅等から地元の仮設住宅等へ住み替えや、就学・就労など避難者の利便性向上のため、1回に限り住み替えが認められることとなった。

(2) 自主避難者への借上げ住宅の提供

災害救助法の支援対象外となっていた自主避難者について、避難が長期化したことから、一部については借上げ住宅の入居対象とした。

①借上げ住宅への入居対象者

平成23年3月11日以降、平成24年11月1日までに、県内に自主避難した世帯のうち、子どもまたは妊婦のいる世帯。(同一市町村内の転居は対象外)

②受付期間

平成24年11月15日から12月28日まで

■借上げ仮設住宅を振り返って

借上げ仮設住宅の苦勞した点については、第6章に当時の状況を窺うことができます。その中で、「契約事務を各出先機関にお願いしておりましたが、マンパワーが足りず、職員の心身負担も大きく、「どうにかしてくれ」との訴えに苦慮する毎日」とあります。ここでは、「どうにかしてくれ」と訴えていた出先事務所の実情を少し御紹介します。

【出先事務所のある担当者の記憶】

- ・6月に契約事務を引き継ぐ(震災の影響で人事異動は6月でした)、書庫に契約書の箱の山があった。
- ・支払いが遅れており不動産会社から、毎日毎日、多くのクレームの電話をもらうが、まず、その契約書がどこにあるのかわからない。対象数が多いことと、本来の出先事務所庁舎は地震のため立ち入り禁止、賃貸の事務所に仮入居し、執務環境が混乱しており、かつ、手狭の状況で事務効率も悪かった。
- ・契約書は、ほぼ全ての書類に不備があり、支払いを優先するため、担当者の訂正印でとりあえず修正(震災時の臨機の対応)、支払いへ回す日々。当時はその対応で出納に支払ってもらった。
- ・契約の全体像となる一覧表ができたのは、他県からの応援職員の方が懸命に整理していただいたおかげで、ずいぶん後になってからである。

■課題や問題点

- ・需要の高い地域では物件が希少となり、家賃が高騰、貸主や仲介者はより高い家賃で借りる方に物件を提供するため、被災者以外の一般住民の暮らしにも支障が生じた。
- ・不動産業者が県と被災者から二重に仲介手数料や敷金等を徴収し、返還しないなど、契約行為に関するトラブルが多数発生。
- ・入居者は家賃を支払わないため当事者意識が希薄であり、通常では考えられない無断退去、鍵の未返還など様々な問題が発生した。
- ・現品支給ではなく金銭支給の実施について国へ何度も要望した。会計検査院報告書(平成24年10月)にも、「民間賃貸仮設住宅により積極的な活用が図られるようにするため、災害救助における現品による供与の原則を一部緩和することについて今後の検討課題に含める必要がある。」とされた。しかし、まだ金銭支給は行われていない。

第1節 応急仮設住宅の再利用について

1.1 応急仮設住宅の無償譲渡等に関する要綱

県内25市町村に189団地16,800戸建設した応急仮設住宅には、最大で14,590戸31,520人の避難者が入居したが(平成25年4月時点)、平成26年度には、一部の団地において、入居者の生活再建が進み、退去が完了したこと、管理市町村からの要請を受け、撤去を開始している。

さらに、災害公営住宅・復興公営住宅の整備が進んだことや、平成29年3月末をもって、避難指示区域外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与が終了したことにより、空き団地が増加し、撤去が本格化することとなった。

全16,800戸のうち、リース型を除く、買取契約により整備した応急仮設住宅は13,408戸に上り、撤去時に発生する廃棄物の抑制や処分費用の低減を課題としていたこと、また、地元業者の一般公募の際には、将来の再利用に対する適性も評価項目と

していたことから、平成28年4月1日より「応急仮設住宅の無償譲渡等に関する要綱」を施行した。

この要綱により、不要となった応急仮設住宅の再利用を希望する市町村や自治会、公益性を有する団体等に対し、無償にて譲渡することとし、また、要綱制定後、民間企業や農家等からも譲与の要望が寄せられたことから、平成29年7月には、利用目的が本県の産業振興または地域振興に寄与すると認められる場合に、個人事業主を含む民間企業を譲与の相手方に追加した。

1.2 再利用の周知

譲与にあたっては、ホームページにて対象となる団地の詳細や図面等を掲載し、申請を公募することとした。当該ページには、譲与は住棟単位となること、現状有姿での引渡となること、解体・運搬・再築に係る費用は全て譲受人の負担となること等の注意事項も併せて明記している。

福 島 県 Fukushima Prefecture						
ホーム お問い合わせ 県政案内 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 防災情報						
ホーム > 県政案内 > 防災・安全 > 災害対策 > 応急仮設住宅の無償譲渡のご案内						
供与を終了する建設型応急仮設住宅の無償譲渡のご案内						
県では、今後供与を終了する建設型応急仮設住宅を撤去・処分する場合において、撤去時に発生する廃棄物の削減、環境負荷や行政コストの削減及び地元業者等の自立再建を促進するため、応急仮設住宅の無償譲渡(以下「譲与」という。)を行います。						
譲与が可能な応急仮設住宅(平成30年6月21日現在)						
団地名	住所	規模・構造	図面	撤去開始予定日	撤去完了予定日	備考
高久第九	いわき市平山下口字機木3-11地	57棟195戸 集合計2棟 木造在来工法(杉板組)	配置図 (PDFファイル/328KB) 平面図 (PDFファイル/134KB)	平成30年4月下旬	平成30年7月中旬	
高久第十	いわき市平山下口字大沢1-7地	91棟194戸 集合計2棟 2026室1棟 木造等込み新築工法 木造在来工法(サイディング)	配置図1 (PDFファイル/421KB) 平面図1 (PDFファイル/119KB) 配置図2 (PDFファイル/424KB) 平面図2 (PDFファイル/116KB)	平成30年4月下旬	平成30年7月中旬	
申請受付期間 平成30年5月1日(月)～平成30年6月4日(金)						
譲与の相手方						

1.3 無償譲渡の実施状況

	団地名	種別	再利用数	使用者	利用目的	備考
平成28年度	只見町只見	木造(板倉)	1棟3戸	NPO法人	事務所	平成23年新潟・福島豪雨により建設したもの
平成29年度	川内村下川内	木造(在来)	24棟48戸	川内村	村営住宅	
	本宮市恵向	木造(ログハウス)	1棟9戸	浪江町	グループホーム	
	二本松市大平農村広場	木造(ログハウス)	5棟20戸	浪江町	いこいの村なみえ	
			1棟4戸	一般社団法人	事務所	
			1棟2戸	NPO法人	集合住宅	
	三春町過足	木造(在来)	1棟4戸	民間企業	休憩所	
			集会所1棟		事務所	
平成30年度	白河市郭内第二	木造(壁パネル)	12戸	三島町	移住促進住宅	移住促進仮設住宅提供事業の活用による
			3戸	昭和村	移住促進住宅	
	郡山市富田町稲川原	PCパネル	14戸	川内村	川内村地域振興住宅	
	福島市北幹線第二	木造(壁パネル)	1棟2戸	昭和村	移住定住促進住宅	移住促進仮設住宅提供事業の活用による
	二本松市杉田農村広場	木造(ログハウス)	8棟24戸	飯舘村	災害公営住宅	
	田村市福祉の森公園	木造(在来)	1棟3戸	民間企業	技能実習生寄宿舎	
	いわき市高久第九	木造(在来)	1棟2戸	民間企業	事務所	
			1棟3戸	民間企業	地域交流施設の東屋、ベンチ他	
			集会所1棟			
	郡山市南一丁目	鉄骨プレハブ	9戸	民間企業	分譲住宅管理棟	
	いわき市高久第十	木造(板倉)	1棟2戸	民間企業	事務所兼休憩室	
			4棟9戸	民間企業	定住促進住宅	
			24棟48戸	岡山県総社市	応急仮設住宅	
			1棟2戸	公益財団法人	事務所	
			2棟6戸	磐梯町	こぶしヶ丘住宅1・2号室	移住促進仮設住宅提供事業の活用による
			2棟4戸	金山町	上横田住宅	
	いわき市渡辺町昼野	木造(ログハウス)	4棟8戸	民間企業	滞在施設	
			1棟2戸	個人事業主	交流施設	
			1棟2戸	民間企業	研修施設	
			1棟4戸	民間企業	研修施設	
			1棟4戸	民間企業	研修施設	
令和元年度	川内村下川内	木造(在来)	1棟2戸	川内村	村営住宅	
	福島市北幹線第二	木造(壁パネル)	1棟2戸	葛尾村	野行地区活性化施設	移住促進仮設住宅提供事業の活用による
	郡山市南一丁目	鉄骨プレハブ	10戸	葛尾村	定住促進住宅	



いこいの村なみえ
(浪江町)



川内村地域振興住宅
(川内村)



上横田住宅
(金山町)



こぶしヶ丘住宅2号室
(磐梯町)

1.4 再利用を可能とする応急仮設住宅撤去業務の入札

福島県では、応急仮設住宅の撤去業務の入札において、積極的に再利用を図る観点から、再利用が可能な部材等を有価物買取費用として見積りに反映できる一般競争入札で実施しています。概要については、次のとおりです。

※入札公告時の説明資料「別紙1」次ページ

(1) 入札参加資格の主な条件

- ・建設業法に基づく建築工事業の許可を受けている者
- ・県内に本店又は支店・営業所を有する者

(2) 入札金額

全て撤去する費用の入札金額に加え、再利用があると判断した場合は、「再利用による有価物買取費用」を反映した入札金額とすることができる。

再利用がある場合は、契約時に利用目的等を記載した「承諾願い」を提出し、撤去業務完了時には再利用の「実績報告書」の提出が必要です。

(3) 予定価格

予定価格は再利用を考えない撤去対象物を全て撤去する費用とします。

(4) 変更の対応

1) 変更対象としないもの

入札時に有価物買取費用の対象とした部分の増減は変更の対象となりません。

例：再利用する予定であった木材が増加（又は減少）

2) 変更対象とするもの

設計図書にない撤去対象物の増、又は設計図書の撤去対象物の減など。

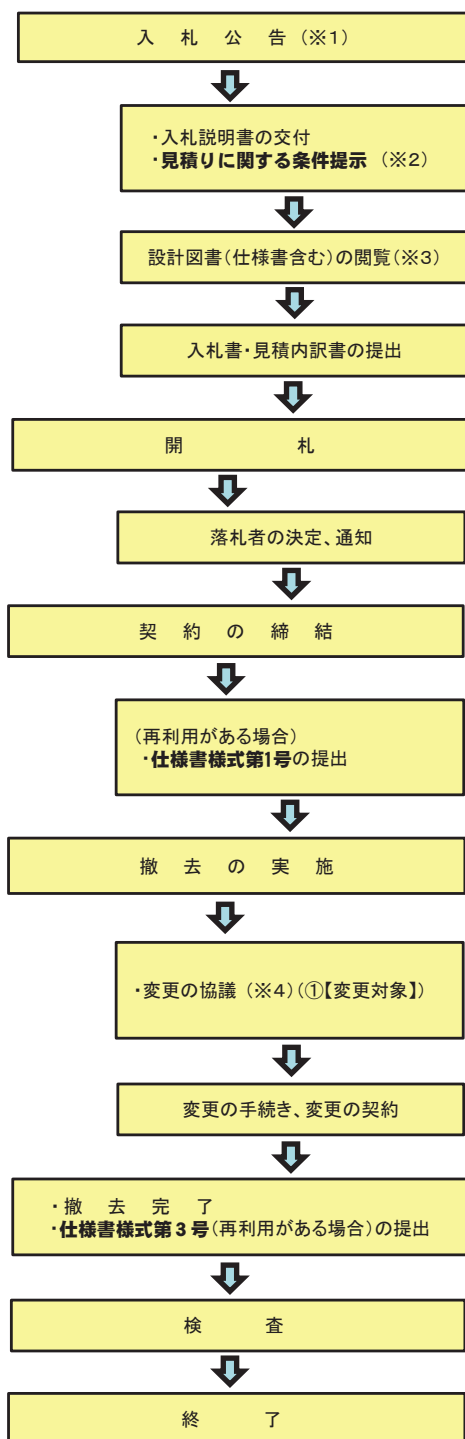
・再利用がある場合の変更：変更見積内訳書
＝変更請負額

・再利用が無い場合の変更：変更設計書×請負率＝変更請負額

「参考資料」 別紙1

応急仮設住宅撤去業務の見積り条件(再利用がある場合)について

※ 一般競争入札の流れ



※1 入札公告の内容

- ・業務の名称、概要、完成期限
- ・入札に参加する者に必要な資格
- ・入札参加手続き など

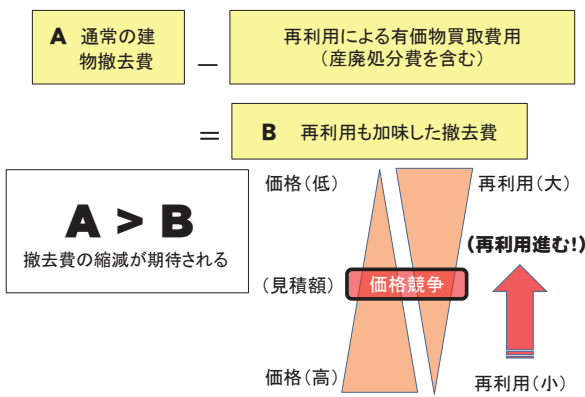
◎ 主な入札参加資格の事項

- ・建設業法の規定に基づく**建築工事業**の許可を有している者
- ・本店又は支店、営業所が**指定管内**にあること など

※2 入札に関する見積りの条件(再利用がある場合)について

- ・入札参加者は応急仮設住宅撤去業務の入札に際し、基本的には撤去・処分業務であるが、積極的に再利用を図る観点から再利用が可能な部材等は、再利用を行った場合の見積り価格により入札することができる。

◎ 再利用による見積りのイメージ



※3 設計図書の予定価格

- ・予定価格は建物等を全て撤去することとした金額で、再利用は考慮しないものとする。(当初の設計時)

※4 再利用の変更設計のイメージ

①【変更対象】

設計図書に条件明示のあった撤去対象物と現場との相違
事例：撤去対象物が追加された

再利用がある場合：変更見積内訳書＝変更請負契約額

再利用がない場合：変更設計書×請負率＝変更請負額

②【変更対象としない】

入札時の有価対象物の増減は変更の対象となりません。

事例：再利用する予定であった木材が増加（又は減少）
(なお、仕様書に基づき書面による承諾行為は必要)

1.5 移住促進仮設住宅提供事業の目的・流れ

1. 事業イメージ

本県への定住や二地域居住を推進するため、
応急仮設住宅を活用して“お試し住宅”等を整備

○事業実績 合計77戸

H29：合計29戸

三島町、金山町、昭和村、川内村

※三島町、昭和村は1.6 事業実績で詳細

H30：合計36戸

磐梯町、金山町、昭和村、飯館村

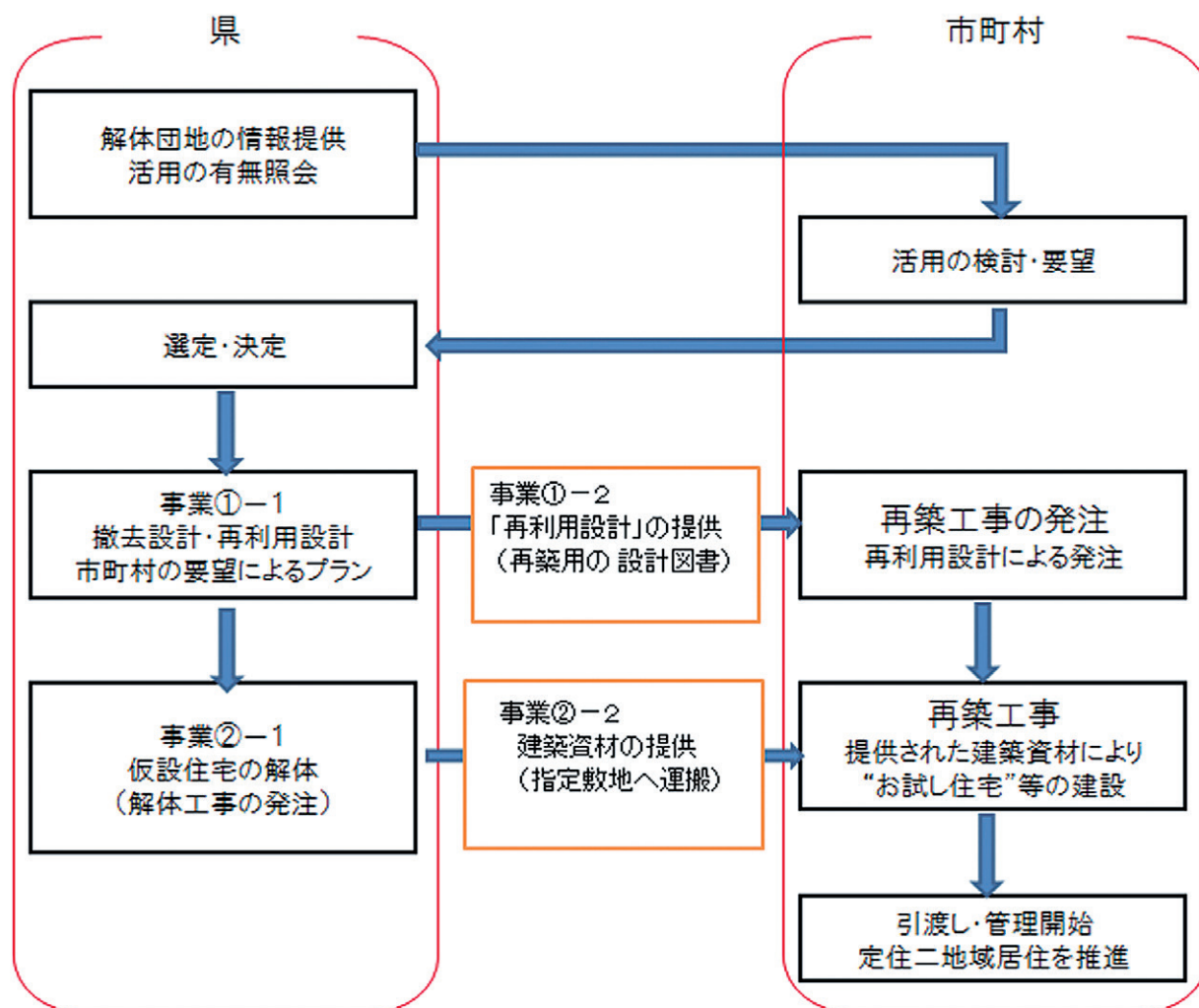
R元：合計12戸 葛尾村

する市町村に対し、県は仮設住宅を解体・運搬して再利用可能な「建築資材」と、整備する住宅の「再利用設計」を提供し、市町村事業を支援している。

○再利用された応急仮設住宅の種類

木造においては、壁パネル工法(19戸)、板倉工法(10戸)及びログハウス工法(24戸)の3工法の再利用が行われた。民間企業まで拡大した無償譲渡においてもこの3工法の活用が多かった。

また、プレハブ系(10戸)では、セキスイハイムにおける再利用システム(工場でリニューアル)によるもの以外の再利用はなかった。川内村ではPCパネル工法(14戸)2階建ての再利用を行った。



1.6 事業実績(提供先各町村において平成30年度末現在のもの)

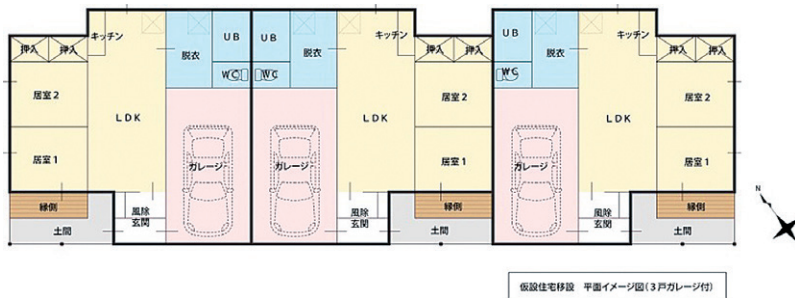
(1) 事業概要

平成29年度は昭和村、三島町及び川内村へ合計29戸分を提供した。

(2) 事例

【昭和村】(平成29年度契約、繰越工事。)

- ①仮設住宅：白河市 郭内第二(双葉町)3戸
壁パネル工法：藤田建設工業(株)
- ②再築住宅：移住定住促進住宅(からむし織体験生事業の住居)3戸
- ③補助事業：過疎債 補助率：住宅部分75%に対する充当



■計画平面図



■再利用した壁パネル



■外観



■ダイニングキッチン

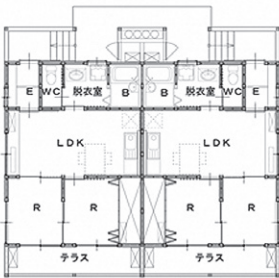


■車庫

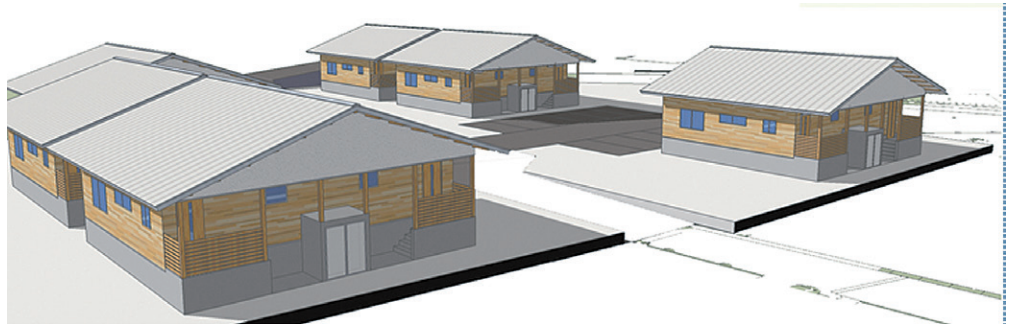
【三島町】

(平成30年、平成31年度に各3棟6戸再築)

- ①仮設住宅：白河市 郭内第二(双葉町)12戸
壁パネル工法：藤田建設工業(株)
- ②再築住宅：移住定住促進住宅(単独住宅)12戸
- ③補助事業：過疎債 補助率：住宅部分75%に対する充当



■計画平面図



■再利用した壁パネル



■外観



■キッチン



■リビング

1.7 平成30年7月豪雨災害時の岡山県総社市への無償譲渡

○応急仮設住宅への再利用(岡山県総社市への支援)

平成30年6月28日から7月8日にかけて西日本を中心に発生した「平成30年7月豪雨」では、5万棟を超える家屋被害が生じました。岡山県総社市では浸水による被害に加えて、同市下原のアルミ工場の爆発事故が重なり、968棟の家屋に被害があり、応急仮設住宅の建設が急がれました。

本県では、総社市からの要請に応じて、木造応急仮設住宅を無償譲渡制度により譲渡し、それが現地の応急仮設住宅として再利用されることとなりました。

無償譲渡されたのは、供与期間が終了し解体間近となっていたいわき市内(高久第十団地)の「板倉工法」による木造応急仮設住宅24棟(2戸1棟タイプ、計48戸)です。

総社市内の2地区で計23棟46戸の応急仮設住宅と1棟の集会所に再建築され(写真-7参照)、10月14日から全ての住棟で入居が開始されています(写真-8参照)。なお、集会所として再建築されている1棟は、入居希望者が増えた場合に、追加で2戸分の応急仮設住宅として利用できるよう施工されています。

【団地概要】

西地区

建設場所：岡山県総社市秦 地内

構造・規模：木造平屋建て2戸1棟

整備戸数：11棟22戸

昭和地区

建設場所：岡山県総社市美袋 地内

構造・規模：木造平屋建て2戸1棟

整備戸数：12棟24戸+集会所1棟

○取組効果

東日本大震災以後、約7年間使用された応急仮設住宅の部材が、廃棄されることなく別の災害で必要とされた応急仮設住宅に再利用されました。城北団地(P42参照)のように現地での再利用ではなく、いわき市から約900km離れた総社市まで運搬しなければならなかったため、材料費が安く済ん

でも運搬費は嵩み、建設コストでの優位性はあまりなかったかもしれませんが、早期供給や材料の有効活用という面ではとても意義のあるものと考えています。また、災害大国とも言われる日本において、被災地同士が助け合い、その輪が広がっていくことは非常に価値のあることだと思います。



写真-7 【転用中】応急仮設住宅(総社市西地区)



写真-8 【転用後】応急仮設住宅(総社市西地区)

第2節 応急仮設住宅の撤去業務について

2.1 撤去業務発注方式

応急仮設住宅の撤去は平成26年度から開始した。応急仮設住宅は「物品」として取得したことから「物品の撤去業務」として発注した。契約の手続きは、当初、公募型随意契約により行ったが、撤去する応急仮設住宅の利活用を図る観点から、解体資材の再利用を加味した価格での入札を可能とする入札方式として、一般競争入札により行っている。

入札公告において、入札説明書中に次のように記載している。

入札における見積りの条件について

本業務は応急仮設住宅の撤去・処分を前提とするが、積極的に再利用を図るため、入札における見積りの条件として、通常の撤去・処分の見積り方法に加え、再利用による有価物の減額や処分費の減額を加味した見積り方法による入札も可能としている。

なお、見積り条件の詳細な内容や入札の流れについては、別紙1を参考とすること。

詳細については、4.1.4に記載のとおり。

2.2 撤去業務内容

応急仮設住宅団地から避難者が退去した後、速やかに応急仮設住宅を撤去し、土地の状況を応急仮設住宅設置当時の状況に復旧する。

原則として、設置時に施工したもの全てを撤去し、グラウンドや公園だった設置当時の用途に供することができる工事を行い、地権者の要望によっては、設置したアスファルトや砕石敷きをそのまま残すことも可能とした。

〔地権者への説明事項〕

- ・撤去業務は、災害救助費(国費)を財源としており、その使用には制限があります。
- ・土地を設置当時の原状に復旧することを原則とし、限定的な手法が認められています。
- ・設置したアスファルトや砕石は、地権者の希望により撤去しないことも可能です。
- ・敷地内のフェンスやトイレ等の既存設備について、応急仮設住宅の設置や維持管理の過程で破損、移設した箇所は復旧することができます。しかし、応急仮設住宅設置当時なかった暗渠や設備を新たに設置することはできません。

退去完了した応急仮設住宅団地は、建設地域の防火防犯上の観点から、速やかに撤去しなければ

ならないものであり、各管理市町村と情報共有を図り、退去が完了する見込みの団地の撤去設計を行い、退去完了後、速やかに入札公告を実施した。

2.3 リース団地の撤去業務

(一社)プレハブ建築協会に要請してリース契約により設置した応急仮設住宅団地については、建物及び外構(舗装、砕石敷き、囲障等)の撤去費用、土地の原状回復費用を含めてリース契約を結んだ。そのため、買取型とは異なり、使用終了した応急仮設住宅を撤去する際には、基本的な撤去業務の発注を要しない。

2.3.1 追加業務

リース会社が撤去作業を行う際には、現場の仮囲い等の安全対策が必要であり、その費用はリース契約には含まれていないことから、追加業務としてリース会社と随意契約を結んで実施した。また、追加工事として設置した風除室、物置等の撤去費用についてもリース契約に含まれないことから、同様に追加業務として実施した。

2.3.2 戻入手続き

リース契約に含まれる土地の原状回復費用は、山砂敷き均し、整地程度を基本としている。応急仮設住宅の用地は、従前がグラウンドや田畑であるケースが多く、原状回復の際に特殊な土壌の敷き均しや精密な整地等を求められる。

このような場合には、リース契約に含まれる原状回復費用を減額し、改めて追加業務として実際に行う原状回復作業をリース会社に発注して実施した。

リース契約に含まれる原状回復費用の減額は、撤去、原状回復作業の完了時に、リース契約額を精算し、リース会社から県への戻入手続きにより処理した。

2.4 撤去戸数の推移

年度	撤去戸数	譲渡完了	合計
H26	193	—	193
H27	849	—	849
H28	1,154	—	1,154
H29	2,516	120	2,636
H30	3,963	139	4,102
R 1	4,346	14	4,360
計	13,021	273	13,294

第3節 復興公営住宅への再利用事例

○復興公営住宅への転用(会津若松市城北団地)

原子力災害により長期にわたり避難生活を余儀なくされている避難者のために、恒久的な住宅を確保することは大変重要で大きな課題です。本県は4,890戸の復興公営住宅^{※1}の整備を計画し、早期完成に努め、平成30年12月現在で4,707戸(全体の約96%)が完成しています。このうち会津若松市内の城北団地では、木造応急仮設住宅の建設資材を再利用しています。

城北団地の建設場所には、原発事故で長期避難を余儀なくされた大熊町からの避難者のための応急仮設住宅が建ち並んでいました(写真-5参照)が、会津若松駅から近く立地条件が良かったことから、そのまま復興公営住宅の建設用地としました。木造応急仮設住宅を解体した資材(木材や屋根材)は別の場所に運搬し、風雨等により腐食が生じないように養生しながら一時保管しました。団地内道路やインフラ関係等の造成工事の後、解体した資材を再利用して復興公営住宅を建設しました(写真-6参照)。

木造応急仮設住宅は20棟のほか集会所1棟があり、そのうち16棟と集会所1棟が再利用され、復興公営住宅に生まれ変わりました。

【団地概要】

建設場所：福島県会津若松市城北町 地内
構造・規模：木造平屋建て 戸建て又は2戸1棟(再構築タイプ)、木造2階建て 2戸1棟
整備戸数：21棟30戸+集会所1棟(内、16棟20戸+集会所1棟が再構築タイプ)

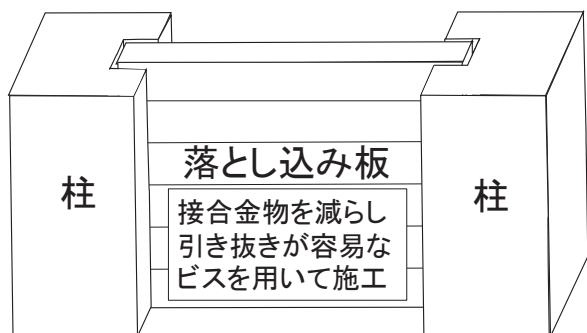
※1 福島県では「災害公営住宅」のことを「復興公営住宅」と呼んでいます。「災害」からの「復興」を目指す、前向きなニュアンスとしています。

木造住宅の多くは柱・梁と筋交いによる在来軸組工法によるものですが、城北団地の木造応急仮設住宅は「板倉工法(落とし込み板壁工法)」で建設されていました。「板倉工法」とは、柱の側面に溝を掘り、そこに横板を落とし込んで壁面を構築していくものです(図-1参照)。また、この工法は木材の再利用を想定しており、建設時は、壁パネルの柱留め釘を省略したり、床板・化粧天井板等の固定には引き抜きが可能となるようビスを用いたり、電気配線を露出にしたり、解体時に材料が痛みにくく再利用が容易となるよう工夫が施されていました。そのため、多くの部材を再利用することができました。

○成果

木造応急仮設住宅の再利用に当たっては、木材が再利用可能な状態であるかどうか、間取りの変更に伴い使用できなくなる部材はないかなど検討しながら施工する必要がある、完成した復興公営住宅では、全木材使用量の65.6%にあたる368㎡を再利用で賄うことができました(図-2参照)。

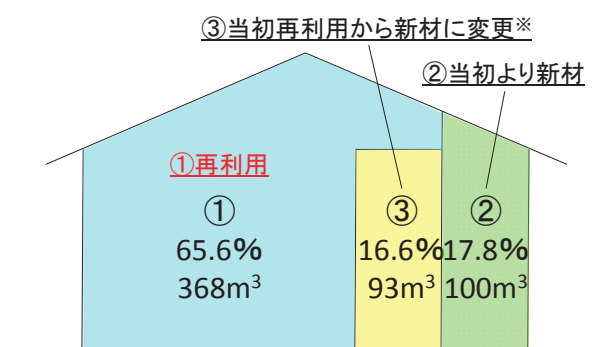
また、城北団地内には、木造応急仮設住宅を再利用した「再構築タイプ」と全て新材を利用して新築した「新築タイプ」があります。表-1に示すように、再構築タイプ(間取りの違いにより5タイプ)と新築タイプの施工規模単価(ロフト等の収納部分を含む面積当たりの単価)を比較すると、5つ全ての再構築タイプが新築タイプよりも安価になっており、全体で試算すると再構築タイプは約18.3%の建設コスト縮減が図られていました。なお、再構築タイプの単価には、木造応急仮設住宅を再利用が可能となるよう丁寧に解体し、解体部材を一時保管場所するための運搬費用が含まれていますが、新築タイプの単価にはその費用は含まれておらず、再利用により建設コストが相当縮減されたと言えます。



図－１ 板倉工法のイメージ図

表－１ 施工規模単価(設計金額ベース)

タイプ	再構築タイプ(間取りの違いによりA～C)					新築 タイプ
	A	B東	B北	C	集会所	
施工規模単価 [千円/㎡]	216	206	220	224	262	266
B東<A<B北<C<集会所<新築						



図－２ 城北団地 木材の再利用率

※間取りの変更に伴う使用不可能部分や、材料の劣化による除外など当初の再利用の想定から新材に変更があった部分



写真－５ 【転用前】応急仮設住宅(城北団地)



写真－６ 【転用後】復興公営住宅(城北団地)

第1節 これまでの課題と対応

1.1 県議会における質問と答弁

【平成23年度】

主な質問	答 弁
・ 今後計画する応急仮設住宅は、復興住宅に再利用できるよう建設すべきと思うが、県の考えを尋ねたい。	・ 資材の有効活用や経費の節減等を図るため、建物や建築資材、設備機器等について、可能な限り再利用を進めていく。今後、応急仮設住宅を計画する場合には、復興住宅の一部やその付属施設、セカンドハウスやコテージ等にも再利用できるよう、解体が容易で移築しやすい工法等について積極的に検討していく。
・ 応急仮設住宅について、完成後にバリアフリーなどの要望があった場合、どのように対応していくのか尋ねたい。	・ 建設時に、手すりの設置や玄関スロープの整備などを実施しているところであり、完成後の要望については、設置スペースの有無や構造上の観点からその内容を確認の上、可能な限り対応していく。
・ 応急仮設住宅について、入居後に不具合があった場合、どのように対応していくのか尋ねたい。	・ 施工者を構成員とした仮設住宅管理センターなどを設置して対応する。不具合のうち、工事に起因するものについては、施工者において対応するよう指導するとともに、それ以外のものについても内容を確認の上、速やかな対応を行う。
・ 避難元町村と新たな被災自治体間における仮設住宅の弾力的活用について調整すべきと思うが、県の考えを尋ねたい。	・ 震災被災者の入居希望が新たに発生しないことを前提に、床上浸水の世帯等に対し、地域の実情に応じて認められている。台風15号による被災自治体の要請に応じて、現在入居していない応急仮設住宅への一時的入居について、震災による避難元町村との調整を行っていく。
・ いわき市へ居住を希望する避難住民の住宅対策について、どのように対応していくのか、県の考えを尋ねたい。	・ ふるさとへ帰還するまでの応急的な住まいの確保と考えられることから、仮設住宅の早期完成に努めている。今後は、避難住民の適正な把握に努め、必要となる応急仮設住宅の供給を図っていく。
・ 会津地方の応急仮設住宅の除雪対策について、しっかりと対応すべきと思うが県の考えを尋ねたい。	・ 団地整備の段階で、住棟間の通路及び駐車場のアスファルト舗装や雪捨て場の確保により、除雪に配慮した環境整備を行った。今後は、団地内通路と接続する市町村道の除雪が円滑に実施されるよう、関係自治体間の調整を行うなどの支援に努めていく。
・ 仮設住宅の積雪・寒さ対策や、洗濯干場、スロープの屋根、通路の舗装、排水対策等の進行状況について尋ねたい。	・ 入居者からの要望も踏まえ、おおむね11月末までを目標に工事を実施している。
・ 台風15号で水害を受けた須賀川市の仮設住宅について、県はどのような対策を講じようとしているのか尋ねたい。	・ 市からの要請に基づき、同じ敷地内で盛土を行い移築する。
・ いわき市内のり災住民やいわき市への避難住民の住宅対策について、県の考えを尋ねたい。	・ 応急仮設住宅の供給、民間住宅の借上げ、公営住宅空家の提供を行っているが、借上げ住宅の供給にも限度があることから、市町村から要請のあった、応急仮設住宅の早期完成に努めている。今後は、り災住民などの適正な把握に努め、必要となる応急仮設住宅の供給を図る。
・ 県内の民間借上住宅の家賃遡及措置については、被災者の立場に立ち、期限を設けず対応すべきと思うが、県考えを尋ねたい。	・ 申請に必要な一定の期間として10月31日までを受付期間としたが、り災証明書の発行が一部市町村で遅れている例もあることから、再度の受付について検討している。

主な質問	答 弁
・ 仮設住宅の断熱材やエアコン等による寒さ対策、非常用通報設備、消火器等の設置の進捗状況について尋ねたい。	・ 工事作業員の不足により当初の工程に遅れが生じているが、12月末を目標に、鋭意、工事を進めている。また、消火器の設置等はおおむね完了し、非常用通報設備については、市町村と協議しながら、団地の状況に応じて、速やかに実施していく。
・ 仮設住宅の風呂の追いだきができない問題について、対策が必要と思うが県の考えを尋ねたい。	・ これまでも、その整備について災害救助法の対象となるよう、国に要望してきたが、現段階では、被災三県とも認められていないため、引き続き、強く働き掛けていく。
・ 県内自主避難者を借上住宅の対象とすべきと思うが、県の考えを尋ねたい。	・ 県内の借上住宅については、被災時に県内に居住していた自主避難者を含む全ての世帯を対象としている。しかしながら、民間賃貸住宅の戸数に限りがあるため、住宅の全壊や原発事故による被災世帯を優先的に取り扱っている。
・ 障がい者等が入居する応急仮設住宅の建築上の課題について検証すべきと思うが、県の考えを尋ねたい。	・ 応急仮設住宅については、国の標準仕様に基づき、速やかな建設に努めてきたが、その整備や管理に当たり、障がい者や高齢者への対応も含めた、様々な問題や追加工事が発生した。このため、学識経験者を中心に設置した研究会において、これらの課題を整理検証し、その結果を標準仕様の改定に反映するよう、国に対し強く要請していく。

【平成27年度】

主な質問	答 弁
・ 県は、今年度実施した応急仮設住宅の一斉点検の結果を踏まえ、どのように修繕を行っていくのか尋ねたい。	・ 詳細点検を行った木ぐいの白あり被害や腐食については、年度内の早い時期に実施する。それ以外の木製スロープの腐食等については年内に、修繕を完了させる。
・ 仮設住宅の解体に当たっては、入居者の合意を伴わない安易な集約は避けるべきと思うが、県の考えを尋ねたい。	・ 解体は、市町村からの要請に応じ、退去状況や入居者の意向を確認し進める。空き住戸の増加とともに、防火や防犯上必要となる集約も想定されることから、解体に当たっては、市町村とともに入居者に丁寧な説明を行い対応する。
・ 県は、入居期間が長期化している仮設住宅の修繕や改善にどのように取り組んでいるのか尋ねたい。	・ 一斉点検を実施し、不具合箇所を修繕し、入居者からの要望によりバリアフリー工事を実施する。定期的な点検を確実に実施する。
・ 仮設住宅への入居の状況を尋ねたい。	・ 2月末時点で、管理戸数16,347戸、入居戸数9,588戸、入居率約58%である。
・ 県は、撤去処分される仮設住宅の再利用にどのように取り組んでいくのか尋ねたい。	・ 市町村等に無償譲与できる要綱を制定した。再利用の方法や譲与に関する手続きについて、市町村等へ説明、HPへの掲載による周知を実施する。

【平成29年度】

主な質問	答 弁
・ 富田町若宮前仮設住宅を集約し撤去を進めるべきと思うが、県の考えを尋ねたい。	・ 入居者の意向や退去の状況を踏まえた管理町村の集約に対する判断を尊重し撤去を行う。町村と退去に関する情報を共有し、仮設住宅の目的が終了して撤去可能となった場合、速やかに実施できるよう準備を進める。

1.2 仮設建築物許可申請、延長申請

応急仮設住宅は建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項の仮設建築物であり、建築工事完了の日から三ヶ月を超えて存続させようとする場合は、同条第3項の規定により各特定行政庁への許可申請が必要となる。仮設建築物の存続許可期間は、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを要件として、最長二年三ヶ月(同条第4項)であるが、「平成23年度東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年政令第19号)及び「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号)第7条の規定により、応急仮設住宅はさらに一年ごとの延長が可能となった。

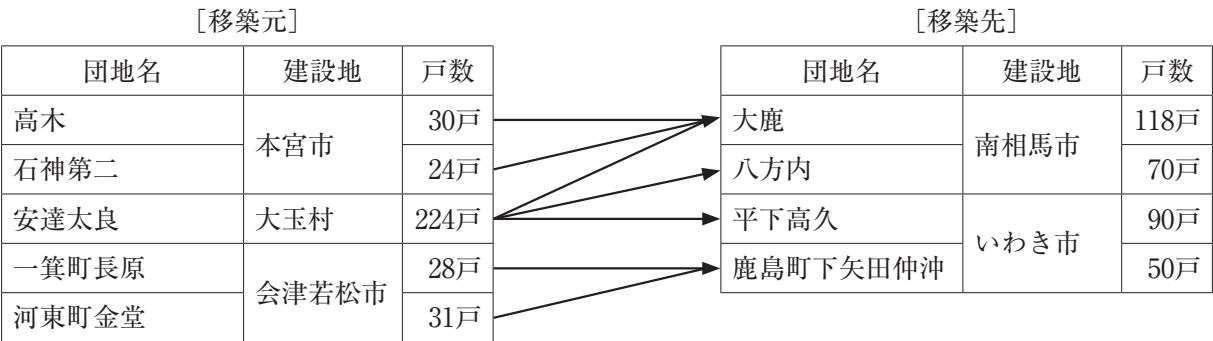
なお、建築基準法第85条では、仮設建築物は発災後一月以内に着工するもの(第1項)と発災後一月を越えて着工するもの(第2項)に分かれるが、本県においては阪神淡路大震災以降の災害時における運用に倣い、応急仮設住宅については、全て第1項適用の取扱いとしている。

1.3 応急仮設住宅の需要と供給のミスマッチ

応急仮設住宅の供給は、市町村からの要請と県の需給判断により決定したが、応急仮設住宅の建設途中の段階で借上げ住宅の特例型が創設されたことにより、応急仮設住宅への入居予定者が借上げ住宅へ流れたり、原発事故からの避難の動きが落ち着くとともに、中通りや会津地方の入居率が頭打ちとなって、浜通り地方での需要が拡大するなど、需要と供給のミスマッチが発生した。

1.4 移築

前述の応急仮設住宅の需要と供給のミスマッチ等の問題を解消するために、木造応急仮設住宅の移築を行った。平成24年度に中通り及び会津地方の空き家を浜通り地方へ移築した。





移設後の組立状況



移設後の組立状況



ログハウスの解体状況



ログハウスの解体状況



移設にあたっての運搬積み込み(部材の番付)



再建築後のログハウス

1.5 応急仮設住宅の生活環境改善

応急仮設住宅は完成後、入居者のニーズ、クレーム等に応え、生活環境を可能な限り改善するために、さまざまな追加工事を行った。

	追加工事	内 容	対 象
雨・雪対策	風除室	玄関への風除室設置	全住戸
	窓庇	物干し金物設置窓の上部への庇設置	全住戸
	通路舗装	敷地内通路の舗装	全団地
	駐車場舗装	駐車場の舗装	全団地
暑さ対策	鉄骨柱カバー	外部露出の鉄骨に断熱カバー設置	軽量鉄骨プレハブ造
	掃き出し窓	腰窓を掃き出し窓へ改造(1カ所)	希望住戸
	緑のカーテン	南窓前面に緑のカーテン(ゴーヤ)設置	希望住戸
寒さ対策	外壁周り断熱	外部に面する壁の内断熱化	軽量鉄骨プレハブ造
	二重サッシ	窓の二重サッシ化	単板ガラス窓の住戸
	エアコン追加	エアコンを1台追加設置	希望住戸
	畳	洋室床に畳敷き(1室)	希望住戸
	暖房便座	トイレの暖房便座化	希望住戸
	追炊き給湯器	追炊き機能付き給湯器への交換	全住戸
	浄化槽保温	地上式浄化槽に断熱材吹き付け	地上式浄化槽
高齢者対応・バリアフリー	スロープ	玄関前段差解消のスロープ設置	団地戸数の1割、希望住戸
	濡れ縁	掃き出し窓部分に濡れ縁設置	掃き出し窓設置住戸
その他	消火器	各住戸に消火器設置	全住戸
	玄関チャイム	玄関に呼出チャイム設置	希望住戸
	物置	各住戸用に物置1台設置	全住戸
	床下モルタル	床下放射線遮蔽用モルタルの流し込み	住戸内の線量が高い住棟

これらの追加工事は、入居者の要望等や国通知に基づいて応急仮設住宅に一律的に実施したものが多いが、短期間に膨大な作業を行わなければならない中で、入居中の工事で作業日程の調整や作業時間の確保に困難を伴った。また、入居者の希望聞き取り、とりまとめを行った市町村担当者も

時間と労力を費やすことともなった。

このことから、追加工事により対応した追加仕様は、地域性や気象条件等をあらかじめ考慮した上で、当初の建設仕様に盛り込んでおく必要がある。

1.6 応急仮設住宅の維持管理(一斉点検、修繕)

ほとんどの仮設住宅で基礎が木杭となっており、長期間の使用において、腐食や床の下がり等が懸念されていた。

建設から3年目の平成25年から応急仮設住宅全戸の一斉点検を実施し、修繕等の必要箇所は計画的に修繕している。

また、平成26年からは、木杭の腐食やシロアリ等の対策を調査する「詳細点検」も実施し、長期間使用に耐えられるか確認している。

●一斉点検は主に目視、打診及び貫入等により行っている。

○敷地

目視により、敷地の保全状況、舗装、法面の状況、雨水等の排水状況を確認する。

○建物外部

目視により、屋根や壁などの主要部材、雨樋などの付帯物について固定状況や劣化状況の確認を行う。

○建物基礎等の構造部

各棟1箇所、床下を覆うカバー(幕板)を外し、

目視、ハン打診及び千枚通し貫入により木杭や床下の構造材の腐食等を確認する。また、床下地盤の状況を確認する。

○室内

室内については、市町村を通じて、入居者の申し出を確認のうえ、必要な場合に内部調査を行う。

●詳細点検

一斉点検で不具合のあった床下にある木杭、床下基礎部分について、地下部分の木杭の腐食状況や地上部の断面を部分的にカットして、内部の状況を確認する。腐食等の進行状況に応じて修繕を行うための点検。

点検により木杭が腐食又はシロアリ被害となっている場合、シロアリは住棟単位で駆除し、木杭の腐食が激しい部材は、木杭の両側を鋼製床束又は杉の角材で補強。

本県の仮設住宅は、使用開始から9年目を迎えることが確定しているが、通常の仮設住宅は2年3ヶ月であり、被災者の応急救助を目的とした住宅であること考慮すると、木杭以外の基礎が必要(検討)とは考えていない。



1.7 応急仮設住宅における事故等事例

1.7.1 かみきた団地床上浸水

須賀川市「かみきた団地」は、平成23年4月21日に完成し避難者の入居が完了していたが、平成23年9月21日に福島県沖を通過した台風15号による雨で、団地東側の河川により床上浸水の被害が発生、60戸中58世帯(138人)が被害を受けた。

当該敷地は、洪水ハザードマップの浸水区域内にあったが、別の敷地への移転など様々な検討の後、同敷地内に住戸部分の土地の嵩上げを行った後、合計43戸を建て替えた。

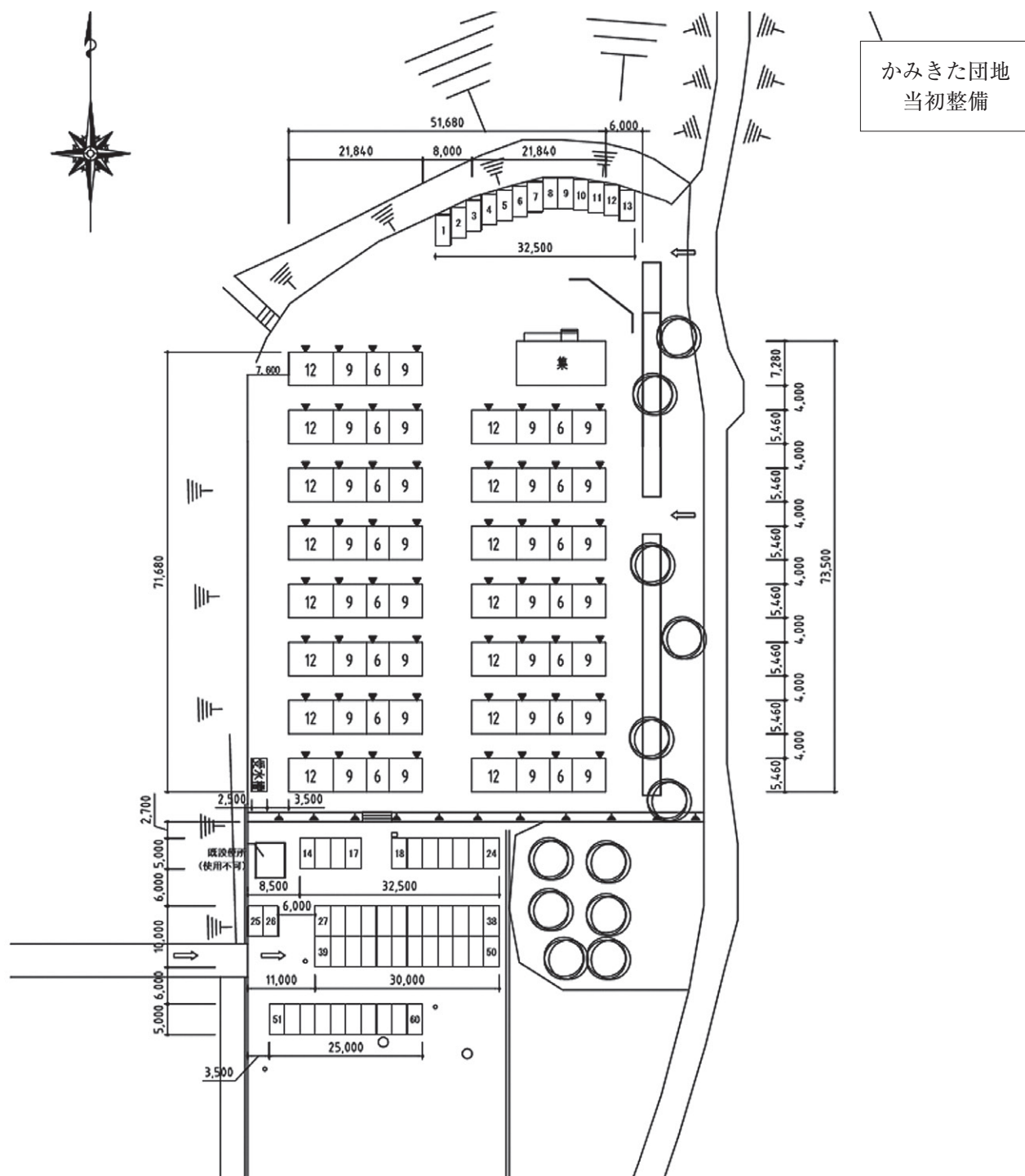
・ Aブロック15戸

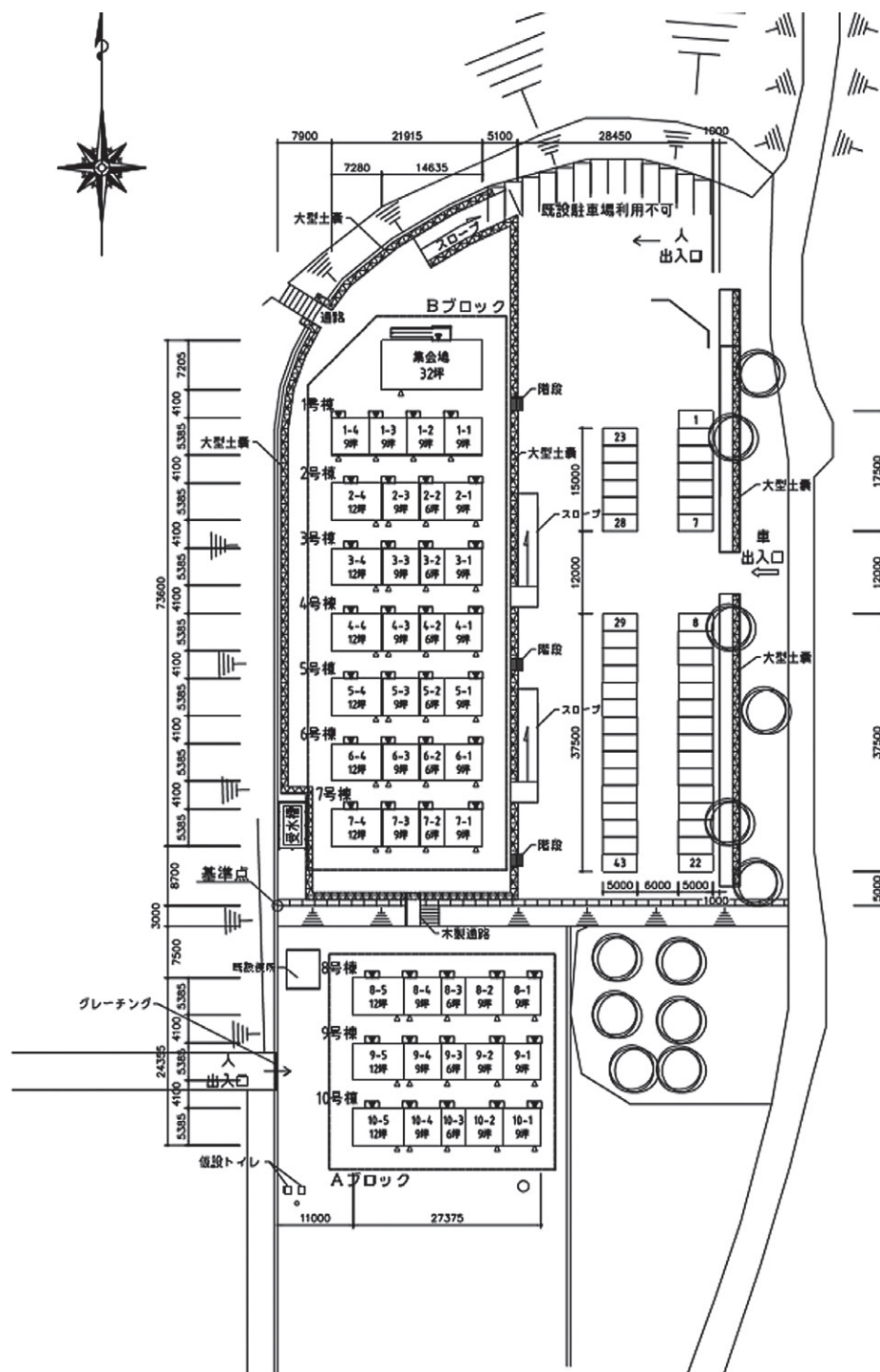
10月5日着手 11月3日引渡

・ Bブロック28戸

10月19日着手 12月1日引渡

この後、洪水ハザードマップの浸水区域内に整備された応急仮設住宅23団地について、管理市町村と立地市町村に対し、避難体制の整備と入居者の速やかな避難誘導を依頼した





かみきた団地
建替整備

○かみきた団地

敷地西側(写真右側)
を嵩上げした。
当初建設時の地盤高
と嵩上げ後の停車場
の地盤高は同じ。



当初建設時(北側より撮影)



嵩上げ後(北側より撮影)

1.7.2 がんご屋強風被害

平成25年3月9日11時45分頃、新地町「がんご屋」団地において、応急仮設住宅1棟の屋根が飛散し、100m離れた駐車場の車3台に損害を与えた。団地内外でけが人はいなかった。

団地は、防風林に囲まれていたが、暗くて不安という入居者の要望で、一部の防風林を伐採した。詳細は不明であるが、伐採した部分から風が吹き込み、屋根を吹き上げたと考えられる。

○事後対応

- ・破損した住棟と同様な施工である他の住棟に関して被害はないことから、施工上の瑕疵を証明することは困難とした。
- ・民法第717条第1項又は国家賠償法第2条第1の規定により、工作物占有者、公の営造物の設置者、管理の瑕疵がある場合は賠償しなければならないとある。今回のケースは予見できないほどの風とは言えないとし、被害車両に対する県の賠償責任は免責されないとの法的見解。よって、各修理費について賠償金を支払った。
- ・全国火災共済機構へ建物被害の見舞金を請求。
- ・管理は、協定により入居者の市町村となっているが、当該ケースは市町村の瑕疵は問えないと判断した。
- ・住棟の構造上、各住戸間に600mm程度の隙間があり、その上部は屋根がかかっているため、住戸間の隙間に入り込んだ強風が屋根を跳ね上げた可能性が考えられる。
- ・母屋と桁との緊結強度が今回の非常に大きな風に対して耐えられなかったと考えられる。
- ・同構造で建築した他団地住戸の点検、補強を実施。





強風で吹き飛ばされた屋根の撤去作業に追われる作業員
＝9日午後3時20分ごろ、新地町・がんど屋仮設住宅

新地

仮設住宅 屋根吹き飛ぶ

強風、避難生活を直撃

九日午前十一時四十五分ごろ、新地町杉目字雁小屋の「がんど屋仮設住宅」で、強風で木造平屋仮設住宅の屋根が吹き飛んだ。

同町などによると、被害に遭ったのは北端のB-1号棟（約百二十平方メートル）で、台金鋼板製の屋根四枚（約七十平方メートル）が飛び、数カ所（約三十平方メートル）がめくれた。屋根は南側二棟の周辺に落ち、三戸の玄関やガラスな

どが壊れたほか、一部は約九十センチ離れた駐車場にまで飛び、車三台のガラスや車体が損傷した。B-1号棟の四戸には三世帯計十一人が入っていたが、周辺住民も含めけが人はいなかった。

根は木材部分に長さ約六メートルのねじで固定されていたという。県は応急処置として屋根が剥がれた部分をビニールシートで覆った。週明けから本格的な復旧工事が始まる。

同仮設住宅には百二十六戸あり、このうち百二十戸に新地町や南相馬市などの避難者が入居している。町は被災した各世帯の意向を踏まえ、仮設住宅の空き部屋を提供した。

「風が巻き上がっていったように見えた」吹き飛んだ断熱材が杉並

木を越える高さまで吹き上がっていた」などの住民の目撃情報がある。

福島地方気象台は、八日深夜から九日午前にかけて本県海上に暴風警報を発令していた。冬型の気圧配置の影響で強風が吹いたが、竜巻が発生するような気象状況ではないとしている。

1.7.3 四倉町鬼越木片

いわき市「四倉町鬼越団地」において、供与期間終了後、退去が完了しない避難者(後に法的措置)の住棟を除いて、部分撤去を実施したところ、解体住棟の木片が2mの仮囲いを超えて、仮囲いのすぐ脇を通行中の避難者へ直撃したとして、救急車と警察へ避難者から連絡があった。病院での見解として外傷は見られなかった。

部分撤去する範囲を、避難者が入居している住棟からすぐのところとしており、以後、部分撤去を実施する場合は、撤去範囲を入居している住棟から1棟分余裕をもって実施した。

1.7.4 好間工業団地第3火災

いわき市「好間工業団地第三団地」で平成28年10月6日16時23分に出火、19時14分に鎮火した火事において、木造平屋建ての4棟(19戸)が全焼、周囲の複数棟が焼損した。

入居者は5世帯11名であったが、負傷者は1名で煙を吸ったことによる搬送。当該団地は、大熊町役場の支所が併設しており、役場職員が初期消火の対応に当たったが、4棟の全焼となった。

応急仮設住宅の防火対策という面で、多くの課題があることが明らかとなった。

○事後対応

- ・全焼の4棟及び焼損箇所について、応急仮設住宅維持管理センターへ対応を指示。各建設事業者が処分や修繕を対応した。予算区分は撤去業務の前倒しであるため災害救助費。
- ・入居者については、管理の大熊町に依頼、空き住戸を希望する場合は、同団地内の住戸を提供。
- ・空き住戸が十分あったため建替はせず撤去し、空き地とした。
- ・全国公営住宅火災共済機構の火災保険を契約しており、火災共済給付金を申請。
- ・消防署による各応急仮設住宅団地への巡回が行われた





双葉町民が暮らす仮設住宅を消防関係者が回り、火災予防を呼びかけた＝いわき市南台

長屋形式 延焼の危険

いわき・仮設住宅火災 消防署員ら巡回

高齢世帯 消火作業に不安

いわき市の応急仮設住宅で起きた火災を受け、いわき市と双葉郡の消防組織は7日、合同で市内の仮設住宅への注意喚起の巡回を始めた。長屋形式が多く、いったん火事が出ると延焼の危険性が高い。高齢者が多い仮設住宅には消火に当てる人も少なく、避難者の生活環境の悪化が改めて浮き彫りになった。

大熊町によると、6日の火災で被害を受けたのは6世帯10人。2世帯3人は町が手配したホテルに宿泊し、他は家族や親類の元などに避難しているという。この仮設住宅は大熊町いわき出張所のそばにあり、火災に気づいた町職員が119番通報した。多くの職員が消火作業にも当たった。町環境対策課の吉岡文弘課長は「日中でもひっそりとした仮設住宅は多い。他の仮設住宅でも起きていたら通報も遅れ、被害が大きくなってしまう可能性がある」と、住居購入などで仮設住宅の空き家は急速に増えている。会津若松市には18戸のうち8戸しか入居していない仮設住宅もある。住民の市川武さん(74)は「誰かが住宅に火をつけたら気づかないだろう。そうしたら不安は常にある」。

消防署員が巡回した双葉町民が暮らすいわき市南台の仮設住宅も空き室が目立つ。全269戸のうち入居登録しているのは180戸に過ぎない。自治会は昨年3月に解散し、自治会による消火訓練はなくなった。集会所に常駐して見回する3人の支援員も平日の日中しかいない。

約3年前から一人で暮らす

ペット用かごのヒーター加熱か
いわき市好望工業団地の「第三応急仮設住宅」で4棟が全焼した火災で、火元はペットの籠を飼うかごに付いていたヒーターと見られることが、いわき中央署などへの取材で分かった。同署と内郷消防署は7

日、仮設住宅の火災見分をした。署と消防によら、出火元とみられる部屋に住む男性(16)は、玄関付近に置いてあった籠を飼うかごから火が出たと話しているという。かごが熱を放ち、かごに付いていたヒーターが着火したという。署と消防は、何らかの原因でヒーターから出火したとみて、調べを進めている。

県によると、原発事故と大震災の避難者のための仮設住宅は9月末現在で25市町村に176団地ある。避難者が最も多いいわき市には、双葉郡の6町村と市内の津波被災者のための38の団地がある。次いで多いのは南相馬市の28団地だ。県は、仮設住宅の自主避難者については来年9月末までに退去することを求めているが、原発被災地のある首長はこう話す。「そこに住まざるを得ない避難者もいて仮設住宅がすぐなくなるわけではない。長く住むことを想定して造った住宅でないで家の間隔も狭い。避難者へのしわ寄せが今も続いている」

(山田和典、杉村和博)

H28.10.8 朝日新聞

1.7.5 その他のクレーム

○浄化槽

応急仮設住宅の浄化槽は、施工性を考慮して多くは地上型です。そのため、近隣の民家からの苦情により、囲いの設置等を追加するなどの対応となった。

浄化槽の苦情の数は多く、長期に及ぶものがあった。

○シロアリ

平成28年にシロアリ被害がマスコミで大きく取り上げられると、入居者からではなく、近隣住民からの問い合わせが多くなった。近隣住民の自宅にシロアリがいたが、応急仮設住宅から来たものであるから駆除してほしいというもの。応急仮設住宅に発生したシロアリは、発見次第駆除作業をしていること、シロアリは周辺の山林に生息しており、季節になると活発に移動することを説明していた。

○放射線

・ホットスポットの存在が確認された平成23年6月24日以降に着工した敷地については、事前に放射線量の調査を実施した。

しかし、建設時に床下へ碎石敷きを実施していない住棟の床下に、雨水侵入防止(湿気防止)とともに放射線量低減のため、モルタルの流し込みを実施している。床下が土や草地の場合、放射線量が高い事例が見られたためである。

・二本松市の新築マンションにおいて、放射性物質に汚染された骨材をコンクリートに使用していたことが問題になり、応急仮設住宅にも同様の使用がなかったかを調査した。調査対象とされた採石場等の材料を使用していた応急仮設住宅について、空間線量を測定し、その後、特に問題はなかった。

1.8 退去に係る訴訟事例

応急仮設住宅及び民間借上げ住宅に係る法的措置については、供与期間中については、事務担当課である土木部建築住宅課及び建築指導課で対応、供与期間終了後の対応と県外避難者については、災害救助法所管の避難地域復興局で対応している。

■供与期間中の対応(建築指導課)

1 借上げ住宅に係る住宅明渡しと賃料相当損害金の支払請求の訴訟について

借上げ住宅に居住しておらず、借上げ住宅の賃貸借契約が終了しても明渡しをしない占有者に対し、借上げ住宅の明渡し及び明渡しまでに要した賃料相当損害金の支払いを求めるため、H29.9月議会で2名、H30.9月議会で2名、R元.12月議会で1名、計5名の提訴について議決。

2 訴訟事例

(1) H29.9月議会議決分(2名)

対象者①:

自費で他の民間賃貸住宅を契約し転居していたため、再三明け渡しを求めるも、その都度「明け渡し」と言いながら履行しなかった。提訴前に本人より明渡しの意向が示され、明渡し(H29.11.29)及び賃料相当損害金の支払い(H30.2.6)が履行され、解決している。

対象者②:

新築住宅を取得し転居しているにもかかわらず、「荷物の搬出場所がないため明渡しできない」と述べ、明渡しなかった。

提訴(H29.12.6)した結果、本人が県の主張を全面的に認め即日結審となり、明渡し(H30.1.30)及び賃料相当損害金等の支払い(H30.2.9)が履行され、解決している。

(2) H30.9月議会議決分(2名)

対象者③:

本人と連絡が取れず、31.2.12本人が出廷しないまま第1回口頭弁論で即日結審、県勝訴。R元.5.9明渡強制執行。

対象者④:

H31.2.20第1回口頭弁論に本人出廷し県の主張を認め、H31.3.20第2回口頭弁論で和解成立。H31.3.24物件明渡済。賃料相当損害金60万円についてH31.4より月3万円ずつ分納開始。しかし、8月分以降不履行となり、R1.11.21給料差押えの強制執行を申し立て、R2.1月より勤務先から給料の一部が納付されることとなった。

(3) R元.12月議会議決分(1名)

対象者⑤:

H31.4 ガス会社から料金を滞納したまま連絡がとれないと県へ連絡。避難元市町村でも連絡がとれない。

R元.6 明け渡し文書送付。応答無し。勤務先も退職していた。管理人より「住宅から悪臭、早期の明け渡し」の申し出。親族とは絶縁状態、連絡は取れず。

R元.9 内容証明郵便で最終通告書を送付も不達。訴訟手続きへ。

■供与期間中の対応(建築住宅課)

応急仮設住宅は借上げ住宅のように有料ではないため、供与期間中の不適正利用による訴訟事例はない。また、不適正利用者が供与期間中である場合、一般的に勝訴が難しいと聞いている。

「居住していない借上げ住宅の明渡しを拒む入居名義人への対応方針」

平成29年7月6日

建築指導課

1 目的

避難者等に供与している借上げ住宅について、居住していないにもかかわらず、明渡しを拒んでいる入居名義人に対し、個別の実情に十分配慮しながら明渡しを求めていくため、対応方針を定める。

2 明渡し交渉

借上げ住宅の入居名義人が当該住宅に居住していないことが明らかな場合には、以下の対応により明渡しを求めていくこととする。

- ① 初動対応（県及び避難元市町村での連携対応）
 - ・入居名義人が借上げ住宅に入居していないこと、及び別の住宅に居住していることの事実確認（訪問記録、電力計・ガスメータなど写真記録）
- ② 初動対応による事実確認～1ヶ月（避難元市町村での対応）
 - ・電話又は訪問等による明渡し交渉
 - ・住宅明渡し請求文書の送付
- ③ 2～3ヶ月（県での対応）
 - ・借上げ住宅に入居していないことの再確認
 - ・電話又は訪問等による明渡し交渉
 - ・住宅明渡し請求文書の送付
- ④ 4～5ヶ月
 - ・住宅明渡し請求文書の再送付（県）
- ⑤ 6ヶ月～
 - ・住宅明渡し請求文書の再々送付、及び明渡し訴訟（法的措置）の予告（県）

3 借上げ住宅明渡し訴訟への移行

上記2の交渉を行ったにもかかわらず、明渡しに応じない又は応じる意思を示しながらも明け渡さない入居名義人のうち、以下の要件を満たす者については訴訟対象者とする。

- ① 借上げ住宅の契約期間が終了しているか、又は契約が解除され、不法占拠状態となっている。
- ② 別の住宅に居住しており、当該借上げ住宅に居住していないことを本人が認めている、又は居住していないことが客観的に認められる。
- ③ 明渡しに応じないことについて、汲むべき事情も見当たらない。
- ④ 避難元市町村においても明渡し訴訟の提起がやむを得ないものとしている。

4 その他

連絡が取れない入居名義人には、引き続き所在調査を行うものとし、以後連絡が取れた場合には、上記2の交渉を経た上で、上記3により訴訟対象者の選定を行うこととする。

■ 供与期間終了後(避難地域復興局)

供与期間終了後、入居者との訪問、協議を続け、
平行線の場合、やむを得ず法的措置となる事例が

ある。法的措置の根拠となる基礎情報は、管理市
町村へ依頼することとなり、以下の調整資料を示す。

【平成30年度における管理市町村との調整資料】

応急仮設住宅の供与終了に係る対応方針(県内)

平成29年3月31日をもって避難指示区域外からの避難者にかかる応急仮設住宅の供与が終了しました。

平成28年度は生活再建先の確保のため、福島県・避難元市町村が連携し、個別訪問等を実施してまいりましたが、未だ再建先が未定で未退去となっている世帯にたいしては、新たな住まいが確保できるよう引き続き支援を要する状況にあるため、今後の対応のあり方について方針を示すものです。

1 未退去の発生状況について

(1) 未退去対策に関する対応者

① 民間賃貸住宅

○訪問交渉等については、福島県と避難元市町村で連携して対応(民間貸主保護の必要があるため、4月から継続実施中)する。法的措置については、所有権にもとづき貸主と、転使用貸借に基づく転貸人として福島県が原告適格を有する状況にある。

○賃料相当損害金(以下、損害金という。)の支払いは、第一に未退去者において対応すべき者であるが、未退去者の事情により支払えない場合は、福島県が契約当事者として対応(後日未退去者へ請求)。

② 雇用促進住宅

○原則として書く住宅管理者が対応する(法的措置含む)。

○福島県・避難元市町村は情報共有のうえ連携する。

③ 公営住宅

○市町村営住宅は、原則として供与主体(設置管理者)が対応する(法的措置を含む)。(県営住宅においては、未退去事案はなし。)

④ 建設型仮設住宅

○訪問交渉等については、避難元市町村の要請に応じて「福島県応急仮設住宅に関する基本協定書」を締結し、福島県が供与してきた経過から、引き続き避難元市町村が実施する。

○未退去状態の改善については、当面の間、粘り強く交渉を重ねて生活再建に導くものとする。

○残置物放置者であっても、交渉により改善を図るものとするが、交渉過程から、後日法的措置によらなければ解消されないと考えられる事案の発生も想定されるため、交渉・郵送の記録は密にすること。

○所在不明者であっても、親族や仮設住宅の隣接住戸に居住していた市町村民等からの協力を仰ぎ(情報収集・本人の追跡調査)、本人と交渉できる環境づくりを目指す。これらをやりつくしたうえで「不明」であれば、所在不明相当として、公示送達による法的措置により明け渡しを検討することとなるので、福島県へ引継ぎ願いたい。

(2) 未退去対策に関する対象者(平成29年3月31日)

【再建先未確定の者】

① 未確定(選定中)の者[民賃13件、公住1件、雇用1件、建設36件 計52件]

○物件選定中のまま供与終了を迎えた者。一の対応手段となる。

○借上げ住宅使用状況から、貸主が継続入居を認めない者。

→貸主～未退去者間で信頼関係が成立していないため、明け渡し及び損害金に関する約束は契約当事者である福島県としたいとの申し入れが多い。

○今後の明け渡し(損害金支払い)の実効性については、以下により振り分けられる。

A 貸主～未退去者間で合意が成立するもの

→当事者間の約束に委ねる(誓約書)

B 貸主～供与主体で合意が成立するもの

福島県が貸主に損害金を支払うとともに、未退去者への明け渡し(納付)交渉をする。明け渡し交渉・納付誓約書等にあっても、避難元市町村においても、対応協力願う。

○供与終了反対者[建設4件]

【不在(不適正利用疑い)の者】

所在不明者及び適正な退去手続き(鍵返却・残置処分)をせず事実上の占有状態となった者。

① 所在不明者[民賃4件、建設13件]

○本人が失踪し、追跡調査(現地～近隣聞き込み・住民登録・親元確認)を実施してきたが、所在が掴めない者。

→避難元から「不明」として報告あった民賃4件について、県で追跡調査を実施した。

結果、2件は本人所在確認済み、1件は調査継続中、1件は所在不明確定。

②残置物放置者[民賃2件、建設4件]

○鍵の未返却・残置放置による無断退去で報告あった1件につき、現在避難元で財産放棄届けの提出や貸主との話し合いを訪問交渉中。

○無断退去後、鍵が郵送返還された1件については、貸主からは「残置物放置」とのクレームが寄せられたが、本人は「撤去済み」と主張し折り合いがつかない案件。現在、県にも避難元にも当事者双方から連絡がなく、静観。

(3) 対応方針

未だ再建先が未定で未退去となっている世帯に対しては、新たな住まいが確保できるよう引き続き支援を要することから、まずは話し合いによる解決が前提となる。

○民間賃貸住宅等、賃料相当損害金が発生するものについて、「誓約書」(①明け渡し期限の約束・②損害金の納付に関する約束(現在、県が立替払いしているものについては、県への返済約束となる。))を取得し履行監視していくこととなるが、損害金の発生しない建設型仮設住宅においても、明け渡し期限等については、明確に約束し、円滑に退去ができるようその期限の遵守については、管理・指導を怠らないこと。

○特に建設型仮設住宅においては、除去計画も考慮した再建先誘導が必要となると思われるので留意すること。

2 未退去対応事務について

(1) 明け渡しに向けた交渉について(民賃)

未退去者に対しては、未退去状況の早期解消のため、交渉により具体的な明け渡し期日と損害金の支払い義務について教示を要する。

①物件を明け渡す必要があること(○月○日まで)

②4月以降の入居について発生する賃料については避難者の負担となること

③避難者本人から至急貸主へ事情を説明し賃料を支払うこと

※貸主と福島県において合意書の締結後にあっては、福島県が立て替えている場合があり、福島県へ返還の制約を促すこと。

④継続入居を希望する場合は自主契約へ切り替えること

(その場で、自主契約の可能性の確認等貸主へ連絡をとる。)

⑤明け渡し時は、残置物を処分すること。

⑥明け渡しは貸主立ち会いにより行い、鍵の返却も要すること

※⑤⑥について、鍵を郵送返還し、退去立ち会いがなく、ゴミか財産か判断に迷う残置物の放置事案が数件発生しているので、注意すること。

⑦何らかの事情等による理由もなく退去しない場合、やむを得ず法的措置をとる可能性もあること。

【留意事項】

4月から5月当初にかけて、概ね未退去に係る相談は収束したと思われたが、5月中盤以降は、継続契約予定者における契約の未締結や明け渡し猶予にかかる賃料相当損害金の不払い等、当事者間合意事項の翻意による相談が入ってきている。このため、今後の避難元市町村に状況調査(訪問含む)をお願いする場合がある。

(2) 賃料相当損害金の支払いについて(民賃)

①基本的に、貸主～当事者で支払い・明け渡しの約束等がなされるべきである。

誓約書等の書面について当事者から相談があれば「3 誓約書の取得について」(1)を提案願いたい。

②貸主の意向として、様々な事情から、賃貸借契約当事者(供与主体)でなければ合意できないという場合は、福島県が貸主と合意書を締結し支払いを行う。

(3) 明け渡しに向けた法的措置等について

別紙「民間賃貸住宅における未退去対策のスケジュール」を参照のこと。

前述のとおり、新たな住まいが確保できるよう、話し合いを重ねた解決が前提であるが、所在不明による明け渡しの困難事例においては、訴訟(公示送達で提訴)を経た明け渡しの執行が唯一の対応手段となる。

【民間賃貸住宅】

民間賃貸住宅の不明者においては、現在、県において所在不明調査中であり、今後避難元の確認が必要な場合(住所登録地・親近者訪問等)には、避難元に協力願う場合がある。

【建設型仮設住宅】

これから7月までの間に、避難元においては、知り得る情報から本人への追跡を丁寧に実施すること。(実家・兄弟・親族・友人・仮設での隣接居住者・勤務先等)概ね所在不明の確定した段階で、記録を提出願う。(知り得る情報からの追跡をやり尽くし、本人にたどり着けないものが、公示送達による所在不明訴訟事案となる。)

(建設型仮設住宅所在不明者の引継関係書類)

所在不明者に関する福島県への報告は、以下の書類を送付願う。

①目的外仕様書箇所(当初～平成28年度分)写し

②交渉記録(戸別訪問カルテ、未退去者との交渉記録、返戻記録、その他関連資料)

③公的書類(住民票・戸籍府表等)

④仮設物件に関する資料(位置図1/20,000程度、区域図1/1,500程度、平面図(場所特定可能なもの))

⑤その他必要とする書類

なお、残置物放置者や、反対者(説得に応じない者)については、本人と交渉可能であることから、原則どおり話し合いを重ねた解決を前提とするが、その内容次第では、法的措置の対象ともなり得る場合があるので、報告願う。

避難指示区域外避難者(H29.3.31供与終了)に係る「法的措置」対応状況

議案 (議決日)	議案 番号	氏 名	避難元	避難先	仮設 区分	法的 措置	趣 旨	訴訟／調停理由	提訴／ 申立日	口頭弁論 ／調停日	判決日等 ※特記無ければ、黒 取を要する旨記載	明渡し強制 執行申立日	催告日	断行日 (明渡し日)	進行状況	完了	備 考
H29年 9月 (10/4)	第50号	相馬市	相馬市	建設型(大 野台第一)	訴訟	明渡し	明渡し/賃料 相当額を支 払え	所在不明で残置物放置 のため、居室内容物の 撤去・処分をするため	H29/12/25	H30/3/5	H30/3/26 (H30/4/9確定)	H30/4/13	H30/5/15	H30/5/15	H30/5/15 強制執行(明渡し) 断行済	○	
	第51号	川内村	郡山市	借上	訴訟	明渡し/賃料 相当額を支 払え	明渡し/賃料 相当額を支 払え		H29/12/25	H30/3/28	H30/3/28 (H30/4/13確定)	H30/4/13	H30/5/11	H30/5/29	H30/5/29 強制執行(明渡し)断行済 一賃料相当額相当額の回収 要対応	○	損害金 要対応
	第52号	南相馬市	会津若松市	借上	訴訟	明渡し/賃料 相当額を支 払え	明渡し/賃料 相当額を支 払え		H29/12/25	H30/3/13	H30/3/13 (H30/3/28確定)	H30/4/2	H30/4/26	H30/5/14	H30/5/14 強制執行(明渡し)断行済 一賃料相当額相当額の回収 要対応	○	損害金 要対応
	第100号	いわき市	いわき市	建設型(高 久第一)	訴訟	明渡し	明渡し	残置物撤去を再三求め るも、搬入として使 いたと応じない							調停後 自主退去済(H30/1/25)	○	
	第103号 ↓	いわき市	いわき市	借上	訴訟	明渡し/賃料 相当額を支 払え	明渡し/賃料 相当額を支 払え	賃料相当額も支払わ ず、移転に向けた話に も応じない	H30/3/14	H30/4/17	H30/4/17 (H30/5/22確定)	H30/5/29	H30/6/18	H30/7/18	H30/7/18 強制執行(明渡し)断行済 一賃料相当額相当額の回収 要対応	○	損害金 要対応
H29年 12月 (12/19)	第104号 ↓	郡山市	郡山市	借上	訴訟	明渡し/賃料 相当額を支 払え	明渡し/賃料 相当額を支 払え		H30/3/14	H30/4/11	H30/4/11 (H30/5/3確定)	H30/5/21	H30/6/25	H30/7/24	H30/7/24 強制執行断行前に自主退 去済一賃料相当額相当額の 回収要対応	○	損害金 要対応
	第105号 ↓	広野町	いわき市	建設型(高 久第四)	調停 訴訟	明渡し	明渡し	原状不安に対する特論 が強く話し合いに応じな い	H30/4/4	H30/5/8	H30/5/8 (調停不成立)				H31/1/29 強制執行催告前に自主退 去済	○	
	第104号				訴訟				H30/5/15	H30/6/27	H30/9/26 (和解)	H30/12/27	H31/1/29	H31/1/29	H30/10/4調停不成立 一対応検討中		
	第106号	いわき市	東京郡/江 東区 江東東 東雲 住宅)	国家 公務員 宿舎 (東雲 住宅)	調停		福島県所管のセーフ ティネット契約希望し たにもかかわらず、翻 意			H30/8/21	H30/10/4 (調停不成立)				H31/3/19 強制執行断行前に自主退 去済一賃料相当額相当額の 回収要対応		
	第105号	いわき市	いわき市		調停				H30/4/13	H30/8/27	H31/3/19 強制執行断行前に自主退 去済一賃料相当額相当額の 回収要対応				H30/8/27 強制執行断行前に自主退 去済一賃料相当額相当額の 回収要対応		
H29年 12月 (12/19)	第105号	南相馬市	南相馬市							H30/6/5	H30/6/5 (調停不成立)				H30/6/5調停不成立 一対応検討中		
										H30/6/19 H30/8/21 H30/11/1 H31/1/17	H31/1/17 (調停不成立)				H31/1/17調停不成立 一対応検討中		
	第129号	いわき市	いわき市	建設型(四 倉町東越)	訴訟	明渡し	明渡し	退去を再三求めるも応 じない	H30/5/23	H30/6/28	H30/7/12 (H30/7/31確定)			H30/7/5	H30/7/5 判決言い渡し前に自主退 去済	○	
	第130号	広野町	いわき市	建設型(四 倉町東越)	訴訟	明渡し	明渡し	退去を再三求め、約束 をするも反故にされる	H30/5/23	H30/10/24 H30/11/28 H31/1/16 H31/3/6 H31/4/16 R1/5/21	R1/6/11				R1/7/8 相手方控訴		
H30年 2月 (3/8)	第131号	広野町	いわき市	建設型(高 久第一)	調停 訴訟	明渡し	明渡し	移転に向けた話にも応 じない	R1/7/8 (控訴日)						調停後 自主退去済(H30/4/19)	○	

○ (県外) 東京都保与25名(都営住宅15名、国家公務員宿舎10名) 県と主体である東京都において、法的措置等検討中。
○ (県外) 雇用促進住宅7名 高野・調停・調停・求職者雇用支援機構において、訴訟対応(山梨県1名 勝野、山形県6名(損害金のみ係争中が他に2名)係争中。)

○ 相馬市からの避難者(H30.3.31供与終了)に係る「法的措置」は、該当者なし。

第2節 応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会

2.1 研究会の設置

平成23年9月に、福島県土木部建築住宅課と福島大学災害復興研究所が中心となり、「福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会」を設置した。

2.1.1 設置要綱

福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会 設置要綱

(名 称)

第1条 この会議は、福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会(以下、「研究会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 東日本大震災により、本県には約16,000戸の応急仮設住宅が建設されているが、入居者の健康な生活を維持するためには、生活環境の向上に努めていく必要がある。そこで、次に掲げる目的を達成するための調査研究を行うとともに、当該調査が入居者の生活を阻害することなく円滑に行えるよう配慮することを目的とする。

- (1) 応急仮設住宅の居住環境の改善と入居者の生活の質の向上を図ること。
- (2) 木造応急仮設住宅を自立再建住宅として再利用することにより、被災者の経済的負担の軽減と産業廃棄物の削減を図ること。
- (3) 今後の応急仮設住宅のあり方について、福島からの提言をすること。

(調査研究の内容)

第3条 研究会では、次の各号に掲げる事項について調査研究する。

- (1) 応急仮設住宅の温熱、結露、騒音などの住環境に関すること。
- (2) 応急仮設住宅の再利用のための構法に関すること。
- (3) 木造応急仮設住宅の標準化に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の生産と供給体制に関すること。
- (5) 入居者の生活と健康に関すること。
- (6) 応急仮設住宅と借上住宅のコミュニティ形成に関すること。
- (7) 被災者への住宅支援に係る法制度に関すること。
- (8) その他。

(構成員等)

第4条 研究会は、別表のメンバーにより構成する。

2 研究会には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、福島大学鈴木浩名誉教授、副委員長は、福島大学丹波史紀准教授があたる。

(職 務)

第5条 委員長は、研究会を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置の期間)

第7条 研究会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、必要と認める場合は、延長することができる。

(事務局所在地)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月21日から施行する。

福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会 メンバー

(H25.6.13時点)

所 属	職	氏 名
福島大学	名誉教授	鈴木 浩
筑波大学	教授	安藤 邦廣
	准教授	橋本 剛
	大学院生	豊川 尚
日本大学工学部	教授	濱田 幸雄
	准教授	浦部 智義
	はりゅうウッドスタジオ	芳賀沼 整
	研究生	早川 真介
	大学院生	渡邊 洋一
	大学院生	佐久間皓惟
長岡技術科学大学	准教授	木村 悟隆
東京大学大学院 新領域創成科学研究科	准教授	清家 剛
	准教授	清水 亮
	清家研究室 修士二年	吉羽 晴香
	研究員	金 容善
東京大学大学院 工学系研究科	准教授	前 真之
日本大学工学部 機械工学科	研究員	宮岡 大
国土交通省 国土技術政策総合研究所	室長	長谷川 洋
独立行政法人 森林総合研究所	室長	軽部 雅彦
島根大学大学院 総合理工学研究科 建築・生産設計工学領域	講師	小林 久高
	大学院生	稲垣 伸彦
福島大学	准教授	丹波 史紀
	准教授	永幡 幸司
	准教授	西田奈保子
	住まい空間 研究所所長	長谷川順一
	元長岡市生活 支援相談員	船岡 忍

所 属	職	氏 名
	福島県建築士会 (オブザーバー)	鈴木奈津子
	福島県建築士会 (オブザーバー)	菅野真由美
		野間 博
福島県土木部	次長(建築担当)	野内 忠宏
	参事	佐々木和弘
福島県土木部建築住宅課	主幹	近藤 正昭
	専門電気技師	佐久間 良
福島県土木部建築指導課	主幹	川音 真悦
	専門建築技師	鈴木 勝巳
	副主任建築技師	菅谷 真典
福島県建築士事務所協会	会長	田畑 光三
	専務理事	渡辺 光司
福島県立医科大学	医学博士	田中 正敏
(財)高齢者住宅財団		落合 明美
西安交通大学	客員教授	宇杉 和夫

2. 1. 2 研究会実施状況

●準備会 研究会

日時：平成23年9月15日(木)13：00～

場所：コラッセふくしま 403号室

内容：

1. 福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会設置要綱
2. 産・学・官連携による応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究について
3. 福島県における応急仮設住宅 福島大学 鈴木 浩

●第1回 研究会

日時：平成23年10月25日(火)17：00～

場所：福島市アクティブシニアセンター AOZ(アオウゼ)
大会議室1

内容：

1. 福島大学 応急仮設住宅等の生活環境改善のための調査に向けて
 - ・応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究について
 - ・応急仮設住宅の生活環境改善に関する調査・活動への協力について(依頼)
 - ・応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況(東日本大震災)
 - ・福島県応急仮設住宅における寒さ対策・雪対策
 - ・社団法人プレハブ建築協会(規格部会)応急仮設住宅標準仕様書及び平面プラン[組立ハウス]
 - ・福島県借上げ住宅の変遷
2. 仮設住宅の居住性－7.13水害・中越・能登・中越沖と東日本大震災の比較－
長岡技術科学大学 木村 悟隆
3. 仮設住宅における生活環境改善について
元長岡市 生活支援相談員 船岡 忍

●第2回 研究会

日時：平成23年12月15日(木)17：00～

場所：福島市アクティブシニアセンター AOZ(アオウゼ)
視聴覚室

内容：

1. 各研究機関における調査・研究の内容、調査箇所と進捗状況について
 - (1)被災者への住宅支援に係る法制度に関する研究
国土交通省 国土技術政策総合研究所 長谷川 洋
・[参考]国土交通省直轄調査「災害公営住宅の計画・供給手法に係る検討業務」
 - (2)応急仮設住宅関連・通知の概要
国土交通省 国土技術政策総合研究所 長谷川 洋
・災害救助法の運用及び応急仮設住宅の提供等に関する主な通知(概要)
・応急仮設住宅の建設に係る国の動きと福島県の対応
・民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供に係る国の動きと福島県の対応
 - (3)東日本大震災の被災者に対する応急仮設住宅の供給と課題－福島県の取組を中心に－
国土交通省 国土技術政策総合研究所 長谷川 洋
 - (4)仮設住宅の遮音性能測定について
日本大学工学部建築学科 濱田 幸雄
 - (5)第2回「福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会」調査内容・進捗状況報告
東京大学大学院新領域創成科学研究科 清家 剛
 - (6)田村市応急仮設住宅の居住時環境の実態調査
東東京大学大学院 工学系研究科 前 真之
 - (7)福島大学調査研究グループ タイムライン
福島大学災害復興研究所
 - (8)「応急仮設住宅の居住環境改善プロジェクト」実施計画書(案)
福島大学災害復興研究所
 - (9)ICT活用による仮設住宅等生活環境の整備
福島大学災害復興研究所
 - (10)仮設住宅自治体状況調査結果報告
福島大学災害復興研究所
 - (11)平成23年度双葉8か町村災害復興実態調査基礎集計報告書(第2版) 福島大学災害復興研究所
 - (12)木造仮設住宅建設事業者及び木材業者聞き取り調査経過報告
独立行政法人森林総合研究所 小林 久高
 - (13)応急仮設住宅に関する温熱環境実測調査計画書
筑波大学 橋本 剛
 - (14)応急仮設住宅・寒さ対策進捗状況 等
福島県土木部
 - (15)「ふくしまの家」復興住宅供給システム
福島県土木部

2. 今年度のスケジュールについて

●第3回 研究会

日時：平成24年2月23日(木)14:00～

場所：福島市アクティブシニアセンター AOX(アオウゼ)
視聴覚室

内容：

1. 各研究機関における調査・研究の内容、調査箇所と進捗状況について

(1)応急仮設住宅に関する温熱環境実測調査経過報告
筑波大学 橋本 剛

(2)「木造仮設住宅の構法と生産・供給体制」
筑波大学大学院 畠 和弘

(3)仮設住宅ステップアップ計画－住まい・コミュニティの再構築に向けて
福島大学 鈴木 浩

(4)応急仮設住宅の居住時環境の実態調査
東京大学大学院 工学研究科 前 真之

(5)応急仮設住宅水道管凍結対策について
福島県土木部

(6)応急仮設住宅に関する調査・活動報告
東京大学大学院新領域創成科学研究科 清家 剛

(7)「応急仮設住宅の居住環境改善プロジェクト」中間報告(騒音のみ)
福島大学 永幡 幸司

(8)福島県応急仮設住宅団地周辺環境調査分析結果の報告
福島大学災害復興研究所

(9)福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会(第3回)レポート

日本大学工学部建築学科 浦部 智義

(10)応急仮設住宅の生活環境改善及び災害公営住宅の供給に関する検討
国土交通省 国土技術政策総合研究所 長谷川 洋

(11)国交省直轄調査「災害公営住宅の計画・供給に係る検討業務(福島県)」－災害公営住宅の供給の検討方針及び検討状況－

国土交通省 国土技術政策総合研究所 長谷川 洋

・福島県における災害公営住宅の供給の基本方針

・災害公営住宅の計画・供給手法に係る検討業務(福島県)

2. 調査内容・スケジュール・調査対象団地についての情報提供

3. 研究結果の発表方法について

●第4回 研究会

日時：平成24年4月26日(木)17:00～

場所：福島市アクティブシニアセンター AOX(アオウゼ)
視聴覚室

内容：

1. 福島県からの報告

(1)要請市町村別の仮設住宅の状況
福島県土木部

・今後の応急仮設住宅の供給方針について

・【応急仮設住宅】各市町の移築計画(案)

・福島県における仮設住宅建設の取組

2. 各研究グループの調査研究の進捗状況について

(1)応急仮設住宅における自治会の設立状況について
福島大学災害復興研究所

・応急仮設住宅入居者への支援の拡充等について

・仮設住宅入居を1年延長 追いだき工事は全額補助

・技術開発支援制度について

・県内市町村復興計画等の策定状況

(2)第4回「福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会」調査内容・進捗状況報告
東京大学大学院新領域創成科学研究科 清家 剛

(3)福島県の木造仮設住宅における木材利用状況調査の概要
独立行政法人森林総合研究所 小林 久高

(4)豪雪地の仮設住宅
長岡技術科学大学 木村 悟隆

(5)冬季における木造応急仮設住宅に形成される室内温熱環境に関する研究(その1～その2)
筑波大学 橋本 剛

(6)板倉構法による応急仮設住宅に形成される夏季の室内温熱環境
筑波大学 橋本 剛

●第5回 研究会

日時：平成24年12月27日(木)17:30～

場所：福島市アクティブシニアセンター AOX(アオウゼ)
視聴覚室

内容：

1. 福島県からの報告

(1)要請市町村別の仮設住宅の状況
福島県土木部

(2)応急仮設住宅着工戸数
福島県土木部

(3)応急仮設住宅等の供給に関する提言・要望(素案・たたき台)
福島県土木部

・応急仮設住宅のあり方に関する提言

・災害救助法の制度のあり方に関する提言

・木造応急仮設住宅マニュアルの提言

・仮設住宅等のマニュアルに対する提言

・応急仮設住宅等の供給に関する提案と要望について

(4)「木造仮設住宅の再利用に係る調査・計画業務委託」中間報告
福島県土木部

2. 各研究グループからの報告

(1)「福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会」調査報告
東京大学大学院新領域創成科学研究科 清家 剛

(2)仮設住宅の床の結露とカビ
長岡技術科学大学 木村 悟隆

(3)木造仮設住宅の建築構法・環境測定に関する作業状況
独立行政法人森林総合研究所 小林 久高

(4)来年以降の研究会について
福島大学災害復興研究所

(5)被災者(避難者)の居住環境
福島大学災害復興研究所

(6)被災者の住宅再建にかかわる制度的課題について
福島大学災害復興研究所

●第6回 研究会

日時：平成25年2月7日(木)17:00～

場所：コラッセふくしま 5階 特別会議室

内容：

1. 「福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会」から国に対する改善要望について
 - (1) これからの応急仮設住宅等の供給に関する要望等
福島県土木部
2. 福島県からの報告
 - (1) 木造仮設住宅再利用の検討状況について
福島県土木部
 - (2) 応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況
福島県土木部
 - (3) 応急仮設住宅着工戸数
福島県土木部
3. 各研究グループからの報告
 - (1) 平成24年度 仮設研究会成果報告書まとめ
日本大学工学部浦部研究室・はりゅうウッドスタジオ
 - (2) 木造仮設住宅の建築構法・環境測定に関する調査
平成25年度の研究計画
独立行政法人森林総合研究所 小林 久高
 - (3) 応急仮設住宅から恒久住宅への移行プログラムについて(阪神・淡路大震災時)
福島大学 西田奈保子
 - (4) 都市住宅学会関東支部 地域コミュニティ住宅計画研究小委員会 報告
西安交通大学 宇杉 和夫

●第7回 研究会

日時：平成25年6月13日(木)17：30～

場所：福島市アクティブシニアセンター Aoz(アオウゼ) 視聴覚室

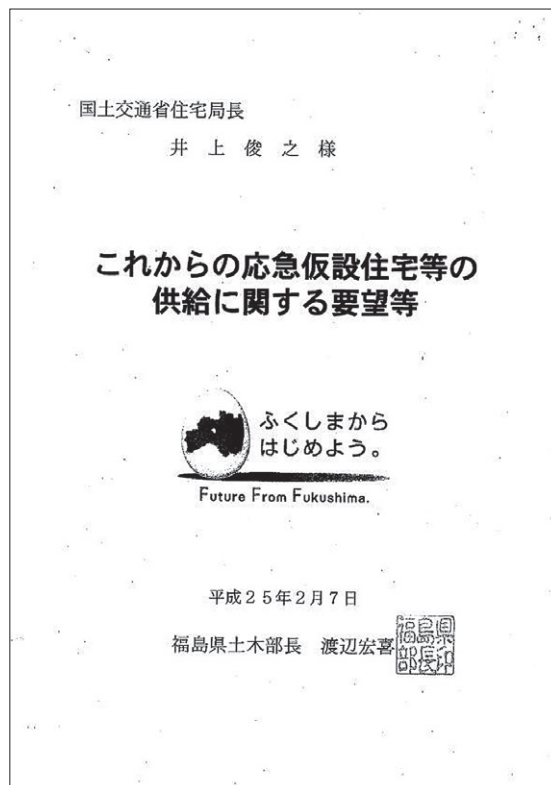
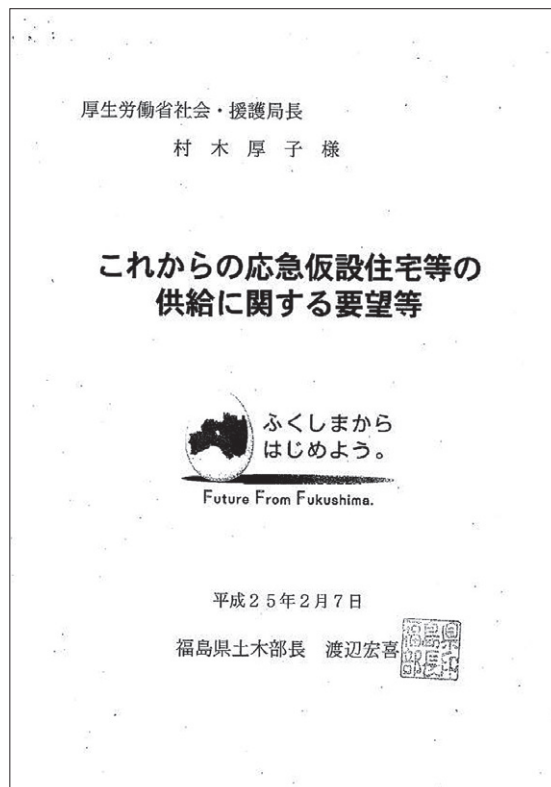
内容：

1. 福島県からの報告
 - (1) 要請市町村別の応急仮設住宅の状況
福島県土木部
 - (2) 応急仮設住宅着工戸数
福島県土木部
 - (3) 応急仮設住宅の一斉点検について
福島県土木部
 - (4) 「木造仮設住宅の再利用」検討概要
福島県土木部
2. 研究会のあり方について
 - (1) 今後の研究会のあり方について
事務局 福島大学 丹波 史紀
3. 各研究グループからの報告
 - (1) 福島大学グループ研究計画(案)
 - (2) 夏季における木造応急仮設住宅に形成される室内温熱環境に関する研究
筑波大学 橋本 剛
 - (3) 福島県における仮設住宅の建設コストの比較検討
島根大学 小林 久高
 - (4) 福島県におけるサポート拠点・グループホーム型仮設住宅の実態調査(案)
高齢者住宅財団

2.1.3 研究会から国に対する改善要望

研究会の設置目的の一つである「今後の応急仮設住宅のあり方について、福島からの提言をすること。」の具体的な行動として、研究会における調査研究の成果をもとに「これからの応急仮設住宅等の供

給に関する要望等」をとりまとめ、平成25年2月に国に対して要望を行った。



これからの応急仮設住宅等の 供給に関する要望等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から既に2年近くが経過しておりますが、原子力災害による避難住民も含めて、今なお15万人もの被災者が応急仮設住宅等での避難生活を余儀なくされております。

福島県の応急仮設住宅等による応急的住宅対策は、未曾有の大災害に対して、国の支援の下で、市町村・プレハブ建築協会・県内事業者・不動産関係団体等とともに対応することにより、約42,000戸の住宅を供給することができたところです。

しかしながら、対策途上で被災者や被災自治体からの要望・課題対応に追われ、実務上運用の見直しが相次ぐなど多くの問題が発生し、その時点では最善と思う真摯な対応に努めてきましたが、これらの問題を将来への課題として整理し、将来へ繋げる努力が必要であると考えております。

また、試行錯誤の実務のなかで、県内の建設事業者を積極的活用するなどし、木造応急仮設住宅の設置、住棟配置の工夫、掃き出し窓や風除室の設置、グループホーム型住宅の建設、民間借上げ住宅特例型の創設等の施策を実行してきましたが、これらは次の備えに繋がる実績と考えております。

現在、これまでの経験を検証して将来に反映する目的で平成23年10月に福島大学と県が事務局となり希望大学等の研究機関で構成する「福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会」を設置して、応急仮設住宅等に関する検討を行ってきたところです。

現時点でのこれらの研究成果と福島県が実際に経験した課題等について「これからの応急仮設住宅等の供給に関する要望等」として取りまとめましたので、会計検査院からの報告と重複するものもありますが、これらの要望や提案について、今後の災害への備えとして災害救助法の制度見直し、あるいは応急仮設住宅等の供給における運用マニュアルの改訂などに反映いただくことを強くお願いするものです。

福島県土木部長
福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会委員長

1. 災害救助法の制度に関する事項

(1) 都道府県の裁量と権限の拡充

今回の震災で、災害救助の実務において多数の通知・事務文書が断続的に発出されたために、事務の手戻りなど実務上様々な支障が生じました。

災害救助法は、臨機応変にそれぞれの災害に柔軟に対応できるよう一般基準と特別基準を設け、一般基準では対応できない問題が生じた際には、厚生労働大臣と協議し、特別基準を設定することができます。

応急仮設住宅の建設においては、大量かつ迅速な供給が必要であり、個別に特別基準について厚生労働大臣と協議する時間的余裕がないことから、実際の実務を担う都道府県に一定の裁量と権限を認めるなど、実務上被災者に迅速に対応できるように、制度の改善を要望します。

(2) これまでの過去の災害で認められた特別基準の一般基準化

過去の災害で認められた特別基準であっても、次の災害では改めて厚生労働省と協議を重ねる必要があります。そのため今回の災害においても、実務上迅速な対応が必要とされましたが特別基準の設定を協議する時間的余裕が都道府県にはありませんでした。結果として、災害救助法の国庫負担の対象となる範囲が拡大される通知が出される度に、応急仮設住宅の追加工事を発注し、結果としてコスト増につながりました。

以上により、過去の災害で認められた特別基準については、災害の程度や入居期間等に応じて次回以降の災害において一般基準として運用できるよう基準の見直しを要望します。

(3) 国・県・市町村・被救助者の役割分担の明確化

今回の震災では、応急仮設住宅や借上げ住宅の供給と入居・維持管理や居住者支援等に関して、国、県、市町村、被救助者の役割分担(特に入居管理や維持管理に関する事務)が明確でなかったため、改めて県と市町村の事務分担のための協定を策定する必要が生じ、こうした調整に時間を要するとともに、試行錯誤の中で大きな混乱をまねく原因となりました。

また、応急仮設住宅の施設維持管理費の負担について、災害救助費で対応できないとする国の方針を見直し、こうした金銭的負担、人的負担を事前に制度化する等の改善を要望します。

2. 応急仮設住宅に関する事項

(1) 応急仮設住宅に付与する居住性能の明確化

東日本大震災等に伴う応急仮設住宅は、災害協定を締結していたプレハブ建築協会の応急仮設住宅標準仕様書を基本として供給を開始しましたが、断熱、バリアフリー、住戸間の遮音、結露対策、設備、外構舗装、物置等について多くの追加工事が発生し、後追いのため加算分も含めて多額の費用を要しています。

一方、災害救助法一般基準において応急仮設住宅の戸当たり設置する費用は、2,401千円となっており、供給主体である都道府県は可能な限りのコスト削減も求められています。

本来、応急仮設住宅に規定すべき居住性能について社会的合意の得られる仕様を明確に定め、費用対効果に見合った応急仮設住宅の供給に努めるべきと考えます。

短期間に供給して一定期間居住する応急仮設住宅に、どの程度の居住性能を付与するかについて、社会通念上の十分な検討を行い明確に規定することを要望します。

(2) 災害の規模や程度等に応じた応急仮設住宅仕様の設定

応急仮設住宅から恒久住宅に移行することができるまでの期間や時期は、災害の規模や程度等により大きく異なりますが、現状では応急仮設住宅の性能は一律であり、それぞれの災害救助の状況に見合った、効率的住宅性能となっていない状況です。

このため、被災の規模や程度等による応急仮設住宅への

入居期間や時期を考慮して、被災の規模に応じた2～3種類の住宅性能の設定の検討を要望します。

(3) 過去の特別基準の設定や改善点などをふまえ、応急仮設住宅仕様の見直し

今回の応急仮設住宅の建設においては、上記(1)のとおり、多くの追加工事を行いました。

入居者からは温熱、結露、騒音・振動等の応急仮設住宅における居住環境に対する要望が多く、通常の応急仮設住宅の「標準仕様」では地域の気候風土にあわず、入居者から苦情が殺到するなどの事態も生まれました。また本研究会における調査研究においても、温熱、結露、騒音・振動等において、被災者のストレスや居住環境の改善が確認されています。

こうした点をふまえ、応急仮設住宅の建設においては、当初から、断熱・遮音、換気、積雪も考慮した掃き出し窓、風除室、敷地内の舗装・排水対策などに配慮した仕様にするなど、現在の応急仮設住宅の居住環境を改善し、地域の気候風土にも即した住宅供給が可能となるよう「住宅仕様」の見直しが必要と考えます。

部屋の広さに関しても、標準仕様が作られた当時とは生活スタイルが変わり、高齢化も進んだことから、最低限の収納スペースの確保と、介護ベットを置いて余裕があるものに、間取りの工夫も含めて変更が必要と考えます。

特に、豪雪地では、屋根に勾配を付け、安全な落雪スペースを確保するなど、一般地域とは異なる仕様も求められます。

その際、被災者の「生活の質」の確保にも配慮したコミュニティ重視の配置計画、共同施設(一定個数規模以上の仮設団地については、高齢者サポート拠点施設の整備等)、購買施設の配置などについても、十分に配慮していくべきであると考えます。

また、女性、高齢者や軽度の体の不自由な方が住みやすいように、柵やスイッチの形状や高さ、配置といったコストを要さないユニバーサルデザインへの配慮が必要と考えます。

さらに、住戸についても一般住宅とともに「高齢者向けグループホーム型住宅」の設置を当初より計画するとともに、一般住宅のコミュニティや被災者間のコミュニケーションと日照の確保を両立した縁側、掃き出し窓住宅は今後の標準仕様と考えます。

上記(1)の検討の際には、これらを踏まえた応急仮設住宅の仕様を見直しを要望します。

(4) 地域住宅産業の活用による応急仮設住宅の供給

本県では、今回の災害においてプレハブ建築協会だけでなく、地域の住宅産業を活用した応急仮設住宅の供給を行い、結果としてその多くが木造応急仮設住宅の設置につながりました。県内の事業者への工事発注は、地域資源を活用し、地域雇用を創出、あるいは関連産業等への波及効果なども大きく、地域の振興につながり、結果として被災地の自律的な復興に寄与しています。

スピード感と居住性能が要求される応急仮設住宅の供給に、被災者の雇用や地域産業の再建、地域の住宅建設技術活用の観点から地域住宅産業が関わるシステムが積極的に作られるべきと考えます。その際、今回の災害で本県に

おいて多数供給された地域型木造応急仮設住宅についても、今後積極的に活用できるよう、国が地域型木造応急仮設住宅のガイドラインを作成し、各都道府県が事前に地元事業者団体と協定を締結するなどの助言をするよう要望します。

(5) 木造応急仮設住宅供給マニュアルの策定

木造の応急仮設住宅の供給は、その内装に木材を多用することで、温湿度環境を安定させ良好な居住性を確保し、暖冷房負荷を低減できることやその後の廃材再利用が可能であり廃棄物を低減できることが期待されます。

さらには、県産木材や地域材の活用、また、地場の工務店や建設業者による木造応急仮設住宅の建設は、地域の木材産業や住宅産業に大きな経済効果をもたらし、被災者の雇用を生み出すなど被災地の復興へ向けた礎となると考えます。

応急仮設住宅の仕様について、プレハブの応急仮設住宅の仕様に加えて木造応急仮設住宅供給マニュアルを策定されるとともに各都道府県への普及を要望します。

(6) 民有地の積極的な活用

応急仮設住宅の建設用地は公有地の活用を原則としていますが、今回のような大規模な震災では、公有地のみでは対応できず、その後有償の民有地が認められたことから、被災地の現場ではその調整に苦慮いたしました。

このため、公有地を原則としながらも、応急仮設住宅の建設用地として民有地の借地も認め、その借地料金の支払いについて国庫負担等対象とすることを一般基準化することを要望します。

また、あらかじめ民有地の借地も含めリスト化を行い、情報のストック化と定期的な更新が、応急仮設住宅の早期建設に大変有効であると考えます。

(7) 応急仮設住宅の維持管理費用の国庫負担化

応急仮設住宅の維持管理費は、現在は国庫負担の対象となっていないため本県では管理する市町村に対し県がその全額を補助している状況です。応急仮設住宅の維持管理費も国庫負担の対象としていくことを要望します。

(8) 応急仮設住宅供給と一体となった生活支援サービスによる被災者の自立支援

本県では、応急仮設住宅団地毎に管理人を配置し維持管理や団地の催しの手伝いや被災者の相談などの生活支援にあたっています。

応急仮設住宅を被災者へ供与後直ちに自治会や管理人が機能するため、その運營業務や被災者への情報提供システムに関してマニュアル化することを要望します。

また、農地の活用による被災者の生きがいづくりや生業の再建ができるよう被災者の自立支援のための仕組み作りを要望します。

(9) プレハブ建築協会供給住宅の再利活用方法の検討

福島県が公募した地元事業者が建設した木造応急仮設住宅約6,000戸については、①木造応急仮設住宅を再活用して復興住宅を促進させること②応急仮設住宅利用後の解体費用のコスト縮減を図ること③住宅解体の廃棄物の縮減を図

ることを目的に、県において木造応急仮設住宅再利用のための調査研究を実施しています。

については、プレハブ建築協会が供給したプレハブタイプの住宅について、再利用・再活用のための方法・システムの調査検討を行い、その方策を提示していただくよう要望します。

(10) 被災者のコミュニティや生活弱者を考慮した入居管理

応急仮設住宅への入居に関しては、県より該各市町村へ地域コミュニティや生活弱者に配慮して入居させるよう通知をしたものの、原則的には各市町村に任せため、市町村窓口において相当な混乱が生じています。

については、この度の震災による入居管理の調査を行い、入居管理方法に関するマニュアルの策定を要望します。

(11) 応急仮設住宅供給方法の検討

福島県の応急仮設住宅の供給は、プレハブ建築協会によるリース住宅と買取住宅、地元事業者による木造主体の買取住宅により進めましたが、それぞれの供給方法や供給主体の違いによる特色(スピード感、居住性、経済性等)を十分に把握して、あらかじめ災害の状況に応じた供給方法のルール化が有効であると考えます。

また、買取契約の場合は、請負契約と異なり前払い金制度がないため、地元事業者への要請の場合、これらへの配慮も必要となります。

3. 借上げ住宅(みなし仮設住宅)に関する事項

(1) 借上げ住宅への金銭給付(家賃補助)化

今回の災害では、民間賃貸住宅の借上げによる「みなし仮設住宅」が多く供給された一方、災害救助法において、金銭給付を明記しているにも関わらず、実際の運用では「現物支給」に限っています。そのため、本県においては、借上住宅の契約事務作業量が大幅に増加するとともに、被災者が自ら確保した物件についても、県への契約の切り替えを行う「特例措置」の事務が発生しています。

このため、借上げ住宅に関する事務負担の軽減をはかる上でも、賃料等の金銭給付や市場を活用したマッチング等の導入等、柔軟に対応できるよう災害救助法制度の見直しを要望します。

(2) 実務的な制度・スキーム・基準の構築

借上げ住宅制度については、実務的な制度等が明確になっていなかったため、被災3県ともに、それぞれの制度を立ち上げ対応してきましたが、類似な問題が発生したにもかかわらず、各々の問題対応となっています。

については、借上げ住宅制度に関する事務手続き、スキーム、基準の構築を要望します。

(3) 応急仮設住宅と借上げ住宅のどちらを主として供給するのかの考え方

今回の震災において、福島県では、応急仮設住宅16,760戸、借上げ住宅約26,000戸(一般型約2,000戸、特例型約24,000戸)を供給しています。

応急仮設住宅は、平成24年3月時点で1戸あたりの建設費用574万円、借上げ住宅は世帯人員に応じて6万円と9万円を上限として供給しています。

災害の規模や状況に応じた、応急仮設住宅と借上げ住宅の供給割合の考え方など、基本的運用基準を作成されるよう要望します。

第3節 応急仮設住宅のライフサイクルコストの算出と分析

3.1 応急仮設住宅のライフサイクルコストの算出

東日本大震災から8年が経過し、応急仮設住宅の撤去がピークを迎えた平成30年度において、それまでに蓄積された応急仮設住宅に関する膨大なデータをもとに、応急仮設住宅のタイプ別にライフサイクルコストの算出を行った。

3.2 応急仮設住宅のライフサイクルコストの分析・考察

「応急仮設住宅のライフサイクルコスト算出と分析」

令和 元年 9月30日
建築住宅課応急仮設住宅担当

【背景・目的】

東日本大震災時に福島県内では16,800戸の応急仮設住宅を建設した。必要戸数が膨大であったため、災害時における応急仮設住宅建設の協定を締結しているプレハブ建築協会のほかに、公募により選定した県内事業者に建設を要請した。その結果、鉄骨プレハブや各種木造のさまざまなタイプの応急仮設住宅が建設された。

タイプにより住戸内の温熱環境や防音性能、耐久性などに差があるため、応急仮設住宅供給の際には、居住環境の一定水準の確保を念頭に置きながら、被災規模、立地条件、存置期間など、状況に応じて的確に応急仮設住宅のタイプを選定する必要がある。

そこで本業務においては、これまでに蓄積された応急仮設住宅の膨大なデータをもとに、応急仮設住宅のタイプ別に建設から居住、維持管理、解体、再利用までのライフサイクルコストを算出し、各タイプの特色、適性を検証することにより、災害発生時に応急仮設住宅を効果的に供給するための基礎資料を得ることを目的とする。

【ライフサイクルコストの算出結果】

撤去を完了した111団地を対象として、ライフサイクルコストの算出を行った。

【ライフサイクルコストの分析・考察】

(1) 総ライフサイクルコストの比較

- 建設事業者別のライフサイクルコスト(LCC)は表2および図1のとおり。

最低値 5,108,468円/戸

(地元公募：ジャープネットビルダー連合福島)

最高値 7,000,190円/戸(プレ協住宅部会)

- プレ協規格部会(リース)の5,751,725円/戸に対して、地元公募の6事業者が下回る結果となった。

(2) 経過年数による推移の比較

- プレ協規格部会(リース)と、LCC6,000,000円/戸未満で、LCC算定対象戸数100戸以上の地元公募4事業者について、経過年数によるライフサイクルコストの推移を比較した結果は図2のとおり。

- 1～3年目はプレ協規格部会(リース)が安価であるが、4～6年目以降は地元公募事業者が安価または同等となる傾向が見られる。

これは、プレ協規格部会(リース)は建設費が安価であるが、3年目以降は毎年一定額のリース料がかかるのに対し、地元公募事業者は当初の建設費が高価であっても、維持管理に係る費用が低く抑えられたことによるものである。

(3) 追加工事費の比較

- 事業者別の追加工事費の比較は図3のとおり。
- プレ協住宅部会及び地元公募事業者が409,042～1,434,012円/戸であるのに対して、プレ協規格部会は1,870,903～2,095,327円/戸と突出して高い。
- プレ協規格部会の鉄骨プレハブ仮設は、温熱性能が低いことが明らかだったため、暑さ対策、寒さ対策の追加工事を他のタイプに比べて特に入念に行ったことが、追加工事費の増大につながった。

(4) 関連データ

①事業者別建設戸数

事業者	建設戸数
プレ協規格部会	6, 326戸
プレ協住宅部会	3, 655戸
地元公募事業者	6, 819戸
福島県建設業協会	(1, 486戸)
全国木造建設事業協会	(1, 124戸)
日本ログハウス協会	(602戸)
フェニーチェふくしま	(521戸)
中村・クサノJV	(500戸)
佐藤・福浜大一JV	(307戸)
東洋ハウス工業(株)	(303戸)
その他14事業者	(1, 976戸)

②事業者別建設日数

団地単位で建設に要した日数を事業者別にまとめると次のとおり

事業者	建設日数
プレ協規格部会	平均31日(21日～80日)
プレ協住宅部会	平均36日(24日～71日)
地元公募事業者	平均54日(22日～188日)
福島県建設業協会	平均43日(31日～66日)
全国木造建設事業協会	平均43日(32日～65日)
日本ログハウス協会	平均44日(36日～50日)

③再利用(無償譲渡)戸数(事業者別)

事業者	再利用(無償譲渡)戸数
福島県建設業協会	101戸(内板倉工法79戸)
日本ログハウス協会	79戸
福島おらが街ふるさとを創る会	30戸
フェニーチェふくしま	24戸
プレ協住宅部会	23戸
(株)エコ・ビレッジ	5戸

【タイプ別(事業者別)の特色】

(1) プレ協規格部会(リース)

- ・建設費が低廉なためライフサイクルコストは安価。
- ・標準仕様は温熱性能等が他のタイプに比べて劣るため、追加工事に多大な費用を要する。
- ・存置期間3年程度までは、ライフサイクルコストが非常に安価。
- ・平均的な建設工期は短期間。



○温暖な地域に2～3年間程度の存置が見込まれる場合に適する。

○短期間に大量供給が求められる場合に適する。

(2) プレ協規格部会(買入れ)

- ・建設費は低廉であるが、標準仕様は温熱性能等が他のタイプに比べて劣るため、追加工事に多大な費用を要する。
- ・リース費はかからないが、解体費用を要することから、ライフサイクルコスト上のメリットは少ない。
- ・平均的な建設工期は短期間。



○温暖な地域に、短期間に大量供給が求められ長期間利用する場合に適する。

(3) プレ協住宅部会

- ・ハウスメーカーが一般的に供給する住宅と同水準の仕様のものが多く、温熱性能や品質は比較的高く、建設費が高い。
- ・追加工事費も比較的高く、ライフサイクルコストが最も高い。
- ・平均的な建設工期は比較短的短い。



○寒冷な地域に長期間の存置が見込まれる場合に適する。

(4) 地元公募事業者

- ・事業者によっては、ライフサイクルコストが低く抑えられ、存置期間が4年を超えるとプレ協規格部会(リース)よりもライフサイクルコスト上有利となる。
- ・建設工期は、平均するとプレ協を上回るが、事業者によっては短期間での建設が可能。
- ・木造タイプは、建設業協会やログハウス協会を中心に再利用(無償譲渡)された戸数が多い。
- ・木造タイプが多く、建設地の周辺環境に合わせた(鉄骨プレハブに比べて違和感の少ない)建物としやすい。



○長期間の存置が見込まれる場合に適する。

○建設地の周辺環境と調和しやすい建物とする必要がある場合に適する。

○冷暖房費が最も抑えられたとのデータあり。

○木造であることから、入居者の評価が高い。

表2 建設事業者別ライフサイクルコスト

建設事業者	住宅建設費	追加工事費	修繕費	解体費	(リース費)	合計 [ライフサイクルコスト]	LCC算定 対象戸数
ジャーブネットビルダー連合福島	3,684,419	1,022,282	40,614	361,153		5,108,468	(32)
(株)悠二十ー	3,748,061	991,549	31,813	425,263		5,196,686	(18)
中村・クサノJV	3,373,439	1,093,102	40,551	741,221		5,248,314	(336)
福島おらが街ふるさとを創る会	4,538,568	529,336	85,638	341,295		5,494,838	(36)
佐藤・福浜大一JV	4,543,708	628,103	71,469	344,927		5,588,207	(114)
工房夢蔵	4,213,300	1,074,033	0	439,113		5,726,447	(18)
プレ協規格部会(リース)	2,856,217	1,870,903	81,614	139,510	803,480	5,751,725	(2917)
プレ協規格部会(買入れ)	3,184,721	2,095,327	88,388	401,235		5,769,671	(1387)
清水工業	4,535,293	854,987	55,779	332,871		5,778,930	(44)
島和建設(株)	4,230,714	1,243,839	73,325	384,065		5,931,943	(23)
福島県建設業協会	4,304,590	1,086,396	211,606	342,423		5,945,015	(372)※
東洋ハウス工業	4,749,266	822,094	59,137	324,616		5,955,113	(157)
三春町復興住宅つくる会	4,188,450	1,326,822	37,015	477,727		6,030,014	(50)
桜田・丸金JV	4,839,156	693,202	82,465	444,306		6,059,129	(37)
(株)ニーズ	4,812,557	1,209,890	73,884	319,174		6,415,505	(150)
水中・ファーストJV	5,092,653	792,557	198,691	377,719		6,461,619	(185)
福産ばんだいJV	5,684,875	409,042	86,617	356,568		6,537,102	(24)
(株)エコ・ビレッジ	4,888,563	1,096,979	213,383	338,440		6,537,366	(474)
菅野建設	5,099,115	476,241	60,203	918,528		6,554,087	(70)
フェニーチェふくしま	4,769,459	1,251,702	78,996	462,916		6,563,073	(60)
日本ログハウス協会	5,070,239	1,434,012	117,893	259,467		6,881,611	(130)※
プレ協住宅部会	5,028,594	1,396,200	67,476	507,921		7,000,190	(1359)

※再利用されているため、解体費は低くなっている。

図2 ライフサイクルコスト比較

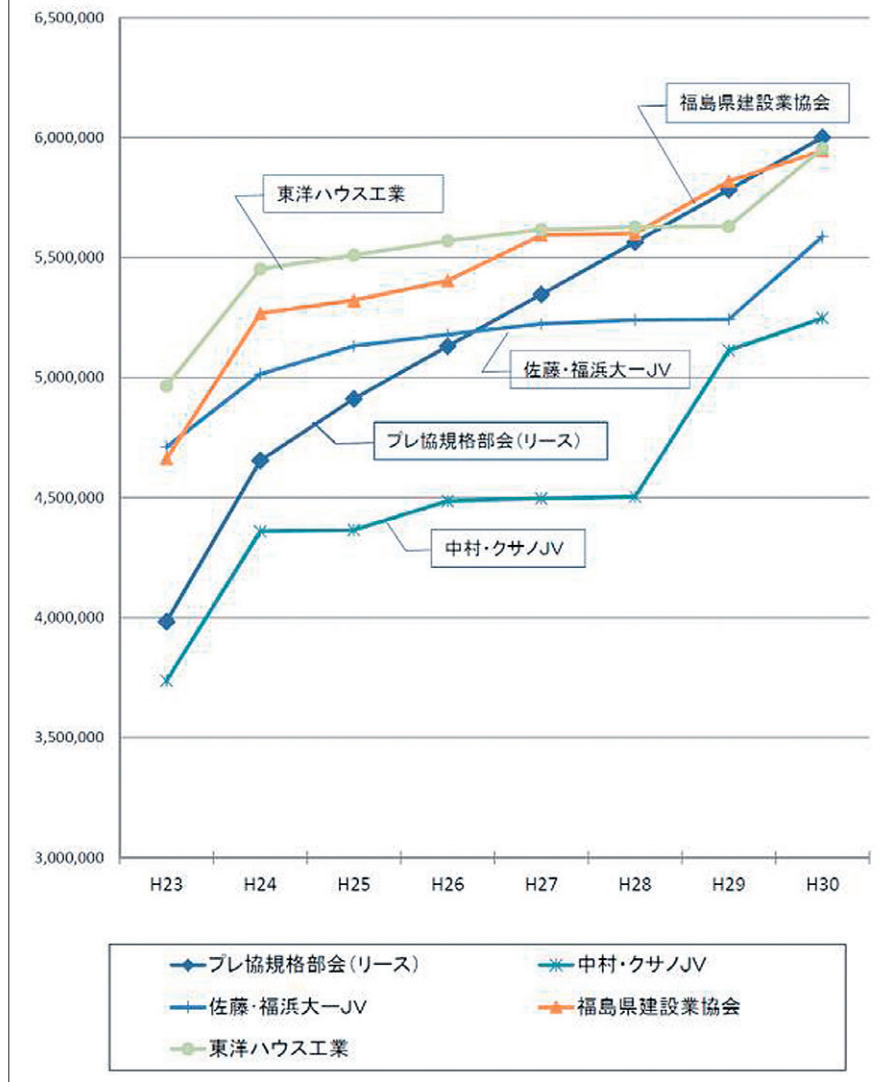


図1 建設事業者別ライフサイクルコスト

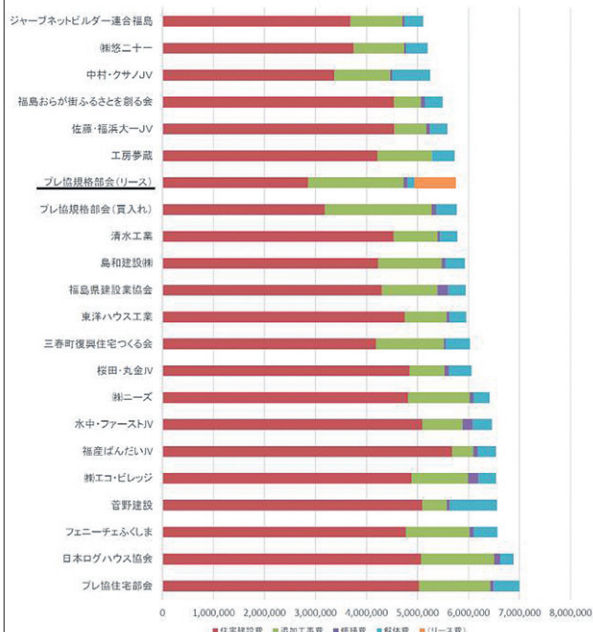


図3 追加工事費の比較



応急仮設住宅に見る初動機の対応

佐々木 孝男

平成22～23年度 土木部次長(建築担当)



震災直後の住まいの復興に携わった県職員最後の1年はスピード感を持って業務に取り組んだ年であり、組織力と個人の力量が試された「走りながら考える」非常時の対応でした。

その住まいですが、避難先のない被災者は避難所からホテル・旅館、次に応急仮設住宅、最終的に災害公営住宅等の恒久的な住まいへと複数回の避難生活を余儀なくされています。対応を求められた応急仮設住宅の供給支援は、訓練マニュアルに従い災害対策本部(建築職員2名)が担当しましたが、供給戸数が多く建築住宅課が課を挙げて対応する方式に変更しています。また、国との関係では災害救助法の予算措置は厚生労働省、供給支援は国土交通省が担当するため、県も予算措置は災害対策課、供給支援は建築住宅課とする予定でしたが、業務が錯綜することから予算措置事務も建築住宅課に一元化し人員も増員しました。併せて建築三課(建築住宅課、建築指導課、営繕課)の職員や業務の再配分を行いました。

次に、供給目標戸数の当初2万戸は、はじめに公営住宅空き家1,000戸確保、次に民間借上げ住宅5,000戸、残る1万4,000戸を応急仮設住宅で整備することとし、災害協定締結先のプレハブ建築協会に依頼しました。しかし、半年で1万戸が限度との回答から不足分4,000戸は単なる早期供給ではなく施策・事業実施の観点から地場活用等の募集要件を付加し地元企業に公募(震災後1ヵ月)しました。その結果、多様な木造タイプを供給することができました。また、仮設住宅団地内の公募型木造高齢者等サポート拠点施設21カ所は運営母体の各社会福祉協議会との協議を条件に実施し、すべて異なるプランとなっています。

被災者に御不便をおかけした応急仮設住宅でしたが、産官学連携による仮設住宅改善研究会(3年間継続)からの検証作業結果を基に改善要望書を国に提出したことが功を奏したのか、平成25年には災害救助法の所管が内閣府に移り、制度・基準等も見直されました。

常に前向きに早期復興に御尽力いただいた関係各位の御支援に心より感謝申し上げます。

福島県はどのように応急住宅対策を進めたか

野内 忠宏

平成22～23年度 建築住宅課長

平成24～25年度 土木部次長(建築担当)



福島県では、被災・避難住民の住宅確保に向け、災害救助法に基づき応急住宅対策を「応急仮設住宅の供給」「民間住宅の借上げ」「公営住宅の提供」の3本により実施しました。応急仮設住宅(広義の仮設住宅「借上げ住宅(民間借上げ住宅)」にも触れる)について、地震津波被災者と原発事故に起因する避難住民へ「どのように供給目標を設定して供給しどんな問題が発生したか」を今後の応急住宅対策の参考になることも含めてその概要を記します。

最初に、県の応急住宅対策は、延べ300名に及ぶ他自治体派遣職員や震災直後から県に常駐いただいた国土交通省職員の皆様の御支援があり可能となりましたことに対しまして心から厚く御礼を申し上げます。

※地震・津波による被災を「被災」、原発事故による避難を「避難」としている。

1. 供給目標の設定

県の震災前準備は、全国組織である(社)プレハブ建築協会(以下「プレハブ協会」と)の「応急仮設住宅の建設に関する協定書」の締結と県内市町村を対象に年一度の仮設住宅建設可能用地調査は実施していたものの、平成23年3月11日の震災後は、全く手探り状態での取組となった。

原発事故による双葉郡住民の避難は、町村毎を中心に世帯毎の避難行動による県内外へのランダムなものとなったが、避難先地域としては、概ね3月末頃までに、各役場機能が県内の会津地方に3町村、中通り地方に3町村、県外に1町が落ち着く形となった。

県内の応急住宅対策は、災害救助法により被災市町村から県への供給要請を受けて県が供給していくという枠組みの中で、原発事故の影響範囲を十分に考慮しながら、①地震津波災害による被災住民向け住宅は当該市町村内に、②原発事故による避難住民向けの住宅は町村からの要望及び避難先でのまとまりや町村毎のコミュニティ確保に配慮して、避難先地域に供給していくこととした。なお、同時期に、県外に避難した住民※については、民間賃貸住宅の借上げと公営住宅の提供による対応を避難先都道府県に要請をしている。

以下に時系列的に県内の応急住宅対策の供給目標戸数等と目標設定の根拠等を示す。

※県外へは全国すべての都道府県に避難し、全ての都道府県にその対応をいただいている。

供給目標

戸数等(戸)

(※は目標設定の根拠等)

公表月日	仮設住宅	借上住宅	公営住宅	合 計
H23. 3.22	14,000	5,000	1,000	20,000

※総戸数は、その時点の県内全被災避難世帯数と県外避難世帯約半数の合計。住宅種別は、借上げ住宅等供給可能戸数を見極めて仮設住宅戸数をその残戸数で設定。

H23. 4.14	24,000	10,000	1,000	35,000
-----------	--------	--------	-------	--------

※上記に加え、新たに判明した被災世帯数と緊急時避難準備区域と計画的避難区域の設定に伴う避難世帯数を見込んで追加変更。

H23. 7.15	16,000	18,000	1,000	35,000
-----------	--------	--------	-------	--------

※県が実施した双葉郡4町村避難世帯へのアンケート調査結果及び仮設住宅の要請戸数と借上げ住宅の供給戸数の見通しにより内訳変更。

H24. 3. 7 ※避難住民の避難先移動に伴い発生した県内の地域的な需給のミスマッチ解消のため、県供給戸数は既に目標戸数を超えていたため供給目標の変更は行わず、中通りと会津地方の既仮設住宅を浜通り地方への移築を実施。

供給実績	仮設住宅	借上住宅	公営住宅	合 計
H24.10. 1時点 (ほぼ最大時)	16,775	25,005	658	42,438

※参考：入居戸数計39,784戸 入居者数計94,545人

2. 応急仮設住宅の供給

仮設住宅は、地震津波被災の市町村を中心にして発災三日後の3月14日から次々と供給要請が出始めた。仮設住宅の建設は、県地域防災計画の中で土木部建築住宅課の業務と定められていたため、原発事故の状況が安定しない中であったが、建設用地の確保と協定によるプレハブ協会への建設発注に着手した。

2-1 供給方法

当初の仮設住宅は、プレハブ協会のリース型と建設買取型で供給することとしたが、4月に入り①県内建設住宅産業団体等から「県内地元からも供給に貢献したい」旨の申入れがあったこと、②緊急性が求められた仮設住宅にプレハブ協会供給型と地元供給型の2つを取り入れることによりスピードアップが図れること、③出来るだけ県産材や県内住宅産業を活用することによる復興への県内経済効果を期待したこと等の理由により、プレハブ協会に加えて県内事業者への発注を決定した。

県内事業者への発注は、県土木部営繕課が国派遣職員の支援を得て「県で建設基準を策定して県内事業者を公募し外部有識者も含む選定委員会で事業者を決定するスキーム」を策定し、第1回公募4,000戸分を4月中旬に行い12事業者を決定し、第2回公募約2,000戸分を7月中旬に行い15事業者を決定した。結果として、最終的に約10,000戸をプレハブ協会へ6,771戸を県内事業者へ発注している。

※仮設住宅の発注は、請負契約ではなく、プレハブ協会と公募選定業者へ発注して完成検査後に買取方式としている。

2-2 用地選定

建設用地は、要請のある市町村から情報を得て県が決定している。当初は、発災前の仮設住宅建設可能用地調査を基に公共用地を中心にして国・県・市町村有地等を選定したが、膨大な用地(仮設住宅用地は100~120㎡/戸と見込む)確保のため、広く民有地の借地も対象としていかなざるを得なかった。民有地借地※の増加とともに、当該市町村や周辺住民自治会への合意形成、賃料等調整業務が必要となった。特に、原発事故による仮設住宅は、避難先の他市町村に建設するため、受皿市町村の合意とともに地域住民の十分な理解が必要となった。H23年度末までに用地は、228.9ha(国有地等20.4ha県有地11.8ha市町村有地98.6ha民有地98.1ha)の使用となっている。当初は更地の用地を原則としていたが、後半は農地(田畑)に専用シートを敷いて1m程度の盛土を行い用地造成を行うこととなった。

仮設住宅用地については、復興のための本設住宅建設のための敷地を残しておくべきとの意見もあったが、それらの議論は後回しとせざるを得なかった。

※4月中旬に厚生労働省から民有地借地も災害救助法の対象とする旨の通知有り。

2-3 配置計画等

仮設住宅敷地には、住宅本体、駐車場各戸1台分、集会所等を設置している。当初は、長屋型住棟は居室南面を基本として東西長手方向へ画一的に配置したが、4月頃より、過去の災害事例を参考として、住民コミュニティの観点から一つの通路から両側の住棟へアプローチ出来る住棟対面型の配置とした。しかし、入居市町村からは日当りの公平性などの優先を望む声が強くなり、住棟は東西長手配置で南側居室窓を掃き出し窓の縁側付とし北側玄関にしてコミュニティと日照を両立させ、プライバシー確保のため隣棟間隔の確保や棟をずらす配置とした。この形は、結果として日照とコミュニティやプライバシーの両方がある程度確保可能なものとして5月以降建設の主流となった。なお、入居に際しても、高齢者等の優先入居や従前住民間の地域コミュニティへの配慮を市町村へ通知している。

2-4 住宅性能等

各住戸は、面積30㎡タイプを50%、20㎡と40㎡タイプを各25%ずつ建設することを基本として戸数を調整し、玄関と水回り以外の床はできるだけ段差無く、玄関や浴室には標準的な手すりを設置することとした。玄関には初めから風除室を設置することとし、玄関のスロープ設置住戸は全体戸数の約10%を基本とした。断熱は、県内第1回公募では天井グラスウール10k100mm相当、床壁

は同10k50mm相当とし、第二回公募では外部サッシのペアガラス化を実施している。また、特にバリアフリー対策については、入居後の生活状況に応じた手すりやスロープ設置の個別対策を実施した。なお、一般住宅の他に、障害者向け住宅、高齢者グループホーム型住宅や団地併設型の高齢者サポート拠点施設を設置している。

2-5 様々な問題

供給経過の中で多くの問題が発生してきているが、その主なものを示す。

○需給のミスマッチ等：需要は市町村からの要請と県の需給判断により決定したが、①仮設住宅の建設途上で借上げ住宅の大幅な要件緩和がなされたことにより仮設住宅予定入居者が借上げ住宅入居へ流れた、②原発事故の着き経過とともに中通りや会津地方の仮設住宅の入居率が頭打ちとなる中、浜通り地方への需要が拡大して既仮設住宅の移築対応が必要となった。また、入居後に放射線による不安や就学就労等の都合により一つの世帯が県内外に世帯分離して生活する等の現象があり、供給目標と実績の乖離も発生している。最終的に、建設戸数に対する入居率は約85%で宮城・岩手の入居率と比較して低い。

○敷地の安全性：敷地は、安全性や生活の利便等を考慮して選定したが、H23年9月に発生した台風15号により洪水ハザードマップに該当しない敷地においても仮設住宅の床上浸水等が発生した。また、土砂災害計画区域等に隣接する敷地もありその後の水害や風害に対して注意を要した。

○膨大な追加工事の発生：プレハブ住宅仕様を手がかりに建設を開始したが、暑さ対策・寒さ対策・バリアフリー対策などの追加工事が発生した。避難の長期化に伴い、仮設住宅に対して恒久的な住宅性能を求める声が大きくなってきている。また、駐車スペースの設置も複数台の要望や敷地全体のアスファルト舗装要望につながっている。

○放射線対策：仮設住宅は避難指示区域や特定避難勧奨地点以外に建設しており問題は無いものの、敷地への碎石敷きにより放射線量がかなり低減することもあり入居後の要望により床下への流動モルタル注入などの追加対策も必要になった。

○維持管理：仮設住宅の供給は、建設とともに入退去管理や維持管理が重要であるが、管理費までは災害救助費の対象でなかったため、県内全域に建設された維持管理体制の整備に労力を要した。

○住宅構造等の差による苦情：仮設住宅はプレハブ協会会員や県内公募事業者27団体により供給したが、住宅性能は同程度としたものの、プレハブや木造等の構造や仕上げの差による見映えによる居住性の違いにより、市町村や入居住民から多くの苦情が発生した。

3. 民間住宅の借上げ

応急的住宅対策として、民間住宅借上げの実施を決定したのは、それまであまり実績はなかったものの「借上げ住宅が災害救助法の対象となること」と「県内全域に避難する住民向けに大量で緊急な住宅供給の必要があったこと」「避難住民が地震被害の少ない地域にも多く避難していたこと」等であるが、発災直後は国の借上げ住宅は制度化はされていなかったため、職員が苦勞して自前の手探りの中でスタートしていった。

3-1 制度の構築

3月中旬に県内不動産関係団体の協力を得て民間賃貸住宅の空家情報を収集した後に、3月下旬にそれらを市町村に送付し、被災等住民の入居が決定した後の住宅を県の借上げ住宅として契約していくという流れで始めたが、市町村に送付した空家情報は年度末年度初の時期も重なり多くの物件がそのタイムラグの中で契約済に変化しており、市町村窓口での大きな混乱を招く結果となった。これを踏まえ、4月中旬には、一旦収集された全ての空家物件を一旦県で借上げするという方針を関係団体と貸主等へ伝え、空家が確定している物件を市町村で避難住民に提供していく制度(以下「一般型」)を構築した。

※借上げ住宅の対象は、世帯人数4人までは家賃6万円までの物件、5人以上の場合は9万円までの物件とした。

3-2 特例型借上げ制度

一方、4月初旬には、避難所生活に支障のある高齢者等を抱える避難住民の多くは、既に避難所を離れて自ら民間賃貸住宅を借りて入居しており、また、被災・避難住民からの自分で民間賃貸住宅を見つけないという強い声を受けた市町村や関係団体からは既に自らで入居した住宅を県の借上げ住宅へすべきとの要望が大きくなり、4月下旬に、既に被災等住民が入居している一定の要件を満たす住宅を県の借上げ住宅に切り替えていく制度(以下「特例型」)を立ち上げ、5月1日より運用を開始した。

※4月30日に国より、既に被災等住民が入居している住宅を県の借上げ住宅としていくことを認める通知がなされている。

3-3 供給状況

一般型と特例型により供給したが、結果としては、一般型1,327戸特例型23,678戸となり、特例型住宅が圧倒的に大量に供給された。これは、被災等住民がそれぞれの家族事情や生活利便・住宅規模等を考慮して住宅を選択できることが大きなメリットになったものと考えられる。ただし、高齢者世帯や子育て世帯等の自力で住宅探索や不動産店訪問を出来ない世帯については、一般型が機能したと考えられる。また、借上げ住宅等間の住替えは、一回のみ一定理由の範囲内で認めたが、避難世帯の中には一般型に入居後に就学等の理由で特例型に転居した例も見られる。

3-4 様々な問題

供給経過の中で多くの問題が発生してきているが、その主なものを示す。

○膨大な事務量：県は、住宅確保、制度策定と運用、県借上げによる事務（契約・仲介手数料・家賃等支払い）等を担い、市町村は、避難住民の受付窓口と書類の確認事務を担当したが、制度も試行錯誤の中で運用せざるを得なかったため、県市町村ともに避難住民からの問い合わせや苦情対応も含めて膨大な事務量が発生した。

○一般型の未活用：一般型は、追って特例型が創設されたこともあり、当初想定した活用はなかったため、いったん借上げた未活用の物件について貸主への説明や返還などの後処理に大きな手間を要した。

○遡及措置の発生：特例型は、避難住民が自ら契約した後に県の借上げとする場合が多く、入居者の契約日から県の契約日までの間の家賃分の遡及支払い事務が発生した。

○再契約更新：貸主と県借上げ住宅の契約は、貸主を保護し入居期間を明確にすることと県予算の関係から23年度契約は年度末までの定期借家契約としたため、年度末に25,000件に及ぶ再契約事務が集中して発生した。

4. まとめ

福島県の応急住宅対策は、市町村・プレハブ協会・県内住宅事業者・不動産関係団体等とともに、初めて経験する未曾有の大災害に立ち向かうことにより、一定の成果をみたと考えている。特に、大混乱の中で仮設住宅を木造主体で県内事業者が発注したこと、試行錯誤の住棟配置の工夫、掃き出し窓や風除室の設置、障害者住宅やグループホーム型住宅の建設、また民間借上げ住宅特例型の創設等は次の備えに繋がる実績と考える。しかし、上述のように、対策途上で制度上も含めて多くの問題が発生し、その時点では最善と思う真摯な対応に努めてきたものの、これらの問題を今後へ向けた課題として将来へ繋げる努力が必要と考える。

これらの個々の問題への対応に併せて、これらの経験を検証してできるだけ将来に反映されるよう、23年10月に福島大学と県が事務局となって希望する大学等の研究機関で設置した「応急仮設住宅等に関する環境改善研究会」の活動、また、木造仮設住宅を再活用して避難住民の住宅再建支援等を目指す県事業「木造応急仮設住宅再利用促進事業」の取組を行ってきている。

応急住宅対策の目的は、仮設住宅等に入居することによる被災・避難住民の方々の生活の安定確保とその後の恒久的住宅への円滑な移行を促すことである。そして、その後の中長期的な住宅政策と一体となり、生活再建の基盤となる住まいの復興と活力ある地域社会の実現に繋げていくことである。

この度の震災に伴う応急住宅対策は、原発事故という

特殊災害への対応ということもあり、対策途上で度々災害救助法の制度運用が緩和されて混乱の一つの要因となったが、今後の災害対応に繋げたい思いは、以下のとおりである。

応急住宅対策は、その災害の規模・性質・地域性・避難期間等を見極めて、当初からその入居期間に応じた避難生活に見合った住宅性能レベルが確保された仮設住宅が用意されるべきである。ほとんどの行政にとっても初めての経験となる大災害対策は発災後では遅く、平常時に入居期間に応じた仮設住宅のメニューを準備しておき、発災後に速やかに選択できるようにするなど、その災害に応じた適切な対策に取り組めるよう制度化されているべきと思う。

また、応急仮設住宅などの住宅対策は、常日頃からの行政と地域住宅事業者との関係が大きな役割を果たすと思う。福島県の場合、従来から実施していたHOPE計画（地域住宅計画）、住宅マスタープラン、地域木造住宅の振興等施策の継続的な実施により、県内事業者と県施策の距離が比較的近かったのではないかと思う。その近さが県内事業者による6,000戸の仮設住宅建設につながったのだと思う。

※県住宅対策については、2012年度日本建築学会大会建築社会システム部門研究協議会に大和田光将他が執筆寄稿した「東日本大震災における福島県の住宅対策について」に詳しい。

全速力の試行錯誤

山本 洋一

平成22~23年度 建築住宅課主幹
平成24~25年度 営繕課長
平成26~27年度 土木部次長(建築担当)



あの大災害から9年、あちこちで仮設住宅が撤去されたあとを見ると、建築としての応急災害対策がようやく完結したことへの安堵感とともに、少しの寂しさを感じています。

仮設住宅の建設を開始した当時は、1日でも早く完成させることを最優先とし、問題が生じればその都度対応していくという方針を取らざるを得ませんでした。結果、反省すべき点が少なからずありました。参考までにその主な点について述べさせていただきます。

第一に床下の盛り土をせずに仮設住宅を建設してしまったことです。後で建物周りを舗装することになったため、床下に水がたまり、追加工事で盛り土するという情けないことになってしまいました。あらかじめ床下に盛り土するのが常識と思われるのですが、当初は舗装など想定していなかったため、それほど水がたまるとは思っていませんでした。

第二に、断熱対策です。プレハブタイプの仮設住宅の壁は、それほど厚くないスタイロフォームを鉄板で覆った板を柱と柱の間にケンドン式に落とし込むだけの構造で、床下も吹きさらしのため、暑さ寒さや隙間風が防げない構造のものでした。室内側に断熱材とボードを張り、床下の周りを塞ぐ追加工事で対応しました。

第三に間取りです。仮設住宅は30㎡の2DKが標準で、当初のタイプは2つの居室の間が完全に壁で仕切られていたため、なおさら狭く感じられる上に、エアコンを4畳半の部屋毎につけなければならないなど、いろいろと使いづらい点がありました。2部屋を引き戸や襖等で仕切ったほうが良かったようです。

もちろん良い点もありました。最初から風除室を設置したこと、住民同士の交流を深めるため縁側やベンチを積極的に設置したこと、県内事業者による木造仮設を推進したことなどが掲げられます。

大きな災害が次々に発生する近年、仮設住宅を造らなければならない状況は日本のどこかで毎年のように起きています。その時、福島県の実験を参考にいただき、入居者の皆様が少しでも快適に過ごせる仮設住宅が建設されることを願います。

「東日本大震災における応急仮設住宅の
新たな取組について」

榊枝 克幸

平成23~24年度 建築住宅課副課長
平成27~29年度 建築住宅課主幹



この度は、10年目の節目に向かって、「記録集」として取りまとめるとのこと、ようやく肩の荷が下りたと感慨深く、お喜び申し上げます。

さて、本県は通常の震災に加え、原子力災害という複合災害により、いままでの応急的住宅対策では対応できず、新たなオプションを用意し取り組む必要性に迫られたと考えております。その中でも、借上げ住宅のラインナップ、県内事業者による木造仮設住宅の供給の2点が挙げられます。その視点から、本業務を2度担当し思うところを述べさせていただきます。

まず、1度目では、借上げ住宅の供与戸数が増加することで、実際の運用が業務の主となりました。特に、契約事務を各出先機関にお願いしていましたが、震災対応でマンパワーが足りず、職員の心身負担も大きく、「どうにかしてくれ」との訴えに苦慮する毎日でした。その打開策として、担当者が提案した案であるビルのフロアを借上げて人員を集め、契約事務を集中管理することが現実の対応となってしまいました。そのことから、事務の効率化のため検討されている現金給付の仕組みづくりの必要性を強く感じます。

2度目では、応急仮設住宅の維持管理、初期の撤去作業、撤去に伴う再利用の業務を行いました。特に、木造仮設住宅を供給した県内事業者から、再利用のスキームづくりが求められ、解体前の無償譲渡の公募、その結果再利用されない仮設住宅については、解体を請負う建設業者が再利用できる入札方式を導入しました。併せて、地方創生の流れの中、定住、二地域居住を推進する市町村に対する事業を立ち上げ新たな活用機会を模索しました。結果、基礎がある仮設住宅をそのまま村単独住宅としたケース、奥会津の町村で事業を活用し住宅を整備したケース等、一定の効果はあったと考えております。再利用の取組を通じて、借上げ住宅と同じように恒久住宅の提供へも活用できる可能性があり、応急的対策から中期的な住宅再建の政策に組み込むのも良いと考えます。

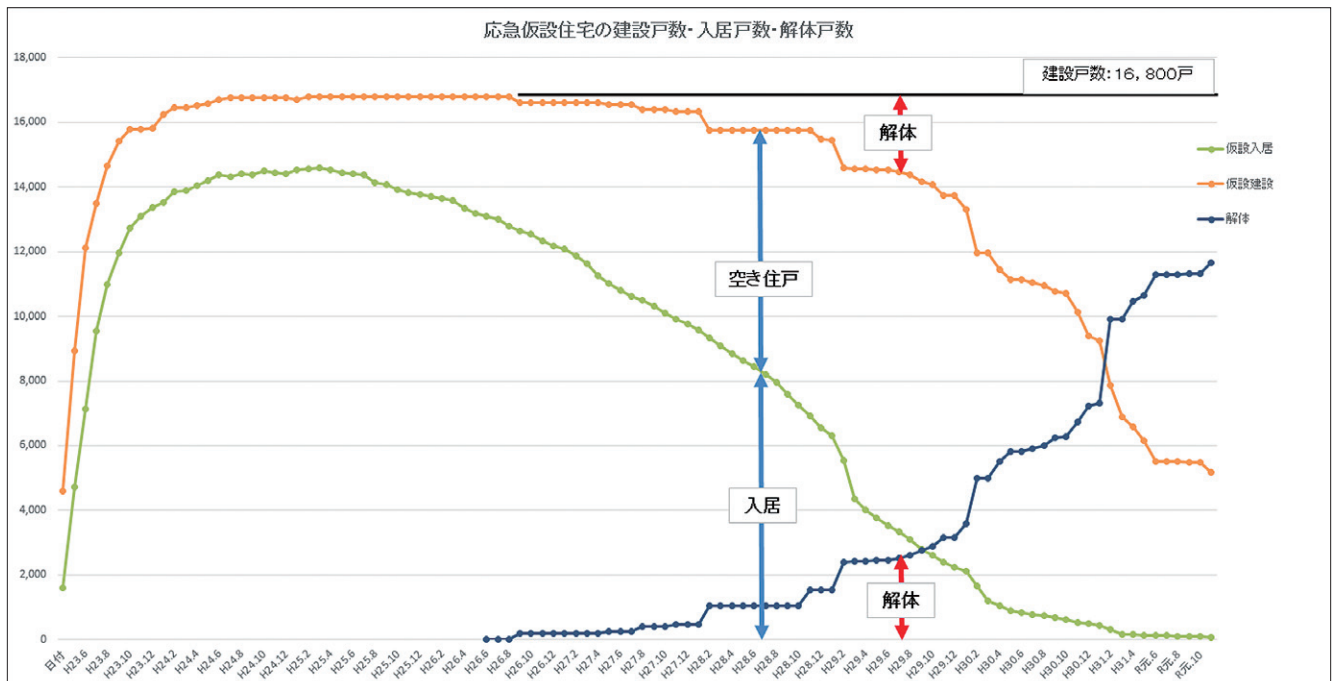
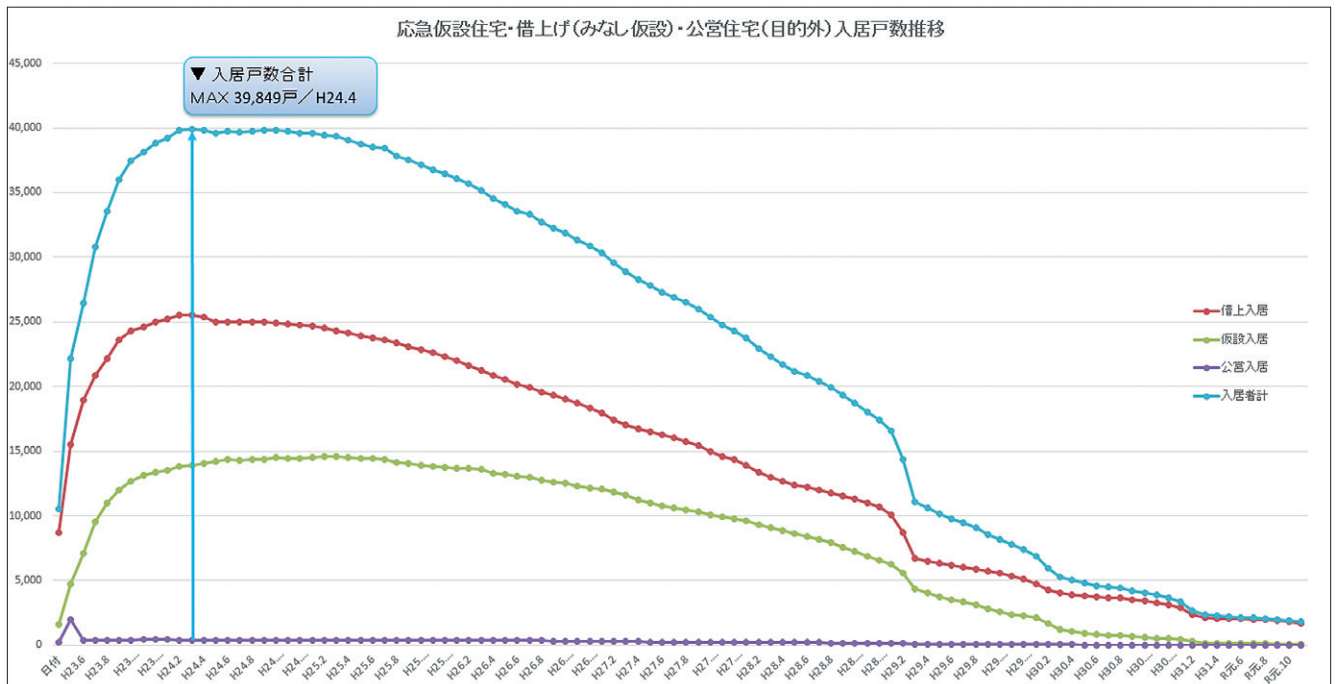
結びに、近年、自然災害が多発している現状を鑑みると、本県の応急仮設住宅における新しい取組が将来的にも役立つと思います。私にとっての本業務は、新しい試みに加え、撤去の説明会、用地延長協議、マスコミ対応等、きつく、苦しい場面もありましたが、同僚・市町村の方々のご協力により、無事進めることができ達成感のある仕事になったことを改めて感謝いたします。

応急仮設住宅記録集

資 料 目 次

第7章 資料

応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の入居状況推移	78
応急仮設住宅管理表	80
高齢者サポート拠点一覧	84
福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募要領、審査結果	84
福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募(2次募集)要領	89
応急仮設住宅班 応援部隊 業務マニュアル(共通版)	96
土地調査書	98
審査チェックシート	99
外構工事の方針・防犯灯	100
外構設計チェックシート	103
応急仮設住宅団地 全プラン・データ[立地別]	104
出典：特定非営利活動法人 福島住まい・まちづくりネットワーク 福島アトラス02 避難社会とその住まいの地図集 2018年3月31日発行	
福島の応急仮設住宅アーカイブス	120
出典：柴崎 恭秀(会津大学短期大学部) 仮設住宅アーカイブス 福島の応急仮設住宅 Archives of Temporary Housing Units in Fukushima Built for Evacuees of the Great East Japan Earthquake 発行：会津大学短期大学部 印刷所：有限会社 佐島屋印刷所 2014年03月20日	



応急仮設住宅管理表

※グループホーム型＝福祉型応急仮設住宅

整理番号	要請市町村	方	市町村名	所在地（地番まで）	地区名称 （団地名とは違う）	団地名 ～応急仮設住宅	敷地面積 （有効㎡）	合計	10K （6坪型）	20K （9坪型）	3K （1.2坪型）	グループ ホーム型	集会所数	談話室数	上水道	下水道	発注先分類 （規格部会、住宅部会、地元公募）	契約業者	完成検査日	着手日
1	須賀川市	東北	国見町	山崎字南町田18-3	南町田	藤田駅前	4,969.35	43 戸	10 戸	23 戸	10 戸		0 室	1 室	受水槽	公共下水道	規格部会	日成ビルド工業㈱	2011/4/16	2011/3/23
2	須賀川市	東北	桑折町	字東段30	福島雲糸跡地①	桑折駅前	36,400	72 戸	12 戸	48 戸	12 戸		0 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	コマツハウス㈱	2011/5/16	2011/3/24
3	須賀川市	東北	須賀川市	上北町163-2		かみきた	7,592.48	28 戸	6 戸	16 戸	6 戸		1 室	0 室	受水槽	公共下水道	規格部会	日成ビルド工業㈱	2011/4/21	2011/10/5
3	須賀川市	東北	須賀川市	上北町163-2		かみきた		15 戸	3 戸	9 戸	3 戸		0 室	0 室	受水槽	公共下水道	規格部会	日成ビルド工業㈱	2011/11/28	2011/10/19
4	相馬市	相双	相馬市	北飯沼二丁目5	角田東グラウンド①	北飯沼	21,678	60 戸	13 戸	34 戸	13 戸		1 室	0 室	受水槽	公共下水道	規格部会	大和ハウス工業㈱	2011/4/22	2011/3/26
5	新地町	相双	新地町	小川字川向9-1	町民陸上競技場①	小川公園	11,000	54 戸	12 戸	30 戸	12 戸		0 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	大和リース㈱	2011/4/30	2011/3/28
6	須賀川市	東北	須賀川市	館取町79	西川中央公園	たてとり	6,002.58	46 戸	13 戸	22 戸	11 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	日成ビルド工業㈱	2011/4/25	2011/4/1
7	白河市	県南	白河市	北中川原55-11他	中央運動公園	総合運動公園	21,000	120 戸	30 戸	60 戸	30 戸		1 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	㈱内藤ハウス	2011/4/29	2011/3/29
8	白河市	県南	白河市	八竜神30	市営住宅建設予定地	八竜神	3,200	20 戸	5 戸	10 戸	5 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	㈱内藤ハウス	2011/5/1	2011/3/29
9	矢吹町	県南	矢吹町	一本木140-1	旧ブル跡地	一本木	6,600	60 戸	14 戸	30 戸	16 戸		1 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	富士産業㈱	2011/4/21	2011/3/29
10	西郷村	県南	西郷村	大字小倉字狼山合5-1	旧狼山住宅跡地	狼山合	6,019.32	42 戸	10 戸	22 戸	10 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	東海リース㈱	2011/4/27	2011/3/29
11	いわき市		いわき市	中央高久2丁目10-1	中央①	高久第一	24,136	120 戸	30 戸	60 戸	30 戸		1 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	三協フロンティア㈱	2011/4/28	2011/3/29
12	須賀川市	東北	国見町	藤田日渡418-1	藤田保育所跡地	藤田日渡	1,760.38	10 戸	2 戸	5 戸	3 戸		0 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	関越ハウス工業㈱	2011/4/29	2011/4/8
13	須賀川市	東北	須賀川市	木之崎字前田134	長沼運動広場①	きのさき	5,639	48 戸	12 戸	24 戸	12 戸		0 室	0 室	受水槽	公共下水道	規格部会	郡リース㈱	2011/5/5	2011/4/6
14	須賀川市	東北	須賀川市	大森町211	彰沼公園	おおぶくろ	5,083.9	40 戸	10 戸	20 戸	10 戸		0 室	1 室	受水槽	公共下水道	規格部会	オリエントハウス㈱	2011/4/30	2011/4/5
15	相馬市	相双	相馬市	北飯沼二丁目5	角田東グラウンド②	北飯沼	①期に含む	146 戸	38 戸	70 戸	38 戸		0 室	0 室	受水槽	公共下水道	規格部会	大和ハウス工業㈱	2011/4/22	2011/4/6
16	相馬市	相双	相馬市	新沼字刈敷田18-5	刈敷田 1	刈敷田第一	6,010.5	48 戸	12 戸	24 戸	12 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	コマツハウス㈱	2011/4/28	2011/4/3
17	相馬市	相双	相馬市	新沼字刈敷田1-54	刈敷田 2	刈敷田第二	2,851.3	24 戸	6 戸	12 戸	6 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	コマツハウス㈱	2011/4/28	2011/4/3
18	新地町	相双	新地町	小川字川向9-1	町民陸上競技場②	小川公園	①期に含む	57 戸	17 戸	24 戸	16 戸		1 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	大和リース㈱	2011/4/30	2011/4/6
19	新地町	相双	新地町	大字福田字広畑13-1	勤労青少年ホーム西	広畑	9,953	84 戸	6 戸	72 戸	6 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	大和リース㈱	2011/5/9	2011/4/6
20	浪江町	東北	福島市	笹谷字片目清水36-4	小学校予定地	笹谷東部	26,000	182 戸	36 戸	112 戸	34 戸		2 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	三協フロンティア㈱	2011/5/21	2011/4/12
21	須賀川市	東北	国見町	大字森山上野台7	上野台運動公園	上野台	3,265.66	35 戸	9 戸	18 戸	8 戸		0 室	1 室	直圧	浄化槽	規格部会	関越ハウス工業㈱	2011/5/10	2011/4/14
22	須賀川市	東北	桑折町	字東段30	福島雲糸跡地②	桑折駅前	①期に含む	126 戸	20 戸	84 戸	22 戸		2 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	コマツハウス㈱	2011/5/16	2011/4/8
23	矢吹町	県南	矢吹町	善郷内246	公営住宅跡地	善郷内	2,160	16 戸	3 戸	10 戸	3 戸		0 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	富士産業㈱	2011/5/5	2011/4/11
24	矢吹町	県南	矢吹町	大町184-1	公営住宅跡地	大町	1,230	9 戸	2 戸	5 戸	2 戸		0 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	富士産業㈱	2011/5/5	2011/4/11
25	相馬市	相双	相馬市	大野台二丁目1-6	相馬中核工業団地西部地区L-3	大野台第二	17,844	135 戸	34 戸	62 戸	39 戸		1 室	1 室	受水槽	浄化槽	規格部会	日成ビルド工業㈱	2011/5/18	2011/4/13
26	新地町	相双	新地町	坪木崎字作田38-1	作田コミュニティ東	作田	7,386.47	46 戸	4 戸	37 戸	5 戸		0 室	1 室	直圧	浄化槽	規格部会	東海リース㈱	2011/5/17	2011/4/12
27	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区寺内字前田96	前田団地	寺内第一	9,378	81 戸	0 戸	81 戸	0 戸		0 室	0 室	受水槽	公共下水道	住宅部会	パナホーム㈱	2011/5/10	2011/4/11
28	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区寺内字三里1-2	三里団地	寺内第二	4,800	40 戸	0 戸	40 戸	0 戸		0 室	1 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	トヨタホーム㈱	2011/5/8	2011/4/11
29	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区角川原字前川原69-1	前川原グラウンド	角川原	10,540	76 戸	0 戸	76 戸	0 戸		0 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	トヨタホーム㈱	2011/5/8	2011/4/11
30	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区小池字原畑736	西部コミュニティセンター	小池第一	4,554	66 戸	0 戸	66 戸	0 戸		0 室	0 室	直圧	浄化槽	住宅部会	三井ホーム㈱	2011/5/8	2011/4/11
31	相馬市	相双	相馬市	大野台二丁目1-18	相馬中核工業団地西部地区L-2-2	大野台第一	20,500	156 戸	33 戸	90 戸	33 戸		1 室	1 室	受水槽	浄化槽	規格部会	コマツハウス㈱	2011/5/20	2011/4/15
32	相馬市	相双	相馬市	大野台二丁目2-8	相馬中核工業団地西部地区M-8	大野台第四	10,189	69 戸	13 戸	44 戸	12 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	新潟プレハブ工業㈱	2011/5/20	2011/4/18
33	相馬市	相双	相馬市	大野台二丁目2-1	相馬中核工業団地西部地区M-1	大野台第三	11,425	76 戸	15 戸	46 戸	15 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	オリエントハウス㈱	2011/5/18	2011/4/19

要請市町村 整理番号	方	市町村名	所在地（地番まで）	地区名称 （団地名とは違う）	団地名 ～応急仮設住宅	敷地面積 （有効㎡）	合計	10K （6坪型）	20K （9坪型）	3K （1.2坪型）	グループ ホーム型	集会所数	談話室数	上水道	下水道	発注先分類 （規格部会、住宅部会、地元公募）	契約業者	完成検査日	着手日
34	相馬市	相双	相馬市	大野台二丁目2-7	相馬中核工業団地西部地区M-7	大野台第五	18,131	77 戸	14 戸	49 戸	14 戸	1 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	富士産業㈱	2011/5/21	2011/4/19
35	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区小池字原畑730	小池市有地1	小池第二	3,386.87	26 戸	0 戸	26 戸	0 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	住宅部会	積水ハウス㈱	2011/5/10	2011/4/11
36	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区小池字原畑759	小池非農用地	小池第三	17,091	127 戸	0 戸	127 戸	0 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	SXL㈱	2011/5/21	2011/4/11
37	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区小池字原畑590	小池私有地2	小池原畑第一	5,143.64	48 戸	0 戸	48 戸	0 戸	0 室	1 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	積水ハウス㈱	2011/5/10	2011/4/11
38	新地町	相双	新地町	駒ヶ嶺字新林115-1	旧駒ヶ嶺小学校跡地	新林	15,000	58 戸	10 戸	38 戸	10 戸	1 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	大和リース㈱	2011/5/23	2011/4/23
39	新地町	相双	新地町	駒ヶ嶺字前田5	前田地区	前田	10,000	68 戸	14 戸	40 戸	14 戸	1 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	大和リース㈱	2011/6/6	2011/4/23
40	浪江町	東北	福島市	南矢野目字中谷地33	中学校予定地（中谷地）	南矢野目	22,329.36	208 戸	52 戸	104 戸	52 戸	2 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	郡リース㈱	2011/6/5	2011/4/22
41	須賀川市、須賀町	東北	国見町	大木戸字新田原3	町民運動場	大木戸	1,336.68	12 戸	3 戸	6 戸	3 戸	0 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	関越ハウス工業㈱	2011/5/10	2011/4/25
42	須賀川市、須賀町	東北	桑折町	字東段30	福島蚕糸跡地③	桑折駅前	①期に含む	102 戸	28 戸	48 戸	26 戸	1 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	コマツハウス㈱	2011/5/16	2011/4/16
43	楡葉町	会津	会津美里町	字宮里97他	高田工業団地	宮里	36,678.16	250 戸	0 戸	250 戸	0 戸	2 室	0 室	受水槽	公共下水道	住宅部会	木住協	2011/5/30	2011/4/29
44	相馬市	相双	相馬市	柚木字石橋246	相馬南第二工業団地	柚木	24,970	209 戸	51 戸	108 戸	50 戸	2 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	大和ハウス工業㈱	2011/5/30	2011/4/25
46	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区鹿島字北千倉24-1	千倉ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	千倉	9,490	94 戸	23 戸	48 戸	23 戸	0 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	東海リース㈱	2011/5/24	2011/4/21
47	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区西町3-44	西町公園	鹿島西町公園	2,782.49	27 戸	7 戸	13 戸	7 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	規格部会	コマツハウス㈱	2011/5/18	2011/4/21
48	新地町	相双	新地町	小川字北原15-1	児童館北	小川北原	2,945.82	23 戸	0 戸	23 戸	0 戸	0 室	0 室	直圧	浄化槽	住宅部会	大東建設㈱	2011/5/17	2011/4/18
49	浪江町	東北	福島市	飯坂町平野字早川原20-1他	福島北警察署北側	北幹線第一	24,793.08	196 戸	0 戸	196 戸	0 戸	2 室	0 室	直圧	浄化槽	住宅部会	トヨタホーム㈱	2011/5/26	2011/4/27
50	富岡町	県中	三春町	熊耳字南原31-2	旧田村交通公園敷地	熊耳	10,782.14	86 戸	0 戸	86 戸	0 戸	1 室	0 室	直圧	浄化槽	住宅部会	レオパレス21㈱	2011/6/9	2011/4/30
51	富岡町	県中	三春町	平沢字谷戸500-19他	平沢運動公園	平沢	8,400	84 戸	0 戸	84 戸	0 戸	1 室	0 室	直圧	浄化槽	住宅部会	積水化学工業㈱	2011/6/9	2011/4/27
52	富岡町	県中	三春町	西方字石畑487-1他	三春の里田園生活館	三春の里	2,665.36	18 戸	0 戸	18 戸	0 戸	0 室	1 室	直圧	公共下水道	住宅部会	全建通（㈱エスピー）	2011/6/8	2011/4/29
53	富岡町	県中	三春町	西方字石畑374-1 他	三春町三春の里ダム南（もみじ山）	もみじ山	4,580.11	34 戸	0 戸	34 戸	0 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	住宅部会	輸入屋（スウェーデンハウス㈱）	2011/6/8	2011/4/29
54	葛尾村	県中	三春町	大字貝山字井堀田287-1他	貝山運動公園	貝山	14,956.68	132 戸	0 戸	132 戸	0 戸	1 室	0 室	直圧	浄化槽	住宅部会	トヨタホーム㈱	2011/6/10	2011/5/2
55	鏡石町	県中	鏡石町	旭町159	公民館ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	旭町	5,800	46 戸	10 戸	26 戸	10 戸	0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	㈱内藤ハウス	2011/5/25	2011/4/30
56	鏡石町	県中	鏡石町	岡ノ内523	前山町営住宅跡地	前山	3,277	16 戸	4 戸	8 戸	4 戸	0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	富士産業㈱	2011/5/28	2011/4/29
57	鏡石町	県中	鏡石町	成田343	成田保健センター	成田	2,100	11 戸	3 戸	5 戸	3 戸	0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	富士産業㈱	2011/5/28	2011/4/29
59	鏡石町	県中	鏡石町	桜岡380	南部第一工業団地内緑地	桜岡	4,100	27 戸	7 戸	14 戸	6 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	規格部会	富士産業㈱	2011/5/28	2011/4/29
60	大熊町	会津	会津若松市	松長1丁目17-1	松長近隣公園	松長近隣公園	33,118.71	240 戸	0 戸	240 戸	0 戸	2 室	0 室	直圧	公共下水道	住宅部会	SXL㈱	2011/6/24	2011/5/1
61	大熊町	会津	会津若松市	河東町南高野字原ノ内42-1	河東中学校建設予定地	河東学園	9,064.91	83 戸	0 戸	83 戸	0 戸	1 室	0 室	直圧	公共下水道	住宅部会	2×4協会（大東建設㈱）	2011/6/6	2011/4/29
62	大熊町	会津	会津若松市	扇町157-1、白虎町103-1	扇町1号公園予定地	扇町1号公園	10,948.5	82 戸	0 戸	82 戸	0 戸	1 室	0 室	直圧	公共下水道	住宅部会	2×4協会（㈱新昭和）	2011/5/30	2011/4/29
63	大熊町	会津	会津若松市	真宮新町北2丁目113	亀公園	亀公園	3,858	30 戸	0 戸	30 戸	0 戸	1 室	1 室	直圧	公共下水道	住宅部会	2×4協会（西武建設㈱）	2011/5/30	2011/4/29
64	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区小池字小森7-1	友伸グラウンド	友伸グラウンド	17,599	138 戸	0 戸	138 戸	0 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	住宅部会	大和ハウス工業㈱	2011/5/21	2011/4/22
65	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区西町3丁目66	西町私有地1	鹿島西町第一①	6,130	42 戸	15 戸	12 戸	15 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	コマツハウス㈱、安和建設㈱	2011/5/28	2011/4/30
65	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区西町3丁目93		鹿島西町第一②	4,745	36 戸	12 戸	12 戸	12 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	コマツハウス㈱、安和建設㈱	2011/5/28	2011/5/1
65	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区西町3丁目12・13		鹿島西町第一③	3,556.02	28 戸	8 戸	12 戸	8 戸	0 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	コマツハウス㈱、安和建設㈱	2011/5/28	2011/5/2
65	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区西町2丁目161		鹿島西町第一④	2,010.89	18 戸	6 戸	6 戸	6 戸	0 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	コマツハウス㈱、安和建設㈱	2011/5/28	2011/5/3
66	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区西町3丁目43	鹿島区西町3丁目43		2,782.49	22 戸	7 戸	8 戸	7 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	規格部会	東海リース㈱	2011/5/24	2011/4/29

応急仮設住宅管理表

※グループホーム型＝福祉型応急仮設住宅

整理番号	要請市町村	方	市町村名	所在地（地番まで）	地区名称 （団地名とは違う）	団地名 ～応急仮設住宅	敷地面積 （有効㎡）	合計	10K （6坪型）	20K （9坪型）	3K （1.2坪型）	グループ ホーム型	集会所数	談話室数	上水道	下水道	発注先分類 （規格部会、住宅部会、地元公算）	契約業者	完成検査日	着手日
67	浪江町	県北	二本松市	郭内2丁目93-1	郭内公園グランド	郭内公園	10,635	100 戸	25 戸	50 戸	25 戸		1 室	0 室	受水槽	公共下水道	規格部会	オリエントハウス㈱	2011/5/30	2011/5/2
68	浪江町	県北	二本松市	中ノ目100	塩沢農村広場	塩沢農村広場	13,691.96	98 戸	0 戸	98 戸	0 戸		1 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	トヨタホーム㈱	2011/5/29	2011/4/30
69	浪江町	県北	二本松市	油井字石倉107	安達運動場	安達運動場	28,957	244 戸	61 戸	122 戸	61 戸		2 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	大和リース㈱	2011/6/13	2011/5/4
70	浪江町	県北	二本松市	三保内72-1	岳下住民センターグランド	岳下住民センター	7,927	64 戸	16 戸	32 戸	16 戸		1 室	0 室	受水槽	公共下水道	規格部会	東海リース㈱	2011/5/26	2011/5/1
71	浪江町	県北	二本松市	赤井沢472	旧平石小学校グランド	旧平石小学校	13,818.55	82 戸	20 戸	42 戸	20 戸		1 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	日成ビルド工業㈱	2011/6/6	2011/5/3
72	浪江町	県北	二本松市	安達ヶ原1-55-1	建設技術学院跡	建設技術学院跡	5,560.05	30 戸	0 戸	30 戸	0 戸		0 室	1 室	直圧	浄化槽	住宅部会	輸入信(スウェーデンハウス㈱)	2011/5/31	2011/5/7
73	浪江町	県北	二本松市	西町223-1	杉田住民センターグランド	杉田住民センター	4,148.28	33 戸	0 戸	33 戸	0 戸			1 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	レオパレス21㈱	2011/5/31	2011/4/29
74	浪江町、川内町	県中	郡山市	南一丁目94、103	南一丁目（ビックバレット）	南一丁目	34,297.22	316 戸	0 戸	316 戸	0 戸		2 室	0 室	直圧	公共下水道	住宅部会	積水ハウス㈱、積水化学工業㈱	2011/5/31	2011/5/2
75	富岡町	県中	郡山市	緑ヶ丘東七丁目27-1	緑ヶ丘東七丁目	緑ヶ丘東七丁目	23,175.60	169 戸	45 戸	80 戸	44 戸		1 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	コマツハウス㈱	2011/6/1	2011/5/2
76	富岡町、川内町	県中	郡山市	富田町若宮前32他	旧農業試験場（A工区）	富田町若宮前1期	21,163.9	210 戸	0 戸	210 戸	0 戸		2 室	0 室	直圧	浄化槽	住宅部会	パナホーム㈱	2011/5/30	2011/4/27
77	川内村	県中	郡山市	富田町福川原8-1他	福川原	富田町福川原	7,522	96 戸	0 戸	96 戸	0 戸		1 室	0 室	直圧	公共下水道	住宅部会	百年住宅西日本㈱	2011/5/31	2011/5/2
78	大熊町	会津	会津若松市	一箕町松長6丁目1-7	松長5号公園		2,894.66	19 戸	0 戸	19 戸	0 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	住宅部会	全建連(㈱エコー・ビレッジ)	2011/6/2	2011/4/29
79	大熊町	会津	会津若松市	真宮新町北4丁目105	真宮工業団地内緑地	みどり公園	2,500.79	18 戸	0 戸	18 戸	0 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	住宅部会	全建連(㈱エコー・ビレッジ)	2011/6/2	2011/4/29
80	浪江町	県北	福島市	上島渡平しのぶ29-4、70-7	しのぶ台	しのぶ台	15,345	112 戸	28 戸	56 戸	28 戸		1 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	大和リース㈱	2011/7/31	2011/5/11
81	双葉町	県北	福島市	さくら一丁目10-1	上名倉1号公園	さくら	4,715.09	32 戸	0 戸	32 戸	0 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	住宅部会	トヨタホーム㈱	2011/5/31	2011/5/7
82	浪江町	県北	福島市	森合町109-1	森合町	森合町	3,641.42	18 戸	4 戸	10 戸	4 戸		1 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	都リース㈱	2011/5/31	2011/5/6
83	浪江町	県北	二本松市	西勝田杉内235	杉内グランド	杉内多目的運動広場	39,918.40	234 戸	58 戸	118 戸	58 戸		2 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	コマツハウス㈱	2011/6/11	2011/5/8
84	富岡町	県北	大玉村	玉井字横堀平158-16、26	横堀平（C工区）	安達太良	44,580	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸		1 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	ミサワホーム	2011/7/15	2011/5/4
84	富岡町	県北	大玉村	玉井字横堀平158-16、26	横堀平（D工区）	安達太良		Cに含む	0 戸	0 戸	0 戸		1 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	ミサワホーム	2011/7/15	2011/5/4
84	富岡町	県北	大玉村	玉井字横堀平158-16、26	横堀平（E工区）	安達太良		Cに含む	0 戸	0 戸	0 戸		1 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	ミサワホーム	2011/7/15	2011/5/4
84	富岡町	県北	大玉村	玉井字横堀平158-16、26	横堀平（H工区）	安達太良		Cに含む	86 戸	0 戸	86 戸	0 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	ミサワホーム	2011/7/15	2011/5/4
84	富岡町	県北	大玉村	玉井字横堀平158-16、26	横堀平（I工区）	安達太良		Cに含む	80 戸	0 戸	80 戸	0 戸	0 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	ミサワホーム	2011/7/15	2011/5/4
84	富岡町	県北	大玉村	玉井字横堀平158-16、26	横堀平（J工区）	安達太良		Aに含む	42 戸	0 戸	42 戸	0 戸	0 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	大和ハウス工業㈱	2011/6/10	2011/5/4
84	富岡町	県北	大玉村	玉井字横堀平158-16、26	横堀平（F工区）	安達太良		Aに含む	54 戸	0 戸	54 戸	0 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	大和ハウス工業㈱	2011/6/10	2011/5/4
84	富岡町	県北	大玉村	玉井字横堀平158-16、26	横堀平（B工区）	安達太良		Aに含む	60 戸	0 戸	60 戸	0 戸	0 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	大和ハウス工業㈱	2011/6/10	2011/5/4
84	富岡町	県北	大玉村	玉井字横堀平158-16、26	横堀平（A工区）	安達太良	34,043	78 戸	0 戸	78 戸	0 戸		1 室	0 室	受水槽	浄化槽	住宅部会	大和ハウス工業㈱	2011/6/10	2011/5/4
85	富岡町、川内町	県中	郡山市	富田町若宮前21他	旧農業試験場②	富田町若宮前2期	16,185.87	152 戸	0 戸	152 戸	0 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	住宅部会	パナホーム㈱	2011/6/5	2011/5/5
86	田村市	県中	田村市	船引町船引源次郎120-3	船引運動場	船引運動場	20,309.98	179 戸	44 戸	100 戸	35 戸		2 室	0 室	受水槽	公共下水道	規格部会	日成ビルド工業㈱	2011/6/23	2011/5/11
87	田村市	県中	田村市	船引町船引源次郎131	船引こぶし荘	福祉の森公園	4,461	37 戸	9 戸	22 戸	6 戸		0 室	1 室	受水槽	浄化槽	地元公算	フェニールエフクしま	2011/5/31	2011/5/9
89	富岡町	県中	三春町	茨沢字櫓築214-1	沢石運動公園	沢石	8,552	58 戸	0 戸	58 戸	0 戸		1 室	0 室	自家水	浄化槽	住宅部会	積水化学工業㈱	2011/6/1	2011/5/3
90	葛尾村	県中	三春町	柴原字柴原80-1他	柴原多目的運動広場	旧中郷小学校東側	5,400	78 戸	19 戸	39 戸	20 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	富士産業㈱	2011/6/13	2011/5/11
91	葛尾村	県中	三春町	狐田字沢口9-1	狐田親水公園	狐田	8,300	55 戸	12 戸	30 戸	13 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	住宅部会	㈱内藤ハウス	2011/6/5	2011/5/8
92	大熊町	会津	会津若松市	一箕町亀賀字藤原168-5	扇町5号公園	扇町5号公園	1,978.65	15 戸	0 戸	15 戸	0 戸		0 室	0 室	直圧	公共下水道	住宅部会	全建連(㈱エコー・ビレッジ)	2011/6/6	2011/5/12
93	大熊町、双葉町	会津	会津若松市	城前7-7	城前	第二中学校西	4,058.40	26 戸	0 戸	26 戸	0 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	住宅部会	全建連(㈱エコー・ビレッジ)	2011/6/6	2011/5/5

整理番号	要請市町村	方	市町村名	所在地（地番まで）	地区名称 （団地名とは違う）	団地名 ～応急仮設住宅	敷地面積 （有効㎡）	合計	10K （6坪型）	20K （9坪型）	3K （1.2坪型）	グループ ホーム型	集会所数	談話室数	上水道	下水道	発注先分類 （規格部会、住宅部会、地元公算）	契約業者	完成検査日	着手日
94	大熊町	会津	会津若松市	松町8	東部公園	東部公園	6,050.18	50 戸	0 戸	50 戸	0 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	住宅部会	2×4協会（東急ホーム）	2011/5/29	2011/4/29
95	相馬市、飯沼町	相馬	相馬市	大野台二丁目2-2	相馬中核工業団地西地区 Ⅱ-2	大野台第六	24,000	164 戸	34 戸	84 戸	46 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	地元公算	中村・クサノ JV	2011/6/30	2011/4/29
96	相馬市、飯沼町	相馬	相馬市	大野台2-3	Ⅱ-3	大野台第七	24,000	162 戸	34 戸	76 戸	52 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	地元公算	中村・クサノ JV	2011/7/13	2011/4/29
97	相馬市、飯沼町	相馬	相馬市	大野台2-4	Ⅱ-4	大野台第八	15,000	93 戸	18 戸	48 戸	27 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	地元公算	中村・クサノ JV	2011/6/20	2011/4/29
98	相馬市、飯沼町	相馬	相馬市	大野台二丁目2-5	Ⅱ-5	大野台第九	12,000	81 戸	14 戸	42 戸	25 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	地元公算	中村・クサノ JV	2011/7/24	2011/4/29
99	新地町	相馬	新地町	杉目字雀塚13-1	雀塚	すずめ塚	11,520	57 戸	10 戸	37 戸	10 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	新潟プレハブ工業㈱	2011/6/16	2011/5/10
100	広野町	いわき	いわき市	中央台高久2-10-1	高久2-10-1	No11に含む	69 戸	4 戸	44 戸	21 戸			1 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	三協フロンティア㈱	2011/4/28	2011/5/3
101	広野町	いわき	いわき市	中央台高久2-27-1	高久2-27-1他	高久第三	6,907.12	48 戸	12 戸	24 戸	12 戸		0 室	1 室	直圧		規格部会	東海リース㈱	2011/6/3	2011/5/8
102	楡葉町	いわき	いわき市	中央台高久2-21	高久2-21（幼稚園予定）	高久第五	2,570.49	18 戸	4 戸	10 戸	4 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	オリエントハウス㈱	2011/6/14	2011/5/16
103	楡葉町	いわき	いわき市	中央台高久1-32	高久1-32（幼稚園予定）	高久第六	2,451.63	17 戸	4 戸	10 戸	3 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	オリエントハウス㈱	2011/6/11	2011/5/16
104	広野町	いわき	いわき市	中央台高久2-25-1	高久2-25-1	高久第七	6,315	50 戸	8 戸	34 戸	8 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	東海リース㈱	2011/6/3	2011/5/8
105	広野町	いわき	いわき市	中央台高久2-29-1	高久2-29-1他	高久第四	12,125.51	103 戸	26 戸	51 戸	26 戸		1 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	東海リース㈱	2011/6/3	2011/5/8
106	広野町	いわき	いわき市	中央台高久3-38	高久3-38-1（幼稚園予定）	高久第七	2,614.85	16 戸	4 戸	8 戸	4 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	オリエントハウス㈱	2011/6/14	2011/5/16
107	楡葉町	いわき	いわき市	中央台飯野3-25-1	飯野3-25-1（幼稚園予定）	飯野	2,577.24	16 戸	4 戸	8 戸	4 戸		0 室	0 室	直圧	公共下水道	規格部会	関越ハウス工業㈱	2011/6/10	2011/5/13
108	広野町	いわき	いわき市	中央台鹿島2-31-1	鹿島2-31-1（幼稚園予定）	鹿島	2,567.11	18 戸	4 戸	10 戸	4 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	規格部会	関越ハウス工業㈱	2011/6/6	2011/5/13
109	富岡町	いわき	いわき市	好開町上好開字忽滑37	上好開団地多目的交流広場	好開	8,821	62 戸	6 戸	38 戸	18 戸		1 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	オリエントハウス㈱	2011/6/10	2011/5/15
110	楡葉町	いわき	いわき市	平上高久字大日作1	県立いわき公園	高久第八	13,508.10	123 戸	30 戸	62 戸	31 戸		1 室	1 室	受水槽	公共下水道	規格部会	東海リース㈱	2011/6/17	2011/5/10
111	浪江町	県北	二本松市	永田6丁目513-2	永田農村広場	永田農村広場	7,133.60	54 戸	12 戸	30 戸	12 戸		1 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	大和リース㈱	2011/7/31	2011/6/13
112	川俣町	県北	川俣町	大字東福沢字ノ入1-1	農村広場	農村広場	20,288	160 戸	39 戸	82 戸	39 戸		1 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	大和ハウス工業㈱	2011/6/21	2011/5/16
113	葛尾村	県中	三春町	大字斎藤字上田227-1他	上田	斎藤上田	2,703	16 戸	3 戸	10 戸	3 戸		0 室	1 室	直圧	公共下水道	地元公算	三春町復興住宅つくる会	2011/7/4	2011/5/18
114	葛尾村	県中	三春町	大字黒島字大日向19-1他	大日向	中妻分館前	1,535	15 戸	3 戸	9 戸	3 戸		0 室	0 室	直圧	公共下水道	地元公算	三春町復興住宅つくる会	2011/7/4	2011/5/19
115	南相馬市	相馬	南相馬市	鹿島区寺内字塚合100	鹿島区寺内字塚合100	寺内塚合	22,441	174 戸	30 戸	108 戸	36 戸		1 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公算	（社）福島県建設業協会（佐藤工業）	2011/6/17	2011/5/15
116	浪江町	県北	福島市	宮代字向上川原1他	向上川原	宮代第一・宮代第二	19,005	176 戸	30 戸	110 戸	36 戸		1 室	1 室	直圧	公共下水道	地元公算	（社）福島県建設業協会（佐藤工業）	2011/7/12	2011/5/24
117	浪江町	県北	福島市	佐原字割石74	佐原小学校跡地	旧佐原小学校	5,400	32 戸	6 戸	20 戸	6 戸		0 室	1 室	受水槽	浄化槽	地元公算	ジャブネットビルダーズ連合会福島	2011/7/2	2011/5/28
118	飯館村	県北	福島市	松川町字福南11他	松川小学校跡地	旧松川小学校	12,002	46 戸	8 戸	30 戸	8 戸		0 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公算	（社）福島県建設業協会（木連司）	2011/7/12	2011/6/3
119	飯館村	県北	福島市	飯野町明治字小戸明利80	明治															

第7章 | 応急仮設住宅記録集

応急仮設住宅管理表

※グループホーム型=福祉型応急仮設住宅

要請市町村	方	市町村名	所在地(地番まで)	地区名称 (団地名とは違う)	団地名 ～応急仮設住宅	敷地面積 (有効) ㎡	合計	10K (6坪型)	20K (9坪型)	3K (1.2坪型)	グループ ホーム型	集会所数	談話室数	上水道	下水道	発注先分類 (規格部会、住宅部会、地元公募)	契約業者	完成検査日	着手日	
127	川俣町	県北	川俣町	大字東福沢字万所内山2-3	川俣体育館	体育館	5,921.5	40 戸	8 戸	24 戸	8 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公募	(社)福島県建設業協会(本連)	2011/7/7	2011/6/6	
128	双葉町	県中	郡山市	富田町字町田11・12・15	旧農業試験場	若宮前	10,511	65 戸	13 戸	39 戸	13 戸	1 室	0 室	直圧	浄化槽	地元公募	フェニーチェふくしま	2011/7/7	2011/6/9	
129	富岡町	県中	三春町	大字柴原字秋久保32-1他	中郷小学校近隣	柴原秋久保	9,500	50 戸	10 戸	30 戸	10 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公募	三春町復興住宅つくる会	2011/7/30	2011/6/9	
130	葛尾村	県中	三春町	大字柴原字柴原80-1他	柴原多目的運動公園	旧中郷小学校東側	5,400	19 戸	4 戸	11 戸	4 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公募	三春町復興住宅つくる会	2011/7/22	2011/6/7	
131	葛尾村	県中	三春町	大字斎藤字里内122-1他	斎藤館前	斎藤里内	7,485	60 戸	12 戸	36 戸	12 戸	1 室	0 室	受水槽	公共下水	地元公募	フェニーチェふくしま	2011/7/12	2011/6/6	
132	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区牛河内字半五郎内288他	牛河内私有地2	牛河内第二	11,310	78 戸	11 戸	51 戸	16 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	地元公募	日本ログハウス協会東北支部	2011/7/28	2011/6/15	
133	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区牛河内字山崎76他	牛河内私有地3	牛河内第三	5,020	34 戸	6 戸	20 戸	8 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公募	日本ログハウス協会東北支部	2011/7/26	2011/6/15	
134	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区牛河内字山崎70他	牛河内私有地4	牛河内第四	10,714.64	91 戸	19 戸	56 戸	16 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	地元公募	フェニーチェふくしま	2011/7/13	2011/6/6	
135	新地町	相双	新地町	杉目字羅小屋101	県林業研究センター	がんこ屋	20,167	126 戸	25 戸	76 戸	25 戸	1 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公募	(社)福島県建設業協会(本連)	2011/7/30	2011/6/9	
136	浪江町	県北	本宮市	高木字黒川	本宮運動公園みんなの原っぱ	高木	15,843	84 戸	12 戸	48 戸	24 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	地元公募	島和建設㈱	2011/7/11	2011/6/1	
137	飯館村	県北	福島市	松川町金沢字地蔵田1-1他	松川工業団地 区画C	松川工業団地第一	19,300	118 戸	20 戸	78 戸	20 戸	1 室	1 室	受水槽	浄化槽	地元公募	フェニーチェふくしま	2011/7/21	2011/6/8	
138	飯館村	県北	福島市	松川町金沢字土目第5-11他	松川工業団地 区画E	松川工業団地第二	17,715	109 戸	21 戸	67 戸	21 戸	1 室	1 室	受水槽	浄化槽	地元公募	フェニーチェふくしま他1	2011/7/21	2011/6/10	
139	飯館村	県北	伊達市	伏黒字一本石41-2	伊達東グランド	伏黒	19,740	126 戸	18 戸	86 戸	22 戸	1 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公募	日本ログハウス協会東北支部他1	2011/7/30	2011/6/13	
140	浪江町	県北	本宮市	和田字牛ヶ平58	しらさわカルチャーセンター駐車場	栗木平	4,870.78	27 戸	6 戸	16 戸	5 戸	0 室	1 室	受水槽	浄化槽	地元公募	(社)福島県建設業協会	2011/7/21	2011/6/9	
141	浪江町	県北	本宮市	和田字石上141-1	白沢老人福祉センター	和田石上	2,998.57	18 戸	4 戸	10 戸	4 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公募	工房夢蔵	2011/7/9	2011/6/4	
142	浪江町	県北	本宮市	糠沢字石神55	しらさわグリーンパーク駐車場	石神第一	7,500	57 戸	11 戸	35 戸	11 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	地元公募	ジャープネットビルダー連合福島	2011/7/12	2011/6/9	
143	浪江町	県北	本宮市	糠沢字小田部1	旧白沢総合支所	小田部	4,693.3	42 戸	8 戸	26 戸	8 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公募	工房夢蔵	2011/7/8	2011/6/6	
144	浪江町	県北	本宮市	荒井字恵向121-6	恵向公園	恵向	27,110	137 戸	23 戸	82 戸	23 戸	9 戸	1 室	1 室	受水槽	浄化槽	地元公募	日本ログハウス協会東北支部	2011/7/25	2011/6/6
145	田村市	県中	田村市	船引町船引字ヶヶ102	船引第2運動場	船引第2	17,107	100 戸	20 戸	60 戸	20 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	地元公募	㈱エコ・ビレッジ	2011/7/31	2011/6/10	
146	浪江町	県北	本宮市	糠沢字石神6	しらさわグリーンパークサッカー場	石神第二	17,992.22	56 戸	10 戸	28 戸	18 戸	1 室	0 室	受水槽	浄化槽	地元公募	㈱悠ニロー	2011/7/31	2011/6/7	
147	田村市	県中	田村市	船引町船引字石田39	御前池公園グランド	御前池公園	5,035	44 戸	10 戸	26 戸	8 戸	0 室	1 室	受水槽	浄化槽	地元公募	㈱エコ・ビレッジ	2011/7/31	2011/6/17	
148	葛尾村	県中	三春町	鹿島字瀬山334	桜中学校校庭下	鹿島瀬山	3,674	23 戸	4 戸	13 戸	6 戸	0 室	1 室	直圧	公共下水	地元公募	島和建設㈱	2011/7/20	2011/6/13	
149	川俣町	県北	川俣町	大字鶴沢字中山1-17	中山工業団地1	中山工業団地第一	2,246.7	10 戸	2 戸	6 戸	2 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	規格部会	コマツハウス㈱	2011/7/22	2011/6/20	
150	川俣町	県北	川俣町	大字鶴沢字中山1-12	中山工業団地2	中山工業団地第二	4,780.3	20 戸	6 戸	10 戸	4 戸	0 室	1 室	直圧	浄化槽	規格部会	コマツハウス㈱	2011/7/22	2011/6/20	
151	葛尾村	県中	三春町	大字過足字寺ノ前182他	過足運動公園	過足(よぎあし)	4,050	20 戸	4 戸	12 戸	4 戸		1 室	直圧	公共下水	地元公募	(社)福島県建設業協会(本連)	2011/7/31	2011/6/22	
152	大熊町	会津	会津若松市	一箕町松長一丁目17-1	松長近隣公園(グループホーム)	松長近隣公園	33,118.71	9 戸				9 戸		直圧	公共下水	住宅部会	バナホーム㈱	2011/8/15	2011/7/13	
153	楡葉町	会津	会津美里町	字宮里97外	高田工業団地(グループホーム)	宮里	36,678.16	9 戸				9 戸		受水槽	公共下水	住宅部会	ミサワホーム	2011/11/10	2011/7/2	
154	広野町	いわき	いわき市	常磐駅前通47番地、77-1他	品川白煉瓦①	常磐道第一	6,909	62 戸	11 戸	40 戸	11 戸	0 室	1 室	直圧	公共下水	住宅部会	水中・ファーストJV	2011/7/31	2011/6/22	
155	広野町	いわき	いわき市	常磐関船町10-1、10-3	品川白煉瓦②	常磐道第二	12,700	78 戸	13 戸	52 戸	13 戸	1 室	0 室	直圧	公共下水	地元公募	(社)福島県建設業協会(本連)	2011/7/31	2011/6/24	
156	葛尾村	県中	三春町	大字西方字浮貝645	浮貝	西方浮貝	3,488.68	22 戸	5 戸	12 戸	5 戸		1 室		浄化槽	規格部会	東海リース㈱	2011/7/31	2011/7/2	
157	双葉町	いわき	いわき市	南台三丁目1-1	ニチパン(株)工場用地	南台	47,445	250 戸	22 戸	134 戸	94 戸	3 室	0 室	受水槽	浄化槽	規格部会	三協フロンティア㈱	2011/8/20	2011/7/8	
158	双葉町	県中	郡山市	喜久田町早稲原字上ノ榎54番4	新池公園	喜久田町早稲原	14,007.54	63 戸	6 戸	32 戸	25 戸	1 室	0 室	直圧	公共下水	地元公募	島和建設㈱	2011/7/31	2011/6/28	
159	双葉町	県中	郡山市	日和田町高倉字宮原202-1他	高倉運動公園	日和田町高倉	11,648.44	122 戸	12 戸	62 戸	48 戸	1 室	1 室		公共下水	規格部会	日成・新潟JV	2011/7/31	2011/7/4	

要請市町村 整理番号	方	市町村名	所在地(地番まで)	地区名称 (団地名とは違う)	団地名 ～応急仮設住宅	敷地面積 (有効) ㎡	合計	10K (6坪型)	20K (9坪型)	3K (1.2坪型)	グループ ホーム型	集会所数	談話室数	上水道	下水道	発注先分類 (規格部会、住宅部会、地元公募)	契約業者	完成検査日	着手日	
160	双葉町	県北	福島市	飯坂町平野字腰巻12-1	福島交通平野 ①	北幹線第二	19,542	58 戸	6 戸	30 戸	22 戸	1 室				地元公募	(社)福島県建設業協会(本連)	2011/8/10	2011/7/4	
160	双葉町	県北	福島市	飯坂町平野字腰巻12-1	福島交通平野 ③	北幹線第二	上に含む	11 戸	1 戸	5 戸	5 戸					地元公募	日本ログハウス協会東北支部	2011/8/10	2011/7/4	
160	双葉町	県北	福島市	飯坂町平野字腰巻12-1	福島交通平野 ②	北幹線第二	上に含む	19 戸	2 戸	10 戸	7 戸					地元公募	ジャープネットビルダー連合福島	2011/8/10	2011/7/4	
161	大熊町	会津	会津若松市	城北町106番1	栗川通産(株)駅前ビル跡工場跡地	城北小学校北	9,890	54 戸	10 戸	32 戸	12 戸	1 室	0 室	直圧	公共下水	地元公募	(社)福島県建設業協会(本連)	2011/8/10	2011/7/2	
162	双葉町	会津	猪苗代町	大字川桁字上川原2209-1	上川原町営住宅跡地	上川原	3,140	10 戸	0 戸	2 戸	8 戸					地元公募	(社)福島県建設業協会	2011/8/10	2011/7/5	
163	楡葉町	いわき	いわき市	平上荒川字後沢201他	明治団地南側用地①	上荒川	62,671	155 戸	26 戸	103 戸	26 戸	2 室	0 室	直圧	浄化槽	規格部会	コマツハウス㈱	2011/8/31	2011/7/5	
164	双葉町	県南	白河市	郭内151-41他	宝酒造(株)工場跡地1	郭内第一	6,350.56	54 戸	7 戸	30 戸	17 戸		1 室	直圧	公共下水	地元公募	㈱エコ・ビレッジ	2011/8/10	2011/7/7	
165	双葉町	県南	白河市	郭内151	宝酒造(株)工場跡地2	郭内第二	8,753.66	66 戸	6 戸	34 戸	26 戸	1 室		直圧	公共下水	地元公募	(社)福島県建設業協会(本連)	2011/8/10	2011/7/7	
166	楡葉町	いわき	いわき市	平上荒川字後沢201他	明治団地南側用地②	上荒川	163に含む	86 戸	17 戸	52 戸	17 戸	1 室		直圧	浄化槽	規格部会	コマツハウス㈱	2011/8/31	2011/7/29	
167	富岡町	いわき	いわき市	泉玉露二丁目10番1	三菱化学(株)所有地	泉	25,050.80	220 戸	55 戸	110 戸	55 戸	2 室		直圧	公共下水	規格部会	コマツハウス㈱、 愛和建設㈱、 東海リース㈱	2012/9/14	2011/7/27	
168	大熊町	いわき	いわき市	好間工業団地26-1	㈱横森製作所社所有地	好間工業団地第1	28,638.60	156 戸	39 戸	78 戸	39 戸	2 室		直圧	浄化槽	規格部会	オリエントハウス㈱	2011/9/20	2011/8/6	
169	大熊町	いわき	いわき市	好間工業団地1-116他	山銀通商㈱社所有地	好間工業団地第2	12,399.65	51 戸	12 戸	26 戸	13 戸	1 室		直圧	浄化槽	規格部会	東海リース㈱	2011/9/20	2011/8/10	
170	広野町・川内	いわき	いわき市	西倉町字尾越114-2他	住友大坂セメント西倉工場跡地	西倉町尾越	31,267.50	250 戸	25 戸	174 戸	33 戸	18 戸	2 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公募	東洋ハウス 水中・ファーストJV 清水工業 佐藤・福浜大ーJV	2011/10/7	2011/8/24
171	富岡町	県北	大玉村	玉井字上額沢26-1	横堀平	安達太良(GH)	1,422	18 戸				18 戸				浄化槽	地元公募	陸山建設	2011/9/27	2011/8/24
172	川内村	県中	郡山市	富田町字若宮前5・11・12	旧農業試験場	富田町若宮前(4期-2)	7,886.88	50 戸		50 戸		1 室		直圧	浄化槽	地元公募	桜田・丸金JV	2011/10/3	2011/8/22	
172	川内村	県中	郡山市	富田町字若宮前27・30	旧農業試験場	富田町若宮前(4期-1)	5,400.33	30 戸		30 戸				1 室	直圧	浄化槽	地元公募	福島おらが街ふるさとを創る会	2011/10/3	2011/8/22
173	双葉町	いわき	いわき市	南台三丁目1-1	ニチパン(株)工場用地GH	南台	本体に含む	9 戸				9 戸				地元公募	佐藤・福浜大ーJV	2011/9/30	2011/8/22	
174	大熊町	いわき	いわき市	好間工業団地1-116他	山銀通商(株)所有地(好間工業団地第2)	好間工業団地第2	169に含む	33 戸	8 戸	15 戸	10 戸					地元公募	陸山建設	2011/9/20	2011/8/22	
175	大熊町	会津	会津若松市	一箕町大字松長字下長原1番地	(財)通知会、(社)通知福祉会 所有地(つるが松達病院跡地)	一箕町長原地区	29,683	172 戸	31 戸	108 戸	33 戸	2 室		直圧	公共下水	地元公募	福島ログハウスの共同 福島おらが街ふるさとを創る 会 会津建築総合協同組合 福産・いばん・だい東洋 会津建築総合協同組合	2011/11/14	2011/8/23	
176	大熊町	会津	会津若松市	河東町郡山字休ミ石1	市営住宅予定地	河東町金道地区	6,694.51	27 戸	4 戸	18 戸	5 戸	1 室		直圧	公共下水	地元公募	会津建築総合協同組合	2011/10/27	2011/8/26	
177	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区寺内字塚合89他	鹿島区寺内	寺内塚合第二	23,376	172 戸	65 戸	86 戸	21 戸	2 室		直圧	浄化槽	地元公募	住司建設工業(56戸) 清水工業(66戸) 佐藤・福浜大ーJV(50戸)	2011/9/27	2011/8/20	
178	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区寺内字権現沢160他	鹿島区寺内	寺内権現沢	19,027	148 戸	54 戸	74 戸	20 戸	1 室	1 室	直圧	浄化槽	地元公募	開場建設(54戸) 菅野建設(30戸) 佐藤・福浜大ーJV(64戸)	2011/9/26	2011/8/17	

応急仮設住宅管理表

※グループホーム型＝福祉型応急仮設住宅

整理番号	要請市町村	方部	市町村名	所在地（地番まで）	地区名称 （団地名とは違う）	団地名 ～応急仮設住宅	敷地面積 （有効） ㎡	合計	10K （6坪型）	20K （9坪型）	3K （1.2坪型）	グループ ホーム型	集会所数	談話室数	上水道	下水道	発注先分類 （規格部会、住宅部会、地元公募）	契約業者	完成検査日	着手日	
179	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区小池字小原 8-5、8-6	鹿島区小池	小池小草	13,220	88 戸	33 戸	44 戸	11 戸					受水槽	浄化槽	地元公募	陰山建設 南相馬市小高建設業建設協会	2011/9/29	2011/8/23
180	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区小池字原畑 7 2 6 他	小池原畑第二	小池原畑第二	18,606	130 戸	52 戸	63 戸	15 戸		1 室	1 室			地元公募	江司建設工業 南相馬市小高建設業建設協会 関場建設	2011/10/12	2011/8/23	
181	広野町	いわき	いわき市	四倉町字芳ノ沢77-7の一部	四倉中核工業団地N3、R0	四倉工業団地	24,646	103 戸	18 戸	67 戸	18 戸		1 室			浄化槽	地元公募	水中・ファーストJV ㈱エコ・ビレッジ	2011/9/24	2011/8/20	
182	楡葉町	いわき	いわき市	四倉町字細谷字御殿東1-1他	クリナップ社宅跡地	四倉町細谷	6,747.18	40 戸	13 戸	13 戸	14 戸			1 室		浄化槽	地元公募	㈱エコ・ビレッジ	2011/9/29	2011/8/20	
183	楡葉町	いわき	いわき市	内郷白水町字浜井増42他	(株)スタンレーいわき市内郷工場跡地	内郷白水	8562.62	61 戸	20 戸	20 戸	21 戸		1 室			浄化槽	地元公募	福島おらが街ふるさとを創る会 桜田・丸金JV	2011/10/24	2011/8/31	
184	楡葉町	いわき	いわき市	平野町1丁目4-10～10-1の一部	イトーヨーカ堂駐車場	作町1丁目	7,005.51	57 戸	16 戸	21 戸	20 戸		1 室			公共下水	地元公募	東洋ハウス工業	2011/10/17	2011/9/6	
185	大熊町	いわき	いわき市	鹿島町下矢田23-11他	鹿島町下矢田	鹿島町下矢田	14,749.20	79 戸	16 戸	45 戸	18 戸		1 室		直圧	浄化槽	地元公募	東洋ハウス工業 福島おらが街ふるさとを創る会 福産・ばんだい東洋JV	2011/11/29	2011/10/26	
185	大熊町	いわき	いわき市	鹿島町下矢田23-11他	鹿島町下矢田	鹿島町下矢田	上に含む	12 戸	0 戸	6 戸	6 戸		一		直圧	浄化槽	地元公募	桜田工業・丸金JV	2012/6/1		
186	南相馬市	相双	南相馬市	原町区高見町二丁目24-7他	高見公園	高見町第一	13,038	73 戸	28 戸	36 戸	9 戸		1 室		直圧	公共下水	地元公募	陰山建設 南相馬市小高建設業建設協会	2011/10/31	2011/10/4	
187	南相馬市	相双	南相馬市	原町区高見町二丁目20-3他	原町二中心コート北側	高見町第二	3,080	24 戸	9 戸	12 戸	3 戸			1 室	直圧	公共下水	地元公募	佐藤・福浜大ーJV	2011/10/31	2011/10/4	
188	南相馬市	相双	南相馬市	原町区桜井町100-1他	ｽｰﾍﾟｰﾏｰ駐車場	桜井町	5,289.95	46 戸	16 戸	24 戸	6 戸			1 室	直圧	公共下水	地元公募	菅野建設	2011/11/2	2011/10/3	
189	大熊町	いわき	いわき市	渡辺町星野字白岩1-11他	常磐開発所有地	渡辺町星野	15,997	88 戸	15 戸	56 戸	17 戸		1 室		直圧	浄化槽	地元公募	福島ログハウス共同体 陰山建設 福島おらが街ふるさとを創る会	2011/11/28	2011/10/14	
190	広野町	いわき	いわき市	四倉町字鬼越114-2他	住友大阪セメント四倉工場跡地	四倉町鬼越	170に含む	30 戸	6 戸	24 戸	0 戸			1 室	直圧	浄化槽	地元公募	佐藤・福浜大ーJV	2011/11/4	2011/10/6	
191	郡山市	県中	郡山市	安積町笹川	安積愛育園内	安積愛育園内	8,753	9 戸				9 戸					住宅部会	陰山建設	2011/11/15	2011/10/22	
192	南相馬市	相双	南相馬市	鹿島区寺内字塚倉89他	鹿島区寺内	寺内塚倉第二	本体に含む	9 戸				9 戸				浄化槽	地元公募	江司建設工業(株)	2012/12/26	2012/11/11	
193	南相馬市	相双	南相馬市	南相馬市原町区牛越字院殿1他	原町区牛越地区（南エリア）	牛越	28,097	50 戸	12 戸	32 戸	6 戸					浄化槽	地元公募	関場建設(株)	2012/2/15	2012/11/19	
193	南相馬市	相双	南相馬市	南相馬市原町区牛越字院殿1他	原町区牛越地区（南エリア）	牛越	上に含む	50 戸	18 戸	32 戸	0 戸					浄化槽	地元公募	南相馬小高建設業建設協会	2012/2/15	2012/11/19	
193	南相馬市	相双	南相馬市	南相馬市原町区牛越字院殿1他	原町区牛越地区（南エリア）	牛越	上に含む	50 戸	10 戸	35 戸	5 戸					浄化槽	地元公募	島和建設(株)	2012/2/15	2012/11/19	
193	南相馬市	相双	南相馬市	南相馬市原町区牛越字院殿1他	原町区牛越地区（南エリア）	牛越	上に含む	30 戸	10 戸	15 戸	5 戸					浄化槽	地元公募	(株)清水工業	2012/2/15	2012/11/19	
193	南相馬市	相双	南相馬市	南相馬市原町区牛越字院殿1他	原町区牛越地区（南エリア）	牛越	上に含む	5 戸	1 戸	3 戸	1 戸					浄化槽	地元公募	ジャフネットビルダー連合福島	2012/2/15	2012/11/19	
193	南相馬市	相双	南相馬市	南相馬市原町区牛越字院殿1他	原町区牛越地区（北エリア）	牛越	25,227	58 戸	14 戸	36 戸	8 戸					浄化槽	地元公募	江司建設工業(株)	2012/2/16	2012/11/19	
193	南相馬市	相双	南相馬市	南相馬市原町区牛越字院殿1他	原町区牛越地区（北エリア）	牛越	上に含む	40 戸	10 戸	25 戸	5 戸					浄化槽	地元公募	(株)泉田組	2012/2/16	2012/11/19	
193	南相馬市	相双	南相馬市	南相馬市原町区牛越字院殿1他	原町区牛越地区（北エリア）	牛越	上に含む	56 戸	14 戸	35 戸	7 戸					浄化槽	地元公募	東北建設(株)	2012/2/16	2012/11/19	
193	南相馬市	相双	南相馬市	南相馬市原町区牛越字院殿1他	原町区牛越地区（北エリア）	牛越	上に含む	40 戸	10 戸	25 戸	5 戸					浄化槽	地元公募	菅野建設(株)	2012/2/16	2012/11/19	
194	楡葉町	いわき	いわき市	いわき市平上荒川字後沢201他	内郷小島町地区（グ・ム・ブ・ム）	上荒川	本体に含む	9 戸				9 戸					地元公募	水中ファーストJV	2012/1/25	2012/12/6	

整理番号	要請市町村	方部	市町村名	所在地（地番まで）	地区名称 （団地名とは違う）	団地名 ～応急仮設住宅	敷地面積 （有効） ㎡	合計	10K （6坪型）	20K （9坪型）	3K （1.2坪型）	グループホーム型	集会所数	談話室数	上水道	下水道	発注先分類 （規格部会、住宅部会、地元公募）	契約業者	完成検査日	着手日	
195	川内村	県中	田村市	船引町文殊字洞181-2他	船引町文殊地区	文殊	8,902	30 戸				30 戸	1 室			浄化槽	地元公募	陰山建設	2012/2/7	2012/12/12	
195	富岡町	県中	田村市	船引町文殊字洞181-2他	船引町文殊地区	文殊	上に含む	20 戸				20 戸				浄化槽	地元公募	福島おらが街ふるさとを創る会	2012/2/7	2012/12/12	
196	川内村	相双	川内村	下川内字宮ノ下 5 7 ー 1	下川内地区	下川内	8,672.5	20 戸	0 戸	14 戸	6 戸						地元公募	フェニチエふくしま	2012/6/11	2012/1/27	
196	川内村	相双	川内村	下川内字宮ノ下 5 7 ー 1	下川内地区	下川内	上に含む	30 戸	0 戸	19 戸	11 戸						地元公募	福島おらが街ふるさとを創る会	2012/6/11	2012/1/27	
197	広野町	相双	広野町	下北迫字東町208-3他	下北迫地区	下北迫	5,371	30 戸	2 戸	12 戸	16 戸						地元公募	(社)福島県建設業協会(泉田組)	2012/3/28	2012/2/6	
198	広野町	相双	広野町	下浅見川字桜田119-1	下浅見川地区	下浅見川	5,266	16 戸	2 戸	5 戸	9 戸						地元公募	東洋ハウス工業	2012/3/29	2012/2/1	
199	楡葉町	いわき	いわき市	常磐西郷町銭田106-27他	銭田工業団地（常磐西郷町地区）	常磐銭田	8,421.96	50 戸	0 戸	18 戸	32 戸					浄化槽	地元公募	㈱エコ・ビレッジ	2012/3/22	2012/2/6	
200	大熊町	いわき	いわき市	好間工業団地1-43	不二橋子(南)住宅地（好間工業団地地区）	好間工業団地第三	13,074.11	65 戸	17 戸	34 戸	14 戸						地元公募	陰山建設	2012/3/26	2012/2/3	
200	大熊町	いわき	いわき市	好間工業団地1-43	不二橋子(南)住宅地（好間工業団地地区）	好間工業団地第三	上に含む	57 戸	17 戸	28 戸	12 戸						地元公募	東洋ハウス工業	2012/3/26	2012/2/3	
201	川内村	いわき	いわき市	小名浜大原字東橋本43-1他	小名浜大原地区	小名浜大原	4,205	20 戸	0 戸	15 戸	5 戸						地元公募	水中ファーストJV	2012/3/23	2012/2/7	
202	大熊町	いわき	いわき市	小名浜上神白字山崎22-1他	小名浜上神白地区	上神白	12,192	63 戸	10 戸	35 戸	18 戸						地元公募	(社)福島県建設業協会	2012/5/1	2012/3/2	
203	楡葉町	いわき	いわき市	小名浜林城字八反田5-11他	小名浜林城地区	林城八反田	上に含む	24 戸	5 戸	11 戸	8 戸						地元公募	菅野建設(株)	2012/7/17	2012/3/5	
				上に含む			24 戸	5 戸	11 戸	8 戸				地元公募	福産・ばんだい東洋JV	2012/7/17	2012/3/5				
204	富岡町	いわき	いわき市	内郷宮町峰根65-189他	内郷宮町地区	内郷宮町GH	17,220	50 戸				50 戸	1 室		受水槽	浄化槽	地元公募	佐藤・福浜大ーJV	2012/8/24	2012/6/6	
							上に含む	30 戸				30 戸	1 室		受水槽	浄化槽	地元公募	東洋ハウス工業	2012/8/24	2012/6/6	
							6,743	40 戸	2 戸	28 戸	10 戸							会津建築総合協同組合 福島ログハウス共同体 福産・ばんだい東洋JV	2012/12/26	2012/8/20	※公表日
205	大熊町	いわき	いわき市	鹿島町下矢田字仲沖 1 8 ー 1 他	鹿島町下矢田仲沖地区（移築）	下矢田第二	上に含む	4 戸	1 戸	2 戸	1 戸	1 室			直圧	浄化槽	地元公募		2012/8/20	※公表日	
							上に含む	6 戸		2 戸	4 戸							福産・ばんだい東洋JV	2012/8/20	※公表日	
206	富岡町	いわき	いわき市	平下高久字下原 1 7 8 ー 5 他	平下高久字下原	平下高久	13,748.16	90 戸		60 戸	30 戸	1 室			直圧	浄化槽	地元公募	エコビレッジ	2013/10/29		
207	浪江町	相双	南相馬市	原町区大木戸字八方内136番地他	原町区大木戸字八方内地区	八方内	27,759	70 戸		70 戸		1 室			直圧	浄化槽	地元公募	住司建設	2013/2/7	2012/9/11	
							30 戸	12 戸	18 戸									地元公募	島和建設(株)	2013/2/25	2012/9/11
208	南相馬市	相双	南相馬市	原町区大木戸字大鹿58-11他	原町区大木戸字大鹿地区	大鹿	25,399.8	24 戸		18 戸	6 戸					受水槽	浄化槽	地元公募	(株)悠二十ー		2012/9/11
							64 戸	13 戸	23 戸	28 戸		1 室	1 室					地元公募	ナイス(株)		2012/9/11
209	楡葉町	いわき	いわき市	小名浜相子島字石田1-1	小名浜相子島地区	相子島	2,994	40 戸	6 戸	34 戸				1 室	直圧	公共下水	地元公募	水中・ファーストJV	2013/3/6	2012/9/25	
								16800 戸	2750 戸	10836 戸	2976 戸	238 戸									

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募要領

平成23年4月11日
(一部変更) 平成23年4月14日

1. 目的
応急仮設住宅の早期の供給促進と県産材、県内企業の活用を図るため、県内に本店を置く建設事業者等を対象に公募し、建設事業を進めることにより一日も早く被災者の居住環境を改善することに寄与する。

2. 公募及び発表
(1) 公募期間
平成23年4月11日(月)から4月18日(月)までとする。

(2) 選定及び発表
応募者の中から別に定める福島県応急仮設住宅建設事業候補者選考委員会(有識者3名、行政2名、合計5名)において建設事業候補者を選考する。

その後、県は供給依頼予定戸数を含め建設事業候補者を決定し4月22日(金)午後4時までで公表する。

(3) 発注及び引渡
発注は4月下旬以降順次とし、建物の引渡は発注後概ね1月以内とする。

建物の最終引渡は7月末とし、支払いは請求があった日から30日以内とする。

(4) その他
応募された内容と実際の内容が異なる場合は、交渉を打ち切ることがある。
供給実績などの応募内容確認のため、後日、資料の提出を求めることがある。

3. 対象地及び募集戸数等
対象地 : 県内各地の建設予定地
募集戸数総数(見込み) : 4千戸以内
供給タイプ : 20㎡タイプ(1DK)
30㎡タイプ(2DK)
40㎡タイプ(2LDK、3K)
住宅の仕様 : 県の定める標準仕様(参考資料)に合致すること

4. 応募者の要件
(1) 応急仮設住宅の供給能力(100戸以上)があること。
(2) 7月末までに県が指定する土地で住宅、電気、ガス、上下水道、合併浄化槽等の工事を行い、入居者に供給できること。
(3) 県内に本店のある建設事業者であること(団体・共同企業体(以下「団体等」という。)の場合は、代表者及び構成員が県内に本店のある建設事業者であること。以下(5)、(7)、(8)も同じ。ただし、(6)は代表者のみとする。)]。

高齢者等サポート拠点及び応急仮設住宅の今後の見込み

場所	NO	要望 市町村	団地名等	所在地	名称	運営団体	今後の見込み(応急仮設住宅)
仮設内	1	相馬市	相馬中核工業団地西地区の隣接地	相馬市大野台二丁目2-6	高齢者等サポートセンター	相馬市	①大野台第五はリース団地である。H29年度末又はH30年度に撤去。リース会社の富士産業(株)は撤去業務も請負可能ではないか。 ②大野台第六(道路向かい)(飯館村)撤去時期未定。
近接	2	相馬市	相馬南第二工業団地の隣接地	相馬市柚木字石橋247	高齢者等サポートセンター	相馬市	H29.5まで入居者有り。H29年度の撤去開始は早く9月以降。※H28より撤去開始している。
近接	3	南相馬市	南相馬市鹿島区寺内の隣接地	南相馬市鹿島区寺内三里1-2	サポートセンター希望	(福)南相馬市社会福祉協議会	寺内塚合団地:H30年度撤去予定
仮設内	4	広野町	住友大阪セメント四倉工場跡地	いわき市四倉字鬼越114-2他	サポートセンターひろの	(福)広野町社会福祉協議会	H29.4~入札手続開始、H29.8から撤去開始。仮設住宅の退去完了はH29.4。
仮設内	5	楡葉町	いわき市中央高久の隣接地	いわき市平上山口字下大沢1-7	サポートセンターならは いわき	(福)楡葉町社会福祉協議会	未定
仮設内	6	楡葉町	会津美里町高田工業団地	大沼郡会津美里町字宮里94	サポートセンターならは あいづ	(福)楡葉町社会福祉協議会	未定
仮設内	7	楡葉町	いわき市中央高久の隣接地	いわき市平上山口字小喜目作34-1他	サポートセンター 空の家	(福)楡葉町社会福祉協議会	未定
近接	8	富岡町	大玉村玉井横堀平の隣接地	安達郡大玉村玉井字上蔵沢26-3	大玉村応急仮設高齢者等サポートセンター「ふれあい旭あたら」	(福)伸生双葉会	H29年度部分撤去予定
近接	9	富岡町	団地外	田村郡三春町大字熊耳字南原1	三春町応急仮設高齢者等サポートセンター「花見処さくら」	(福)伸生双葉会	熊耳団地:H30年度撤去の見通し
仮設内	10	富岡町	郡山市旧農業試験場	郡山市富田町字若宮前32	おだがいさまセンター	(福)富岡町社会福祉協議会	未定
仮設内	11	川内村	郡山市南一丁目	郡山市南一丁目94	高齢者サポート拠点「あさかの杜 ゆふね」	(福)川内村社会福祉協議会	発注手続が整えばH29年度早々に撤去開始。
仮設内	12	大熊町	会津若松市松長近隣公園	会津若松市一貫町松長一丁目17-1	高齢者等サポート拠点「つながりセンター」	(福)大熊町社会福祉協議会	未定
仮設内	13	双葉町	いわき市ニチバン(株)工場用地	いわき市南台3丁目1-1	双葉町サポートセンターひだまり	(福)双葉町社会福祉協議会	未定
仮設内	14	浪江町	二本松市杉内グラウンド	二本松市西勝田字杉内235	浪江町サポートセンター杉内	特定非営利活動法人Jm	H29.2.22 3者(町、二本松市、県)協議。一生活再建の見通し立っていない。撤去時期未定。
仮設内	15	浪江町	本宮市運動公園みんなの原っぱ	本宮市高木字黒作1	浪江町サポートセンター本宮	特定非営利活動法人Jm	H29.2.22 3者(町、二本松市、県)協議。一生活再建の見通し立っていない。撤去時期未定。
近接	16	浪江町	福島市笹谷片目清水の隣接地	福島市笹谷字谷地前21-15	浪江町サポートセンターふくしま	特定非営利活動法人Jm	H29撤去の可能性有り
仮設内	17	浪江町	二本松市安達運動場	二本松市油井字石倉107他	浪江町サポートセンター安達	(福)博文会	H29.2.22 3者(町、二本松市、県)協議。一生活再建の見通し立っていない。撤去時期未定。
仮設内	18	浪江町	桑折町福島養老跡地の隣接地	伊達郡桑折町字東段30	浪江町サポートセンター桑折	(福)博文会	H29年度撤去の可能性有り。300戸のうち既に144戸撤去済み。H29撤去の可能性有り。
仮設内	19	葛尾村	三春町柴原多目的運動広場の隣接地	田村郡三春町柴原字柴原185-1	三春の里 みどり荘	(福)葛尾村社会福祉協議会	旧中郷小学校団地:H29年度末で退去予定。
近接	20	新地町	新地町町民陸上競技場の隣接地	相馬郡新地町小川字川向9-1	サポートセンターまごころ	(福)新地町社会福祉協議会	H29のGW明けには仮設住宅の退去完了。現在特定延長者1名と小高の1世帯が入居。
仮設内	21	飯館村	福島市松川工業団地	福島市松川町金沢字地蔵田1-1	サポートセンターあづまっぺ	社会医療法人 秀公会	未定

- また、団体等の場合は運営に関する定款を定め又は協定を締結していること。
- (4) 過去3年の間に、年20戸以上の戸建住宅又は共同住宅の供給実績があること。
 - 団体等の場合は、構成員の実績合計が年30戸以上の年があること。
 - (5) 建設業法に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を有していること。
 - (6) 建設業法に基づき国土交通大臣が定める経営事項審査を受けていること。
 - (7) 建設業法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
 - (8) 工事にあたり関係法令を遵守し、かつ、暴力団その他の反社会的勢力の排除を徹底できるものであること。

5. 選定の条件

- (1) 供給住宅について、県の定める標準仕様（参考資料）に合致すること。
- (2) 供給タイプは3タイプを想定しているが、主たる供給タイプとなる30㎡タイプ1戸当たりの販売契約価格、リース契約価格（2年間）は以下であること。

販売契約価格 : 上限は600万円程度

リース契約価格（2年間）：上限は520万円程度

〔価格に含まれる事項〕

- ①リースの場合にはリース料（2年間）
- ②販売の場合は材料費
- ③標準工事費（施工費）
- ④標準工事解体費（販売の場合には処分費を含む）
- ⑤床・フィルム、玄関手摺、給水凍結防止、床・外壁・天井断熱材、エアコン、積雪補強、天井結露対策、玄関袖壁
- ⑥外部設備、浄化槽、受水槽、造成、砕石、アスファルト、スロープ
- ⑦外構等の解体・処分・復旧費
- ⑧消費税等一切の税を含む

- (3) 下請工事については、県内企業の活用により十分配慮すること（二次以下の下請も含む）。
- (4) 工事の作業員等については、震災被災者の雇用に十分配慮すること。
- (5) 供給住宅の建設にあたり県産材の活用について十分配慮すること。
- (6) 入居後の維持管理体制を整備すること。

6. 選定の方法

応募内容について、以下の視点により総合的に審査し、優れた提案を行った者を建設事業候補者として選定する。

- (1) 確実な供給能力と体制
- (2) 適正な販売契約価格又はリース契約価格
- (3) 供給住宅の性能及び品質
- (4) 県内企業の活用状況
- (5) 震災被災者の雇用状況
- (6) 県産材の活用状況

- (7) その他の配慮した事項 等

7. 応募用紙

応募申請書（別紙1）により応募すること（提出部数7部）。

8. 公募方法等

- (1) 受付期間：4月11日（月）～18日（月）午前9時～午後5時まで
- (2) 追加説明等：当該応募に関する質問等は4月12日（火）午後5時までに、電子メール、FAX、郵送で質問書（別紙3）により下記（4）の事務局まで提出して下さい。

（メール、FAXの場合は必ず着信を確認して下さい。）

回答は4月14日（木）午後4時までに県ホームページに掲載します。

電話又は面接での質問や相談、又は審査内容についての質問は受付しませんが、

- (3) 応募方法：郵送又は持参による。

（期限内に事務局必着としますので、確実に到着する手段として下さい。）

- (4) 受付場所：福島県仮設住宅公募事務局（福島県土木部営繕課内）

住 所 福島県杉妻町2-16

電話番号 直通 024-521-7525

024-521-7527

メールアドレス eizen@pref.fukushima.jp

FAX番号 024-521-7717

平成23年4月22日
福島県災害対策本部

応急仮設住宅の事業候補者決定について

応急仮設住宅の早期の供給促進と県産材、県内企業の活用を図るため、県内に本店を置く建設事業者等を対象に4千戸の事業候補者を公募しました。

4月21日（木）に選考委員会（有識者3名、行政2名、合計5名）を開催し、この結果を受け、事業候補者及び供給依頼予定戸数を別紙のとおり決定しました。

なお、講評及び審査結果については、後日すみやかに福島県ホームページで公表します。

【問い合わせ先】
福島県仮設住宅公募事務局
（福島県土木部営繕課内）
（担当者） 営繕課 大竹
電話 024-521-7525
FAX 024-521-7717

別紙

事業候補者名	分類	代 表 者	構成 員数	代表者 の地域	構造	供給依頼 予定戸数 (戸)
株式会社エコ・ビレッジ	単体 企業	株式会社エコ・ビレッジ 代表取締役 和田 正光	-	いわき	木造	400
株式会社工房夢蔵	単体 企業	株式会社工房夢蔵 代表取締役 吉田 達夫	-	県 中	木造	100
ジャープネット ビルダー連合 福島	団体 等	光建設株式会社 代表取締役 吉田 正子	5	県 北	木造	100
島和建設(株)	団体 等	島和建設(株) 代表取締役 嶋崎 尊士	3	県 中	木造	150
中村・クサノ特定建設工事 共同企業体	団体 等	中村土木株式会社 代表取締役 補村 賢二	2	相 双	木造	500
株式会社ニーズ	単体 企業	株式会社 ニーズ 代表取締役 三瓶 浩徳	-	相 双	鉄骨造 (ユニット)	150
一般社団法人 日本ログハウス協会東北支部	団体 等	株式会社 芳賀沼製作 代表取締役 芳賀沼 養一	5	南会津	木造 (丸太組)	500
フェニーチェふくしま	団体 等	株式会社大原工務店 代表取締役 大原 定雄	36	県 中	木造	500
福島県応急仮設住宅建設工事 水中・ファースト特定建設工事共同企業体	団体 等	株式会社 水中組 代表取締役 水野谷 正一	2	いわき	木造	100
社団法人福島県建設業協会	団体 等	社団法人福島県建設業協会 会長 三瓶 英才	96	県 北	木造 A	300
					木造 B	230
					木造 C	200
					木造 (ハネル D)	220
三春町復興住宅つくる会	団体 等	株式会社はしもと住宅店 代表取締役 山田 俊嗣	5	県 中	鉄骨造 (プレハブ E)	350
					木造	100
株式会社悠二十一	単体 企業	株式会社悠二十一 代表取締役 渡部 伸	-	会津若松	木造	100
合 計						4,000

※五十音順

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募に関する審査結果について

1. 選考結果

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募にあたっては、短い応募期間にもかかわらず、多数の応募をいただいたことに対し、厚く御礼申し上げます。
今回の公募は、県内に本店を置く建設事業者等を対象に、募集戸数総数4,000戸の公募を行い、28事業者※1から総数16,226戸の応募がありました。

選考委員会による審査は、4月21日に県庁において行われ、次のとおり福島県応急仮設住宅建設事業候補者が選考されました。

※1 当初、28の事業者から応募がありましたが、1事業者から辞退の通知があり、最終的に27事業者の応募となりました。

事業候補者名	分類	代 表 者	構 成 員 数	代 表 者 の 地 域	構 造	供給依頼 予定戸数 (戸)
株式会社 エコ・ビレッジ	単体 企業	株式会社エコ・ビレッジ 代表取締役 和田 正光	-	いわき	木 造	400
株式会社 工房夢蔵	単体 企業	株式会社工房夢蔵 代表取締役 吉田 達夫	-	県 中	木 造	100
ジャーネットビル ダー連合 福島	団体 等	光建設株式会社 代表取締役 吉田 正子	5	県 北	木 造	100
島和建設(株)	団体 等	島和建設(株) 代表取締役 嶋崎 尊士	3	県 中	木 造	150
中村・クナ特定建設 工事共同企業体	団体 等	中村土木株式会社 代表取締役 植村 賢二	2	相 双	木 造	500
株式会社ニーズ	単体 企業	株式会社 ニーズ 代表取締役 三瓶 浩徳	-	相 双	鉄骨造 (ユニット)	150
一般社団法人 日本ログハウス協会 東北支部	団体 等	株式会社芳賀沼製作 代表取締役 芳賀沼 養一	5	南会津	木 造 (丸太組)	500
フェニーチェくしま	団体 等	株式会社大原工務店 代表取締役 大原 定雄	36	県 中	木 造	500
福島県応急仮設住宅 建設工事 水中・ファースト特定 建設工事共同企業体	団体 等	株式会社 水中組 代表取締役 水野谷 正一	2	いわき	木 造	100
社団法人福島県建設 業協会	団体 等	社団法人福島県建設業協会 会長 三瓶 英才	96	県 北	木 造 木 造 (ハネル D) 鉄骨造 (プレハブ B)	200 220 350
三春町復興住宅つくる 会	団体 等	株式会社はしもと住宅店 代表取締役 山田 俊嗣	5	県 中	木 造	100
株式会社悠二十一	単体 企業	株式会社悠二十一 代表取締役 渡部 伸	-	会津若松	木 造	100
合 計						4,000

五十音順

2. 審査委員会の構成

委員長 福島大学名誉教授 鈴木 浩
委員 福島大学行政政策学類准教授 丹波 史紀
委員 福島介護福祉専門学校副校長 鎌田 恵子
委員 福島県保健福祉部次長 小牛田政光
委員 福島県土木部次長 佐々木孝男

3. 審査経過

審査は次のような手順で行いました。

(1) 公募要領4.「応募者の要件」の確認

提案のあった27事業者の申請書について、県内に本店のある建設事業者であること等、提示した8項目についての適否を審査し、23の事業者が全ての要件を満足していることを確認し、不適合項目のあった4事業者については、選考の対象から除くこととしました。

(2) 選考の条件

23事業者の提案の中から4,000戸を選考するにあたり、審査の冒頭、2つの点について検討しました。

一つは、同一の事業者から複数の提案があった場合、それぞれの技術的な特徴や地域産業への貢献度等全ての審査項目を個別に評価する必要があるとの意見が出され、同一の事業者であっても、それぞれの提案毎に審査を行うこととしました。

二つには、短期間に確実に仮設住宅を供給していくためには、一事業者の供給戸数が過大とならないよう一定の上限を設けるべきではないかとの意見が出され、単体企業については完工高実績や技術者数等を考慮した上で工法・構造毎に上限戸数を設定し、団体等については工法・構造毎に500戸を上限とすることとしました。

(3) 評価点審査

23事業者から提出された33の申請内容について、各委員がそれぞれの専門分野の立場から議論を重ね、別紙の審査票により採点を行い、(2)の「選考の条件」により評価点の高い順から候補者を選考し、供給戸数4,000戸が確保できる12事業者を選考しました。
なお、4,000戸のラインに該当する事業者については、総数で4,000戸を超過する分はカウントしないこととしました。

4. 講評

今回の公募は、応急仮設住宅の早期の供給促進を図ることが第一の目的であり、着工から完成までの機動力が重要です。
このため、限られた期間内で資材の調達と作業員の確保が可能であり、入

福島県応急仮設住宅建設事業候補者 審査結果

応募者番号 (工法・構造別に番号を振り分け)	応募内容			応募戸数 ※1	応募資格の履歴	評点 合計 ※2	総合順位
	居住 環境	構造					
		躯体	内装				
1	○	木造	木造	500	適合	87	1
2		○	木造	108	適合	75	2
3	○		木造	600	適合	72	3
4		○	木造	300	適合	72	4
5		○	木造	230	適合	71	5
6		○	木造	220	適合	70	6
7		○	木造	1,800	適合	68	7
8		○	木造	100	適合	68	8
9		○	木造	500	適合	67	9
10		○	木造	300	適合	66	10
11		○	鉄骨造	2,100	適合	65	11
12		○	木造	100	適合	65	12
13		○	木造	100	適合	63	13
14			木造	200	適合	63	14
15		○	木造	156	適合	62	15
16		○	鉄骨造	1,600	適合	62	16
17		○	木造	156	適合	61	17
18		○	木造	450	適合	59	18
19		○	鉄骨造	150	適合	59	19
20		○	木造	102	適合	58	20
21		○	木造	100	適合	57	21
22		○	鉄骨造	1,000	適合	55	22
23		○	木造	500	適合	53	23
24		○	鉄骨造	300	適合	53	24
25		○	鉄骨造	200	適合	52	25
26		○	鉄骨造	300	適合	50	26
27		○	木造	120	適合	49	27
28		○	鉄骨造	100	適合	44	28
29		○	鉄骨造	500	適合	42	29
30		○	鉄骨造	100	適合	42	30
31		○	木造	100	適合	41	31
32		○	鉄骨造	180	適合	36	32
33		○	鉄骨造	150	適合	34	33
34		○	木造	500	不適合	—	—
35		○	鉄骨造	1,180	不適合	—	—
36		○	鉄骨造	124	不適合	—	—
37		○	木造	1,000	不適合	—	—
38		○	(不明)	0 / 20 取下屋受理			

応募事業者総数: 28事業者 応募戸数: 16, 226戸
応募者等には別途評価点を通知しました。

居者の居住性に配慮するとともに、適正な価格で確実に供給できる総合力が必要となることから、施工体制並びに技術力について評価をいたしました。

また、もう一つの主題である県産材、県内企業の活用及び被災者の雇用機会の創出について、今回選考された事業者の提案には木造の提案が多く、県産木材等の活用が大きく期待できること、さらには、県内在住の大工等を始めとする建設労働者や、被災者を含む多くの人材活用が見込まれることが高く評価されました。

一方、選考に至らなかった事業者の提案については、鉄骨造（プレハブ）の占める割合が比較的多く、これは、公募の目的の一つである県産材、県内企業の活用及び被災者の雇用機会の創出につながらないとの評価になったものです。

企画力、創造力、独創性の評価については、提案を求めた2つのモデル団地への配置計画等に対し、様々な提案がありました。介護を必要とする高齢者や障がいをもつ方のための福祉施設の提案や団地内のコミュニケーションを図るための広場や施設等、過去の震災等の経験や実績等を十分に考慮した提案が高く評価されました。

なお、今後2年以上にわたる避難生活において、医療や介護等のケアの問題や、団地内外のコミュニケーションのしくみづくり等のソフト面が非常に重要であり、行政側に対して、こうした問題に適切に対応する姿勢と体制づくりを改めて求めたいと思います。

最後に、本公募に関心を持たれ、応募資料の作成等に貴重な時間と労力を費やしていただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

福島県応急仮設住宅建設事業候補者選考委員会

委員長 鈴木 浩

※1 応募者要件(適合・不適合の判定)

以下の全てをみたしていること。

- ① 応急仮設住宅の供給能力(100戸以上)。
- ② 7月末までに現地で建築を完成させ入居者に供給できる能力があること。
- ③ 県内に本店のある建設事業者又は共同企業体・団体であること。
- ④ (団体等の場合、定款・協定書があること)
- 過去3年の間に、年20戸以上の戸建住宅又は共同住宅の供給実績があること。
- ⑤ (団体等の場合は30戸以上)
- 建設業法に基づく建築工事業にかかると建設業の許可があること。
- ⑥ (団体等の場合は代表者、補成員すべて)
- 建設業法に基づき国土交通大臣が定める経営事項審査を受けていること。
- ⑦ (団体等の場合は代表者、補成員すべて)
- 建設業法に基づき営業停止処分を受けていない。
- ⑧ 関係法令を遵守していること。
- ⑨ 反社会的勢力でないこと。
- ⑩ 県の標準仕様に合致していること。
- ⑪ 維持管理体制が整備されていること。

※2 評価点の評価内容

評価項目	各項目配点	小計	合計
(1)	① 優良な住宅供給能力と体制 ② 応急仮設住宅の供給戸数が満足しているか ③ 早期に応急仮設住宅の供給能力があるか ④ 広域で応急仮設住宅の供給が可能か	5点 5点 3点	13点
(2)	① 適正な販売価格又はリース契約価格 ② 価格内容が適正であり、要領で示している価格との比較で満足しているか	3点	3点
(3)	① 供給住宅の性能及び品質 ② 供給するタイプの型数は豊富か ③ 供給する住宅の構造は地域・地球環境へ配慮しているか ④ 再利用できるようになっているか ⑤ その他の性能及び品質に配慮されている事項があるか	3点 5点 3点 3点	14点
(4)	① 県内企業を十分に活用しているか ② 主な構造部材の調達先について県内企業を活用しているか	10点 10点	20点
(5)	① 被災被災者の雇用状況 ② 応急仮設住宅の整備にあたり、被災被災者等の雇用について十分に配慮されているか	10点	10点
(6)	① 県産材を十分に活用しているか ② モデル団地提案書における配慮事項	10点	10点
(7)	① 住戸配置(配置計画)が適切になっているか ② 浄化槽・受水槽が適切に設置されているか ③ 高齢者や障がい者に配慮され、介護等がしやすくなっているか ④ 団地内コミュニティが形成しやすい環境設定となっているか ⑤ その他配慮された付属施設があるか ⑥ 独創的な提案があるか	5点 5点 5点 5点 5点	30点
			100点

福島県応急仮設住宅建設事業者候補者の公募(2次募集)要領

平成23年7月12日

1. 目的

応急仮設住宅の早期の供給促進と県産材、県内企業の活用を図るため、県内に本店を置く建設事業者等を対象に公募し、建設事業を進めることにより一日も早く被災者の居住環境を改善することに寄与する。

2. 公募及び発表

(1) 公募期間

平成23年7月12日(火)から7月19日(火)までとする。

(2) 選定及び発表

応募者の中から別に定める福島県応急仮設住宅建設事業者候補者選考委員会(有識者3名、行政2名、合計5名)において建設事業者候補者を選考する。

その後、県は建設事業者候補者を決定し7月26日(火)午後4時までに県ホームページで公表する。

なお、この公募は発注先を確約するものではなく、優先交渉相手を決定するためのものとする。

(3) 発注及び引渡

① 各建設事業者候補者の選定順位・供給可能戸数と供給団地の規模・所在地等を県で勘案し、発注を行う。

② 発注は7月下旬以降順次とし、建物の引渡は発注後30日以内とする。

③ 支払いは引渡後、請求があった日から30日以内とする。

(4) その他

① 応募者は県内各地域の対象団地で供給可能な者とする。

② 応募された内容と実際の内容が異なる場合は、交渉を打ち切ることがある。

③ 応募内容確認のため、後日、資料の提出を求めることがある。

④ 実際の建設にあたっては県との協議により提案の一部を変更することがある。

3. 対象地及び募集戸数等

対象地：郡山市、会津若松市、いわき市、南相馬市、他(ただし、対象地は市町村からの要請により変更があり得る。)

募集戸数総数(見込み)：1千戸程度(ただし、供給戸数は市町村からの要請により減となる場合がある。)

供給タイプ：20㎡タイプ(1DK)

30㎡タイプ(2DK)

40㎡タイプ(2LDK、3K)

住宅の仕様：県の定める「福島県応急仮設住宅標準仕様書(2次募集分)」に合致すること

4. 応募者の要件

(1) 共通事項

- ①一申請者が応募できるのは一申請とする。
- ②工事着手後30日以内で、応急仮設住宅の供給能力が50戸以上であること。
- ③県が指定する建設地で住宅、電気、ガス、上下水道、合併浄化槽等の工事を行い、入居者に供給できること。
- ④工事にあたり関係法令を遵守し、かつ、暴力団その他の反社会的勢力の排除を徹底できるものであること。
- ⑤応募申請書の中で、住宅の仕様及び計画等のコンセプトが同一であった場合、各々の応募を無効とする。

(2) 単体企業の場合

- ①県内に本店のある建設事業者であること。
- ②元請として過去3年の間に、20戸以上の戸建住宅又は共同住宅の建設実績があること（新築に限る）。
- ③建設業法に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を有していること。
- ④建設業法に基づき国土交通大臣が定める経営事項審査を受けていること。
- ⑤建設業法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (3) 団体・共同企業体（以下「団体等」という。）の場合
 - ①運営に関する定款を定め又は協定を締結していること。
 - ②代表者及び構成員の全てが県内に本店のある事業者であること。
 - ③元請として過去3年の間に、30戸以上の戸建住宅又は共同住宅の建設実績があること（新築に限る、また構成員の実績合計とする）。
 - ④代表者又は構成員の中に建設業法に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を有しているものがあること。
 - ⑤建設業の許可を有しているものが、建設業法に基づき国土交通大臣が定める経営事項審査を受けていること。
 - ⑥代表者及び構成員が関係法令に基づく業務及び営業停止等の処分を受けていないこと。

5. 選定の条件

- (1) 住宅の構造は木造（混構造を含む）とする。
- (2) 住宅は解体が容易で移築しやすいものとする。
- (3) バリアフリーに配慮したものとする。
- (4) 供給タイプは3タイプを想定しているが、主たる供給タイプとなる30㎡タイプ1戸当たりの販売契約価格は以下であること。

販売契約価格：上限は560万円

〔価格に含まれる事項〕

- ①材料費
- ②標準工事費（施工費）
- ③床フィルム、玄関手摺、給水凍結防止、床・外壁・天井断熱材、エアコン、積雪補強、天井結露対策、風除室
- ④外部設備、浄化槽、受水槽、造成、砕石、アスファルト、スロープ、その他

-2-

提案を行ったものを含む

- ⑤消費税等一切の税を含む
- (5) 下請工事については、県内企業の活用には十分配慮すること（二次以下の下請も含む）。
- (6) 工事の作業員等については、震災被災者の雇用に十分配慮すること。
- (7) 供給住宅の建設にあたり県産材の活用について十分配慮すること。
- (8) 入居後の維持管理体制を整備すること。

6. 選定の方法

応募内容について、以下の視点により総合的に審査し、優れた提案を行った者の中から複数の者を建設事業候補者として選定する。

- (1) 確実な供給能力と体制
- (2) 適正な販売契約価格
- (3) 供給住宅の性能及び品質
- (4) 県内企業の活用計画
- (5) 震災被災者の雇用計画
- (6) 県産材の活用計画
- (7) 住宅の解体及び移築方法
- (8) コミュニティ形成への配慮
- (9) その他の配慮した事項 等

7. 応募用紙

応募申請書（様式2）により、必要書類を添えて応募すること（提出部数7部）。

8. 公募方法等

- (1) 受付期間：7月12日（火）～19日（火）午前9時～午後5時まで
- (2) 追加説明：当該応募に関する質問等は7月13日（水）午後5時までに、電子メール、FAX、郵送で質問書（様式1）により下記（4）の事務局まで提出して下さい（メール、FAXの場合は必ず着信を確認して下さい）。

回答は7月14日（木）午後5時までに県ホームページに掲載します。
電話又は面接での質問や相談、又は審査内容についての質問は受付しません。

(3) 応募方法：郵送又は持参による。

（期限内事務局必着としますので、確実に到着する手段として下さい。）

(4) 受付場所：福島県仮設住宅公募事務局（福島県土木部営繕課内）

住所 福島県杉妻町2-16

電話番号 直通 024-521-7525

024-521-7526

メールアドレス eizen@pref.fukushima.jp

FAX番号 024-521-7717

-3-

様式 1

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募（2次募集）に関する
質 問 書

平成23年7月 日

福島県仮設住宅公募事務局
(福島県土木部営繕課内)

住所 (団体名)	
会社名	
担当者名	
電話番号	

質 問 事 項	
---------	--

福島県応急仮設住宅標準仕様書(2次募集分)											
設 計 概 要					室 内 仕 様 書						
基 本 事 項	供給タイプ	・ 20㎡タイプ(1DK) ・ 30㎡タイプ(2DK) ・ 40㎡タイプ(2LDK) ・ 40㎡タイプ(3K)			床	巾 木	間仕切壁	天 井	備 考		
	諸 室	風除室、玄関、居室、押入、台所、浴室、トイレ、洗面スペースを設ける			居室(居間)	・フローリング	木製 又は 塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	化粧石膏ボード t=9.5	カーテンレール(ダブル) レースカーテン 遮光カーテン	
	天井高さ	2.1m以上			居室(寝室)	畳					
	モジュール	各社モジュールによる 単位:mmとする			居室(洋室)	・タイルカーペット					
	構 造	・ 木造 ・ その他()				押 入	同上	合板 t=2.5	合板 t=2.5	中段付(天袋無し)H=800 カーテン、カーテンレール	
基 礎	・ 木杭 ・ ブロック ・ 鉄筋コンクリート ・ その他() ※上部構造を支持できる構造										
床 組	・ 木杭 ・ ブロック ・ 鉄筋コンクリート ・ その他() ※上部構造を支持できる構造										
床	下地 ・ バネル敷き 又は 合板(t=12)敷き ※床下からの通気止め共										
屋 根	仕上げ ・ 不燃材とする				台 所	同上	化粧石膏ボード t=9.5	化粧石膏ボード t=9.5	流し台 1050型 吊戸棚 600 コンロ台 600 バックガード付2口コンロ(グリル付)		
壁	外 壁	仮設住宅設置期間の耐候性を有する									
	内 壁	化粧石膏ボード t=9.5									
	間仕切下地	木製下地(30×40 縦#450 横#900)									
	界 壁	木製下地石膏ボード t=12.5 二重張り両面(小壁裏まで 3世帯毎) グラスウール入り t=90 10kg)									
	世 帯 間 間 仕 切 り	化粧石膏ボード t=12.5二重張り両面 グラスウール入り(t=90相当 10kg同等品) 木製下地(30×40 縦#450 横#900)									
断 熱 材	天井・壁・床	熱抵抗値1.8㎡K/W以上とする。			浴 室	1014 又は ユニットバス 1116 又は 1216	2点セットタイプ 手摺・内側に1ヶ所設置 手摺・外側に1ヶ所設置 風呂品のフタは含む				
建 具	引き違い又は片引きアルミサッシ窓	上 段: 型板ガラス		下 段: 腰パネル(出入口)							
	引き違いアルミサッシ窓	透明ガラス		(窓)アミ戸付 外部建具は施錠可能とする							
	外部に面する建具は二重サッシ若しくは二重ガラスとする	居室1室以上の窓1箇所を排き出し窓とする									
	内部建具	木製片開き戸、木製引き違い戸、アコーディオンカーテン(単板式)、H=1,740、W=800以上とする									
板 金 工 事	軒樋・壁樋は別途とする。										
設 備	給・排水 衛生設備	給 水	給水装置は水道法の性能基準適合品とする。※工事に当たっては各地方公共団体の指示に従うこと。			ト イ レ	塩ビシート CFシート ・フローリング	木製 又は 塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	化粧石膏ボード t=9.5	手摺付き(横棒タイプH=700) ペーパーホルダー(H=600) タオル掛け
		ガ ス	プロパン又は都市ガス供給による住戸毎の集中配管とし、ガス漏れ警報機及びマイコンメーターを設置する。								
		給湯設備	給湯器は発注者の指示により、LPG仕様又は都市ガス仕様若しくは電気仕様とし、給湯能力はガス仕様では16号程度、電気仕様では370L程度とする。※機器、ポンペ等の仕様、設置方法についてはガス事業者、電気事業者の指示に従うこと。 風呂、洗面、台所に給湯する。								
		浴室	シャワー付混合水栓を設ける。								
		洗濯機	洗濯機用の給水、排水設備、洗濯パンを設置する。								
	電 気 設 備	換 気	便所、浴室、台所に換気扇を設置する。 ※台所換気扇は羽根サイズ200mm程度とする。 結露対策として小壁裏に換気扇を設置、若しくは他の結露対策を行う。			備 品	郵便受 各住戸 1ヶ所設置 様番号 各棟1ヶ所設置(300×300) 耐風美生(鋼製ワイヤーカバー付/4時間を標準とする) 付け戦居 L=2400 各戸に1ヶ所設置(塩ビ化粧材 H=1800 幅60～90程度) 消火器 物干し(柱取付タイプ 折りたたみ式 居間FLより1600金物芯取付) 室名札 各住戸1ヶ所設置 円地室内板(円地内敷力所設置)	木製 又は 塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	化粧石膏ボード t=9.5	床見切り(への字)
		エアコン	エアコンを標準仕様として1室に設置し、各居室にエアコン用コンセント、エアコン用スリーブを設ける。								
		トイレ	水洗・洋式便所とする。ロータंकは防露タイプとする。								
		工事範囲	屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)								
		共通事項	「電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年三月二十七日通商産業省令第百五十二号)」及び「内線規程(JEAC8001-2005)」に適合している。								
		電気幹線	単相3線式100/200V 30A とする。分電盤には予備回路を設ける。 TVアンテナ増幅器、防犯灯等、必要に応じて共用回路用分電盤を配置する。								
		照明器具	・各居室(シーリングライト、FOL32W+30W又はFL20W4灯用×各1台) ・トイレ(L140W×1灯) ・台所(FL40W1灯用1台と流し元灯FL20W) ・浴室(防水型L140W×1灯) ・玄関入口灯(防水型FL10W) なお、指定能力と同等(照度)以上の器具の使用は認められる。								
電 気 設 備	防犯灯	各棟に防犯灯2台を設置する。									
	コンセント	コンセントの形状は日本の形状でとし、コンセントは、居室、台所に設置し、各室とも2ヶ所(2通)以上とする。別にはエアコン用、冷蔵庫用、洗濯機用、電子レンジ用コンセント(接地端子付)を設ける。その他、必要に応じてガス漏れ警報器用、換気扇用、屋外給湯器用(防水2通接地端子付)用コンセントを設ける。									
	TEL TV	通線用(TEL用)スリーブを設置する。 TVアンテナを設置し、各住戸に1ヶ所TV端子を設置する。									
	火災警報器	台所、居室に火災警報機を設置する。(台所は熱式、居室は煙式)									
	工事範囲	屋内工事のみ									
					※この標準仕様に合致しない場合は、同等品以上とする。						

様式3

申請者名: _____

過去3年間の住宅建設実績(新築のみ) 一覧

番号	引渡年月日	発注者名	工事名	住宅戸数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

※過去3年間に住宅新築を行ったもの(申請者が単体企業の場合は20戸、団体等は30戸以上)について記載願います。
※記載された個人情報等については、この公募の審査についてのみ使用し、それ以外には使用しません。

様式2

福島県知事

平成23年 月 日

応募者住所
(団体等名)
会社名

担当者名
(担当者)
電話番号

福島県応急仮設住宅建設事業候補者応募（2次募集）申請書

平成23年7月12日に公募のあったこのことについて下記の必要書類を添付の上、応募します。

なお、応募にあたっては、「福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募（2次募集）要領」の条件を満足しています。

- 【必要な添付書類】
- 1 団体等として応募する場合には定款又は協定書の写し（A4版）
 - 2 応募者（団体等の場合は該当者）の建設業許可通知書の写し又は許可を証明できるもの
 - 3 応募者（団体等の場合は該当者）の経営事項審査の結果通知書の写し（平成22年度）
 - 4 過去3年間の住宅建設実績一覧（様式3）
 - 5 応募シート一式（様式4）
 - 6 モデル団地における配置計画案（様式5）
 - 7 仮設住宅計画案（様式6で2枚以内とし、供給タイプ毎の平面、立面、仕様、計画におけるコンセプト、及び解体・移築方法等を記載願います。）

- ※ 留意点
- ・ 添付書類を含めた申請書は左上片綴じとして7部提出すること。
 - ・ 申請書類及び添付書類の書式、記載方法、枚数が指定された内容と異なる場合には申請を無効とする場合がある。
 - ・ 団体等で申請する場合には会社名欄に団体等名と代表会社名を記載し、代表会社の住所、担当者名、電話番号を記載すること。

応募シート（福島県版）

様式 4

(1 / 5)

応募住宅供給事業者	会社名 (代表者名・法人の場合は 団体等名)	団体等の場合は団体名)	
	代表者 生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)	
	建設業許可	大臣・知事 番号 第 年 月 日 平成	
	担当者名		
	住 所		
	連絡先 電話番号		
	FAX番号		
	E-mail		
	団体等の 場合は 構成員名 (団体等のみ)	※建設業の許可番号を併記	
	協力する建築士事 務所名	(事務所名)	(相互署名)
工法構造 (工法を上段に記入、構造は○を付けて下さい)	・ 木 造 ・ その他 ()		
プレハブ・ユニット工法の場合、メーカー名と 本社の所在地 (国名・都府名)			

<<事業者要件>>

事 項	確 認 (該当する場合はチェックする。補足があれば右側に記入。)	
団体等の場合、選定について必要な事項を定めた 定款又は協定の調印がある。(添付してください)	☐	
過去3年間の戸建住宅又は共同住宅の建設実績 (単体企業は20戸以上、団体等の場合は構成員合計で 30戸以上であること)	H20年	戸
	H21年	戸
	H22年	戸
	合計	戸
建設業法に基づく建築工事業の 建設業許可通知書等の写し	☐	内容については様式3に記載
建設業法に基づき国土交通大臣が定める 経営事項審査済	☐	
建設業法又は他法令に基づく業務・営業停止処分を 受けていないこと	☐	

<<供給体制、供給戸数について>>

(2 / 5)

事 項		確 認 (供給体制等が対応できる場合はチェックする。補足 があれば右側に記入。)	
資材の確保状況	必要な資材は確保できる。 ※必要な資材については標準仕様を参照	☐	建設 が
源材の確保・輸送	県産材の活用について十分に配慮する	☐	県産材使用箇所 (部 材)
	建設地までの搬送は自社で行うか又は搬送 事業者を自社で確保する。	☐	
	建築工事は自社で行うか又は建設事業者を 自社で確保する。	☐	
	設備工事は自社で行うか又は設備工事業 者を自社で確保する。	☐	
施工 体制	工事の作業員等について、震災被災者の雇用計 画を自社で確保する。	☐	下請を他の雇用人数 に含めてはならない。予定 は含む
	下請企業の計画	☐	震災工事費における下 請工事比率 (うち、県内企業活用 率)
	入居後の管理体制の計画	☐	
	住宅の解体・移築方法	☐	解体・移築方法等については様式6に記載 になっている。
供給開始可能時期見込み	受注から供給開始となる期間	日 間	
※イメージ図	供給可能戸数見込み。 ※入居可能な状態となる戸数	20㎡タイプ	戸
		30㎡タイプ	戸
		40㎡タイプ	戸
		小 計	戸
		20㎡タイプ	戸
		30㎡タイプ	戸
		40㎡タイプ	戸
		小 計	戸
		20㎡タイプ	戸
		30㎡タイプ	戸
40㎡タイプ	戸		
小 計	戸		
合 計		戸	
①受注後30日間での 建設可能戸数		戸	
②30日以降60日間での 建設可能戸数		戸	
③60日以降90日間での 建設可能戸数		戸	
④30日以内		戸	
⑤60日以内		戸	
⑥90日以内		戸	
⑦120日以内		戸	
⑧150日以内		戸	
⑨180日以内		戸	
⑩210日以内		戸	
⑪240日以内		戸	
⑫270日以内		戸	
⑬300日以内		戸	
⑭330日以内		戸	
⑮360日以内		戸	
⑯390日以内		戸	
⑰420日以内		戸	
⑱450日以内		戸	
⑲480日以内		戸	
⑳510日以内		戸	
㉑540日以内		戸	
㉒570日以内		戸	
㉓600日以内		戸	
㉔630日以内		戸	
㉕660日以内		戸	
㉖690日以内		戸	
㉗720日以内		戸	
㉘750日以内		戸	
㉙780日以内		戸	
㉚810日以内		戸	
㉛840日以内		戸	
㉜870日以内		戸	
㉝900日以内		戸	
㉞930日以内		戸	
㉟960日以内		戸	
㊱990日以内		戸	
㊲1020日以内		戸	
㊳1050日以内		戸	
㊴1080日以内		戸	
㊵1110日以内		戸	
㊶1140日以内		戸	
㊷1170日以内		戸	
㊸1200日以内		戸	
㊹1230日以内		戸	
㊺1260日以内		戸	
㊻1290日以内		戸	
㊼1320日以内		戸	
㊽1350日以内		戸	
㊾1380日以内		戸	
㊿1410日以内		戸	
㊿1440日以内		戸	
㊿1470日以内		戸	
㊿1500日以内		戸	
㊿1530日以内		戸	
㊿1560日以内		戸	
㊿1590日以内		戸	
㊿1620日以内		戸	
㊿1650日以内		戸	
㊿1680日以内		戸	
㊿1710日以内		戸	
㊿1740日以内		戸	
㊿1770日以内		戸	
㊿1800日以内		戸	
㊿1830日以内		戸	
㊿1860日以内		戸	
㊿1890日以内		戸	
㊿1920日以内		戸	
㊿1950日以内		戸	
㊿1980日以内		戸	
㊿2010日以内		戸	
㊿2040日以内		戸	
㊿2070日以内		戸	
㊿2100日以内		戸	
㊿2130日以内		戸	
㊿2160日以内		戸	
㊿2190日以内		戸	
㊿2220日以内		戸	
㊿2250日以内		戸	
㊿2280日以内		戸	
㊿2310日以内		戸	
㊿2340日以内		戸	
㊿2370日以内		戸	
㊿2400日以内		戸	
㊿2430日以内		戸	
㊿2460日以内		戸	
㊿2490日以内		戸	
㊿2520日以内		戸	
㊿2550日以内		戸	
㊿2580日以内		戸	
㊿2610日以内		戸	
㊿2640日以内		戸	
㊿2670日以内		戸	
㊿2700日以内		戸	
㊿2730日以内		戸	
㊿2760日以内		戸	
㊿2790日以内		戸	
㊿2820日以内		戸	
㊿2850日以内		戸	
㊿2880日以内		戸	
㊿2910日以内		戸	
㊿2940日以内		戸	
㊿2970日以内		戸	
㊿3000日以内		戸	
㊿3030日以内		戸	
㊿3060日以内		戸	
㊿3090日以内		戸	
㊿3120日以内		戸	
㊿3150日以内		戸	
㊿3180日以内		戸	
㊿3210日以内		戸	
㊿3240日以内		戸	
㊿3270日以内		戸	
㊿3300日以内		戸	
㊿3330日以内		戸	
㊿3360日以内		戸	
㊿3390日以内		戸	
㊿3420日以内		戸	
㊿3450日以内		戸	
㊿3480日以内		戸	
㊿3510日以内		戸	
㊿3540日以内		戸	
㊿3570日以内		戸	
㊿3600日以内		戸	
㊿3630日以内		戸	
㊿3660日以内		戸	
㊿3690日以内		戸	
㊿3720日以内		戸	
㊿3750日以内		戸	
㊿3780日以内		戸	
㊿3810日以内		戸	
㊿3840日以内		戸	
㊿3870日以内		戸	
㊿3900日以内		戸	
㊿3930日以内		戸	
㊿3960日以内		戸	
㊿3990日以内		戸	
㊿4020日以内		戸	
㊿4050日以内		戸	
㊿4080日以内		戸	
㊿4110日以内		戸	
㊿4140日以内		戸	
㊿4170日以内		戸	
㊿4200日以内		戸	
㊿4230日以内		戸	
㊿4260日以内		戸	
㊿4290日以内		戸	
㊿4320日以内		戸	
㊿4350日以内		戸	
㊿4380日以内		戸	
㊿4410日以内		戸	
㊿4440日以内		戸	
㊿4470日以内		戸	
㊿4500日以内		戸	
㊿4530日以内		戸	
㊿4560日以内		戸	
㊿4590日以内		戸	
㊿4620日以内		戸	
㊿4650日以内		戸	
㊿4680日以内		戸	
㊿4710日以内		戸	
㊿4740日以内		戸	
㊿4770日以内		戸	
㊿4800日以内		戸	
㊿4830日以内		戸	
㊿4860日以内		戸	
㊿4890日以内		戸	
㊿4920日以内		戸	
㊿4950日以内		戸	
㊿4980日以内		戸	
㊿5010日以内		戸	
㊿5040日以内		戸	
㊿5070日以内		戸	
㊿5100日以内		戸	
㊿5130日以内		戸	
㊿5160日以内		戸	
㊿5190日以内		戸	
㊿5220日以内		戸	
㊿5250日以内		戸	
㊿5280日以内		戸	
㊿5310日以内		戸	
㊿5340日以内		戸	
㊿5370日以内		戸	
㊿5400日以内		戸	
㊿5430日以内		戸	
㊿5460日以内		戸	
㊿5490日以内		戸	
㊿5520日以内		戸	
㊿5550日以内		戸	
㊿5580日以内		戸	
㊿5610日以内		戸	
㊿5640日以内		戸	
㊿5670日以内		戸	
㊿5700日以内		戸	
㊿5730日以内		戸	
㊿5760日以内		戸	
㊿5790日以内		戸	
㊿5820日以内		戸	
㊿5850日以内		戸	
㊿5880日以内		戸	
㊿5910日以内		戸	
㊿5940日以内		戸	
㊿5970日以内		戸	
㊿6000日以内		戸	
㊿6030日以内		戸	
㊿6060日以内		戸	
㊿6090日以内		戸	
㊿6120日以内		戸	
㊿6150日以内		戸	
㊿6180日以内		戸	
㊿6210日以内		戸	
㊿6240日以内		戸	
㊿6270日以内		戸	
㊿6300日以内		戸	
㊿6330日以内		戸	
㊿6360日以内		戸	
㊿6390日以内		戸	
㊿6420日以内		戸	
㊿6450日以内		戸	
㊿6480日以内		戸	
㊿6510日以内		戸	
㊿6540日以内		戸	
㊿6570日以内		戸	
㊿6600日以内		戸	
㊿6630日以内		戸	
㊿6660日以内		戸	
㊿6690日以内		戸	
㊿6720日以内		戸	
㊿6750日以内		戸	
㊿6780日以内		戸	
㊿6810日以内		戸	
㊿6840日以内		戸	
㊿6870日以内		戸	
㊿6900日以内		戸	
㊿6930日以内		戸	
㊿6960日以内		戸	
㊿6990日以内		戸	
㊿7020日以内		戸	
㊿7050日以内		戸	
㊿7080日以内		戸	
㊿7110日以内		戸	
㊿7140日以内		戸	
㊿7170日以内		戸	
㊿7200日以内		戸	
㊿7230日以内		戸	
㊿7260日以内		戸	
㊿7290日以内		戸	
㊿7320日以内		戸	
㊿7350日以内		戸	
㊿7380日以内		戸	
㊿7410日以内		戸	
㊿7440日以内		戸	
㊿7470日以内		戸	
㊿7500日以内		戸	
㊿7530日以内		戸	
㊿7560日以内		戸	
㊿7590日以内		戸	
㊿7620日以内		戸	
㊿7650日以内		戸	
㊿7680日以内		戸	
㊿7710日以内		戸	
㊿7740日以内		戸	
㊿7770日以内		戸	
㊿7800日以内		戸	
㊿7830日以内		戸	
㊿7860日以内		戸	
㊿7890日以内		戸	
㊿7920日以内		戸	
㊿7950日以内		戸	
㊿7980日以内		戸	
㊿8010日以内		戸	
㊿8040日以内		戸	
㊿8070日以内		戸	
㊿8100日以内		戸	
㊿8130日以内		戸	
㊿8160日以内		戸	
㊿8190日以内		戸	
㊿8220日以内		戸	
㊿8250日以内		戸	
㊿8280日以内		戸	
㊿8310日以内		戸	
㊿8340日以内		戸	
㊿8370日以内		戸	
㊿8400日以内		戸	
㊿8430日以内		戸	
㊿8460日以内		戸	
㊿8490日以内		戸	
㊿8520日以内		戸	
㊿8550日以内		戸	
㊿8580日以内		戸	
㊿8610日以内		戸	
㊿8640日以内		戸	
㊿8670日以内		戸	
㊿8700日以内		戸	
㊿8730日以内		戸	
㊿8760日以内		戸	
㊿8790日以内		戸	
㊿8820日以内		戸	
㊿8850日以内		戸	
㊿8880日以内		戸	
㊿8910日以内		戸	
㊿8940日以内		戸	
㊿8970日以内		戸	
㊿9000日以内		戸	
㊿9030日以内		戸	
㊿9060日以内		戸	
㊿9090日以内		戸	
㊿9120日以内		戸	
㊿9150日以内		戸	
㊿9180日以内		戸	
㊿9210日以内		戸	
㊿9240日以内		戸	
㊿9270日以内		戸	
㊿9300日以内		戸	
㊿9330日以内		戸	
㊿9360日以内		戸	
㊿9390日以内		戸	
㊿9420日以内		戸	
㊿9450日以内		戸	
㊿9480日以内		戸	
㊿9510日以内		戸	
㊿9540日以内		戸	
㊿9570日以内		戸	
㊿9600日以内		戸	
㊿9630日以内		戸	
㊿9660日以内		戸	
㊿9690日以内		戸	
㊿9720日以内		戸	
㊿9750日以内		戸	
㊿9780日以内		戸	
㊿9810日以内		戸	
㊿9840日以内		戸	
㊿9870日以内		戸	
㊿9900日以内		戸	
㊿9930日以内		戸	
㊿9960日以内		戸	
㊿9990日以内		戸	
㊿10020日以内		戸	
㊿10050日以内		戸	
㊿10080日以内		戸	
㊿10110日以内		戸	
㊿10140日以内		戸	
㊿10170日以内		戸	
㊿10200日以内		戸	
㊿10230日以内		戸	
㊿10260日以内		戸	
㊿10290日以内		戸	
㊿10320日以内		戸	
㊿10350日以内		戸	
㊿10380日以内		戸	
㊿10410日以内		戸	
㊿10440日以内		戸	
㊿10470日以内		戸	
㊿10500日以内		戸	
㊿10530日以内		戸	
㊿10560日以内		戸	
㊿10590日以内		戸	
㊿10620日以内		戸	
㊿10650日以内		戸	
㊿10680日以内		戸	
㊿10710日以内		戸	
㊿10740日以内		戸	
㊿10770日以内		戸	
㊿10800日以内		戸	
㊿10830日以内		戸	
㊿10860日以内		戸	
㊿10890日以内		戸	
㊿10920日以内		戸	
㊿10950日以内		戸	
㊿10980日以内		戸	
㊿11010日以内		戸	
㊿11040日以内		戸	
㊿11070日以内		戸	
㊿11100日以内		戸	
㊿11130日以内		戸	
㊿11160日以内		戸	
㊿11190日以内		戸	
㊿11220日以内		戸	
㊿11250日以内		戸	
㊿11280日以内		戸	
㊿11310日以内		戸	
㊿11340日以内		戸	
㊿11370日以内		戸	
㊿11400日以内		戸	
㊿11430日以内		戸	
㊿11460日以内		戸	
㊿11490日以内		戸	
㊿11520日以内		戸	
㊿11550日以内		戸	
㊿11580日以内		戸	
㊿11610日以内		戸	
㊿11640日以内		戸	
㊿11670日以内		戸	
㊿11700日以内			

<建築金額について>		(3 / 5)	
上段で算出した概算金額の欄内に記入 [30㎡タイプ(2DK)]「戸当たりの概算金額」で記入)		販売契約 (円)	
総額			
①材料費			
	③外装材料費		
	④内装材料費		
	⑤設備材料費		
②建築工事費 (施工費)			
③ハウリング、空調機、給排水設備、床・外壁・天井断熱材、エアコン、換気扇、大形照明器具、風乾燥機			
④外装設備、浄化槽、安水溝、造成、砕石、アスファルト、スロープ、その他諸費をおこなったものを記入			
小計 (税別)			
⑤消費税額			
合 計			
<延床面積、基礎工法>			
1 戸あたりの延床面積 (タイプ別で複数ある場合はそれぞれ記入)		20㎡タイプ	㎡
		30㎡タイプ	㎡
		40㎡タイプ	㎡
基礎工法 (○をつけてください) ・本杭 ・ブロック ・鉄筋コンクリート ・その他 ()			
<住居仕様> (福島県公営住宅建設公社標準仕様のチェックシート)			
事 項		確認 (供給する住宅が対応している場合はチェックする。 補正があればその必要を記載。)	
共通	下記項目以外についても「福島県公営住宅建設公社標準（2次事業分）」に合致している。	☐	
1	廊下室、玄関、居室、押入、台所、浴室、トイレ、洗面スペースを設ける。	☐	
2	居室の数 (1室以上)	☐	20㎡タイプ 30㎡タイプ 40㎡タイプ
3	居室の天井高さは2.1m以上確保できる。	☐	
4	居室1室以上の窓(箇所)を網出し窓としている。	☐	
5	脱衣コーナー床面と浴室の扉具(数階)の高さを合わせる。	☐	
6	廊下は不燃材で仕上げられている。	☐	
7	外部に面する建具は二重サッシ若しくは二重ガラスとしている。	☐	

事 項				確認 (供給する住宅が対応している場合はチェックする。 補注があればその履歴を記載。)	(4/5)
屋根・外壁・基礎 設置設備	下地材		仕上材	□	
	材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策	材料名・厚さ		
8	屋根 外壁～内 壁 戸建部 (外壁)		ホルムアルデヒド対策	材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策
9	天井 外壁 内壁 間仕切り 床				
10	断熱材の仕様については、標準仕様と適合又は同等としている。 (天井・壁・床の断熱抵抗値 1.8 mK/W以上)			□	断熱抵抗値(単位: mK/W)
11	9 天井		材料名・厚さ		
12	外壁				
13	床				
14	10 玄関に風除室を設置する。7ミ戸付き。			□	
15	11 30m/sの台風性能がある。			□	
16	12 積雪 1 mの荷重を考慮している。			□	
17	13 「電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年三月二十七日通商産業省令第5十二号)」J及び「内線規程(JEA9001-2005)」に適合している。			□	
18	14 庫相3線式 100V/200V 30A とし、分電盤に予備回路を設ける。			□	
19	15 必要に応じて共用回路用分電盤を配置し、TVブースター、防犯灯等の電源となっている。			□	
20	16 各居室、台所、トイレ、浴室、玄関に照明を配置し、標準仕様書に基づき照明器具を設ける。			□	
21	17 各棟に防犯灯台を設置する。			□	
22	18 コンセントの形状は日本の形状である。			□	
23	19 コンセントは、居室、台所に設置し、各室とも2ヶ所(2連)以上設置する。			□	
24	20 エアコン用、冷蔵庫用、洗濯機用、電子レンジ用コンセント(接地端子付)を設ける。			□	
25	21 必要に応じて、ガス漏れ警報器用、換気扇用、屋外給湯器用(防水2連設置端子付)用コンセントを設ける。			□	
26	22 通線用(1用)スリートを設置する。			□	
27	23 TVアンテナを設置し、各住戸に1ヶ所TV端子を設置する。			□	
28	24 台所、居室に火災警報機を設置する。(台所は熱式、居室は複式)			□	

(様式5)モデル団地における配置計画案

団地配置図

下図に配置等を提案してください。

道路 幅員 8 m

道路 幅員 5 m

S=1/1,000 (A3)

配置戸数

20㎡タイプ	戸
30㎡タイプ	戸
40㎡タイプ	戸
駐車場	台

敷地概要

建設地	会津地方
敷地面積	13,000㎡程度
敷地内高低差	平坦
公共下水道区域	外
給水方式	受水槽

提案内容・記載条件

・応募する供給タイプの戸数、配置及び付属施設等について提案願います。

・本図の大きさはA3版とし、縮尺や図面の大きさの変更は認められません。

・集会場(100㎡程度)、その他必要と思われる施設について提案してください。

配置計画で考慮した点

コミュニティ、その他の事項等について考慮・工夫した内容等を下記に記載してください。

※文字の大きさは、本コメントと同等以上としてください(本コメントは消去可)

住宅計画で考慮した点

考慮・工夫した内容等を下記に記載してください。

※文字の大きさは、本コメントと同等以上としてください(本コメントは消去可)

(団体名)

会社名

(5/5)

建設

確認

（供給する住宅が対応している場合はチェックする。
補記があればその概要を記載。）

25	給水装置は水道法の性能基準を満たす。 ※工事に当たっては各地方公共団体の指示に従うこと。	☐
26	排水は下水道本管に接続できない場合は浄化槽を設けて処理する。	☐
27	ガス配管は住戸毎の集配配管とし、ガス漏れ警報器及びマイコンメーターを設置する。	☐
28	台所にガスコンロ（2口、グリル付き）を設置する。	☐
29	風呂、洗面、台所に給湯する。	☐
30	給湯器（ガス・電気）は都市ガス仕様若しくは電気仕様、標準仕様書に基づく供給能力が確保されている。	☐
31	浴室にシャワー付混合水栓を設置する。	☐
32	洗濯機用の給水、排水設備、洗濯パンを設置する。	☐
33	便所、浴室、台所に換気扇を設置する。 ※台所換気扇は羽根サイズ200mm程度とする。	☐
34	結露対策として小部屋に換気扇の設置、若しくは他の結露対策を行っている。	☐
35	エアコンを居室1室に設置する。	☐
36	各居室にエアコン用コンセント、エアコン用スリプを設置する。	☐
37	トイレは、水洗・洋式便器とし、ロータンクは防露タイプとする。	☐
38	浴室、トイレ、玄関に手すりを設置する。	☐
39	壁をかけることのできる壁とする。	☐
40	カーテンレール及びカーテンを取り付ける。	☐
41	外部に面する窓等に、雨戸を設置する。	☐
42	物干し金物を設置する。	☐
43	その他、通常、住宅において必要と認められる次の設備等を設置する。 ・団地内バス、複合車庫、倉庫等 ・防犯カメラ、防犯灯、防犯モニター、防犯カメラ等 ・防犯カメラ等	☐
住宅の仕様等について特に配慮している事項について記入		
その他		

【注意事項】

※ 1. 本図は、建設現場に於ける設計図であり、実際の施工には、設計図に基づき、必要に応じて、設計図を修正する場合があります。

※ 2. 本図は、建設現場に於ける設計図であり、実際の施工には、設計図に基づき、必要に応じて、設計図を修正する場合があります。

※ 3. 本図は、建設現場に於ける設計図であり、実際の施工には、設計図に基づき、必要に応じて、設計図を修正する場合があります。

※ 4. 本図は、建設現場に於ける設計図であり、実際の施工には、設計図に基づき、必要に応じて、設計図を修正する場合があります。

※ 5. 本図は、建設現場に於ける設計図であり、実際の施工には、設計図に基づき、必要に応じて、設計図を修正する場合があります。

※ 6. 本図は、建設現場に於ける設計図であり、実際の施工には、設計図に基づき、必要に応じて、設計図を修正する場合があります。

※ 7. 本図は、建設現場に於ける設計図であり、実際の施工には、設計図に基づき、必要に応じて、設計図を修正する場合があります。

※ 8. 本図は、建設現場に於ける設計図であり、実際の施工には、設計図に基づき、必要に応じて、設計図を修正する場合があります。

※ 9. 本図は、建設現場に於ける設計図であり、実際の施工には、設計図に基づき、必要に応じて、設計図を修正する場合があります。

※ 10. 本図は、建設現場に於ける設計図であり、実際の施工には、設計図に基づき、必要に応じて、設計図を修正する場合があります。

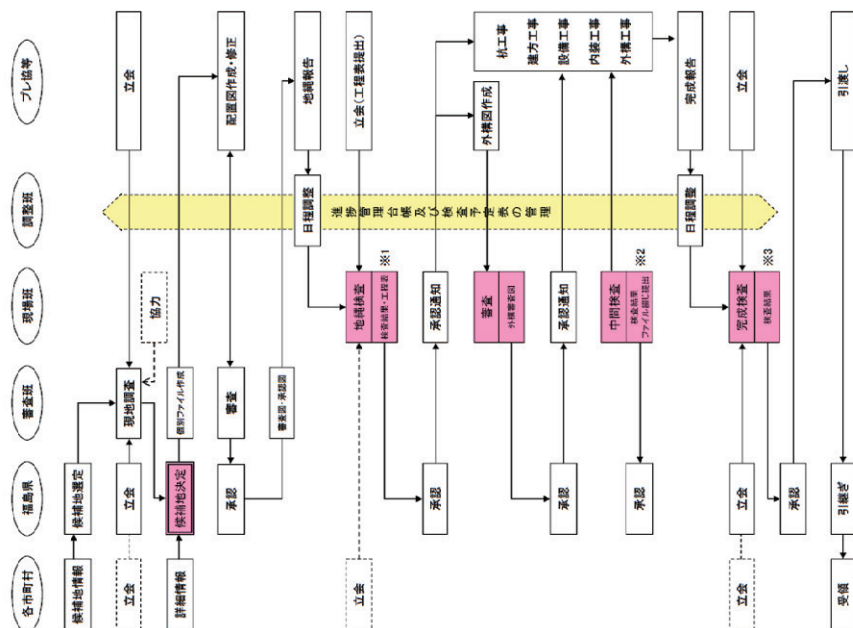
95

1. 業務概要

1-1 業務フロー

業務フローは下図のとおり

仮設住宅 各事業口一(案)



※「現地立ち会い①(縄張り)確認項目一覧表」作成の上、個別ファイルに綴じて、果敢担当者へ提出。

※2「現地立ち会い②(中間確認)確認項目一覧表」作成の上、個別ファイルに綴じて、集約括弧担当者へ提出。

「完成検査チェック表①～⑤」作成の上、個別ファイルに綴じて、県総括担当者へ提出。

後日、「完成図書」を受領し、手直し等確認の上、保総括担当者に提出

(様式6) 仮設住宅計画案

※記入条件等（本注記欄は、作成時消去可）

- ・住宅の平面、立面、仕様、計画におけるコンセプト及び解体・移築方法を記載してください。
- ・本図の大きさはA3版とし、2枚以内で作成してください。
- ・文字の大きさは本コメントと同等以上としてください。

(団体名)	
会社名	

1ー2 班ごとの業務内容

班ごとの業務内容は、次の表の通り

※各班の担当者の交代は、1週間程度の経験者を1人以上残しながら順次入れ替わるよう班長会議等で調整しながら進めて下さい。各班の構成人数も業務の状況に応じて適宜調整して下さい。

☆ 休業日は、班ごとに輪番等で取得すること。(班全体が休みことは不可)

☆ ここに記載のない業務でも適宜対応すること。

班名	業務内容	注意事項・配慮事項
審査班	(1) 設計審査・支援	設計内で配置図等の設計審査。 設計上の課題について検討。
	① 図面受理	・県担当者から指示 or メールで送信 ・図面に受理日を記入 ・データは、¥【B-16 審査班】に保存
	② 審査	・基本方針、審査チェックシートにより審査 ・玄間配置について方針確認が必要 ・審査経過(受理、審査、指示、打合等)を審査チェックシート、チェック図に記入 ・審査後、福島県職員に指摘事項等を説明 (公募は、直接業者指示→③)
	③ 指示	・業者に審査チェックシート(xls)、チェック図(pdf)をメール送信 ・データは、¥【B-16 審査班】に保存
	④ 進捗管理	・図面審査状況(受理日、指示日、承認日等)を管理 ・審査状況リスト(¥【B-16 審査班】¥図面審査状況(審査班))を更新
	⑤ 承認	・図面データを ¥【B-71】図面庫 ¥00 検討経過にコピー ・福島県で図面承認の決裁→決裁図面(写し)を受理承認日を確認 ・計画概要(承認時点)を調整班に報告 (公表まで保管)
	⑥ 公表後処理	・ファイル作成(背表紙に鉛筆書き「番号」「施設名」) ・ファイルを検査担当班へ引き継ぐ
	(2) 現地調査	仮設住宅建設候補地の調査 ・まだ候補地が不足している状況 ・市町村からの情報提供を受け、現地調査を県、市町村、プレ協の3者で実施 ・「土地調査書」(¥【B-11】土地調査書)に基づいて項目を確認 ・県側で土地調査書に情報を入力し、不足事項について市町村に入力を依頼 ・並行し、プレ協・業者が配置計画を作成

現場調整班	(1) 検査日程調整	○地縄検査、完成検査及び中間検査の日程管理 ・地縄検査：図面承認情報を福島県職員、審査班担当者から入手し、請負人(プレ協等)と日程調整をする。 ・完成検査：請負人から提出された工程表から完成検査予定日を管理台帳に入力(修正を含む)し、翌日以降の検査日程に反映する。 ・現場検査班から申し出のあった中間検査日程を検査予定表に反映する ○工程管理台帳 ・共有フォルダ(¥¥Eizeng-share¥share¥★仮設住宅関係★¥【B-01】工事進捗監理)内の進捗管理台帳及び検査予定表の管理 ・進捗管理台帳に図面承認日、地縄検査日、中間検査日、及び完成検査日の実績(決定した予定を含む)を入力する。毎日新しいファイルを作成して情報更新する。 ○現地調査・確認検査日程表 ・翌日の検査及び調査日程を決定し「現地調査、確認検査日程表」ファイルを毎日更新する。 ・プレ協との時間確認連絡は16時前後とする。 ※配置図承認後直ちに翌日地縄検査予定を組み込む場合が多々あるので連絡時間は、決裁状況を睨みながら判断する。 予定を連絡する前に高橋主査等に確認してもらう。 ○共有フォルダ(¥¥Eizeng-share¥share¥★仮設住宅関係★¥【B-15】検査班)内の「検査台帳」ファイルに進捗管理表の内容を反映する。 ・審査班より図面承認させたものを受けて整理番号を付けて台帳に記載し、一件は各班に渡す。(¥13訂正) ・新規物件情報や、現場代理人の連絡先等の情報を更新したら「検査台帳」を更新する。(フォルダー内に日付名の異なる新ファイルを作成する。 ・検査結果は各班長より情報を得て記入する。(¥13訂正)
現場検査班6班 (相双班、県北班、県中班、県南・いわき班、会津班、全県班)	(1) 地縄検査及び附帯事務	○ 地縄検査 ・承認図を基に地縄立会実施 ・検査時に工程表の提出を求める。 ・検査時に外構計画図の提出を求める ・検査時に入手した現場代理人の氏名、連絡先情報を現場調整班に報告する。(検査台帳更新時に反映する) ○ 検査時の指示に基づく図面修正の承認 ・Eメール等で現場から送られてくる図面を審査し、県担当者に確認の上、再修正、承認の通知をする。 ・検査結果報告をファイルに綴じて決裁にまわす。(県担当者に依頼)
	(2) 外構図承認	○ 外構計画図のチェック及び決裁 ・現場代理人からEメール等で提出される外構計画図を審査し、修正を指示する。必要に応じて福島県担当者の判断を仰ぐ。

	・修正指示は、必要に応じて現場で行う。(現場予定は、中間検査として現場調整担当と打ち合わせて決定する。) ・修正後の外構図が提出されたらファイルに綴じて決裁にまわす。(県担当者に依頼) ○中間検査 ・共有フォルダ (¥¥Eizeng-share¥share¥★仮設住宅関係★¥¥【B-15】検査班) 内の「検査台帳」ファイルを確認し中間検査実施日程を現場調整班と調整する。 ※検査台帳は周 1 回程度現場調整班が更新する。 ※このファイルは検査班で編集加工して支障ない。 ・ ・中間検査予定を現場代理人に通知し、実施する。 ・検査結果報告をファイルに綴じて決裁にまわす。(県担当者に依頼) ○完成検査 ・完成検査は、原則として福島県職員が同行する。 ・検査予定表に基づいて完成検査を実施する。 ・完成図書に手直しが必要な場合は、後日提出を認める。 ・検査結果報告をファイルに綴じて決裁にまわす。(県担当者に依頼) ・完成検査時の「別紙 4」、「別紙 6」の扱いは 23.6.1 班長会議協議事項による (6/13 訂正) ※決裁後の検査報告書は、別室に保管される。 ○工事完成図書の決裁 ・修正後の工事完成図書が提出された場合は、内容審査の上、検査報告書ファイルと抱き合わせて、決裁にまわす。(県担当者に依頼) ※決裁後の書類は、別室に保管 (5) 外構工事等の見積書の審査業務 (6/14 訂正) ○外構工事等の見積書の審査 ・外構工事等の見積書の審査の方法 (案) [ハバ] 建設委員会による (6/13 訂正) ・「仮設住宅建設に係る見積書の流れ」 参考 (6/14 訂正)
--	---

土地調査書

ラシク		記入者・所属・氏名		調査日	
市町村名				作成日	
名称					
所在地					
敷地面積		有効面積		建設戸数	
				概算 (配置計画図作成中)	
担当		連絡先			
先					
所有者		連絡先		連絡先	
協議状況					
現状復旧業務					
建設メーカー名		連絡先		連絡先	
建物配置上考慮すべき事項					
工作物等支障物件 (内外部)					
危険箇所及びその対策		ハザードマップ確認		無・有 (浸水深 m)	
除草、整地、進入路等の整備		土砂法確認		赤・黄・指定無	
状況					
近隣対策上の措置					
消防水理等確認		有		無	
イ 上水道		担当者		担当者	
ン 下水		連絡先		連絡先	
フ 電気・電話		連絡先		連絡先	
ラ ガス		連絡先		連絡先	
諸元		駐車場設置率		寒冷地仕様	
役所・役場				高齢者仕様	
利 駅・バス停					
保 育 所					
便 小 学 校					
中 学 校					
生活利便施設					
性 病院・診療所					
敷地図 (※)					
道路台帳					
水道台帳					
面 下水道台帳					
その他					

※敷地図は、敷地形状、面積がわかる縮尺、方位入りの図面
※「図面」欄は電子データであるかないか、また県へ提出済みか否かを明記してください。

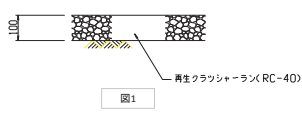
〇〇地区

項目	着眼点	該当項目	備考
1. 図面への明示	1 担当名・団地名・地名地番を明記してください。		
	2 付近見取り図（案内図）に敷地位置を明示してください。		
	3 方位を記載してください。		
	4 縮尺を記載してください。		
	5 敷地面積を記載してください。（面積は実測地を記載する）		
	6 6坪型、9坪型、12坪型のタイプ別戸数を記載してください。		
	7 集会所（談話室）の戸数を記載してください。		
	8 駐車場台数を記載してください。		
	9 案内板を明記してください。		
	10 敷地境界及び配膳基準点または基準線明示してください。		
	11 市町村との各種協議事項の協議状況を記載してください。		
2. 図面の表現	1 周辺道路（道路幅員）、道路、法面、工作物等を明記し、周辺環境を判断できるようにしてください。		
	2 敷地への出入り口には幅員を明示してください。		
	3 住棟と敷地境界線、工作物等の接近する箇所の寸法を表示してください。		
	4 住戸への入り口には▼を明記してください。		
	5 集会所（談話室）の玄関には、スロープを明記してください。		
	6 既存工作物等の撤去が必要な場合には明示してください。		
3. 配膳計画について	1 玄関同士を向かい合わせとして、住棟の長手方向を東西方向となるように配置してください。		
	2 居室の窓を掃き出し窓とってください。		
	3 掃き出し窓には縁側（またはステップ）等を設けて出入りには△を明示してください。		
	4 玄関が隅側となる住棟については、居室を南向きとってください。		
	5 屋外に入浴まりのスペースを設けてください。		
	6 住戸数を見直してください。		
	7 住棟へのアプローチを見直してください。		
	8 住棟配置を再検討してください。		

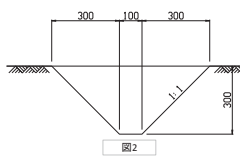
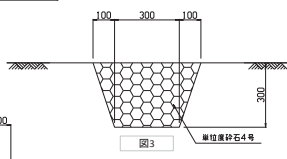
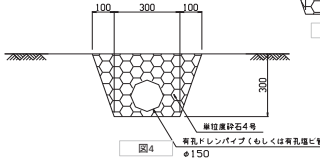
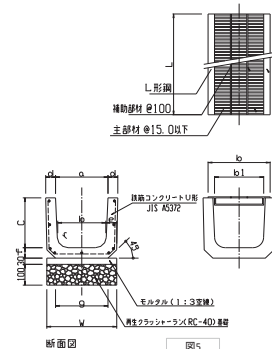
項目	着眼点	該当項目	備考
配置	1 駐車場は各住戸に1台を確保してください。		
	2 駐車スペースは2.5m×5.0m/台とってください。		
	3 駐車場の配置、形状を見直してください。		
	4 車路幅員は6.0mとってください		
	5 駐車場の仕上げを見直してください。		
	6 車両出入り口の工作物等の状況について明示してください。駐車場への動線を明確にしてください。		
	1 談話室は10～50戸に1箇所、集会所は50～100戸に1箇所配置してください。		
	2 談話室・集会所の周囲に、同規模の面積の多目的スペースを設けてください。		
	3 住戸数が200戸を超える場合には、高齢者福祉施設（床面積約300㎡）を建設できる空確保してください。		
	4 集会所（談話室）の配置を見直してください。		
	6 集会所（談話室）を有効配置する場合には適切に分散に分散して配置してください。		
6. 通路幅・住棟距離等について	1 歩行者と自動車の動線を明確に分離してください。		
	2 敷地内の主要道路の幅員は8.0m確保してください。		
	3 住棟の隣接間隔は標準4.0m(有効)とし、スロープ設置に對する通路として6.0m(有効)を確保してください。		
	4 スロープ設置対前は住戸数の10%以上とってください。		
	5 住棟と敷地境界線、工作物、法面等からは可能な限り5.0m程度の距離寸法を確保してください。（歩道等に隣接し、通行・作業等が可能であれば3.0mでよい）		
	1 受水槽及び浄化槽を図面に明記してください。		
	2 受水槽及び浄化槽の位置を見直してください。		
	3 浄化槽の計算式を明記し、人権を明記してください。		
	4 人権計算については6坪型=2人、9坪型=3.5人、12坪型=3.5人で計算してください。		
	5 ごみ置き場の位置を明記してください。（ごみ置き場は0.2㎡/戸とってください。）		
	7. 受水槽・浄化槽・ごみ置き場等について		

＜連絡先＞
福岡県 糸島市 住居地区 審判班
TEL：024-521-8049
FAX：024-521-7717
E-mail：eizen.kasetsusirisa@gmail.com

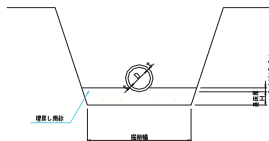
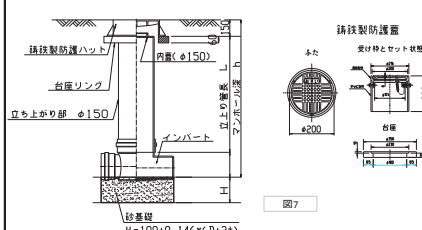
福島県応急仮設住宅の外構工事の方針

工種	仕様・規格及び留意事項	概要図	参考単価
1 敷地造成 (1) 草木伐採・すきとり (2) 大規模造成 (3) 整地 (4) 残土処分	・ 草木伐採、すきとりは必要最低限の量とする。 ・ 但し、敷地が盛土法面の上に造成されている場合等は、<u>草木伐採と表土すきとりを行う。</u>(範囲は法面から高低差の2倍の距離まで) ※ 原則行わない ・ 必要最小限の量とし、高低差処理は法面で行い、擁壁等の工作物は設置しない ・ 但し、敷地周囲に法面がある場合は、<u>法面付近へ雨水を集水させないように整地する。</u> ・ 地区内は砕石を敷きならすこととする ・ 砕石は原則として再生クラツシャーラン(RC-40)とするが、調達等に問題がある場合は協議事項とする ・ 砕石厚はt=100を標準とするが、<u>砕石厚については地盤の状況等により適宜変更する。</u>(図1) ・ 原則として残土は敷地外に処分する ただし、敷地のスペースに余裕がある場合には、良質土に限り飛散防止養生を行った上で、仮設期間後の復旧工事に敷地内にストックすることもできる	 図1	[0,000円/㎡] (RC-40 t=100)

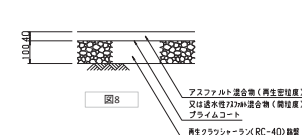
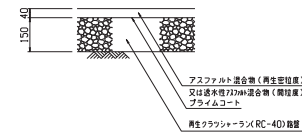
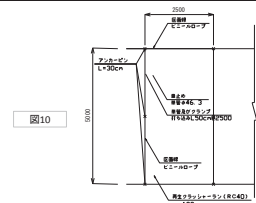
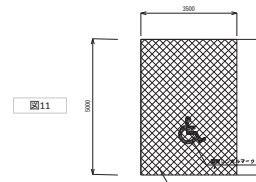
福島県応急仮設住宅の外構工事の方針

工種	仕様・規格及び留意事項	概要図	参考単価
2 雨水排水	・ 原則として雨水は地区内で処理するものとするが、大雨時を考慮して排水路を整備する ・ 外周部等人や車両の近づく恐れのない部分は、素掘り側溝とする ・ 住棟の軒先側は、素掘り側溝+単粒度砕石4号を整備する ・ 地盤状況等を考慮し、より排水を促す必要がある場合は、有孔排水管(φ100程度)を埋設する ・ 車道横断等の場合はU字溝等、強度を考慮した排水側溝を設置する ・ 雨水排水路の接続は管理者等の確認、許可を得ること。 ・ 雨水排水施設は次の仕様を標準とする ① 素掘り側溝型 (図2) ② 浸透トレンチ型 (素掘り側溝+単粒度砕石4号) (図3) ③ 有孔ドレンパイプ浸透トレンチ型 (素掘り側溝+単粒度砕石4号+有孔ドレンパイプ) (図4) ④ 有孔埋込管浸透トレンチ型 (素掘り側溝+単粒度砕石4号+有孔埋込管) (図4) ⑤ コンクリート側溝型 (U字溝・グレーチング蓋目タイプ込) (図5)	 図2  図3  図4  図5	[0,000円/㎡] [0,000円/㎡] [0,000円/㎡]

福島県応急仮設住宅の外構工事の方針

	工種	仕様・規格及び留意事項	概要図	参考単価												
3	汚水排水 (1) 管路等 (2) 浄化槽	- 原則として塩ビ管埋設型(勾配10%)とする - 管渠基礎は砂基礎を標準とする。基礎厚$H=100+0.146 \times (D+D^2)$ 但し、掘削土が砂質土の場合は掘削土を使用する(図6) - 最小管径はφ100とする - 車面が通行する箇所の軒蓋は防護蓋等とする(図7) - 公共下水との接続は、下水道管理者の確認、許可を得ること - 下水道管理者との協議により流量計算を行い管径等の決定をする - 公共下水道の未整備地区に設置する ※ 行政等との協議により容量、構造、方式等を決定するが、特に指定がない場合は下記によるものとする - 合併処理浄化槽とし、ユニット型の地上式とする - 処理方式はBOD除去型または高度処理型とする - 人槽算定はJIS A 3302Iに準ずる - 浄化槽の周囲は、網目フェンス($h=1.2m$)を設置し、出入口は施錠する。	 <table><tr><th>記号</th><th>D (mm)</th><th>H (mm)</th></tr><tr><td>50φ</td><td>10~40</td><td>100~400</td></tr><tr><td>50φ</td><td>45~60</td><td>400~600</td></tr><tr><td>50φ</td><td>70~90</td><td>700~900</td></tr></table> 図6  図7	記号	D (mm)	H (mm)	50φ	10~40	100~400	50φ	45~60	400~600	50φ	70~90	700~900	
記号	D (mm)	H (mm)														
50φ	10~40	100~400														
50φ	45~60	400~600														
50φ	70~90	700~900														

福島県応急仮設住宅の外構工事の方針

工種	仕様・規格及び留意事項	概要図	参考単価
4 車道	- 車道は原則として砕石敷きとするが、車椅子横断部等必要に応じてアスファルト舗装とする - 道路幅はW=6,000(住棟間W=8,000)を標準とする - アスファルト舗装をする場合はt=140とし、舗装構成は密粒アスファルト40mm、再生クラッシャーラン(RC-40)100mmとする(図8) - 積雪地において、除雪車が入る可能性がある場合は、アスファルト舗装t=190とし、舗装構成は、密粒アスファルト40mm、再生クラッシャーラン(RC-40)150mmとする(図9) - 再生クラッシャーラン(RC-40)の調達等に問題がある場合は協議事項とする	 図8  図9	[0,000円/㎡] [0,000円/㎡]
5 駐車場 (1) 一般 (2) 身障者等駐車場	※ 駐車場は1台/戸とし、身障者用駐車場は要望があった場合に設置する。 1台あたり2.5m×5.0mを標準とする - 区画はトラロープによる(図10) - 砕石敷き均しとし、構成は再生クラッシャーラン(RC-40)t=100mmとする - 車止めの設置は甲乙協議とする - 再生クラッシャーラン(RC-40)の調達等に問題がある場合は協議事項とする 設置にあたり、住戸との距離、動線に配慮する 1台あたり3.5m×5.0mとし、車椅子マーク(国際シンボルマーク)等を表示する(図11) - 身障者用駐車場及び住戸までの通路は、アスファルト舗装(t=140)とし、舗装構成は密粒アスファルト40mm、再生クラッシャーラン(RC-40)100mmとする - 再生クラッシャーラン(RC-40)の調達等に問題がある場合は協議事項とする	 図10  図11	[0,000円/台] [0,000円/台]

福島県応急仮設住宅の外構工事の方針

2011/5/3

工種	仕様・規格及び留意事項	概要図	参考単価
6 外灯・防犯灯	- 配置計画は、別紙「防犯灯の配置計画」を標準とする - 各住棟に設置される外灯で照度が確保できない場合は、別途外灯の設置を検討する - 防犯に配慮し配置を検討する - 設置方法は、可能な限り他の工作物（電柱、フェンス等）に共架することとし、適当なものがない場合は、独立柱型の外灯を設置する（図12） - 照明器具の設置高さは、車両の通行がある場合は、4.5m以上、ない場合は、3.0m以上とする - 独立柱型を庭園灯にする場合は協議事項とする - 配線は原則として架空配線とする - 点滅方式は自動点滅とするが、住戸の窓付近に設置する外灯は自動点滅＋タイマー式とする - 照明器具は防雨型とし、D種接地工事を施す	屋外灯 共架型 S=1:40 自動点滅型 40W防雨型（FL20W×2） 屋外灯 独立型 S=1:40 照明器具取付バンド L=5m 自動点滅型照明器具 40W防雨型（FL20W×2） 支柱パイプ φ59.6 L=0.4m 図12	[0,000円/台] [0,000円/台]

5/6

福島県応急仮設住宅の外構工事の方針

2011/5/3

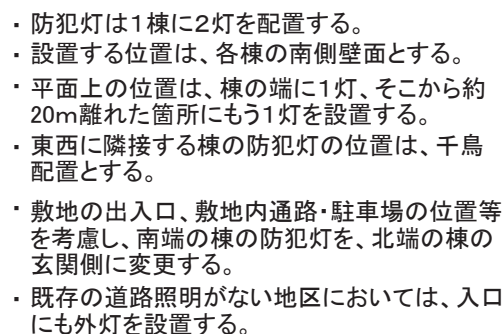
工種	仕様・規格及び留意事項	概要図	参考単価
7 囲障	- 囲障は敷地境界全周には必要なく、入居者に危険を及ぼす恐れがある場合にのみ設置する - 危険を及ぼす箇所とは、高低差のある箇所及び隣地との関係において危険と判断されるもの（車両の通行が多い、水路がある等）で、それぞれの団地の状況から判断する - 囲障は簡易的なものとし、危険な場所には松杭トラロープ欄（H=1,200@2,000、トラロープ3段）を標準とする（図13）	2000 トラロープ 10mm ステップ止め 3×400=1200 600 松杭木 末口φ100mm 図13	[0,000円/m]
8 ゴミ置場	※ 形式、容積等は市町村との協議に基づくものとするが、基準等がない場合は、以下のとおりとする - 概ね100戸当たり1ヶ所とし、0.2㎡/戸とする - 構造は簡易的なものとし、単管及び合板等で整備する（図14）	任意 断面図 φ46.3、L1500 コンパネ L1800、H900 1800 1800 平面図 φ46.3、L1500 コンパネ L1800、H900 900 900 φ46.3、L1500 コンパネ L1800、H900 図14	
9 案内板 ※ 団地内の案内を 目的に設置するもの	- 設置箇所は、動線計画に配慮するよう団地入口付近とする - 設置数は、100戸に1箇所程度とする - 材質はアルミ製とする - 寸法は、H800×W800程度とする		[0,000円/台]
10 掲示板 ※ 自治会等の情報発信を 目的に設置するもの	- 設置数は、団地内に設置される集会所及び談話室にそれぞれ1箇所を標準とする - 設置箇所は配置及び動線計画に基づき決定する - 材質はアルミ製とし、表面は合板レザークリア（グリーン）とする - 寸法は、H900×W1800程度とする		
10 受水槽	- 容量は水道事業者との協議により決定する - 基準等がない場合は、下記算定式により容量を算出する 受水槽容量（ℓ）＝計画人口（人）×200（ℓ/人）×0.5（日）÷0.8 - 受水槽の周囲は網目フェンス（h=1.8m）を設置し、出入口は施錠する		

6/6

施工業者は、以下の内容を確認し中間検査時までに提出すること。

地区名	住所	施工業者
項目	着眼点	確認欄 デザイン内容
草木伐採、鋤取り	必要箇所の範囲、深さとなっているか。 養生土がある場合、掘り出し量が最小限になっているか。	
敷地	敷地が整土地面の上に造成されている場合は、掘り出し量（掘削）は法面から高低差の2倍の距離まで。 土地利用を踏まえ、団地内のレベル差が最小限であるか。	
整地	掘削の地面状況に即した砕石巻き出し範囲、適切な砕石厚（標準は100）となっているか。	
排水設備	必要箇所の範囲となっているか。	
大規模造成※原則、行わない	法面が掘削の場合は養生マット等で養生を行っているか。	
その他	敷地周囲に法面がある場合は、法面へ雨水を集めしめるような配置しているか。 雨水排水路のある排水および工作物等について、適切な措置がとられているか。	
敷地内	敷地内の雨水処理を目的に溝造り等の設置されているか。	
排水設備	敷地全体の表面排水を整えた排水計画となっているか。	
排水設備	掘削先の断面および頂上高さは明確でないか。 掘削先の管理者の了解を得ているか。	
排水設備	掘削人口を減らす。暗ぼ、勾配、基礎（砂基礎）等は適当か。 掘削断面の土盛りが4.0cm以下の場合は管束の増強がされているか？ 下水管理者と協議を行っているか。	
排水設備	掘削後の流れが十分な経路となっているか。 掘削先の断面を、掘削後で把握していないか。 底上げより低い箇所となることはないか。	
排水設備	排水計画による排水勾配を整備した計画となっているか。	
排水設備	できるかぎり住戸や変電所から離れた位置となつていないか。	
排水設備	管理車両の停り付きに配慮した計画となっているか。	
排水設備	安全対策としての植木（樹目フェンス1.2m）がとられているのか。	
排水設備	掘削6m、仕工期間は8mの幅員が確保されているか。	
排水設備	掘削の深さ（標準は100）となっているか。 掘削が通過する経路はアスファルト舗装になつていないか。	
排水設備	勾配の修正。土砂留りの恐れはないか。流れがある場合は対策（溝など）は設けられているか。	
排水設備	公道入込ボックス	

平成23年5月3日
福島県土木部営繕課

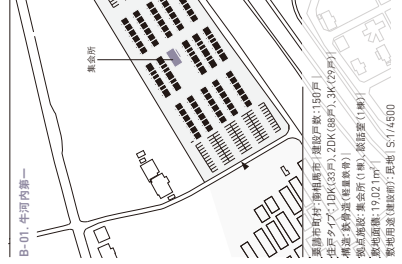
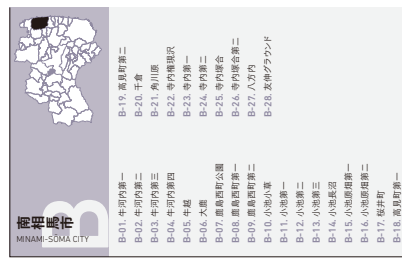
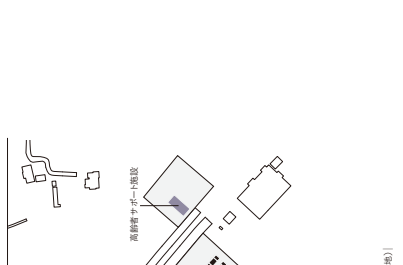
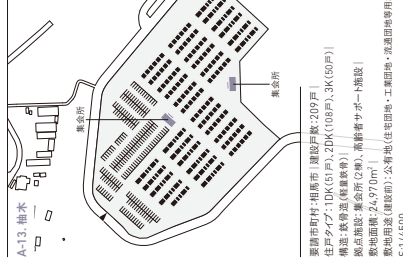
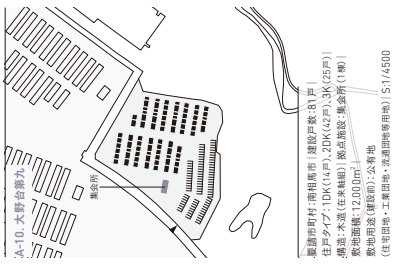
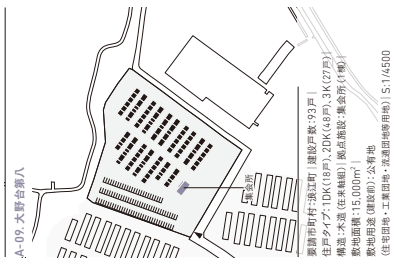
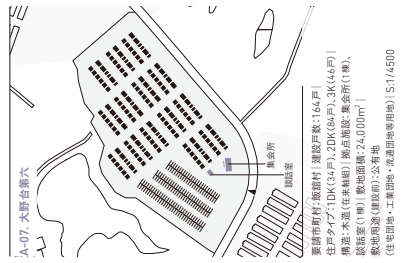
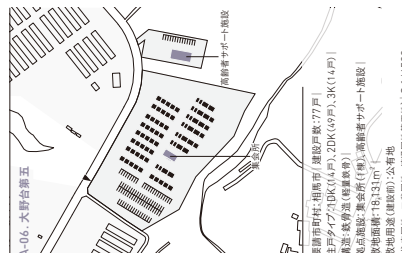
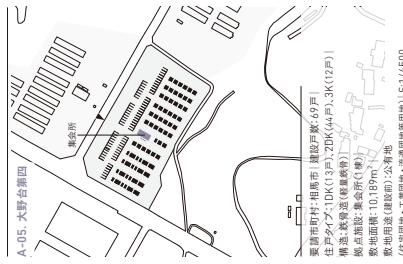
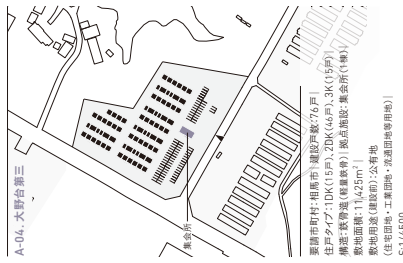
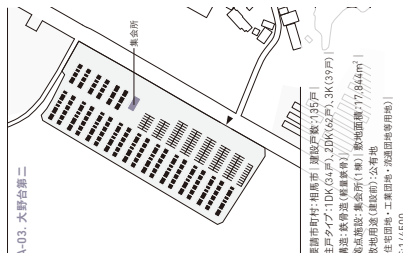
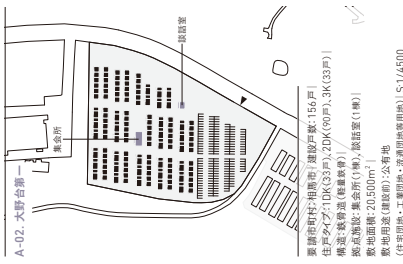
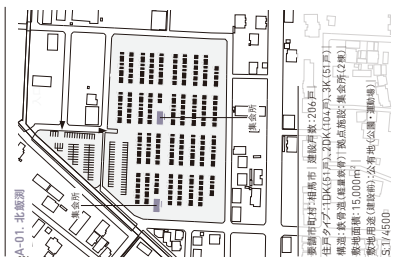


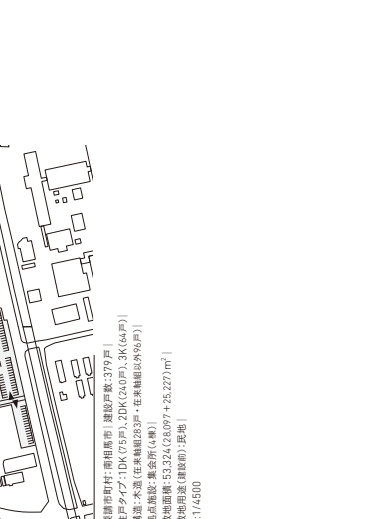
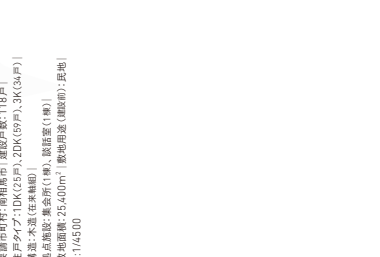
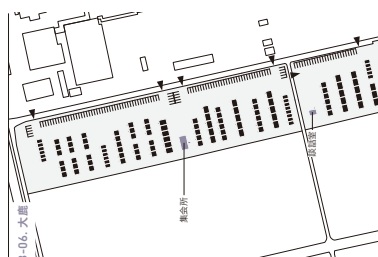
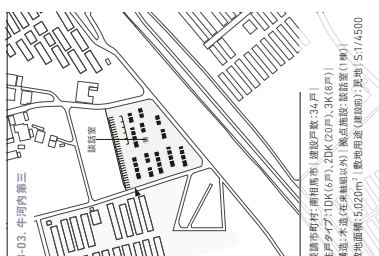
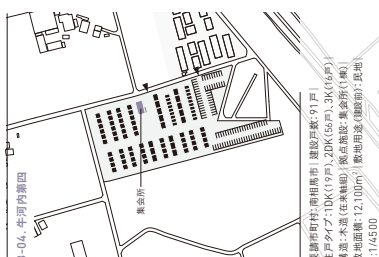
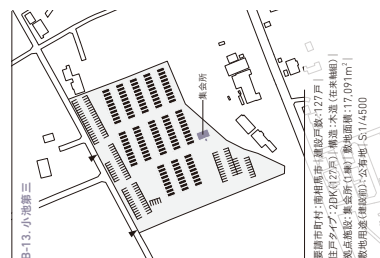
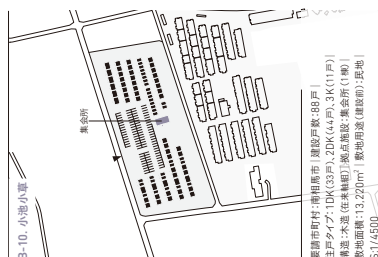


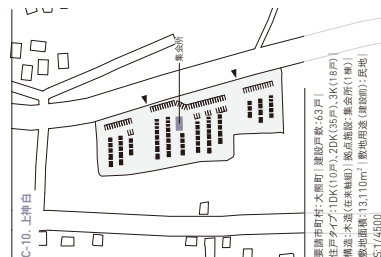
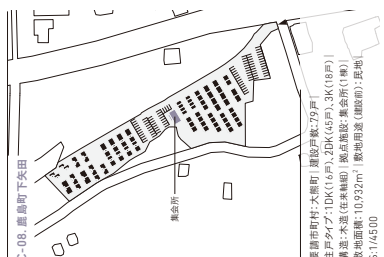
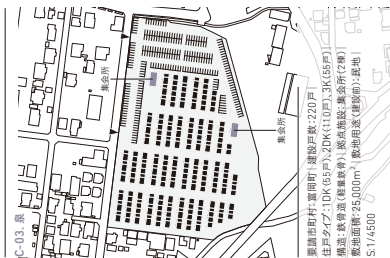
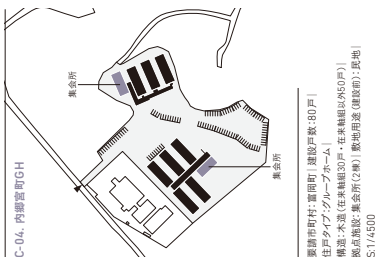
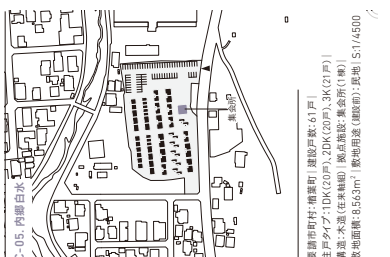
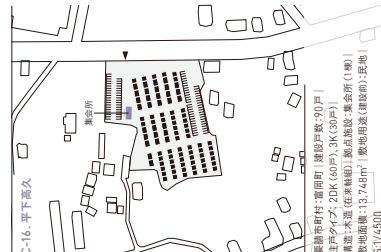
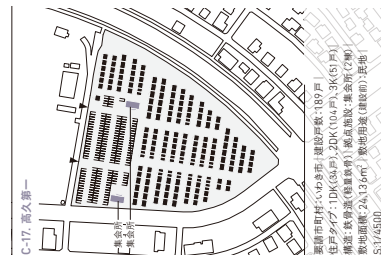
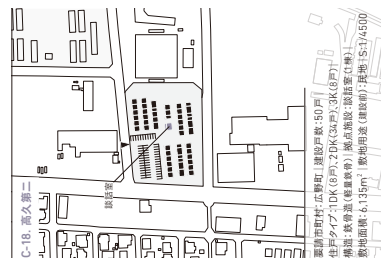
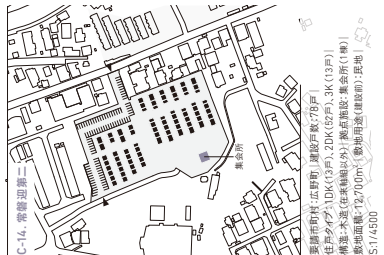
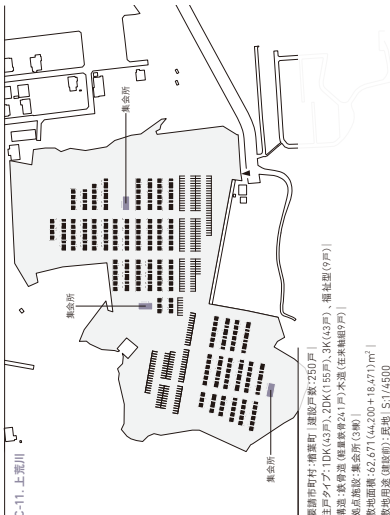
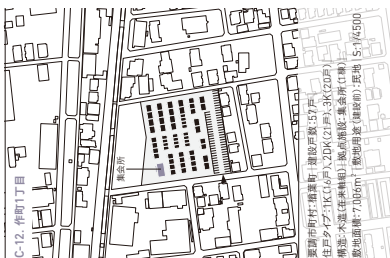
	項目	着眼点	チェック内容	
			確認欄	設計内容
区画のサイズ	配置計画	住戸数分の駐車台数が確保されているか。 歩行者利用者の安全を考慮し、往來と接していないか、歩行者動線が安心か。		
	区画のサイズ	幅W2.5m×D5.0m、身障者用駐車場はW+1mが確保されているか。		
	駐輪場			
	駐車場の区画の仕様	ロープによる区画制となっているか。		
	身障者用駐車場の位置	身障者用駐車場から住戸まで、最短経路となっているか。また、エレベーターに近接し、往來と接していないか。バス・タクシー乗り場になっているか。		
	身障者用駐車場の仕様	舗装材質は適切か。（多摩産アスファルト舗装マーキングは適切か。）		
外灯	配置計画	安全な、明るさは必要とし、眩しさを抑え、目眩防止のために2m以下に設置し、手配光となっているか。「防犯（犯罪対策）」を考慮しているか。		
	仕様	夜間のみ点灯となっているか。		
	配置	入居者に危険などを及ぼす恐れがある部分に適切に設置されているか、遮光部がないか。		
	仕様	木質サードフロア3段（H=12m）としているか。		
	適用基準等	市町村とは協議場所、仕様等の協議を行い、指導された内容に適合しているか。		
	設置箇所	照明が可視範囲スペースが確保されているか、設置時の目眩防止、眩しさを抑えること（眩しい場合は、通り抜け道路が必要）		
容量	容量	分別等も踏まえ、ゴミ搬送の回数が確保されているか。		
	仕様	市町村の指導等がない場合、建築士・合板の仕様になっているか。		
	同地規模に即した設置数量となっているか。（100戸につき1箇所、請取上げとする）			
	案内板	避難者を誘導した設置場所となっているか。		
	材料（アルミ複合板）・寸法（800×800）は適正か。			
	集合所及び相談室にそれぞれ設置されているか。			
表示板	配置計画	避難者を誘導した設置場所となっているか。		
	材料（アルミ複合板、裏面は合成樹脂貼り）・寸法（1800×900）は適正か			
	水廻り設備と協議を行っているか。			
	受水槽容量は適切か。（御定規程から確認）			
	上水と接続しやすい配置となっているか、排水給水の必要仕様の検討はされているか。			
	管理期間の満期付きに配慮した設置となっているか。			
受水槽	安全対策として、周囲に柵目フェンス（H=1.8m）の設置がされているか。			
	汚水との距離は30cm以上になっているか。			
	騒音対策			
	防振対策			
	防臭対策			
	防虫対策			

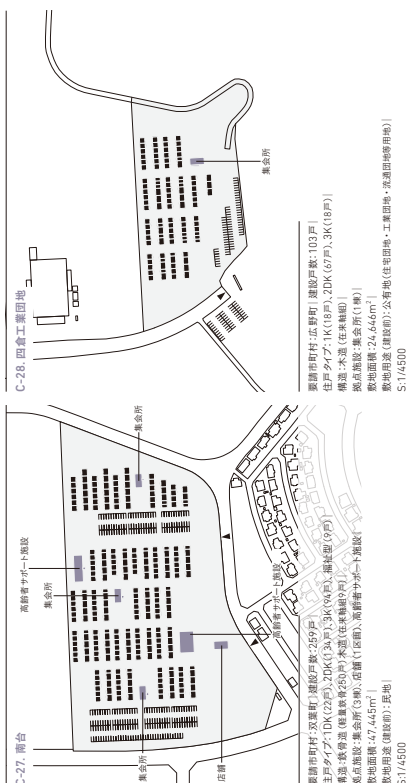
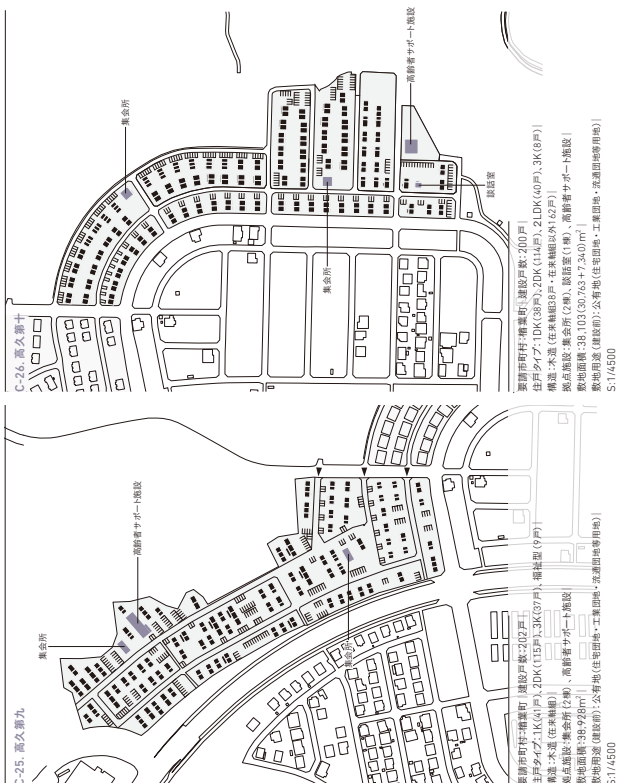
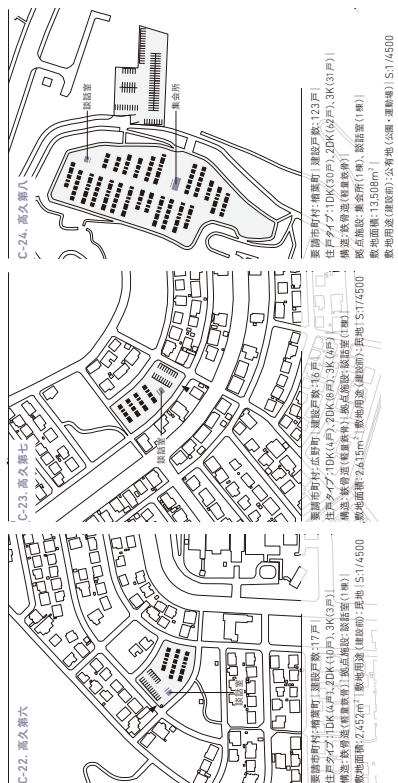
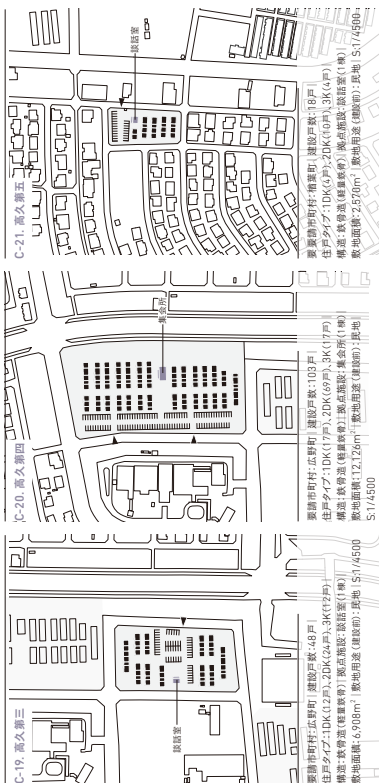


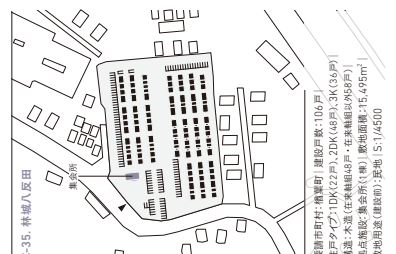
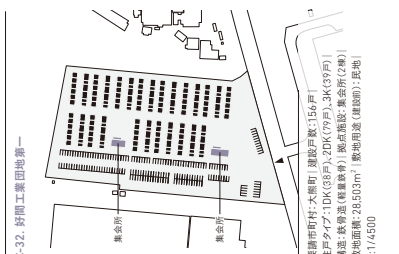
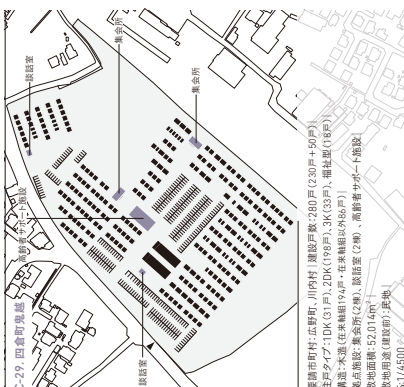
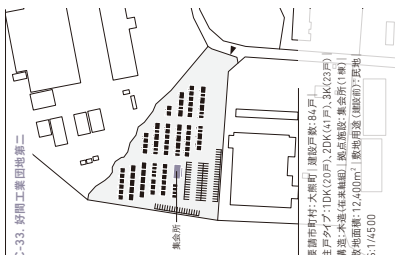
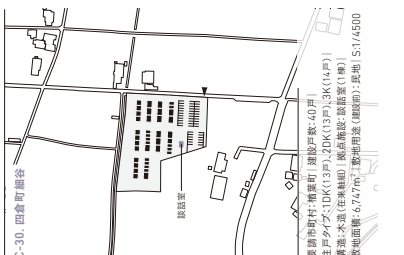
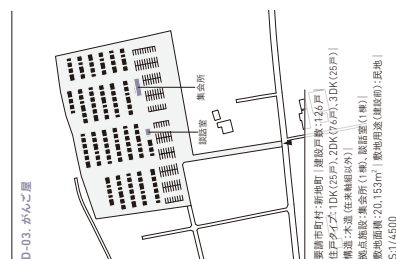
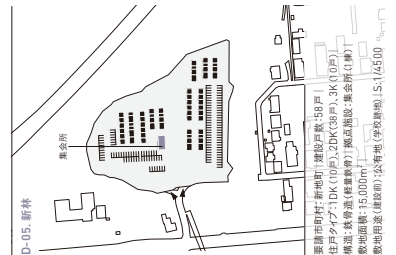
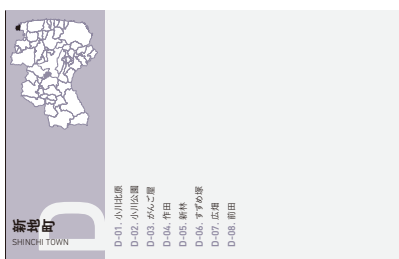
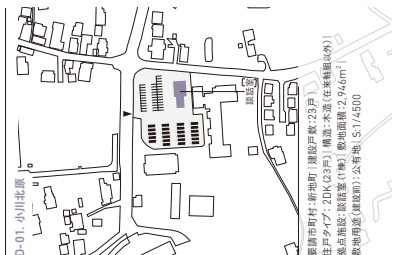
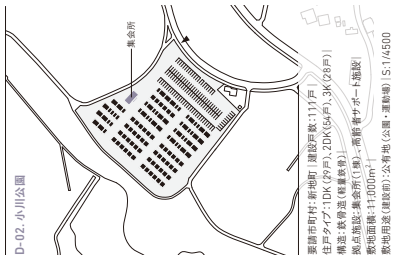
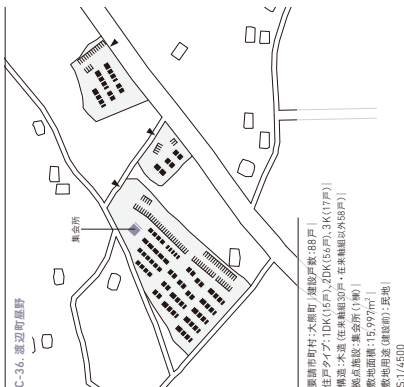
- A-01 北郡調
A-02 大野台第一
A-03 大野台第二
A-04 大野台第三
A-05 大野台第四
A-06 大野台第五
A-07 大野台第六
A-08 大野台第七
A-09 大野台第八
A-10 大野台第九
A-11 大野台第十
A-12 大野台第十一
A-13 相模

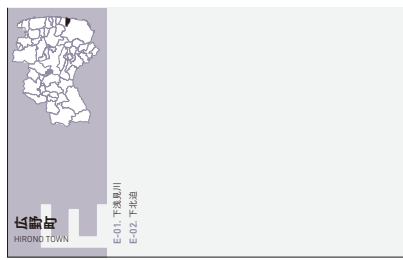
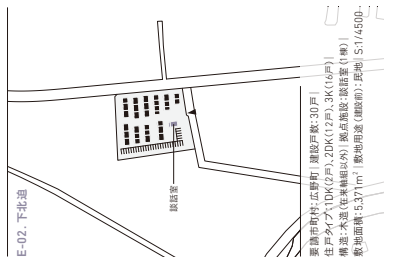
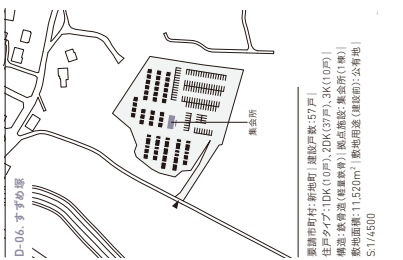
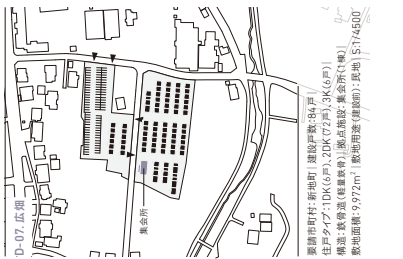
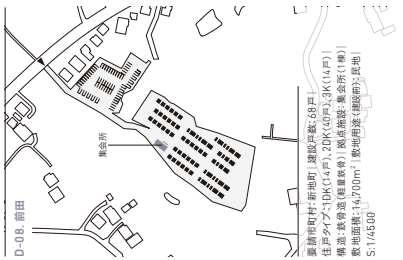
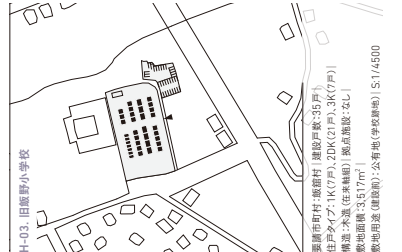
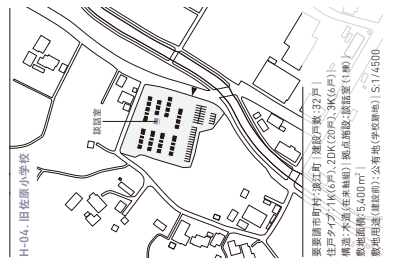
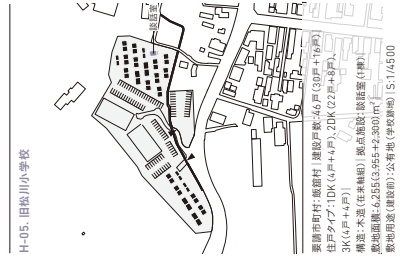
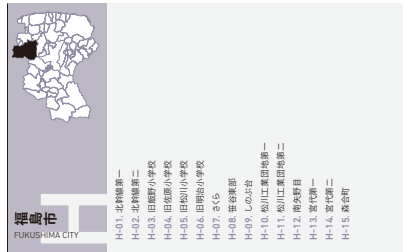
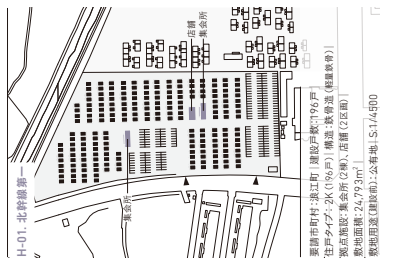
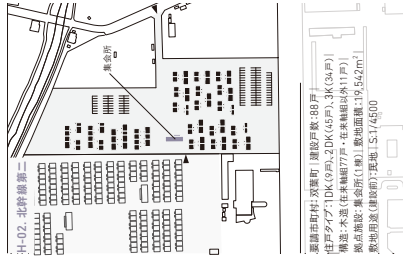
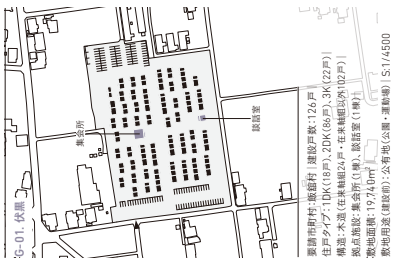


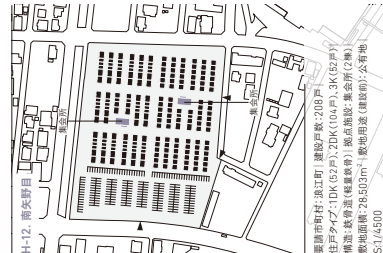
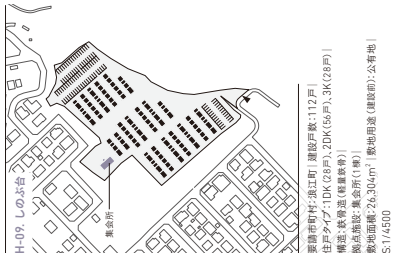
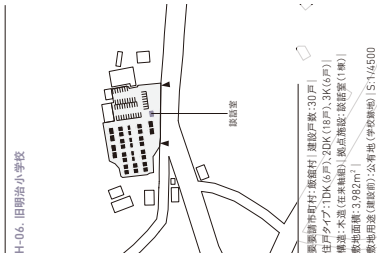
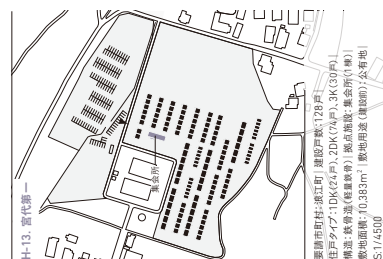
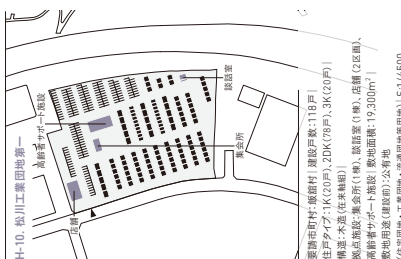
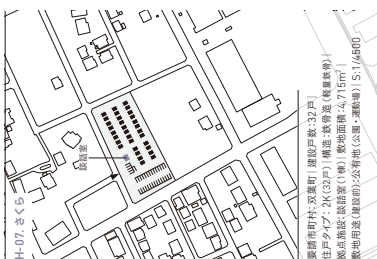
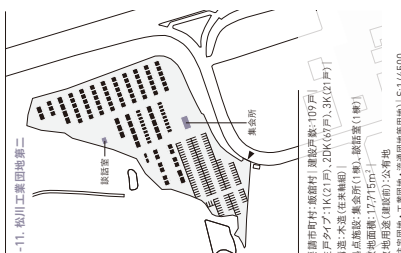
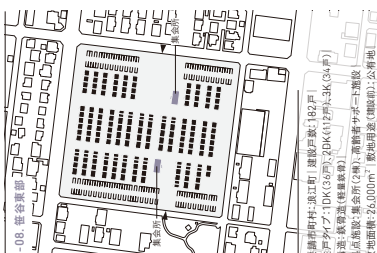
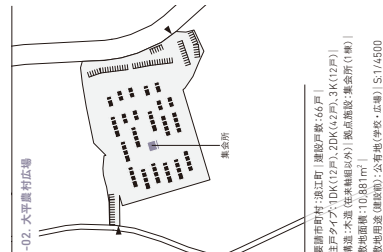
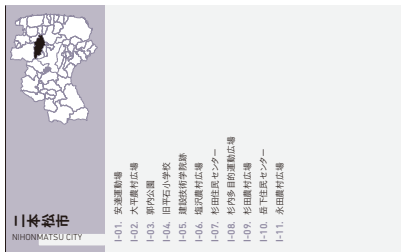
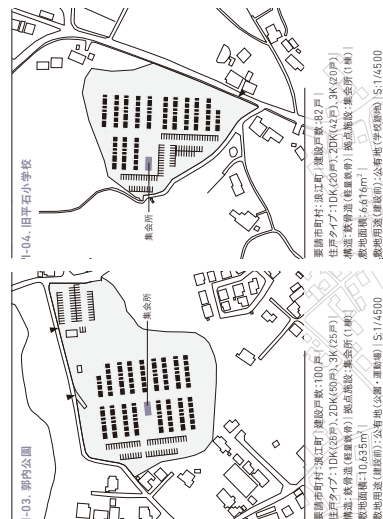
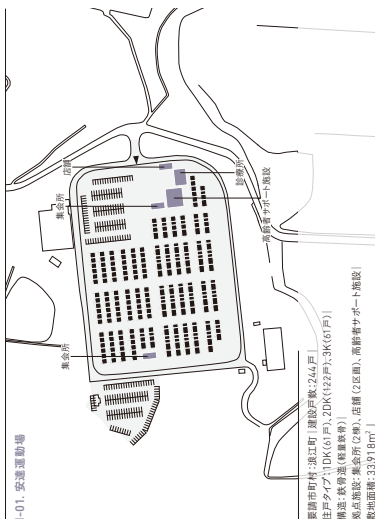


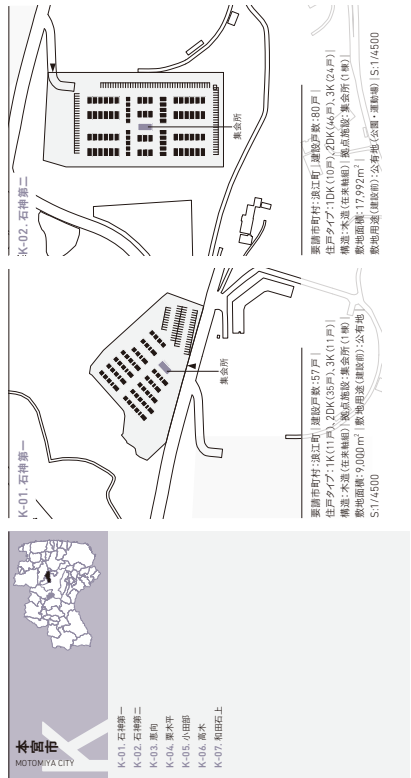
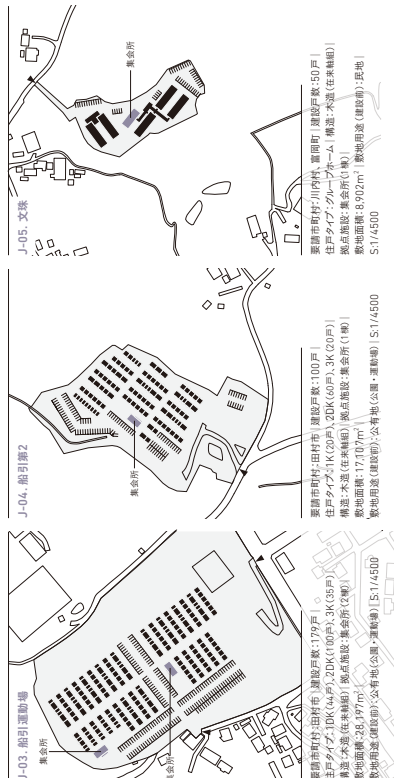
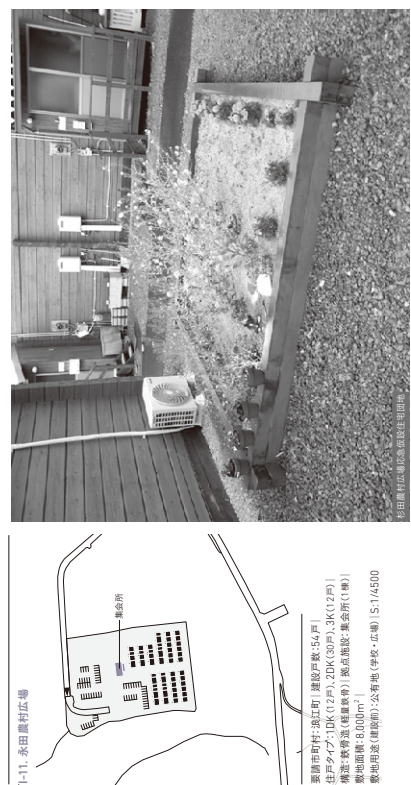
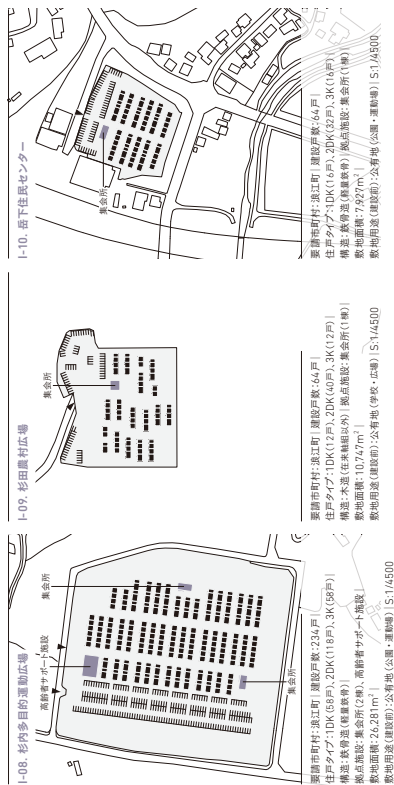
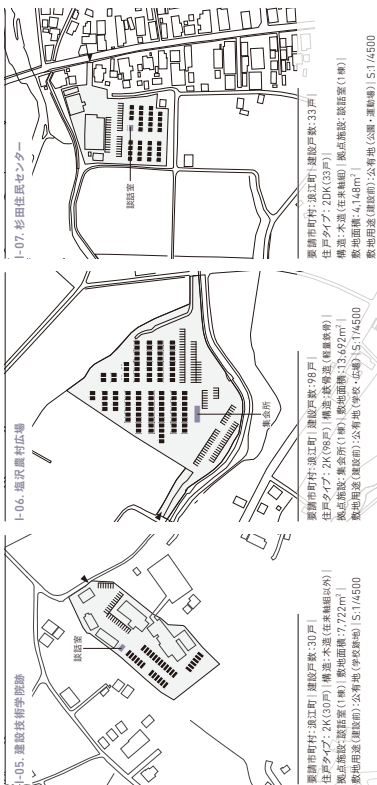




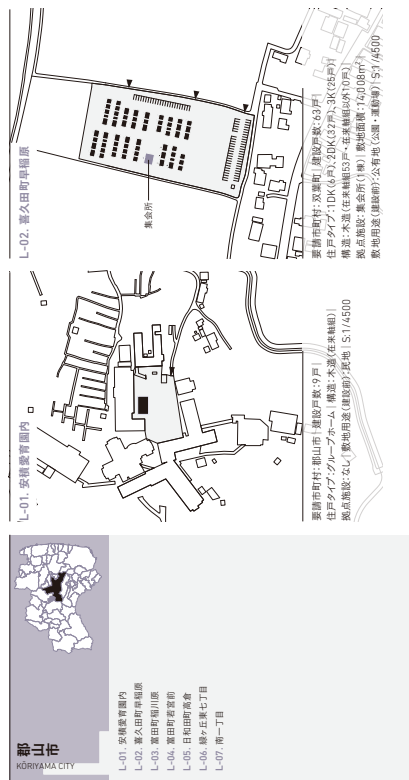
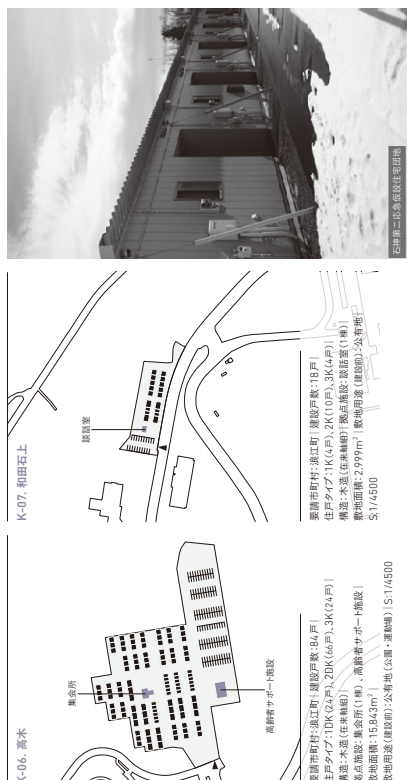
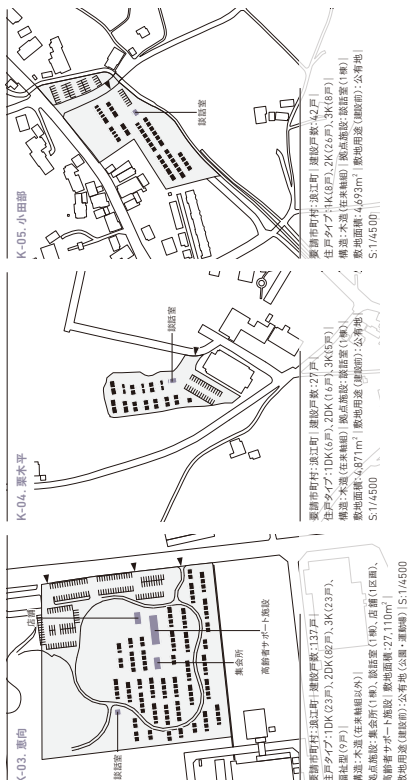
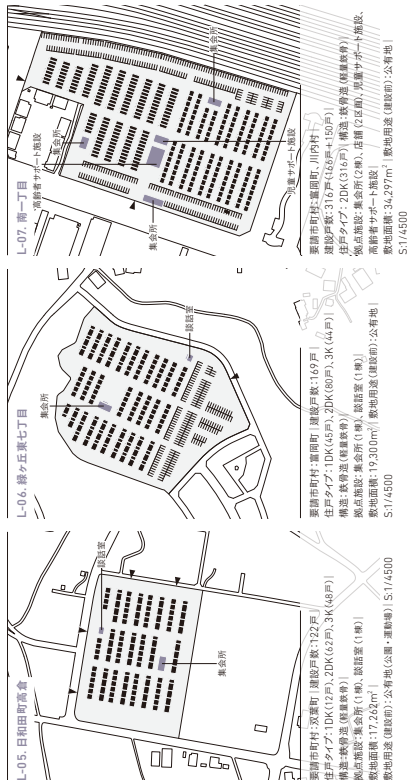
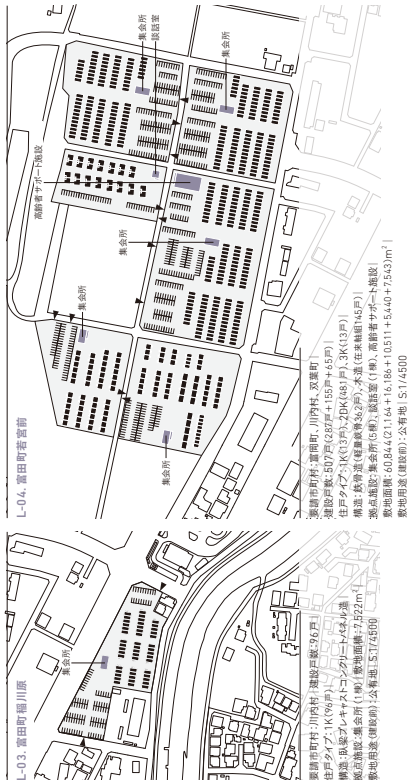




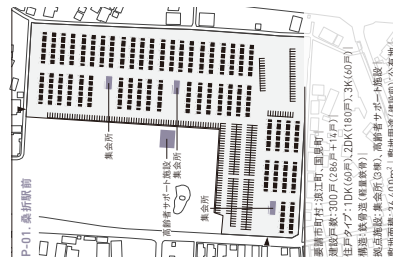
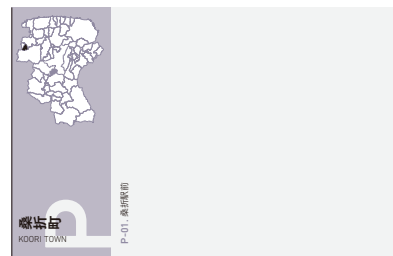
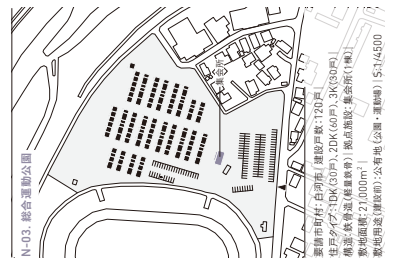
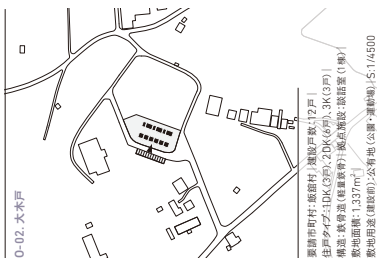
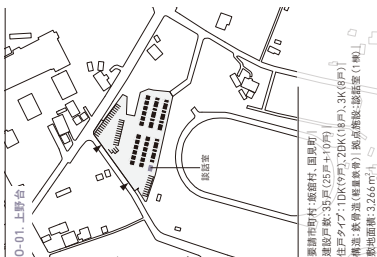
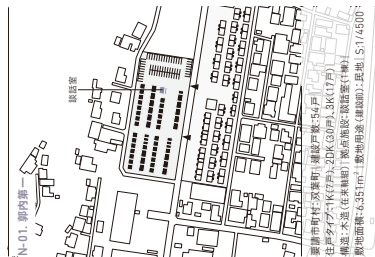
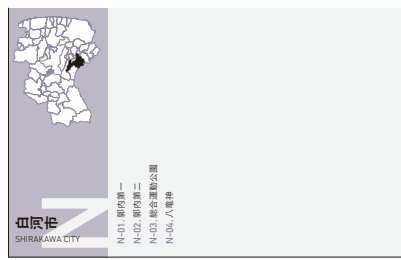
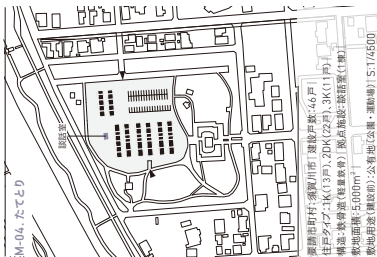
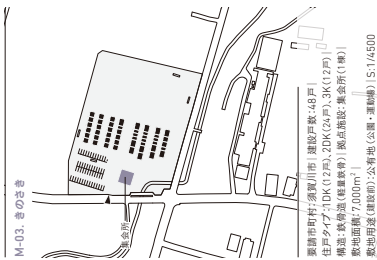


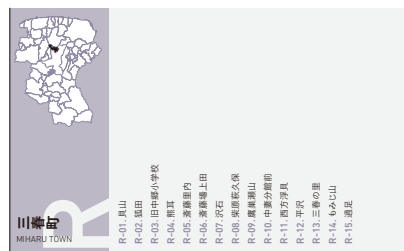
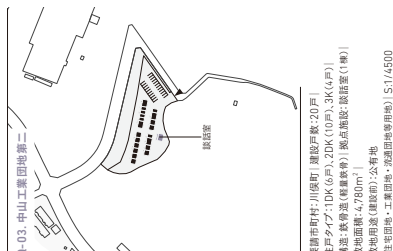
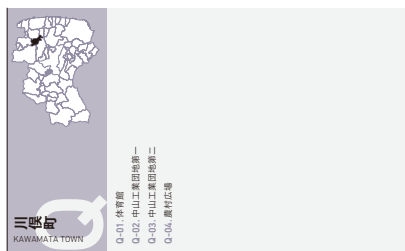
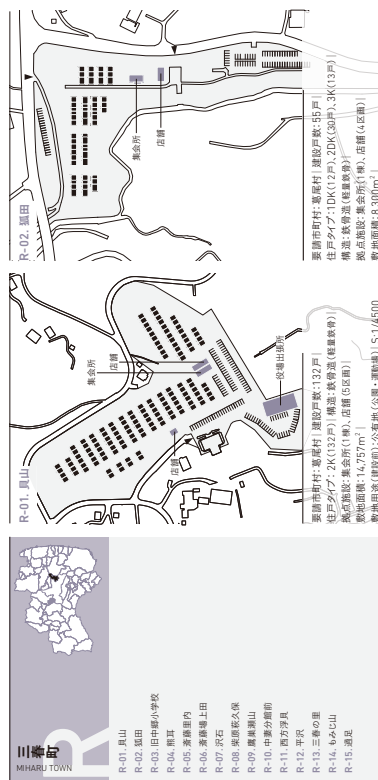
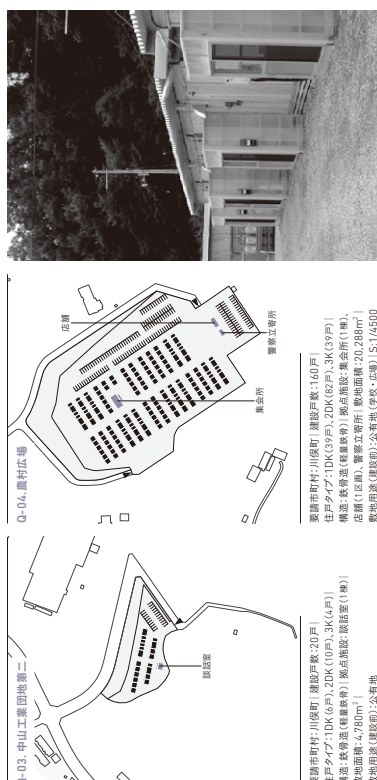
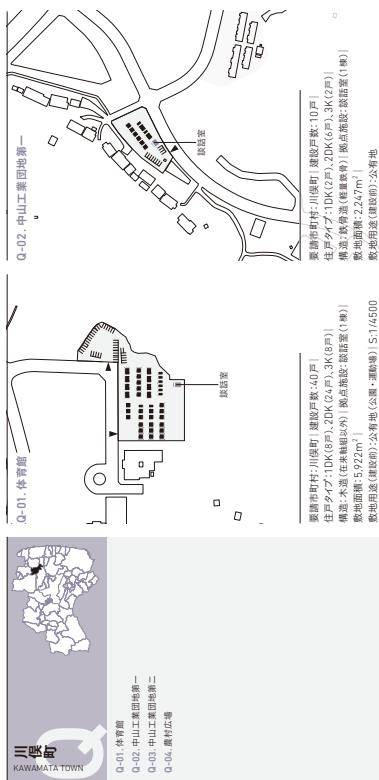
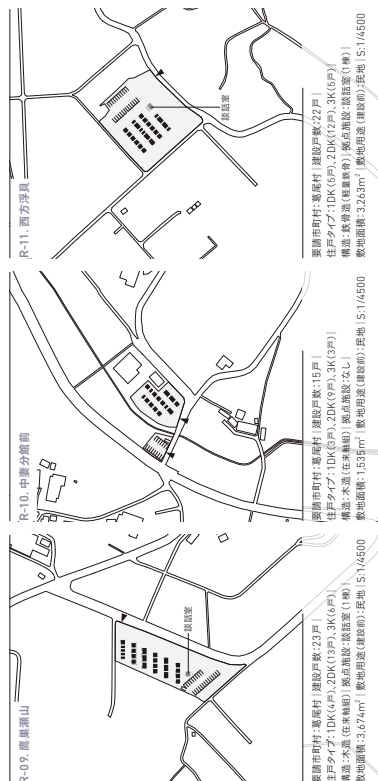
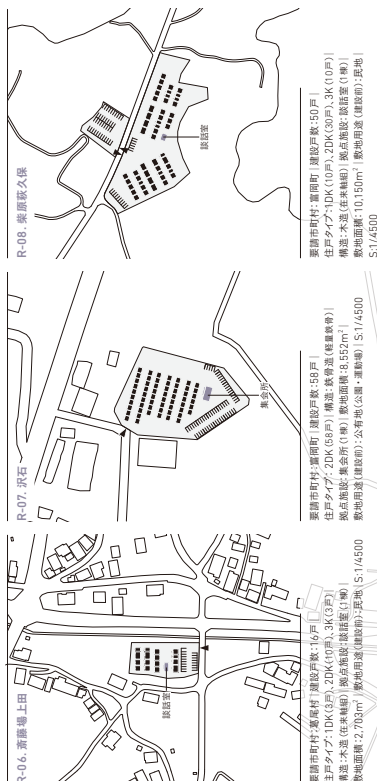
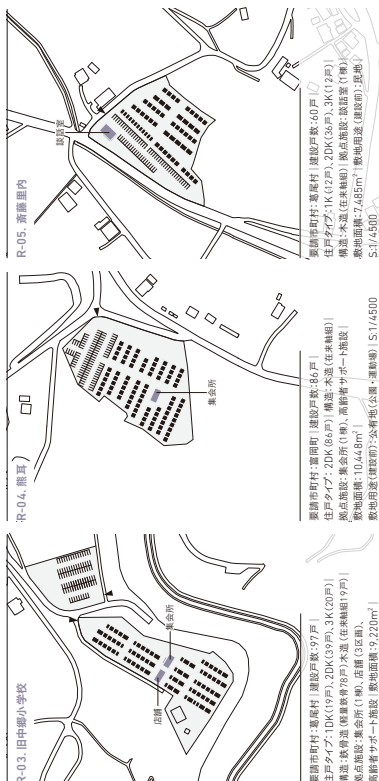


53 K 岸和田市 MOTOMIYA CITY | M 三好市 KōRIYAMA CITY | S 須賀川市 SUKAGAWA CITY



52 仮設住宅建設記録集 全日本一 (仮設)



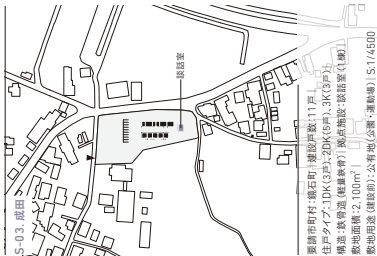




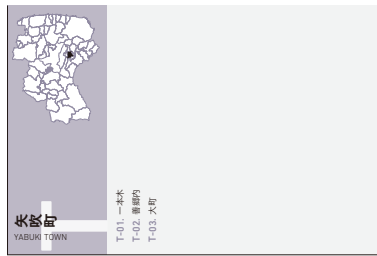
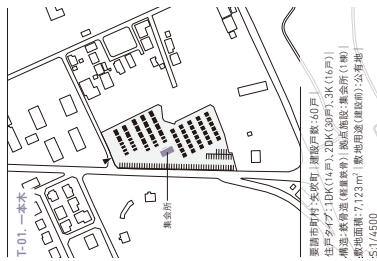
川崎町 多摩川沿いの住宅地



S-04. 前山



S-03. 前田



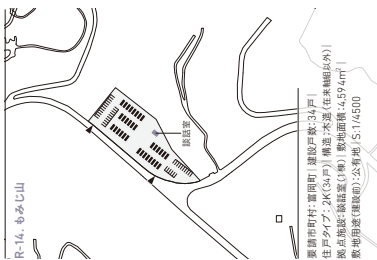
YABUKI TOWN



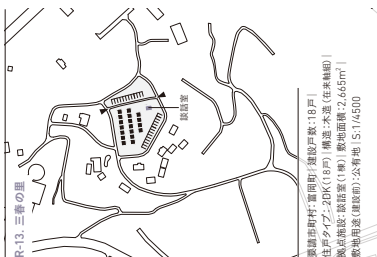
一本木 多摩川沿いの住宅地



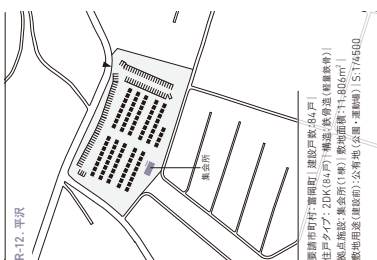
T-03. 大町



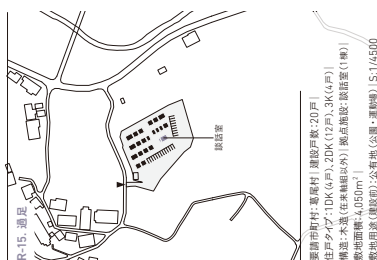
R-14. もみじ山



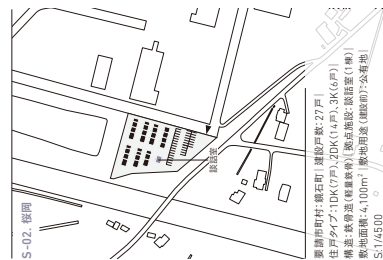
R-13. 三軒の里



R-12. 平沢



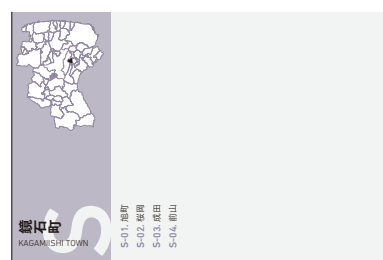
YABUKI TOWN



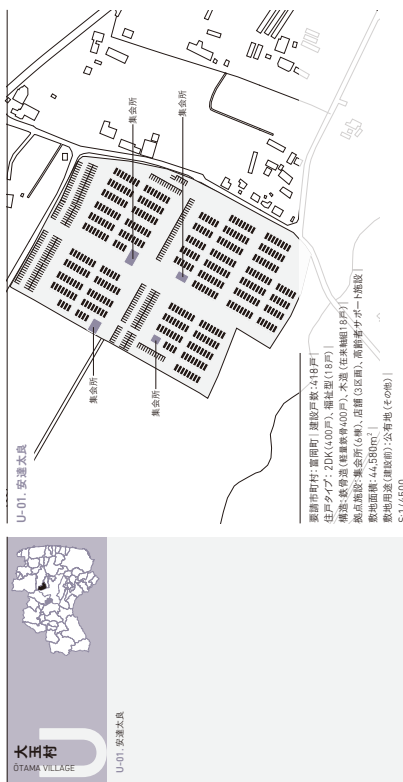
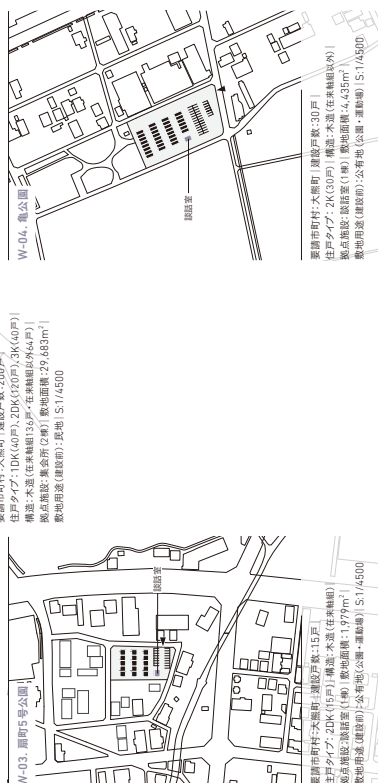
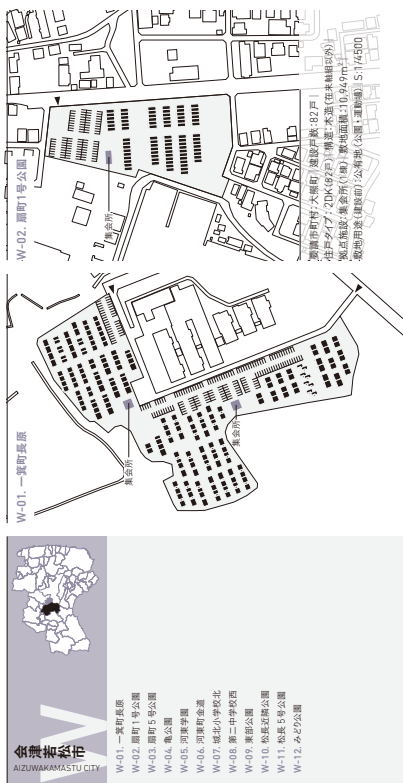
S-02. 保岡



S-01. 旭町

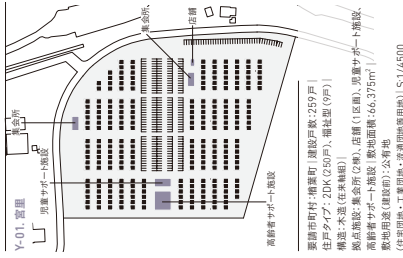


S-04. 前山





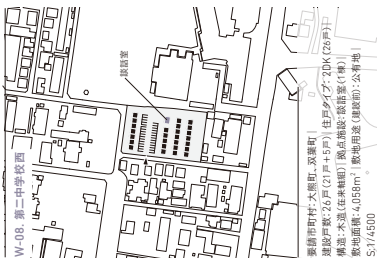
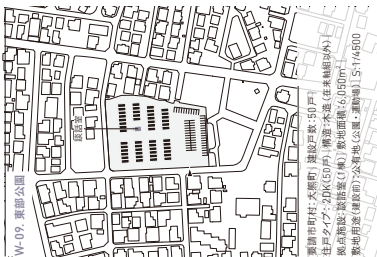
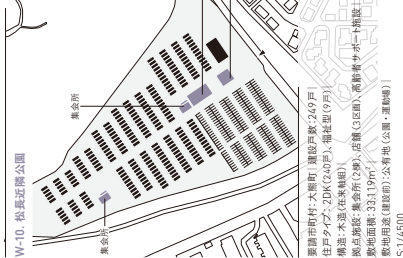
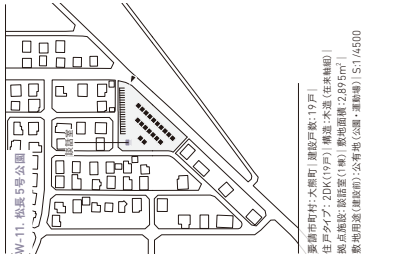
上川原町東部地区住宅団地

美田町
INAWASHIRO TOWN
X-01, 上川原伊勢振替田
AIZUMISATO TOWN
Y-01, 富里

上川原町東部地区住宅団地



富里下町公園地区住宅団地

W-08, 第二中学校西
W-09, 東部公園W-10, 松長公園
W-11, 松長5号公園
W-12, みどり公園

第一中学校東部地区住宅団地



W-12, みどり公園



Archives of
Temporary Housing Units
in Fukushima
Built for Evacuees of
the Great East Japan
Earthquake

仮設住宅アーカイブス
福島の応急仮設住宅
編著 柴崎 恭秀

001 福島市 | 笹谷東部応急仮設住宅 | 福島市笹谷字片目清水 | 182戸 | 浪江町 | プレハブユニット



002 福島市 | 南矢野目応急仮設住宅 | 福島市南矢野字中谷地 | 208戸 | 浪江町 | プレハブ組み立て



003 福島市 | 北幹線第一応急仮設住宅 | 福島市飯坂町平野字早川原 | 196戸 | 浪江町 | ハウスメーカー



004 福島市 | しのぶ台応急仮設住宅 | 福島市上鳥渡字しのぶ台 | 112戸 | 浪江町 | プレハブ組み立て



005 福島市 | さくら広応急仮設住宅 | 福島市さくら1丁目 | 32戸 | 双葉町 | ハウスメーカー



006 福島市 | 森合町第一応急仮設住宅 | 福島市森合町 | 18戸 | 浪江町 | プレハブ組み立て



007 福島市 | 宮代第一応急仮設住宅 | 福島市宮代字向上川原 | 128戸 | 浪江町 | 公募プレハブ組み立て



福島市 | 宮代第二応急仮設住宅 | 福島市宮代字一本松 | 48戸 | 浪江町 | 公募プレハブ組み立て



福島市 | 旧佐原小学校応急仮設住宅 | 福島市佐原字田中内 | 32戸 | 浪江町 | 公募木造



福島市 | 旧松川小学校応急仮設住宅 | 福島市松川町字福荷 | 46戸 | 飯舘村 | 公募木造



福島市 | 旧明治小学校応急仮設住宅 | 福島市飯野町明治字北小戸明利 | 30戸 | 飯舘村 | 公募木造



福島市 | 旧飯野小学校応急仮設住宅 | 福島市飯野町字西宮平 | 35戸 | 飯舘村 | 公募木造



福島市 | 松川工業団地第一応急仮設住宅 | 福島市松川町金沢字土目喜 | 118戸 | 飯舘村 | 公募木造



福島市 | 松川工業団地第二応急仮設住宅 | 福島市松川町金沢字土目喜 | 109戸 | 飯舘村 | 公募木造



015 福島市 | 北幹線第二応急仮設住宅 | 福島市飯坂町平野字内小原田 | 88戸 | 双葉町 | 公募木造



016 二本松市 | 郭内公園応急仮設住宅 | 二本松市郭内2丁目 | 100戸 | 浪江町 | プレハブ組み立て



017 二本松市 | 堀沢農村広場応急仮設住宅 | 二本松市中ノ目 | 98戸 | 浪江町 | ハウスメーカー



018 二本松市 | 安達運動場応急仮設住宅 | 二本松市油井字石倉 | 244戸 | 浪江町 | プレハブ組み立て



019 二本松市 | 岳下住民センター応急仮設住宅 | 二本松市三保内 | 64戸 | 浪江町 | プレハブ組み立て



020 二本松市 | 旧平石小学校応急仮設住宅 | 二本松市赤沢 | 82戸 | 浪江町 | プレハブ組み立て



021 二本松市 | 建設技術学院跡応急仮設住宅 | 二本松市安達ヶ原1丁目 | 30戸 | 浪江町 | ハウスメーカー (輸入協)



二本松市 | 杉田住民センター応急仮設住宅 | 二本松市西町 | 33戸 | 浪江町 | ハウスメーカー



022

二本松市 | 杉内多目的運動広場応急仮設住宅 | 二本松市西勝田字杉内 | 234戸 | 浪江町 | プレハブ組み立て



023

二本松市 | 永田農村広場応急仮設住宅 | 二本松市永田6丁目 | 54戸 | 浪江町 | プレハブ組み立て



024

二本松市 | 杉田農村広場応急仮設住宅 | 二本松市七ツ段 | 64戸 | 浪江町 | 公募木造



025

二本松市 | 大平農村広場応急仮設住宅 | 二本松市太子堂 | 66戸 | 浪江町 | 公募木造



026

伊達市 | 伏黒応急仮設住宅 | 伊達市伏黒字一本石 | 126戸 | 飯館村 | 公募木造



027

本宮市 | 高木応急仮設住宅 | 本宮市高木字黒作 | 84戸 | 浪江町 | 公募木造



028

出典：「仮設住宅アーカイブス：福島の応急仮設住宅」柴崎恭秀編著

029 本宮市 | 栗木平応急仮設住宅 | 本宮市和田字ヶ平 | 27戸 | 浪江町 | 公募木造



030 本宮市 | 和田石上応急仮設住宅 | 本宮市和田字石上 | 18戸 | 浪江町 | 公募木造



031 本宮市 | 石神第一応急仮設住宅 | 本宮市糠沢字石神 | 57戸 | 浪江町 | 公募木造



032 本宮市 | 石神第二応急仮設住宅 | 本宮市糠沢字石神 | 56戸 | 浪江町 | 公募木造



033 本宮市 | 小田部応急仮設住宅 | 本宮市糠沢字小田部 | 42戸 | 浪江町 | 公募木造



034 本宮市 | 恵向応急仮設住宅 | 本宮市荒井字恵向 | 137戸 | 浪江町 | 公募木造



035 国見町 | 藤田駅前応急仮設住宅 | 伊達郡国見町大字山崎字南田 | 43戸 | 国見町 | プレハブ組み立て



国見町 | 藤田日渡応急仮設住宅 | 伊達郡国見町大字藤田字日渡四 | 10戸 | 国見町 | プレハブ組み立て



国見町 | 上野台応急仮設住宅 | 伊達郡国見町大字森山字上野台 | 35戸 | 飯館村 | プレハブ組み立て



国見町 | 大木戸応急仮設住宅 | 伊達郡国見町大字大木戸字新田原 | 12戸 | 飯館村 | プレハブ組み立て



桑折町 | 桑折駅前応急仮設住宅 | 伊達郡桑折町字東段 | 300戸 | 桑折町・浪江町 | プレハブ組み立て



川俣町 | 農村広場応急仮設住宅 | 伊達郡川俣町大字東福沢字坊ノ入 | 160戸 | 川俣町 | プレハブ組み立て



川俣町 | 町体育館応急仮設住宅 | 伊達郡川俣町大字東福沢字万所内山 | 40戸 | 川俣町 | 公募木造



川俣町 | 中山工業団地第一応急仮設住宅 | 伊達郡川俣町大字簡沢字中山 | 10戸 | 川俣町 | プレハブ組み立て



043 川俣町 | 中山工業団地第二応急仮設住宅 | 伊達郡川俣町大字鶴沢字中山 | 20戸 | 川俣町 | プレハブ組み立て



044 大玉村 | 安達太良山急仮設住宅 | 安達郡大玉村玉井字増延平 | 418戸 | 富岡町 | ハウスメーカー



045 郡山市 | 南一丁目急仮設住宅 | 郡山市南1丁目 | 316戸 | 富岡町・川内村 | ハウスメーカー



046 郡山市 | 緑ヶ丘東7丁目急仮設住宅 | 郡山市緑ヶ丘東7丁目 | 169戸 | 富岡町 | プレハブ組み立て



047 郡山市 | 富田町若宮前急仮設住宅 | 郡山市富田町字若宮前 | 507戸 | 富岡町・双葉町・川内村 | ハウスメーカー・公営木造



048 郡山市 | 富田町稲川原急仮設住宅 | 郡山市富田町字稲川原 | 96戸 | 川内村 | プレキャストコンクリート組み立て



049 郡山市 | 事久田町早稲原急仮設住宅 | 郡山市事久田町早稲原字上ノ端 | 63戸 | 双葉町 | 公営木造



郡山市 | 日和田町高倉応急仮設住宅 | 郡山市日和田町高倉字瀬訪前 | 122戸 | 双葉町 | プレハブ組み立て



須賀川市 | かみきた急仮設住宅 | 須賀川市上北町 | 43戸 | 須賀川市 | プレハブ組み立て



須賀川市 | たてとり急仮設住宅 | 須賀川市館取町 | 46戸 | 須賀川市 | プレハブ組み立て



須賀川市 | きのさき急仮設住宅 | 須賀川市長沼町木之崎字前田 | 48戸 | 須賀川市 | プレハブ組み立て



須賀川市 | おおぶくろ急仮設住宅 | 須賀川市大袋町 | 40戸 | 須賀川市 | プレハブ組み立て



田村市 | 船引運動場急仮設住宅 | 田村市船引町船引字源次郎 | 179戸 | 田村市 | プレハブ組み立て



田村市 | 福祉の森公園急仮設住宅 | 田村市船引町船引字源次郎 | 37戸 | 田村市 | 公営木造



出典：「仮設住宅アーカイブス：福島の応急仮設住宅」柴崎恭秀編著

057 田村市 | 船引第二運動場応急仮設住宅 | 田村市船引町船引字寺ヶ入 | 100戸 | 田村市 | 公募木造



058 田村市 | 御前池公園応急仮設住宅 | 田村市船引町船引字石田 | 44戸 | 田村市 | 公募木造



059 三春町 | 熊耳応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字熊耳字南原 | 86戸 | 富岡町 | ハウスメーカー



060 三春町 | 平沢応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字平沢字谷 | 84戸 | 富岡町 | ハウスメーカー



061 三春町 | 三春の里応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字西字方字石畑 | 18戸 | 富岡町 | ハウスメーカー (全建建)



062 三春町 | もみじ山応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字西字方字石畑 | 34戸 | 富岡町 | ハウスメーカー (輸入組)



063 三春町 | 貝山応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字貝山字井堀田 | 132戸 | 葛尾村 | ハウスメーカー



三春町 | 沢石応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字沢石字梅梨 | 58戸 | 富岡町 | ハウスメーカー



三春町 | 田中郷小学校応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字柴原字柴原 | 97戸 | 葛尾村 | プレハブ組み立て・公募木造



三春町 | 狐田応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字狐田字沢口 | 55戸 | 葛尾村 | プレハブ組み立て



三春町 | 斎藤場上田応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字斎藤字場上田 | 16戸 | 葛尾村 | 公募木造



三春町 | 中妻分館前応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字鷹巣字大日向 | 15戸 | 葛尾村 | 公募木造



三春町 | 柴原萩久保応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字柴原字萩久保 | 50戸 | 富岡町 | 公募木造



三春町 | 斉藤里内応急仮設住宅 | 田村郡三春町大字斎藤字里内 | 60戸 | 葛尾村 | 公募木造



071 三春町 | 鷹巣瀬山の急仮設住宅 | 田村郡三春町大字鷹巣字瀬山 | 23戸 | 葛尾村 | 公募木造



072 三春町 | 過足急仮設住宅 | 田村郡三春町大字過足字ノ前 | 20戸 | 葛尾村 | 公募木造



073 三春町 | 西方浮貝急仮設住宅 | 田村郡三春町大字西方字浮貝 | 22戸 | 葛尾村 | プレハブ組み立て



074 鏡石町 | 旭町急仮設住宅 | 岩瀬郡鏡石町旭町 | 46戸 | 鏡石町 | プレハブ組み立て



075 鏡石町 | 前山急仮設住宅 | 岩瀬郡鏡石町前山ノ内 | 16戸 | 鏡石町 | プレハブ組み立て



076 鏡石町 | 成田急仮設住宅 | 岩瀬郡鏡石町成田 | 11戸 | 鏡石町 | プレハブ組み立て



077 鏡石町 | 桜岡急仮設住宅 | 岩瀬郡鏡石町桜岡 | 27戸 | 鏡石町 | プレハブ組み立て



078 白河市 | 総合運動公園急仮設住宅 | 白河市北山川原 | 120戸 | 白河市 | プレハブ組み立て



079 白河市 | 八竜神急仮設住宅 | 白河市八竜神 | 20戸 | 白河市 | プレハブ組み立て



080 白河市 | 郭内第一急仮設住宅 | 白河市郭内 | 54戸 | 双葉町 | 公募木造



081 白河市 | 郭内第二急仮設住宅 | 白河市郭内 | 66戸 | 双葉町 | 公募木造



082 矢吹町 | 一本木急仮設住宅 | 西白河郡矢吹町一本木 | 60戸 | 矢吹町 | プレハブ組み立て



083 矢吹町 | 善郷内急仮設住宅 | 西白河郡矢吹町善郷内 | 16戸 | 矢吹町 | プレハブ組み立て



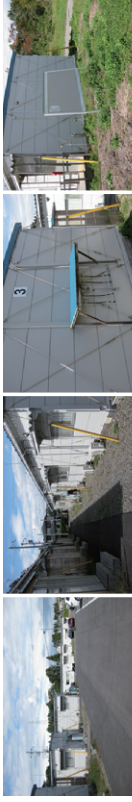
084 矢吹町 | 大町急仮設住宅 | 西白河郡矢吹町大町 | 9戸 | 矢吹町 | プレハブ組み立て



出典：「仮設住宅アーカイブス：福島の応急仮設住宅」柴崎恭秀編著

085

西郷村 | 狼山合の急仮設住宅 | 西白河郡西郷村大字小田倉字狼山合 | 42戸 | 西郷村 | プレハブ組み立て



086

会津若松市 | 松島近隣公園の急仮設住宅 | 会津若松市一貫町松島長1丁目 | 249戸 | 大熊町 | ハウスメーカー



087

会津若松市 | 松島5号公園の急仮設住宅 | 会津若松市一貫町松島長6丁目 | 19戸 | 大熊町 | ハウスメーカー(全建連)



088

会津若松市 | 扇町5号公園の急仮設住宅 | 会津若松市一貫町大字亀賀字藤原 | 15戸 | 大熊町 | ハウスメーカー(全建連)



089

会津若松市 | 河東学園の急仮設住宅 | 会津若松市河東町南高野字館ノ内 | 83戸 | 大熊町 | ハウスメーカー



090

会津若松市 | 扇町1号公園の急仮設住宅 | 会津若松市扇町 | 182戸 | 大熊町 | ハウスメーカー



091

会津若松市 | 亀公園の急仮設住宅 | 会津若松市真宮新町北2丁目 | 30戸 | 大熊町 | ハウスメーカー



092

会津若松市 | みどり公園の急仮設住宅 | 会津若松市真宮新町北4丁目 | 18戸 | 大熊町 | ハウスメーカー(全建連)



093

会津若松市 | 第二中学校西の急仮設住宅 | 会津若松市城前 | 26戸 | 双葉町 | ハウスメーカー(全建連)



094

会津若松市 | 東部公園の急仮設住宅 | 会津若松市松町 | 50戸 | 大熊町 | ハウスメーカー



095

会津若松市 | 城北1号学校の急仮設住宅 | 会津若松市城北町 | 54戸 | 大熊町 | 公霧木造



096

会津若松市 | 一貫町長原地区の急仮設住宅 | 会津若松市一貫町大字松島長字下長原 | 172戸 | 大熊町 | 公霧木造



097

会津若松市 | 河東町金道地区の急仮設住宅 | 会津若松市河東町郡山字休米石 | 27戸 | 大熊町 | 公霧木造



098

会津若松市 | 宮里の急仮設住宅 | 大沼郡会津美里町字宮里 | 259戸 | 梅葉町 | ハウスメーカー(木住協)



出典：「仮設住宅アーカイブス：福島の応急仮設住宅」柴崎恭秀編著

099 猪苗代町 | 上川原応急仮設住宅 | 耶麻郡猪苗代町大字川桁字上川原 | 10戸 | 双葉町 | 公募木造



106

相馬市 | 大野台第四応急仮設住宅 | 相馬市大野台2丁目 | 69戸 | 相馬市 | プレハブ組み立て



100 相馬市 | 北飯沼応急仮設住宅 | 相馬市北飯沼2丁目 | 206戸 | 相馬市 | プレハブ組み立て



107

相馬市 | 大野台第五応急仮設住宅 | 相馬市大野台2丁目 | 77戸 | 相馬市 | プレハブ組み立て



101 相馬市 | 刈敷田第一応急仮設住宅 | 相馬市新沼字刈敷田 | 48戸 | 相馬市 | プレハブ組み立て



108

相馬市 | 大野台第六応急仮設住宅 | 相馬市大野台2丁目 | 164戸 | 飯館村 | 公募木造



102 相馬市 | 刈敷田第二応急仮設住宅 | 相馬市新沼字刈敷田 | 24戸 | 相馬市 | プレハブ組み立て



109

相馬市 | 大野台第七応急仮設住宅 | 相馬市大野台2丁目 | 162戸 | 南相馬市 | 公募木造



103 相馬市 | 大野台第一応急仮設住宅 | 相馬市大野台2丁目 | 156戸 | 相馬市 | プレハブ組み立て



110

相馬市 | 大野台第八応急仮設住宅 | 相馬市大野台2丁目 | 93戸 | 浪江町 | 公募木造



104 相馬市 | 大野台第二応急仮設住宅 | 相馬市大野台2丁目 | 135戸 | 相馬市 | プレハブ組み立て



111

相馬市 | 大野台第九応急仮設住宅 | 相馬市大野台2丁目 | 81戸 | 南相馬市 | 公募木造



105 相馬市 | 大野台第三応急仮設住宅 | 相馬市大野台2丁目 | 76戸 | 相馬市 | プレハブ組み立て



112

相馬市 | 油木応急仮設住宅 | 相馬市油木字石橋 | 209戸 | 相馬市 | プレハブ組み立て

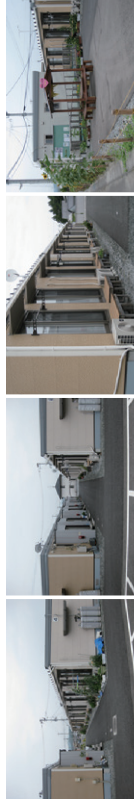


出典：「仮設住宅アーカイブス：福島の応急仮設住宅」柴崎恭秀編著

113 南相馬市 | 寺内第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区寺内字前田 | 81戸 | 南相馬市 | ハウスメーカー



114 南相馬市 | 寺内第二応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区寺内字三里 | 40戸 | 南相馬市 | ハウスメーカー



115 南相馬市 | 角川原第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区角川原字前川原 | 76戸 | 南相馬市 | ハウスメーカー



116 南相馬市 | 小池第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区小池字原畑 | 66戸 | 南相馬市 | ハウスメーカー



117 南相馬市 | 小池第二応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区小池字原畑 | 26戸 | 南相馬市 | ハウスメーカー



118 南相馬市 | 小池第三応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区小池字原畑 | 127戸 | 南相馬市 | ハウスメーカー



119 南相馬市 | 小池原畑第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区小池字原畑 | 48戸 | 南相馬市 | ハウスメーカー



南相馬市 | 友伸グラウンド応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区小池字小章 | 138戸 | 南相馬市 | ハウスメーカー



南相馬市 | 千倉第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区千倉北千倉 | 94戸 | 南相馬市 | プレハブ組み立て



南相馬市 | 鹿島西町公園第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区西町3丁目 | 27戸 | 南相馬市 | プレハブ組み立て



南相馬市 | 鹿島西町第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区西町2丁目 | 124戸 | 南相馬市 | プレハブ組み立て



南相馬市 | 鹿島西町第二応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区西町3丁目 | 22戸 | 南相馬市 | プレハブ組み立て



南相馬市 | 寺内塚第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区寺内字塚合 | 174戸 | 南相馬市 | 公営プレハブ組み立て



南相馬市 | 小池長沼第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区小池字長沼 | 200戸 | 南相馬市 | 公営木造



127

南相馬市 | 牛河内第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区牛河内字与手五郎内 | 150戸 | 南相馬市 | 公募プレハブユニット



128

南相馬市 | 牛河内第二応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区牛河内字与手五郎内 | 78戸 | 南相馬市 | 公募木造



129

南相馬市 | 牛河内第三応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区牛河内字山崎 | 34戸 | 南相馬市 | 公募木造



130

南相馬市 | 牛河内第四応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区牛河内字山崎 | 91戸 | 南相馬市 | 公募木造



131

南相馬市 | 寺内塚合第二応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区寺内字塚合 | 181戸 | 南相馬市 | 公募木造



132

南相馬市 | 寺内権現沢第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区寺内字権現沢 | 148戸 | 南相馬市 | 公募木造



133

南相馬市 | 小池小草第一応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区小池字小草 | 88戸 | 南相馬市 | 公募木造



134

南相馬市 | 小池原畑第二応急仮設住宅 | 南相馬市鹿島区小池字原畑 | 130戸 | 南相馬市 | 公募木造



135

南相馬市 | 高見町第一応急仮設住宅 | 南相馬市原町区高見町2丁目 | 73戸 | 南相馬市 | 公募木造



136

南相馬市 | 高見町第二応急仮設住宅 | 南相馬市原町区高見町2丁目 | 24戸 | 南相馬市 | 公募木造



137

南相馬市 | 桜井町第一応急仮設住宅 | 南相馬市原町区桜井町2丁目 | 46戸 | 南相馬市 | 公募木造



138

南相馬市 | 牛越第一応急仮設住宅 | 南相馬市原町区牛越字花屋 | 379戸 | 南相馬市 | 公募木造



139

南相馬市 | 八方内第一応急仮設住宅 | 南相馬市原町区大木戸字八方内 | 70戸 | 浪江町 | 公募木造



140

南相馬市 | 大鹿第一応急仮設住宅 | 南相馬市原町区大木戸字大鹿 | 118戸 | 南相馬市 | 公募木造



141 広野町 | 下北迫応急仮設住宅 | 広野町下北迫字東町 | 30戸 | 広野町 | 公募木造



新地町 | 新林応急仮設住宅 | 相馬郡新地町胸ヶ嶺字新林 | 58戸 | 新地町 | プレハブ組み立て



148

142 広野町 | 下浅見川応急仮設住宅 | 広野町下浅見川字坂田 | 16戸 | 広野町 | 公募木造



新地町 | 前田応急仮設住宅 | 相馬郡新地町胸ヶ嶺字前田 | 68戸 | 新地町 | プレハブ組み立て



149

143 川内村 | 下川内応急仮設住宅 | 川内村大字下川内字菅渡 | 50戸 | 川内村 | 公募木造



新地町 | すずめ塚応急仮設住宅 | 相馬郡新地町杉目字雀塚 | 57戸 | 新地町 | プレハブ組み立て



150

144 新地町 | 小川公園応急仮設住宅 | 相馬郡新地町小川字川向 | 111戸 | 新地町 | プレハブ組み立て



新地町 | かんご屋公園応急仮設住宅 | 相馬郡新地町杉目字雁小屋 | 126戸 | 新地町 | 公募木造



151

145 新地町 | 小川比原応急仮設住宅 | 相馬郡新地町小川字北原 | 23戸 | 新地町 | ハウスメーカー



いわき市 | 高久第一応急仮設住宅 | いわき市中央台高久2丁目 | 189戸 | いわき市 | プレハブユニット



152

146 新地町 | 広畑応急仮設住宅 | 相馬郡新地町大字福田字広畑 | 84戸 | 新地町 | プレハブ組み立て



いわき市 | 高久第二応急仮設住宅 | いわき市中央台高久2丁目 | 50戸 | 広野町 | プレハブ組み立て



153

147 新地町 | 作田応急仮設住宅 | 相馬郡新地町大字将木崎字作田 | 46戸 | 新地町 | プレハブ組み立て



いわき市 | 高久第三応急仮設住宅 | いわき市中央台高久2丁目 | 48戸 | 広野町 | プレハブ組み立て



154

155 いわき市 | 高久第四応急仮設住宅 | いわき市中央台高久2丁目 | 103戸 | 楢葉町 | プレハブ組み立て



156 いわき市 | 高久第五応急仮設住宅 | いわき市中央台高久2丁目 | 18戸 | 楢葉町 | プレハブ組み立て



157 いわき市 | 高久第六応急仮設住宅 | いわき市中央台高久1丁目 | 17戸 | 楢葉町 | プレハブ組み立て



158 いわき市 | 高久第七応急仮設住宅 | いわき市中央台高久3丁目 | 16戸 | 楢葉町 | プレハブ組み立て



159 いわき市 | 飯野応急仮設住宅 | いわき市中央台飯野3丁目 | 16戸 | 楢葉町 | プレハブ組み立て



160 いわき市 | 鹿島応急仮設住宅 | いわき市中央台鹿島2丁目 | 18戸 | 楢葉町 | プレハブ組み立て



161 いわき市 | 好間応急仮設住宅 | いわき市好間町上好間字急滑 | 62戸 | 富岡町 | プレハブ組み立て



162 いわき市 | 高久第八応急仮設住宅 | いわき市平上高久字大日作 | 123戸 | 楢葉町 | プレハブ組み立て



163 いわき市 | 高久第九応急仮設住宅 | いわき市平上山口字桃木沢 | 202戸 | 楢葉町 | 公募木造



164 いわき市 | 高久第十応急仮設住宅 | いわき市平上山口字下大沢 | 200戸 | 楢葉町 | 公募木造



165 いわき市 | 常磐迎第一応急仮設住宅 | いわき市常磐迎船町迎 | 62戸 | 広野町 | 公募木造



166 いわき市 | 常磐迎第二応急仮設住宅 | いわき市常磐迎船町迎 | 78戸 | 広野町 | 公募木造



167 いわき市 | 南台応急仮設住宅 | いわき市南台3丁目 | 259戸 | 双葉町 | プレハブユニット



168 いわき市 | 上荒川応急仮設住宅 | いわき市平上荒川字後沢 | 250戸 | 楢葉町 | プレハブ組み立て







福島県応急仮設住宅記録集
東日本大震災に係る「住まいの応急救助」

発行：令和2年3月
編集：福島県土木部



福島県応急仮設住宅記録集

福島県土木部

令和2年3月